

南山大学大学院

博士（地域研究）論文

題 目

アメリカニズムと退役軍人向け政策
—20世紀転換期から第二次世界大戦後の復興期までの埋葬・医療・雇用政策—

2024年1月17日

佐々木智美

目次

序章	1
第1章 退役軍人に関する政策決定過程	14
第1節 退役軍人に関する三つの政策変化の概要	14
第2節 退役軍人政策の決定機関と行政機関の変化	20
第3節 主要退役軍人団体の変化	24
第2章 アーリントン国立墓地政策と「愛国心」	28
はじめに	28
第1節 南北戦争	29
第1項 国立墓地政策の発展	30
第2項 アーリントン国立墓地の設立	33
第3項 20世紀転換期のアーリントン国立墓地政策	36
第2節 第一次世界大戦	48
第1項 世界大戦無名戦士の墓の設置	49
第2項 記念碑の建立	51
第3項 メモリアルデイ・サービスと退役軍人団体の協力	54
第3節 第二次世界大戦	56
第1項 戦没者の帰国	57
第2項 ハイファン付きアメリカ人兵士の埋葬	57
第3項 第二次世界大戦無名戦士の埋葬	63
まとめ	67
第3章 退役軍人医療政策と「反社会主義」	69
はじめに	69
第1節 南北戦争	71
第1項 負傷兵国立保護院の設立	71
第2項 民間医療従事者の活躍	74

第 3 項	20 世紀転換期と退役軍人保護院	76
第 2 節	第一次世界大戦	78
第 1 項	1917 年戦争リスク保険法	78
第 2 項	退役軍人病院制度の開始	86
第 3 項	1924 年世界大戦退役軍人法	88
第 3 節	第二次世界大戦	89
第 1 項	退役軍人病院制度の拡大	90
第 2 項	アメリカ医師会と退役軍人医療	94
まとめ	100
第 4 章	退役軍人雇用政策と「社会秩序」	102
はじめに	102
第 1 節	南北戦争	104
第 1 項	退役軍人の公職任命と 20 世紀転換期の公務員制度改革	105
第 2 項	負傷兵国立保護院と退役軍人への就業支援	106
第 2 節	第一次世界大戦	108
第 1 項	1918 年傷痍軍人リハビリテーション法の成立	110
第 2 項	大恐慌とボーナス行進	114
第 3 項	1940 年選抜徴兵法と国家資源計画局に代表される行政府の失業対策の取 り組み	119
第 3 節	第二次世界大戦	122
第 1 項	1944 年退役軍人優遇法	123
第 2 項	退役軍人向けの包括的な就学支援と就業支援	124
第 3 項	完全雇用実現への取り組み	127
まとめ	129
終章	131
参考文献	135

序章

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）国内に史上最大数の犠牲者を生み出した南北戦争が終結に近づいた 1865 年 3 月 4 日、エイブラハム・リンカーン大統領（Abraham Lincoln）は第二次大統領就任演説で国民に対して次のように語りかけた。「なんびとに対しても悪意をいだかず、すべての人に慈愛をもって、神がわれらに示し給う正義に堅く立ち、われらの着手した事業を完成するために、努力をいたそうではありませんか。国民の創傷を包み、戦闘に加わり斃れた者、その寡婦、その孤児を援助し、いたわるために、わが国民の内に、またすべての諸国民との間に、正しい恒久的な平和をもたらし、これを助長するために、あらゆる努力をいたそうではありませんか¹」。現在、演説を締めくくるこの一節は、アメリカ合衆国退役軍人省（United States Department of Veterans Affairs、以下 VA）の組織理念「To fulfill President Lincoln’s promise to care for those who have served in our nation’s military and for their families, caregivers, and survivors²」となり、国のために従軍した元兵士に対して国家が責任を負うことを全国民に伝える重要なメッセージとなっている。

アメリカの軍隊から除隊した元兵士（以下、亡くなった元兵士も併せて退役軍人と呼ぶ）には、その働きが愛国的であることから、特権的に国から様々な福利を受ける資格が保障されている。現在 VA によって提供されている退役軍人プログラムには、医療サービスや就職支援、障害補償、教育支援、職業訓練、住宅ローン、生命保険、遺族への支援そして埋葬に関する福利などがある³。これらの VA が取り扱う福利に加え、退役軍人に特化した公的年金プログラムや連邦・州政府の公務員試験における優遇措置がある。退役軍人であることによって個人が得られる福利は、その者の軍組織における階級や直面する健康問題

¹ Abraham Lincoln, “Inaugural Address,” The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/inaugural-address-35> (accessed December 25, 2023). 傍点は筆者の加筆である。訳は次を引用した。高木八尺、斎藤光訳「第二次大統領就任演説」『リンカーン演説集』（東京：岩波書店、1957）、156。

² U.S. Department of Veterans Affairs, “VA’s Mission,” <https://www.va.gov/icare/> (accessed December 25, 2023). 1959 年に VA の組織理念が定められたとき、その理念はリンカーン大統領の演説の原文を直接引用するかたちで「To care for him who shall have borne the battle, and for his widow, and his orphan」とされたが、この理念は現在の女性も含めた多様な軍の人員構成を反映していないとして、VA 公式ホームページに掲載の理念は本引用の文言に修正された（最終修正日は 2023 年 9 月 6 日）。退役軍人省長官デニス・マクドナ（Denis McDonough）の組織理念変更に関するコメントは次を参照。Mariana Alfaro, “Veterans Affairs modernizes mission statement based on Lincoln’s line,” *The Washington Post*, March 16, 2023, <https://www.washingtonpost.com/politics/2023/03/16/veterans-affairs-motto-abraham-lincoln/> (accessed December 25, 2023).

³ U.S. Department of Veterans Affairs, “Federal Benefits for Veterans, Dependents, Survivors, and Caregivers, 2023 Edition,” https://www.va.gov/opa/publications/benefits_book/2023_Federal_Benefits_for_Veterans_Dependents_and_Survivors.pdf (accessed December 25, 2023).

といった様々な条件によって異なり多様である。しかし、連邦政府の財源が、このように退役軍人といった特定集団に対象を限定して使われているというのは、建国時代から個人の自助努力と勤労、すなわち個人主義が重視されてきたアメリカでは異質なことである。これら退役軍人への福利およびサービスに割り当てられる国家支出は、2023 年度支出の 3.49 パーセントに上る⁴。

このように大きな連邦予算が割り当てられている重要性の高い政策であるにも関わらず、退役軍人に関する政策発展過程について十分に研究が行われているとは言えない。退役軍人のための社会復帰および戦没者顕彰のための政策は、医療、雇用、教育、年金、住宅ローン、埋葬など複数の分野にわたる。しかし、従来の退役軍人に関する政策発展過程の研究は、それぞれを独立した分野の政策として扱うか、もしくは 1944 年退役軍人援護法（通称、1944 年 G.I.法）のような複数分野にわたるプログラムを一括りに扱う政策発展研究にとどまっている。これら多岐にわたる政策を、退役軍人政策という大きな枠組みで捉えた上で、その中での個々の政策の発展の違いに注目する研究は限られている。

本論文は、アメリカ合衆国の退役軍人に関する三つの政策の政治過程を比較し、それら政策発展に違いを生むメカニズムを、政策発展過程における言説に着目し明らかにすることを目的とする。比較対象は、(1) アーリントン国立墓地政策、(2) 退役軍人医療政策、(3) 退役軍人雇用政策である。20 世紀転換期から第二次世界大戦後の復興期にかけての退役軍人に関する政策の発展過程とその支配的な言説に着目して、これら三つの政策を比較する。本論文で扱うこれら三つの退役軍人に関する政策が国の制度として拡大していくのは、20 世紀転換期を迎えてからのことである。20 世紀転換期における経済・社会構造の変化は、政治アクターらによって、コミュニティを基盤とした伝統的なアメリカの理想を掘り崩すものと理解され、自由・平等を標榜するアメリカニズムの理念が積極的に語られ始める契機となった。また、この 20 世紀転換期の変化には、アメリカが軍事力を基に領土を拡大したということも含まれた。帝国主義的にアメリカが国外へ軍事力を拡大していくことと同時に、国内では、建国の理念である自由や平等のために戦った兵士らに対して国がどのように報いるのか、という問いを生むこととなった。戦争という国家の非常時に兵士らが払った犠牲は一様ではなく、その異なる犠牲の形は、異なる主張や要求を生み、連邦レベル

⁴ アメリカにおける 2023 年度の国家支出 9.3 兆ドルのうち、上位 10 項目の割合は次の通りである。(1) メディケア 16.66%、(2) 社会保障 15.41%、(3) 国防 13.90%、(4) 医療 11.14%、(5) 資金運用利息 9.71%、(6) 所得保障 8.87%、(7) 一般政府 6.07%、(8) 退役軍人福利・サービス 3.49%、(9) 教育・訓練・雇用・社会サービス 3.19%、(10) 商業・住宅クレジット 2.08%。USASPENDING.gov, “FY 2023 Spending by Budget Function,” https://www.usaspending.gov/explorer/budget_function (accessed December 25, 2023).

での積極的な立法活動につながった。ただし、この 20 世紀転換期から第二次世界大戦後の復興期にかけて起きた三つの政策変化の違いを明らかにするためには、それ以前に見られる政策間の違いを整理し、その上に政策変化の過程を論じていくことが必要となる。従って、本論文では南北戦争を最初の転機として歴史的にそれぞれの政策発展過程を論じていく。南北戦争は、連邦からの離脱を宣言した南部連合軍（南軍）と連邦軍（北軍）によって戦われた内戦であり、一つの国であったアメリカが分裂する危険性をはらむ戦いであり、大量の退役軍人を生み出したという点に特徴を持つ戦争であった。

退役軍人政策に関する研究蓄積のなかで、制度的視点・歴史的視点の両点を視座にもつ代表的な先行研究には次のものが挙げられる。まず初めに、アーリントン国立墓地に関しては、政策形成過程を研究したものは限られていることを指摘しておきたい。ミック・マケリヤ（Micki McElya）は、アーリントン国立墓地の土地が墓地となる前の、建国期以前の歴史から 2010 年に至るまでの歴史的出来事を詳細に論じたアーリントン国立墓地の通史を著した⁵。リック・マーフィ（Ric Murphy）とティモシー・スティーブンス（Timothy Stephens）は、アフリカ系アメリカ人の歴史の視点から、アーリントン国立墓地の土地の所有者と利用のされ方の変遷を論じた⁶。これらは、アーリントン国立墓地をアメリカ史の中でどのように位置付けるかを考える点で、重要な研究である。

また、退役軍人医療政策の発展を退役軍人省の歴史的発展に関連づけて政策形成過程を論じた研究がある。退役軍人省は、1973 年から現在に至るまで、退役軍人医療部門（Veteran Health Administration、以下、VHA）、退役軍人福利部門（Veteran Benefit Administration）及び退役軍人墓地部門（Veteran Cemetery Administration）の三つの部門で組織が構成されている⁷。スザンヌ・ゴードン（Suzanne Gordon）は、VHA が医療サービス、医学研究、医学教育からなる三つの柱を持ち、アメリカ国内最大の医療ネットワークを構築するに至った歴史的背景を論じている⁸。

第二次世界大戦中に公的医療保険の必要性を訴える声が大きくなったが、実際には、戦時中から戦後の復興期にかけて退役軍人を対象とした公的医療サービスが拡大し、退役軍

⁵ Micki McElya, *The Politics of Mourning: Death and Honor in Arlington National Cemetery* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016).

⁶ Ric Murphy and Timothy Stephens, *Section 27 and Freedman's Village in Arlington National Cemetery: The African American History of America's Most Hallowed Ground* (North Carolina: McFarland & Company, Inc., 2020). Kindle.

⁷ U.S. Department of Veterans Administration, "VA History," U.S. Department of Veterans Affairs, https://www.va.gov/HISTORY/VA_History/Overview.asp (accessed January 1, 2023).

⁸ Suzanne Gordon, *Wounds of War: How the VA Delivers Health, Healing and Hope to the Nation's Veterans* (New York: Cornell University Press, 2018).

人以外の民間人には民間医療保険が普及した。アメリカ医療制度の発展を第二次世界大戦から戦後復興期までの政策変化が引き起こした経路依存性の中に位置付けて論じた研究として、山岸敬和の研究がある。山岸は、全ての国民を対象とした公的医療保険（国民皆保険制度）の導入が廃案となった理由について、アメリカ医師会が公的医療保険に反対し、戦前から存在した民間保険制度を支持したこと、また、初めは公的医療保険の導入を支持していた有力な労働組合が路線を変更して、労使交渉の一部に利用できる民間保険制度を支持したことを指摘した⁹。

シーダ・スコッチポル（Theda Skocpol）は、20世紀初頭のアメリカで労働者社会保険など社会政策の立法がなされなかった理由を、「国家＝中心アプローチ」の視点から南北戦争退役軍人年金政策の発展に関連づけて探究した¹⁰。アメリカは建国の時代から、「国家不在の状態（statelessness）」であり、政府の権力は連邦制度のもとに分散されていた¹¹。ヨーロッパ諸国が、中央政府が直接的な統治を可能とする国家であったのに対し、アメリカは「裁判所と政党からなる国家（a state of courts and parties）」であった¹²。南北戦争で負傷し、連邦政府の援助を必要とする退役軍人集団は、その時に政権を握っていた共和党にとって有力な票田であった。スコッチポルは、19世紀の共和党のパトロネージの支配による政党政治が、男性労働者に対する公的支出に否定的な印象を与えたとした。そして、男性労働者の保護を目的とする労働者向け社会保険が整備されず、女性の労働時間・最低賃金の規制や戦争孤児とその母親のための年金制度が拡大したと論じた¹³。

スコッチポルが国家の政体に着目したのに対して、キャサリン・フリードル（Kathleen Frydl）は、退役軍人政策の発展を、連邦政府機関の構造との関係において説明している。従来、制度研究者の間で、退役軍人省は連邦議会で決められた政策に関してプログラムを執行するという行政主体の役割のみが注目され、主にサイレント・アクターとして扱われてきた。しかしフリードルは、政策発展には大きな影響を与えないと考えられてきた退役軍人省が、実のところ1944年G.I.法の制度設計に影響を与えていたことを主張した¹⁴。G.I.

⁹ 山岸敬和『アメリカ医療制度の政治史：20世紀の経験とオバマケア』（名古屋：名古屋大学出版会，2016），78-83。ヨーロッパ諸国と対比して、アメリカで公的医療保険制度が確立されなかった理由については、ジェイコブ・ハッカー（Jacob S. Hacker）の次の著作に詳しい。Jacob S. Hacker, *The Divided Welfare State: The Battle over Public and Private Social Benefits in the United States* (New York: Cambridge University Press, 2002).

¹⁰ Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States* (Cambridge, MA.: Belknap Press on Harvard University Press, 1992).

¹¹ Skocpol, *Protecting Soldiers*, 67.

¹² Stephen Skowronek, *Building a New American State: The Expansion of National Administrative Capacities, 1877-1920* (New York: Cambridge University Press, 1982).

¹³ Skocpol, *Protecting Soldiers*, 522, 535.

¹⁴ Kathleen Frydl, *The GI Bill* (New York: Cambridge University Press, 2009), 11.

法の行政主体である退役軍人省のプログラム運営は、州レベルの支部に自由裁量権が与えられていた。フリードルは、G.I.法の制度が主として白人を中心に福利が渡るように設計された背景に退役軍人省の組織構造があるとした。そのことを理由の一つとして、G.I.法が第二次世界大戦後に退役軍人以外の民間人を含む包括的な社会政策には至らなかったことを指摘した¹⁵。

以上の先行研究は、国家や行政といった制度を説明変数に据えた研究であり、制度的ルールはアクターに内在的なものと理解される。この場合、利益団体などアクターの政治的行動 (political behavior) は、制度的ルールに拘束されるものと理解されるため、アクターが制度的文脈を生成し、また同時にその文脈を作り変える行為主体である側面は強調されない傾向にある。先行研究には、制度的ルールから政治過程を説明するのに、アクターが語りを通じて言説を作り変えることで退役軍人政策の発展に関与していく視点を加えた政策発展の記述は多くない。本論文は、退役軍人に関する制度変化について、制度に内在する制度的ルールの分析的視点にアクターの言説形成の分析的視点を加えることで、先行研究を発展させることを目指す。

また、退役軍人に関する異なる政策分野を比較することで、その政策発展過程の理解がより緻密なものとなると考えられる。政策・制度が引き起こす経路依存性に加えて、アメリカ建国の理念や利益団体の組織理念、戦時中に退役軍人団体が用いたレトリックに着目して退役軍人医療政策の政治過程を論じたものがある。山岸は 2013 年の論文で、後に述べる退役軍人団体であるアメリカン・リージョンの「100 パーセント・アメリカニズム」という組織理念に言及し、建国の理念である自由・平等を掲げて世界大戦を戦った兵士が、戦場から帰還した後には国からの援助を求めるという二律背反の議論を生んだことを指摘している¹⁶。退役軍人医療サービスは、第二次世界大戦中の共産主義やファシズムとの戦いという国際関係のなかでアメリカ医師会によって社会主義的医療 (socialized medicine) というレッテルを貼られた。山岸は、退役軍人団体が必ずしも常に政策決定の場で自らの利益を主張したわけではないと指摘した。その上で、組織理念に加えて、公的医療政策の立法をめぐる議論が起こった当時の国際関係も、利益団体がどのような政策を積極的に支持するかに影響を及ぼすと論じた¹⁷。この研究は、歴史的制度論 (historical institutionalism) の「政策・制度が政治を形成する」という主張に加え、利益団体がもつ観念的要素もまた、

¹⁵ Ibid., 24-5.

¹⁶ Takakazu Yamagishi, "War, Veterans, and Americanism: Political Struggle over VA Health Care after World War II," *The Japanese Journal of American Studies* 24 (2013): 145-64.

¹⁷ Ibid., 160-1.

政治を形成する要因となることを指摘した点で重要である。しかし、その主張は退役軍人を対象とする医療政策に研究の議論が限定されている。加えてこの論考では、制度変化が起こった要因として国際関係という文脈が強調されているが、その視座は歴史的制度論の主張する制度的ルールが作り出す文脈から政治現象を説明する点に依拠する。そのため、行為主体である政治アクターが制度的文脈の中で言説を作り変えるという側面からの説明はなされていない。筆者は、政治アクターが語る観念的要素が医療以外の政策分野に与える影響や、政策間の発展に違いを生み出すメカニズムを探ることが、より緻密な政策発展過程の理解に繋がると考えている。

以上のように、本論文が対象とする退役軍人政策についての先行研究は、それぞれ単体の政策分野における研究にとどまり、三つの政策パターンを比較して制度発展の違いを論証する研究はない。また、アメリカ政治の中で退役軍人は重要な地位を示してきたが、アメリカ研究において、政治学者による退役軍人に関する政策発展過程の研究は少ない。また、後に詳しく述べるが、本論文は、歴史的制度論の視座に加え、第四の新制度論と呼ばれる言説的制度論の視座を用いて、退役軍人政策の発展過程を考察する事例研究である。しかし、言説的制度論は、これまでの新制度論の理論上の問題を克服しようとするものの、未だ理論の確立は発展途上の段階にあると言える。本研究は、政策発展過程の理解に言説の視点を取り入れた制度理論を試みるという点において、既存の研究蓄積に貢献するものである。

ここで、退役軍人 (veteran) という用語について触れておきたい。アメリカでは、戦没将兵追悼記念日 (Memorial Day、以下メモリアル・デイ) とは別に、退役軍人の日 (Veterans Day) という国民の祝日がある¹⁸。メモリアル・デイは、戦争で国のために命を捧げ、亡くなった人々を追悼する日であるが、それに対して退役軍人の日は、戦時・平時に関わらず、亡くなった者も生きている者も、現役である者も除隊した者も、軍務に服した全ての者を讃える日とされている¹⁹。また、退役軍人の定義は法律にも定められている。この法律による退役軍人の定義は、軍務に関連する傷病を負った者、また不名誉除隊を受けずに軍務を終えた者を指し、従軍期間や傷病の重度など評価基準に応じて福利を得ることとなるプログラム対象者を定める前提となっている²⁰。国が有する軍で勤務する現役兵士は公人で

¹⁸ メモリアル・デイは5月の最終月曜日、退役軍人の日は11月11日である。

¹⁹ Katie Lange, "5 Facts to Know About Veterans Day," U.S. Department of Defense, November 5, 2018, <https://www.defense.gov/News/Feature-Stories/story/Article/1675470/5-facts-to-know-about-veterans-day/> (accessed December 29, 2023).

²⁰ Congressional Research Service "U.S. Department of Veterans Affairs: Who Is a Veteran?" prepared on November 2, 2022, Congressional Research Service, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47299>

あるが、彼らは除隊後に民間人となる。しかし、アメリカ社会には国民全体のために奉仕した退役軍人という集団が確かに存在し、それはまた同時に国のために犠牲を払った集団であるとも理解され、他の民間人とは区別した政策が講じられるのである。

以上のように定義される退役軍人らで構成される退役軍人団体は、アメリカ国民全体の責務を果たした者として、アメリカ社会において代表性を主張する文脈を作り出している。この退役軍人集団の代表性は特に、連邦議会における議員の数に表れている。従軍経験を持つ連邦議員は、第91議会（1969-70年）には約7割を占め、彼らは第一次世界大戦および第二次世界大戦の徴兵に応じた者たちであった²¹。このように退役軍人団体はアメリカ社会で代表性を主張するが、それと同時に、退役軍人を他の民間人とは異なるものとして社会に位置付ける文脈も生み出している。退役軍人団体の一つとして、前述した第一次世界大戦退役軍人らが創設した退役軍人団体アメリカン・リージョンが挙げられる。彼らは、その組織理念を以って「100パーセント・アメリカニズムの守護者²²」として自己を解釈しており、その組織が建国の理念である自由と平等のアメリカニズムを守るために戦ったアメリカ市民であることを強調しつつも、会員である退役軍人の利益を求める政治団体となっている。本論文では、制度的視点をもって政策発展過程を論じる上で、退役軍人団体を重要な政治アクターのひとつと位置付ける。

本論文は、埋葬と医療、そして雇用に関する三つの退役軍人政策の発展過程に違いを生むメカニズムを、制度的視座に立って理解しようとする事例研究である。そのため、どのように政策が生まれ、維持され、また政策変化が起こるのかという政策発展における政治現象を理解するための理論に関する先行研究について、触れておきたい。政治学者の間で、制度・政策発展と政治アクターの関係性をどう理解するかについては様々な議論がなされてきた。

まず初めに、歴史的制度論とは、1980年代以降、政治現象を行動主義理論で説明することに批判的な立場をとるかたちで発展した新制度論（new institutionalism）の一学派である²³。1970年代に盛んとなった行動主義理論は、自己利益に基づいて合理的選択をする個人

(accessed December 29, 2023).

²¹ Donald N. Zillman, “Where Have All the Soldiers Gone? Observations on the Decline of Military Veterans in Government,” *Maine Law Review* 49, no. 1 (January 1997): 88.

²² American Legion, “Preamble to the Constitution,” American Legion, <https://www.legion.org/preamble> (Accessed December 31, 2023).

²³ 新制度論は、行動主義理論以前に存在した制度論（old institutionalism、以下、旧制度論と呼ぶ）と対比して、新制度論（new institutionalism）と呼ばれている。旧制度論では、法律や官僚制といった公式的な制度的ルールから政治現象の説明がなされた。James G. March and Johan P. Olsen, “The New Institutionalism: Organization Factors in Political Life,” *The American Political Science Review* 78, no. 3. (1984): 738.

の投票行動や政治団体（以下、政策に関与する個人や政治団体をアクターと呼ぶ）の立法活動が、政策の生成、維持、変化に直接的に反映されるという視座に立って政治現象を説明しようとするものであった²⁴。それに対して新制度論は、アクターの行動が政策といった政治的帰結に結びつくまでの間に存在する「政治システム（political system）」によって政治現象を説明しようとするものであった。政治学者のジェイムズ・マーチ（James G. March）とヨハン・オルセン（Johan P. Olsen）は、1984年の論考で、アクターの行動は、この政治構造に内在する規範や秩序といったルールによって制約されると主張し、アクターの行動は政治構造内のこれらルールとの相互作用（process）に関連づけて理解されるべきであると主張した²⁵。このようにアクターの行動が直接政治現象に反映されるという見方に疑問を呈した新制度論は、政治学、経済学、そして社会学といった複数の学問領域の研究者によって応用されていった後、政治学者ピーター・A・ホール（Peter A. Hall）らの1996年の論文によって、次の三つの学派が新制度論の主軸であるとされた。政策発展過程の研究に制度的視座を与える新制度論を代表する三つの学派とは、歴史的制度論、合理的選択制度論（rational choice institutionalism）、そして社会学的制度論（sociological institutionalism）である²⁶。

本論文は、退役軍人政策の政策発展を三つの政策分野における支配的な言説に関連付けて歴史的に考察するために、三つの新制度論の流派の一つである歴史的制度論を分析枠組みに用いる。政治学者であるポール・ピアソン（Paul Pierson）は、政治的帰結に影響を与える政治過程を題材とした制度研究について、「歴史こそが重要である（history matters）²⁷」と主張した。歴史的制度論では、政治的現象を投票行動のような短期的視野ではなく、長期的視野に立って政治過程を説明する重要性が強調される²⁸。ピアソンの提唱する「正のフィードバックと経路依存性」、「タイミングと配列」そして「決定的転機」は、制度研究を長期的射程において説明する重要性を特に表している。

まず歴史的制度論が前提とするのは、制度が経路依存性（path dependence）という性質を持つということである。政策・制度は、一旦生成されると、その政策に関連するルールや利益団体が設置され、政策が長く存続するほど、一度生成された政策は変更されにくく

²⁴ Ibid., 734.

²⁵ Ibid., 740.

²⁶ Peter A. Hall and Rosemary C. R. Taylor, "Political Science and the Three New Institutionalisms," *Political Studies* 44 (1996): 936.

²⁷ Paul Pierson, "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics," *The American Political Science Review* 94, no.2 (2000): 253.

²⁸ Paul Pierson, *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 41-2.

なる。なぜなら、政策が存続すればするほど、そこで発生する利益は増し、その経路を途中で変更するときのコストは時間とともに増すからである²⁹。現在の経路を選択することによって利益が増すメカニズムは正のフィードバック（positive feedback）と呼ばれ、他の経路に切り替えるコストが生じる原因となる³⁰。次に、ピアソンは、この経路依存性を引き起こす理由について、タイミングと配列の存在を指摘した。政策・制度の帰結には、ある事象がいつ生じ、そしてどのような順序で展開されるかという時間的な配列が、大きな影響を及ぼすとされたのである³¹。この時間的配列が経路依存を引き起こし、アクターの行動を制約する³²。言い換えれば、どの事柄がどの順序で政治空間に発生したかという制度的文脈の違いが、アクターの行動を制約すると考えられるのである。最後に、ピアソンは制度変化について、外生的衝撃（exogenous shocks）が制度変化の触媒となって制度に変化が起こると説明した³³。このような衝撃を「長期的な歴史の場面展開³⁴」の決定的転機（critical juncture）として理解し、長期的な視座に立って制度展開を検証することが、歴史的制度論を用いて制度変化を説明する際の特徴である。

このように、歴史的制度論はアクターの行動が直接的に政策・制度の変化に影響を与えることを主張する行動主義的アプローチに異を唱えるかたちで発展した。しかし、制度的ルールがアクターの行動を制約するという歴史的制度論の主張は、制度や政策の安定性を説明できても、制度の漸進的な構造変化の説明としては不十分さが残った。その欠点を補うものとして、1990年代から制度研究に観念（idea）を取り入れる動きが生まれた³⁵。ここではアクターの利益や制度が政策決定に影響を与えるという従来の見方に代わって、観念が政策に関わる個人や利益集団といったアクターを介して利害を調整しながら政策決定

²⁹ ピアソンは、制度が持つ正のフィードバックと経路依存性の性質をキーボードの QWERTY 配列を例に説明している。QWERTY 配列は、その配列が登場した後、タイプライターなどの主要なキー配列として使用され続け、今やラテン文字を扱うほとんどのキーボードに用いられている配列である。もし、この配列（を使い続けるという既存経路）を変更し、別に新たな配列が選択されたとしたら、ユーザーに大きな負担を強いることになるということを制度の持つ経路依存性に例えている。Pierson, “Increasing Returns,” 254.

³⁰ Pierson, “Increasing Returns,” 251.

³¹ Paul Pierson 『ポリティクス・イン・タイム：歴史・制度・社会分析』粕谷祐子監訳（東京：勁草書房，2016），69-101.

³² ピアソンは例として、先にアメリカ医師会の支持で民間保険が定着し、医療産業が確立したことが、後のアメリカでの公的医療保険の導入を困難にしたことを挙げている。ピアソン 『ポリティクス』 92-99.

³³ Pierson, “Increasing Returns,” 264.

³⁴ Ibid., 176-86, 264.

³⁵ 観念の分析（ideational analyses）のアプローチが最初に注目されたのは、国際政治研究の分野であった。アルバート・S・イー（Albert S. Yee）は、1996年の論考で、ネオリアリズムやゲームの理論が政策決定過程における国際構造の複雑性を十分に説明できていないとして、規範や理念といった観念を再考する潮流が生まれたと言及している。Albert S. Yee, “The Causal Effects of Ideas on Policies,” *International Organization* 50, no. 1 (Winter 1996): 60-70.

に影響を与えると考えられた。しかし、観念と政策決定の因果メカニズムには、不明瞭な側面があった。社会政治学者ジョン・キャンベル (John L. Campbell) は、2002年の論文で、実社会において、政策決定の原因となるものは通常複数存在するため、観念が結果を必然的に作り出しているとは言えないとした。また、観念を用いた政治過程の分析は観念自体の分析に偏る傾向があり、観念から生ずる因果メカニズムの分析を十分に行えていない点を指摘した³⁶。国際政治学者のアルバート・イー (Albert S. Yee) は、制度研究に観念を取り入れる分析アプローチは、「観念こそが重要である (idea matters)」という共通認識はあるものの、「どのように観念が重要か」という議論に対して明確な回答を示していないと指摘した³⁷。この観念を用いた制度研究の問題点を、言説分析を取り入れることで克服しようとしたアプローチに、言説的制度論 (discursive institutionalism) がある。

政治学者であるヴィヴィエン・シュミット (Vivien A. Schmidt) は、観念を制度研究に取り入れる分析アプローチは、観念を文脈 (context) なしに解釈する点に問題があると指摘し、「観念と言説こそが重要だ (idea and discourse matter) ³⁸」として、観念と言説を用いて政治現象を説明することを目指した。今日、構成主義者 (constructivist) を中心に言説的制度論は第四の新制度論と位置付けられている³⁹。言説的制度論は、制度の生成・維持・変化といった政治的現実を、アクターが観念を用いて意味を生成する文脈 (meaning context) を構成する言説を用いて説明しようとする点に特徴がある⁴⁰。従来の新制度論では、アクターは制度的ルールによって拘束されるものと仮定されてきたため、アクターの政策発展における行為主体としての側面はさほど注目されてこなかった。他方、合理主義的視座を持つ制度論者は、制度やアクターの利益を客観的に実在するものとする前提に立って現実を理解しようとしてきた。これらの主張に対し言説的制度論は、アクターによって意味づけられた文脈において、制度やアクターの利益が観念化される側面を重視する⁴¹。さらに言説的制度論では、政策発展過程に登場するアクターは、物事を観念化し、言説を用いて政治的現実を構成する役割を担うものと再定義された。つまり、制度の存在は、アクターによって彼らの立場から語られることを通じて認識され、そして社会的に合意形成が達成される範囲で現実のものとなるのである。

³⁶ John L. Campbell, "Ideas, Politics, and Public Policy," *Annual Review of Sociology* 28 (2002): 21.

³⁷ Yee, "The Causal Effects of Ideas," 76-7.

³⁸ Vivien A. Schmidt, "Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse," *Annual Review of Political Science* 11 (2008): 305.

³⁹ *Ibid.*, 303.

⁴⁰ Vivien A. Schmidt, "Theorizing Ideas and Discourse in Political Science: Intersubjectivity, Neo-Institutionalisms, and the Power of Ideas," *Critical Review* 29, no. 2 (2017): 250.

⁴¹ *Ibid.*, 248-63.

言説的制度論者は、従来の歴史的制度論がアクターの行為が制度的ルールによって制約されるという側面を強調し、その結果、アクターの行為主体性が軽視される傾向にある点について批判的な立場をとる。つまり、言説的制度論では、アクターが制度的ルールに拘束される側面を持つことに加えて、彼らが個々に特有の思考や信条を持って物事を観念化することで文脈を生み出し、またその文脈を作り変えることのできる主体性 (subjectivity) を持つものと考えられるのである⁴²。このアクターが主体性を持つという言説的制度論の主張には、ミシェル・フーコー (Michel Foucault) による言説形成 (discursive formation) の見方が反映されている⁴³。フーコーは、あるものがどう語られるのか、その解釈は社会を構成する文脈によって大きく異なるという前提に立つ。その上で、フーコーが論じる主体は、規制や権力といった構造内に置かれる側面を持つと同時に、その文脈において自らが能動的に自己を語ることを可能とする主体性をもって言説を作り変えるという側面も合わせ持つ⁴⁴。アクターが観念化することによって生じる言説は、アクターの思考や行動に制約を課す。それと同時に、アクターが物事を観念化し語ることを通じて、その言説は意図的にアクターによって作り変えられるものでもある。シュミットは、政治現象の説明にアクターの主体性を取り戻すことが、断片的な政策変化の説明に陥りがちな歴史的制度論の欠点を補い、より動的に制度発展過程を捉えた説明に繋がる可能性を示したのである。

先に退役軍人という集団が他の民間人とは区別され、埋葬や医療、そして雇用を含む包括的な退役軍人プログラムが連邦政府によって特別に用意されていることについて触れた。そして退役軍人が、国民の祝日には集合的に顕彰され、アメリカ国民全体の責務を果たしたアメリカニズムの守護者として代表性を持つことについても既に言及した。しかし、退役軍人が国民国家を代表する特別な存在であるがために、他の民間人とは異なる退役軍人政策が形成され存続するという、退役軍人の特殊性に注目した説明では、包括的な退役軍人プログラムを構成する埋葬、医療、雇用といった異なる政策分野間における政策発展過程の違いは考慮されない。戦後に軍から除隊した兵士は民間人である。しかし、退役軍人に関する政策過程では、退役軍人の失業や健康問題、そして死者の追悼について、退役軍人以外の民間人とは異なる文脈が形成される。そこでは、民間人ならば個人の責任に帰

⁴² Schmidt, "Discursive Institutionalism," 316-7, 320.

⁴³ Martin B. Carstensen and Vivien A. Schmidt, "Power through, over and in Ideas: Conceptualizing Ideational Power in Discursive Institutionalism," *Journal of European Public Policy* 23, no. 3 (2016): 329.

⁴⁴ Michel Foucault, "The Subject and Power," *Critical Inquiry* 8, no. 4 (Summer 1982): 782-5; Robert M. Strozier, *Foucault, Subjectivity, and Identity: Historical Constructions of Subject and Self* (Detroit: Wayne State University Press, 2002). 内田隆三『ミシェル・フーコー：主体の系譜学』(東京：講談社現代新書, 1990), 192-3; Carstensen and Schmidt, "Power through, over and in Ideas," 320.

せられうる不利益や一個人の死が、退役軍人の場合には国民全体の関心事として認識され、また国民全体に向けて語られる。同じ退役軍人を対象とする政策であっても、雇用、医療、埋葬という異なる政策分野では、異なる言説が生じると考えられるのである。

以上の問題関心から、本論文は、連邦政府が関与する公共政策である三つの退役軍人政策、(1) アーリントン国立墓地政策、(2) 退役軍人医療政策、(3) 退役軍人雇用政策の間で、なぜ政策発展過程が異なるのか、を問いとする。そして、従来の歴史的制度論で指摘されてきた「政策・制度が政治を形成する」ことが退役軍人制度発展の要因となることに加え、「行為主体としてのアクターが言説を作り変える」ということも重要な要因となることを仮説とする。言い換えれば、この政策間比較によって、三つの退役軍人政策の政治過程に参加するアクターがどのような制度的文脈の中で言説を生じさせ、また既存の言説を作り変えたのかということが政策発展に違いを生む重要な要因となることを想定するのである。

本論文の分析対象は、三つの退役軍人政策の政策発展過程と、その政策形成の場に登場するアクターが生み出す言説である。そのため、政策アクターがどのような争点について、どのようなレトリックで議論をおこなっていたのか、そして作られた政策についてどのような説明のなされ方がされたのかを分析する。具体的には、一次資料として、議会公聴会の記録等政府刊行物、団体の刊行物、新聞等を分析する。加えて、アーリントン国立墓地政策、退役軍人医療政策、退役軍人雇用政策に関する史料と、利益団体及び行政主体の形成・発展に関する史料を二次資料として扱う。

本論文の第1章では、歴史的制度論の「政策・制度が政治を形成する」という主張を基に、退役軍人に関する政策決定過程を、政策変化、それに関わる政策決定機関および執行機関の変化、そして主要アクターの変化に分けて整理する。このことは、退役軍人に関する埋葬、医療、そして雇用政策の発展過程に違いを生むメカニズムを探究する前提となる。第2章から第4章では、三つの政策を比較して、その制度的文脈と言説の変化の違いを論じるために、各政策分野における政策形成の歴史的変遷に加えて、それぞれの政策に特徴的な制度的文脈とアクターによる言説形成の過程を論じていく。第2章では、アーリントン国立墓地政策の歴史的変遷に加えて、政治アクターによって埋葬に関する事柄が語られるなかで「愛国心」の言説が作り変えられていく過程を論じる。第3章では、退役軍人医療政策の歴史的変遷に加えて、アメリカ医師会によって語られた「反社会主義的」な観念が、政治アクターによる退役軍人医療サービスに関する事柄の語られ方と言説形成にいか

に影響を及ぼしたかを論じる。第4章では、退役軍人雇用政策の歴史的変遷に加えて、政治アクターが雇用に関する事柄を語るなかで「社会秩序」の観念が言説の形成に影響を及ぼしたことを論じる。終章では、制度的文脈と言説に着目して、三つの退役軍人政策の政策発展過程を比較し、アメリカニズムの言説と退役軍人に関する政策発展の因果関係について検討する。

第1章 退役軍人に関する政策決定過程

ある、若くして第二次世界大戦で従軍した経験をもつ退役軍人は、彼と同世代である退役軍人の特徴について次のように語った。「個人の責任感と誠実さへのコミットメントが、この世代の特徴である。戦争が勃発した当時、若者たちはそうした価値観を身につけたのだ⁴⁵」。このように退役軍人が自身を、全国民を代表して責任を果たした者、つまりアメリカニズムの守護者として位置づけ、退役軍人の立法過程に関与していく背景を理解するには、その制度的文脈を明らかにする必要がある。従って本章では、歴史的制度論の「政策・制度が政治を形成する」という主張を基に、退役軍人に関する政策決定過程を、政策変化、それに関わる政策決定機関および執行機関の変化、そして主要アクターの変化に分けて整理する。このことは、退役軍人に関する埋葬、医療、そして雇用政策の発展過程の違いを生むメカニズムを探究する前提となる。

すでに述べたように、一旦政策・制度が生成されると、その政策に紐づくルールや受益者団体が設置され、政策が長く存続するほど一度生成された政策は変更されにくくなる。この経路依存性は政策が存続していくに従って、受益者団体の政策から受ける利益が増す要因となっている。従来の制度研究では、政策・制度が様々な利益を追求するアクターらを活動的にさせ、これら集団や個人の異なる要求によって生じる政治的争いの累積で制度が発展していく過程の研究が為されてきた⁴⁶。長期的射程で政策発展過程を理解し、三つの政策間に生じる違いを明らかにするためには、政策と決定機関および執行機関と主要アクターの歴史的变化について整理することが重要となる。

第1節 退役軍人に関する三つの政策変化の概要

歴史的制度論では、政策発展を長期的視野から分析することが重要とされる。そのため、ここで南北戦争期を最初の転機として第二次世界大戦戦後の復興期にかけてのアーリントン国立墓地政策、退役軍人医療政策、および退役軍人雇用政策の三つの政策変化を概観する。それは、三つの政策展開がどのように異なるか、つまり、三つの政策間比較において、制度的文脈を構成する制度展開の時間的配列上のタイミングの違いを生むメカニズム

⁴⁵ Tom Brokaw, *The Greatest Generation* (New York: Random House, 2000), Kindle.

⁴⁶ Jacob S. Hacker, *The Divided Welfare State: The Battle over Public and Private Social Benefits in the United States* (New York: Cambridge University Press, 2002), 25.

を論じる上で、必要な前提となる。

アーリントン国立墓地政策

本論文では、アーリントン国立墓地政策を、連邦政府の管轄下にある退役軍人埋葬政策として位置付ける。退役軍人埋葬政策は、戦争で亡くなった退役軍人（戦没将兵）のための政策である。そしてアーリントン国立墓地政策は、アーリントン国立墓地の施設管理や、被埋葬者の規定を含めた諸政策を指す。アーリントン国立墓地が墓地となる前、その土地は、南北戦争の南軍指揮官であったロバート・リー将軍（Robert E. Lee）とその家族が個人的に所有する大規模農園地であった。その土地は、南北戦争中に成立した三つの法律により連邦軍に接収され、国立軍用墓地になった⁴⁷。一つ目の法律は、1861年8月6日に成立した私有財産押収法（Confiscation Act）である。この法律により連邦軍は、南部連合諸州の独立を支えるために使われるあらゆる所有地や財産を押収することを許可された⁴⁸。二つ目の法律は、1862年6月7日に成立した、反逆地域の徴税に関する法律（Act for the Collection of Taxes in the Insurrectionary Districts）である。この法律は、財産の所有税が支払われなかった場合に、連邦政府が土地を押収し公的な競売にかけることを許可するものであった⁴⁹。三つ目の法律は、1862年7月17日に成立した墓地公認法である。この法律は包括法（Omnibus Act）であり、多様な題目の法案を取り扱い範囲に含んだものであった⁵⁰。この法律の第18節により、合衆国大統領は、「国のために亡くなった兵士のために」国立墓地として使用するための土地を購入することが許可された⁵¹。

これにしたがって南北戦争中の1864年1月6日、リンカーン大統領は連邦政府が大農園を購入するよう命じた。1864年5月より連邦軍の死者の埋葬が開始され、同年6月15日に、その土地は連邦軍のための軍用墓地として正式に連邦政府によって所有されることとなった⁵²。アーリントン国立墓地はこの時点で、連邦軍（北軍）に従軍して亡くなった兵士を対象とする墓地であり、南部連合軍（南軍）に従軍した退役軍人は被埋葬対象者とさ

⁴⁷ Murphy and Stephens, *Section 27*.

⁴⁸ *An Act to Confiscate Property Used for Insurrectionary Purposes*, 37th Cong., 1st sess., *U.S. Statutes at Large* 12, Chap 60 (August 6, 1861): 319.

⁴⁹ Cynthia G. Fox, “Income Tax Records of the Civil War Years,” National Archives, <https://www.archives.gov/publications/> (accessed December 31, 2022).

⁵⁰ Dean W. Holt, *American Military Cemeteries*, 2nd ed. (North Carolina: McFarland Publishing, 2009), 1.

⁵¹ U.S. Department of Veterans Affairs, “The National Cemetery Administration,” VA: US Department of Veterans Affairs, <https://www.va.gov/opa/publications/celebrate/nca.pdf> (accessed December 31, 2022); Holt, *American Military Cemeteries*, 1.

⁵² McElya, *The Politics of Mourning*, 95.

れなかった。アーリントン国立墓地は、一つの連邦を分裂の危機から救うために戦った北軍退役軍人のための墓地として誕生したのである。

南北戦争から約 30 年という期間を置いて勃発した米西戦争が戦われる中、アメリカ国外で亡くなった兵士の遺体を国へ連れ帰るということは、アメリカ陸軍の方針であった⁵³。その方針に従い、新しい陸軍規則 (army regulation) では亡くなった兵士を身元確認した上で、一時的な埋葬を行うことが定められた。アーリントン国立墓地は、この一時的な埋葬を行う墓地とされた。1902 年、利益団体の請願による最初の記念碑がアーリントン国立墓地に建てられた。米西戦争記念碑 (Spanish-American War Memorial) である。アメリカ植民地婦人会 (National Society of the Colonial Dames of America) が資金を集め、米西戦争の記念碑および墓標の設置を検討するための執行部 (Executive Committee for the Spanish War Memorial and Marker) を設置した。彼らの提案は陸軍軍需係将校 (Army's quartermaster) と陸軍長官によって認可された⁵⁴。1915 年には南軍記念碑 (Confederate Monument) が建てられ、1932 年には、ワシントン D.C. のナショナル・モールと、ポトマック川対岸に位置するアーリントン国立墓地をつなぐメモリアル・ブリッジが建設された。

第一次世界大戦は総力戦を要する戦いであった。1921 年 3 月に連邦議会が海外墓地からアメリカ人戦没者を引き取る法案 (Repatriation Act) を通し、ヨーロッパで戦死した兵士らがアーリントン墓地に再埋葬された。同年に第一次世界大戦無名戦士の墓 (Tomb of the Unknown Soldier) が建てられ、一名の無名戦士の遺体が第一次世界大戦戦没者の象徴として祀られた⁵⁵。1936 年には、メモリアル・デイの合同慰霊祭の費用の一部を連邦政府が負担する法案が提出された⁵⁶。また、陸軍看護師団 (Army Nurse Corps) と海軍看護師団 (Navy Nurse Corps) が名を連ねてアーリントン国立墓地に記念碑の建立を求め、1938 年、女性戦没者を象徴する初めての従軍看護師記念碑の除幕式が行われた。

第二次世界大戦後、1946 年から世界各地でアメリカ人兵士の遺体の収集が始まり、アーリントン国立墓地での埋葬が行われた⁵⁷。その被埋葬者には、かつて国への忠誠を疑われ

⁵³ Arlington National Cemetery, "The Tomb of the Unknown Soldier," Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore, <https://www.arlingtoncemetery.mil/Explore/Tomb-of-the-Unknown-Soldier> (accessed January 2, 2023).

⁵⁴ Arlington National Cemetery, "Spanish-American War Memorial," Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore, <https://www.arlingtoncemetery.mil/Explore/Monuments-and-Memorials/Spanish-American-War> (accessed January 2, 2023).

⁵⁵ McElya, *The Politics of Mourning*, 170-85.

⁵⁶ *A Bill to Aid the Veteran Organizations of the District of Columbia in Their Joint Memorial Day Services at Arlington National Cemetery and Other Cemeteries on and Preceding May 30*, H.R.10388, 74th Cong., 2d sess., *Congressional Record* 80 (January 20, 1936): 770.

⁵⁷ *Ibid.*

た 1948 年の第 442 部隊の日系アメリカ人兵士の埋葬や、メキシコ系アメリカ人兵士、アメリカ先住民兵士の埋葬が含まれた。また、人種を理由に故郷での埋葬を断られた戦没者らも、アーリントン国立墓地に埋葬された⁵⁸。また、第一次世界大戦無名戦士の墓に加えて、第二次世界大戦と朝鮮戦争の無名戦没者 2 名の遺体が無名戦死の墓に埋葬された⁵⁹。

退役軍人医療政策

退役軍人医療政策は、戦地から生きて帰還した退役軍人をいかに従軍前の健康状態に戻すかを課題とする政策である。1865 年 3 月 3 日に制定された法律によって、南北戦争中に負傷または疾病を患った退役軍人を対象とした負傷兵国立保護院（National Asylum for Disabled Volunteer Soldiers and Sailors）が設置された⁶⁰。この保護院では、退役軍人であればその疾病の原因に関わらず、誰もが手当を受けることができた。しかし、そのサービスは、保護院に居住する者に限られた⁶¹。南北戦争以前、連邦政府が運営する軍用保護院は二つ存在した⁶²。一つ目は、貧困状態にある障害を持った陸軍の退役軍人を対象とした保護院（U.S. Soldiers' Home）であった。それは、ワシントン D.C. を拠点とする保護院であった。二つ目は、障害を持つ海軍の軍人を対象としたフィラデルフィア海軍保護院（Naval Home in Philadelphia）であった。これらに加え、1900 年までには、南北戦争の負傷兵を対象とする負傷兵国立保護院が全国に 8 ヶ所建設された⁶³。

1917 年 10 月 6 日、戦争リスク保険法（War Risk Insurance Act）の修正が行われた⁶⁴。この修正では、第一次世界大戦で従軍し負傷した退役軍人がプログラム対象者とされた。これには医療のみでなく、義足などの提供も含まれた。元々、医療サービスは、戦争リスク保険局の医療部門（medical division of the Bureau of War Risk Insurance）の支配下に置かれて提供されていた⁶⁵。この法律は、軍務中に負傷した退役軍人を補償の対象とするものであり、負傷せずに帰還した退役軍人に対しての社会補償政策は立法されなかった。

⁵⁸ Ibid., 217-21.

⁵⁹ Ibid., 228-30.

⁶⁰ Gustavus A. Weber and Laurence F. Schmeckebier, *Veterans' Administration, Its History, Activities and Organization* (Washington, DC: Brookings Institution, 1934), 209.

⁶¹ Ibid., 153.

⁶² Carol R. Byerly, "Army Sanctuary for Tubercular Veterans: Veterans' Health Care before the Veterans Bureau," in *Veterans' Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States* (Gainesville: University Press of Florida, 2015), 13.

⁶³ 8 ヶ所とは、メイン州、オハイオ州、ウィスコンシン州、ヴァージニア州、カンザス州、カリフォルニア州、インディアナ州、オレゴン州である。Trevor K. Plante, "The National Home for Disabled Volunteer Soldiers," National Archives, <https://www.archives.gov/publications/prologue1/2004/spring/soldiers-home.html> (accessed December 30, 2022).

⁶⁴ Weber and Schmeckebier, *Veterans' Administration*, 154.

⁶⁵ Ibid.

第一次世界大戦から第二次世界大戦の間に、退役軍人医療サービスの規模が拡大した。1921年8月9日、退役軍人局（Veterans' Bureau）が設置され、その下で世界大戦の退役軍人の救済活動が行われるようになった⁶⁶。さらに、戦争リスク保険法が修正され、退役軍人局に全ての機能がまとめられ、戦争リスク局が廃止された。1924年には、世界大戦退役軍人法（World War Veterans Act of 1924）が立法された。この法律により、それまで除外されていた軍務に直接関係しない原因の障害を持つ退役軍人へとプログラム対象者が拡大された⁶⁷。これら対象者は、陸軍や海軍から既に除隊した者に限られ、従軍中の兵士は陸軍省と海軍省の病院で治療を受けることとされた⁶⁸。1930年には、米西戦争の従軍医師や看護師といった兵士以外の従軍者へ退役軍人医療サービスのプログラム対象者が拡大された⁶⁹。1933年に、第73連邦議会で制定された公法第2号とその修正案および大統領の行政命令に基づいて発行された退役軍人規則が、現在の退役軍人局が運営する病院および医療プログラムを網羅する基本法となり、退役軍人病院システムが正式に誕生した⁷⁰。

第二次世界大戦中に、1944年G.I.法が立法された。この法律は、第二次世界大戦で戦地から帰還した退役軍人への医療サービスの提供、就学支援や就職支援、失業補償などが含まれる社会再統合のための社会政策パッケージであった。ここでは、退役軍人病院の建設の予算として5億ドルが確保された⁷¹。1946年、公法第293号によって、退役軍人省に医療看護局（Department of Medicine and Surgery）が設置された。この法律により、政府によって運営される公的な退役軍人病院に優秀な医療従事者を雇い入れることが可能となった。1948年までに、125の退役軍人病院が建設された⁷²。

退役軍人雇用政策

本論文では、「雇用政策」について、雇用を増やすための社会保険や労働時間などの法的規制といった狭義の意味ではなく、職業訓練や教育などの社会復帰を含めたより広義の意味として定義する。従って、本論文で言及する退役軍人政策には、連邦レベルにおける

⁶⁶ Ibid., 161.

⁶⁷ Richard S. Jones, *A History of the American Legion* (New York: the Bobbs-Merrill Company, 1946), 138.

⁶⁸ Weber and Schmeckebier, *Veterans' Administration*, 154.

⁶⁹ Ibid., 166-9.

⁷⁰ The American Legion, "The American Legion 1st National Convention: official program, 1919," American Legion Digital Archive, <https://archive.legion.org/node/8050> (accessed November 23, 2023): 12.

⁷¹ "Servicemen's Readjustment Act (1944)," National Archives, <https://www.archives.gov/milestone-documents/servicemens-readjustment-act#:~:text=Signed%20into%20law%20by%20President,WII%20and%20later%20military%20conflicts> (accessed December 30, 2022).

⁷² U.S. Department of Veterans Administration, "VA History," U.S. Department of Veterans Affairs, <https://www.va.gov/HISTORY/VAHistory/Overview.asp> (accessed December 31, 2022).

退役軍人への (1) 公職の優遇、(2) 連邦政府による失業対策、そして (3) 職業訓練及び就学支援の提供の三つの分野を包括して退役軍人雇用政策と呼ぶ。退役軍人雇用政策は、戦地から生きて帰還した退役軍人をいかにアメリカ社会に生産性を持つ個人として再統合するかを課題とする政策である。

南北戦争が終戦を迎える 3 ヶ月前、1865 年 3 月 3 日に、議会の共同決議によって改訂法 (Revised Statutes) 1754 条項が成立した。この改訂法は、連邦政府の公職任命の際に、従軍を理由に退役軍人を優遇する最初の法律であった⁷³。これは、南北戦争の従軍中に負傷または疾病を患ったことを理由に陸軍または海軍から除隊した兵士を対象とするものであった。またこの対象は連邦軍の兵士として戦った兵士に限られた。ここに定められた法律は、これら退役軍人が任務遂行に必要な業務能力を有すると認められる場合に限り、連邦政府が彼らを文官として優先して任命することを可能とした。

南北戦争の当時、連邦政府の文官を一律に採用することを検討する公務員試験のような仕組みは存在しなかった。そのため、この雇用に関する優遇措置は、各政府機関の任命担当者が個々に与えるものであった⁷⁴。1871 年 3 月 3 日に、ユリシーズ・グラント大統領政権下 (Ulysses S. Grant) でアメリカにおいて初めての公務員法 (Civil Service Act) が成立した。この法律は、獵官主義 (spoils system) に基づく連邦公務員職の採用方法の見直しを目指すものであった。この法律により初めて、大統領によって指名された三名の委員 (commissioner) からなる公務員人事委員会 (Civil Service Commission) が設置され、連邦政府機関における文官採用を検討する仕組みが導入されることとなった⁷⁵。公職に関する雇用優遇の他、傷病を負った兵士のために設立された国立保護院では、北軍退役軍人に対して医療的治療が提供される以外に、農作業など就労機会が用意され、彼らは就労準備プログラムや作業療法プログラムを受けた。

第一次世界大戦後の 1919 年 3 月 3 日、1919 年国勢調査法 (Census Act of March 3, 1919) によって、退役軍人雇用政策のプログラム対象者が拡大された⁷⁶。1865 年改訂法は、軍務を理由とする障害または疾病を患った退役軍人が優遇の対象者であった。それに対し、1919 年国勢調査法は、既存の優遇対象者に加え、障害を持たない退役軍人、海外の戦地に

⁷³ United States Civil Service Commission, *History of Veteran Preference in Federal Employment, 1865-1955* (Washington, DC: United States Civil Service Commission, 1956), 1.

⁷⁴ Ibid.

⁷⁵ Leonard D. White, "The Civil Service Commission in the United States," *Progress in Public Administration* 1, no.4 (1928), 419-27.; United States Civil Service Commission, *First Annual Report of the United States Civil Service Commission, 2nd ed* (Washington, DC: US Government Printing Office, 1884).

⁷⁶ US Civil Service Commission, *History of Veteran*, 5.

赴任しなかった退役軍人、および傷痍軍人の妻が優遇対象に追加された。

1918年6月27日には、傷痍軍人リハビリテーション法(Soldier Rehabilitation Act of 1918)が立法された⁷⁷。この法律によって、連邦政府による第一次世界大戦傷痍軍人のための職業訓練プログラムが用意された。この法律は、戦争で障害を持った退役軍人に復職支援(rehabilitation aid)を提供する目的で立法され、傷痍軍人は、毎月90ドルから145ドルの就職支度金を受け取ることが可能となった他、教育機関での学費や書籍代等の諸費用が支給された⁷⁸。以上のように、第一次世界大戦では、障害を持った軍人をプログラム対象者とする雇用政策が形成されたが、障害を持たず健康な状態で除隊した退役軍人に対して、公職の優遇以外の就職支援や就学支援を提供する政策は形成されなかった。

第二次世界大戦中に退役軍人優遇法(Veterans' Preference Act of 1944)が制定された。従来、退役軍人の公職採用に関する優遇は、大統領令や行政命令を根拠に為されていたが、退役軍人優遇法で初めて、退役軍人の雇用に関する優遇が、連邦レベルで法的に認可された⁷⁹。この法律では、1919年国勢調査法に定められたプログラム対象者の縮小が為された。障害を持たない退役軍人、海外の戦地に赴任しなかった退役軍人はプログラムの対象外とされ、傷痍軍人の妻は55歳以上であることが条件とされた。退役軍人への雇用の優遇には、競争率の高い連邦政府機関における役職への指名、役職への復職、再雇用、従軍期間中の給料の維持などが含まれた⁸⁰。また、同年に1944年退役軍人援護法(G.I.法)が制定された⁸¹。G.I.法は、包括的な退役軍人のための社会復帰プログラムとして立法され、退役軍人病院の病床数拡大の他に、退役軍人に対して就学・職業訓練プログラムが提供されることとなった。第一次世界大戦では、健康な退役軍人のための社会復帰プログラムが立法されなかったのに対し、第二次世界大戦では、健康な退役軍人をも含めた包括的な雇用政策が立法された。

第2節 退役軍人政策の決定機関と行政機関の変化

⁷⁷ この法律はジョージア州選出の民主党上院議員スミス(M. Hoke Smith)と、フロリダ選出の民主党下院議員(William Joseph Sears)の名前を取ってスミス=シアーズ法(Smith-Sears Act)とも呼ばれている。

⁷⁸ Olson, *The G.I. Bill*, 7. この法律には、このような職業リハビリテーションに加え、障害の治療のための費用援助を与える医学的リハビリテーションも含まれた。

⁷⁹ Ibid., 15.

⁸⁰ Ibid., 16.

⁸¹ Ibid., 114.

政策が歴史的に変化する一方で、政策決定機関も変化する。新たな政策によって新たな機関が生まれることもあるが、既存の機関が新たに政策を作り出す可能性もある。そこで、以下に政策決定機関の変化を整理する。

アーリントン国立墓地政策に関する決定機関

アーリントン国立墓地は、陸軍省（War Department）管轄の下、南北戦争の北軍兵士のための共同墓地として設置された。1865年3月3日、第38連邦議会において「避難民、解放民及び放棄土地局（Bureau of Refugees, Freedmen, and Abandoned Lands、以下解放民管理局）」が陸軍省内に設置され、この下でアーリントン国立墓地が管理されることとなった。この局は、南北戦争中に解放された、かつて奴隷にされたアフリカ系アメリカ人の難民や、戦争中に放棄され、政府によって押収された土地に関する事柄の管理を目的として作られた機関であった⁸²。現在も、アーリントン国立墓地に誰を埋めるべきかという被埋葬者に関する規定の決定、及び墓の管理・運営は陸軍省（Department of Army）によって行われている。そして、その権限と責任は陸軍長官（Secretary of Army）に委ねられている⁸³。合衆国法律集（United States Code）のタイトル10、セクション7721には陸軍長官の権限と責任が記載されている⁸⁴。そこにはまず初めに、アーリントン国立墓地とソルジャーズ・ホーム墓地（Soldiers' and Airmen's Home National Cemetery）の二つの墓地について、陸軍長官は、墓の維持管理や資金調達の権限を持つことと記されている。また、これらの墓地の行政管轄は陸軍省本部の下にあるとされ、陸軍長官は、墓地を管理するために必要な規則及び方針を定める権限を持つとされている。そして、陸軍長官は、議会の国防委員会（Congressional Defense Committees）と、上下両院の退役軍人課題検討委員会（Committees on Veterans' Affairs）へアーリントン国立墓地の維持管理、運営、建設に関わる必要な年次予算案を提出することが義務付けられている。このように、アーリントン国立墓地政策に関わる予算配分の決定権は連邦議会にある。しかし、退役軍人病院を運営するための退役軍人医療政策や、教育機関や職業訓練機関と関わる退役軍人雇用政策と比べると、その予

⁸² U.S. Senate, "Freedmen's Bureau Acts of 1865 and 1866," U.S. Senate, <https://www.senate.gov/artandhistory/history/common/generic/FreedmensBureau.htm> (accessed January 3, 2023).

⁸³ Arlington National Cemetery, "Federal Rulemaking Process," Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore, <https://www.arlingtoncemetery.mil/About/Proposed-Revised-Eligibility-Criteria> (accessed January 3, 2023).

⁸⁴ U.S. House of Representatives, "Section 7721. Authority and Responsibilities of the Secretary of the Army," Office of the Law Revision Counsel United States Code, <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title10-section7721&num=0&edition=prelim> (accessed January 4, 2023).

算額の規模は小さい。

退役軍人医療政策と雇用政策に関する決定機関

退役軍人医療政策と退役軍人雇用政策が制度的に拡大したのは、1921年に退役軍人局が連邦政府内に設置され、退役軍人のための社会復帰政策を包括的に扱う行政機関が整備されてからのことである。行政機関が整備される前は、退役軍人に関する課題は対症療法的に検討された。1990年1月11日、第101連邦下院議会が『退役軍人の立法に関する下院議会委員会の歴史（History of House Committees Considering Veterans' Legislation）』を発行した⁸⁵。この報告書は、1964年に連邦議会図書館（Library of Congress, Legislative Reference Service, American Law Division）によって準備され、1989年に議会調査局（Library of Congress, Congressional Research Service, Government Division）によって改訂された。この報告書によると、退役軍人に関する立法は、1946年に退役軍人問題検討委員会（Committee on Veterans' Affairs）が設置されるまで、退役軍人問題に特化した常設の委員会ではなく、その都度臨時的に用意された委員会で政策の検討・立案が為されてきたことが分かる。

アメリカ建国初期、退役軍人に関する政策は下院議員全員で検討されるものとされ、退役軍人に関する問題を個別に議論するための常任委員会は存在しなかった⁸⁶。退役軍人に関する課題を議論するには、まずその要旨が下院議員全体によって同意される必要があった。政策の詳細については、下院議会で要旨が承認された後に、選出された議員から成る臨時委員会が設置され決められた。この政策決定の仕組みにより、何十もの退役軍人に関する課題を扱う特別委員会が下院議会に設置された⁸⁷。

下院議会で最初に退役軍人に関する問題を扱った常任委員会は、1794年11月13日にできた請求委員会（Committee on Claims）であった。この常任委員会は、土地の所有権や年金といった諸制度を検討することを目的として作られた。この委員会は、土地の所有権や年金の他、全ての退役軍人に関する立法の審議、処理、決定を委託された。

1813年12月22日に、年金と独立戦争に関する請求委員会（Committee on Pensions and Revolutionary Claims）が設置された。この委員会では、独立戦争で戦った軍人からのあらゆる請願や退役軍人年金に関する問題が検討された⁸⁸。報告書によると、1813年以降、退

⁸⁵ Committee on Veterans' Affairs. *History of House Committees Considering Veterans' Legislation* (Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1990).

⁸⁶ 退役軍人に関する政策は、全院委員会（Committee of the Whole）で検討及び立案された。

⁸⁷ Committee on Veterans' Affairs, *History of House Committees*, 1-2.

⁸⁸ Committee on Revolutionary Pensions, "U.S. House of Representatives. Committee on Pensions and Revolutionary War Claims. 12/22/1813-12/9/1825." National Archives Catalog,

役軍人問題に関する対策は、下院議会が時に応じて委員会を臨時的に作り、必要とされる課題や立法について議論がなされた。

1924年1月18日、世界大戦退役軍人立法検討委員会（Committee on World War Veterans' Legislation）が設置された。この委員会の立法権限の範囲には、米西戦争、フィリピン独立革命および義和団の乱（Boxer Rebellion）までの世界戦争を対象とする戦争リスク保険などが含まれた⁸⁹。1939年1月3日に委員会の立法権限の範囲は拡大され、前述した三つの戦争に関する退役軍人年金も対象に含むこととなった。この時、退役軍人に関わる立法府の委員会は、世界大戦退役軍人立法検討委員会を含めて三つ存在した⁹⁰。あとの二つは、傷病年金委員会（Committee on Invalid Pensions）と戦争に関する請求委員会（Committee on War Claims）であった。

1946年に立法府組織改革法（Legislative Reorganization Act of 1946）によって、下院議会に退役軍人問題検討委員会（House Committee on Veterans' Affairs）が設置された⁹¹。この委員会の立法権限の範囲は以下のように定められた⁹²。それは、1) 退役軍人に関わる諸問題全般、2) アメリカに関わる全ての戦争に関する年金、3) 連邦政府の生命保険、4) 退役軍人への補償・職業リハビリテーション・教育、5) 退役軍人病院・医療サービス、6) 兵士と海兵のための民事救済、7) 退役軍人の社会復帰、以上の7つである⁹³。この委員会は当初27名の委員で構成するものとされたが、実際的人数は、議会の会期ごとに変更された。

1921年4月19日、財務長官が行政命令を発行した。この命令は、当時パブリック・ヘルス・サービス（Public Health Service）が担当していた病院の運営以外の業務を戦争リスク保険局（Bureau of War Risk Insurance、以下 BWRI）へ移すものであった。それと同時に、連邦職業教育委員会（Federal Board for Vocational Education、以下 FBVE）の指揮官と BWRI の指揮官との間の合意の下で、FBVE のリハビリに関する業務に関して BWRI との連携が約束された。

1921年8月19日に制定された法律で、退役軍人局が創設された⁹⁴。それとともに、BWRI

<https://catalog.archives.gov/id/10460128> (accessed January 2, 2023).

⁸⁹ Committee on Veterans' Affairs, *History of House Committees*, 7-8.

⁹⁰ *Ibid.*, 8.

⁹¹ U.S. House of Representatives, "The Legislative Reorganization Act of 1946," United States House of Representatives: History, Art & Archives, <https://history.house.gov/Historical-Highlights/1901-1950/The-Legislative-Reorganization-Act-of-1946/> (accessed January 2, 2023).

⁹² Committee on Veterans' Affairs, *History of House Committees*, 8-9.

⁹³ 1967年、第90下院議会（90th Congress）において、この7つの立法権限の範囲に国立墓地が加えられた。国立墓地に関する立法権限は、それまで内務・島嶼問題委員会（Committee on Interior and Insular Affairs）にあった。

⁹⁴ 42 Stat. L., 147.

が廃止され、その権限と業務は退役軍人局に引き継がれた。また FBVE が担当していた退役軍人の職業訓練に関する業務も、退役軍人局に移された。

1930 年 7 月 21 日、退役軍人局に年金局 (Pension Bureau) と障害を負った志願兵および海兵のための国立保護施設 (National Homes for Disabled Volunteer Soldiers、以下 NHDVS) が統合されるかたちで、連邦行政府内に退役軍人省 (U.S. Department of Veterans Affairs) が設置された。この二回目の組織改編はハーバート・フーバー大統領 (Herbert Hoover) の大統領令第 5398 号によるものであり、退役軍人局を連邦行政機関へと昇格させるものであった⁹⁵。

以上のように、生きて除隊した退役軍人に関するプログラムの執行主体は、退役軍人省へと徐々に統合されていったが、戦争や従軍を理由に亡くなった兵士の埋葬に関する行政は、1973 年まで退役軍人省に統合されなかった。

第3節 主要退役軍人団体の変化

政策と政策決定機関に変化が起こる中で、それらの変化は政策発展過程に参加する政治アクターにも影響を与える。三つの政策分野を比較すると政策過程に登場する政治アクターに相違があるが、ここでは退役軍人団体の変化を概説したい。特に南北戦争従軍軍人会 (Grand Army of Republic、以下 GAR)、アメリカン・リージョン (American Legion) 及び海外戦役退役軍人会 (Veterans of Foreign Wars) の三つの退役軍人団体は、本論文で取り上げる退役軍人政策の立法過程に共通して重要な役割を果たしてきた。アメリカの退役軍人政策の発展の歴史は、独立戦争に遡る。よってここでは、独立戦争を戦った退役軍人による団体、南北戦争を戦った退役軍人団体、そして世界大戦を機に組織された主要退役軍人団体を取り上げ、その歴史的背景を概観する。

シンシナティ協会

独立戦争後の 1783 年、アメリカで最初の退役軍人団体シンシナティ協会 (Society of the Cincinnati) が組織された。団体の名前は、紀元前 5 世紀のローマ帝国の市民軍の将軍であり英雄である、ルシウス・クインティウス・キンキナトゥス (Lucius Quinctius Cincinnatus)

⁹⁵ U.S. Department of Veterans Affairs, “VA History: History, Department of Veterans Affairs (VA),” U.S. Department of Veterans Affairs, https://www.va.gov/HISTORY/VA_History/Overview.asp (accessed February 2, 2023).

の名に由来する⁹⁶。独立戦争で従軍した退役軍人である元大陸陸海軍将校らの利益を守るために作られた。会員は、将校とその長男の子孫に会員資格が与えられる世襲制に基づいて構成された。13州に支部が作られ、ジョージ・ワシントン将軍（George Washington）が初代会長に選出された⁹⁷。団体の目的は、退役軍人と国家の名誉を称え、戦争で生まれた絆を維持し、彼らが従軍によって得た権利を永続させ、必要に応じて会員とその家族を援助することであった。初代会員から世代交代するとともに、その団体の目的は徐々に、アメリカ独立の経緯と、独立のために戦った人々が払った犠牲を記憶することに重点が置かれるようになった。

南北戦争従軍軍人会

南北戦争が終結した後、複数の退役軍人団体が組織された。その中でも、地域レベルの活動から全国レベルの活動にまで規模を拡大した団体が、南北戦争従軍軍人会であった⁹⁸。GARは1866年4月6日、イリノイ州ディケーターにて設立された。その会員は1861年4月から1865年12月の間に、アメリカ合衆国陸軍、海軍、海兵隊（Marine Corps）、合衆国税関監視船艇局（Revenue Cutter Service）のいずれかに従軍した者で構成された⁹⁹。またその会員となるには、名誉除隊を受け、かつアメリカに対して武器を向けたことのない者であることが条件とされた。GARの会員は、1890年に最大数を数え、約50万人近くの会員と8000の地方支部を擁した。19世紀末には、退役軍人の数自体は減ったが、北軍に従軍したほぼ全ての退役軍人が会員となり、南北戦争後から20世紀転換期にかけて誕生した九人の大統領の内五人がGARの会員であった¹⁰⁰。団体の目的は、(1) 先の反逆を鎮圧する

⁹⁶ The Society of the Cincinnati, “Our Story: Our Story Introduction,” The Society of the Cincinnati, <https://www.societyofthecincinnati.org/our-story-introduction/> (accessed January 23, 2023).

⁹⁷ 独立戦争終結後、ワシントン大統領を現代のキンキナトゥスに見立てた図像（iconography）が広く流布した。紀元前5世紀、ローマ軍の指揮を執ることとなったキンキナトゥスは、かつて農民であった。指揮官として活躍した後、彼は支配的な指揮官の地位に生涯留まることを拒み、公的場所からかつて彼の居場所であった農民としての生活へと戻った。キンキナトゥスが鋤と牛を従えて畑に立つ絵画は、彼の伝統的な図像となっており、市民の美德（civic virtue）を具現化したものとされる。このような背景の下、ワシントン大統領の下に従軍した将校らが彼ら自身の指揮官をキンキナトゥスになぞらえて結成したのがシンシナティ協会であった。結成後、世襲の榮譽を認めることの是非が議会で議論され、批判的となることもあったが、ワシントン大統領は最期までシンシナティ協会の初代会長を務めた。Laura Auricchio, “Two Versions of ‘General Washington’s Resignation’: Politics, Commerce, and Visual Culture in 1790s Philadelphia,” *Eighteenth-Century Studies* 44, no. 3 (Spring 2011): 387-8.

⁹⁸ Sons of Union Veterans of the Civil War, “Grand Army of the Republic History,” Sons of Union Veterans of the Civil War, <https://suvcv.org/about/gar-history/> (accessed January 23, 2023); William H. Ward, *Records of Members of the Grand Army of the Republic* (San Francisco: H.S. Crocker & Co., Stationers and Publishers, 1886), 7.

⁹⁹ Revenue Cutter Serviceは、現在の合衆国沿岸警備隊（United States Coast Guard）の前身である。Anthony Waskie, “The Grand Army of the Republic,” Essential Civil War Curriculum, <https://www.essentialcivilwarcurriculum.com/the-grand-army-of-the-republic.html> (Accessed January 23, 2023).

¹⁰⁰ Ibid. 五名の大統領は次の通り。ユリシーズ・グラント（Ulysses S. Grant, 1869-1877）、ラザフォード

ために団結した陸軍兵士、海軍兵士、海兵隊兵士の同胞意識を維持し、そして強化すること。また戦没者の記憶と歴史を不朽のものとする、(2) 軍で戦った元同志で助けや保護を必要とする者たちを援護し、亡くなった兵士らの妻子へ必要な援助を拡大すること、(3) 合衆国憲法と法律に対して最高の敬意をもって、アメリカに対して真の忠誠 (true allegiance) を守ること。忠誠を弱体化させるもの、暴動・反逆・反乱の感情を駆り立てるもの、自由な制度の効率性・永続性を損ねるものに反対すること。そして、全ての者に対して普遍的な自由、平等な権利、公平さが行き渡ることを奨励すること、であった¹⁰¹。

アメリカン・リージョン

アメリカン・リージョンは、第一次世界大戦で戦った兵士らによって設立され、1919年に連邦議会によって認可された。その名前は、「レジオン (legion)」と呼ばれた独立戦争の連隊に由来している¹⁰²。この団体は次の 10 項目を団体設立の目的として団体理念の前文に掲げている。(1) 合衆国憲法を擁護し、守ること、(2) 法と秩序を維持すること、(3) 100パーセント・アメリカニズムを促進し、永続させること、(4) 全ての戦争における当団体の記憶と記録を保存すること、(5) 地域、州、国家に対する個人の忠誠心を養い広めること、(6) 階級と独裁の拡大を阻止すること、(7) 専制政治を正すこと、(8) 地球上に平和と善意を広めること、(9) 正義と自由と民主主義の原則を子孫に伝え守ること、(10) 相互扶助への忠誠によって当団体の同胞関係を神聖なものとする、である¹⁰³。アメリカン・リージョンは、アメリカの理念である自由と民主主義に忠誠を誓い、退役軍人の社会復帰政策に向けた立法のために、政党色を排して政治活動をすることを目的として組織された¹⁰⁴。

米国傷痍軍人会

米国傷痍軍人会は、1920年に、シンシナティにあるオハイオ機械技術者養成校 (Ohio Mechanics Institute、以下 OMI) で傷痍軍人のために活動していた OMI 傷痍軍人会 (OMI Disabled Soldiers) と、シンシナティ大学の第一次大戦傷痍軍人らの二つの団体が基となっ

ド・ヘイズ (Rutherford B. Hayes, 1877-1881)、ジェームズ・ガーフィールド (James A. Garfield, 1881)、ベンジャミン・ハリソン (Benjamin Harrison, 1889-1893)、ウィリアム・マッキンリー (William McKinley, 1897-1901)。

¹⁰¹ Ward, *Records of Members*, 7.

¹⁰² 名前の由来は古代ローマのレジオンにも遡ることができる。Jones, *A History of American Legion*, 32.

¹⁰³ American Legion, "Charter of the American Legion: National Constitution and By-laws," American Legion, <https://www.legion.org/publications/247099/national-constitution-and-laws> (accessed January 2, 2023).

¹⁰⁴ Jones, *A History of American Legion*, 45.

て作られた¹⁰⁵。この団体は、1932年に連邦議会によって認可された。米国傷痍軍人会は、その団体設立の目的はただ一つとしている。その一つの目的とは、退役軍人が敬意と威厳を持って質の高い生活を送ることができるようにすることである。この団体は、特に戦争で障害を負った退役軍人とその家族が最大限の福利を得るために、連邦議会で闘い、傷痍軍人が払った大きな犠牲と、彼らが市民生活に戻るための課題についてアメリカ市民を教育するとしている¹⁰⁶。

海外戦役退役軍人会

1899年に米西戦争の退役軍人団体（American Veterans of Foreign Service）がオハイオ州コロンバスに発足した¹⁰⁷。同年、フィリピン独立革命（Philippines Insurrection）の退役軍人団体（National Society of the Army of the Philippines）がコロラド州デンバーで設立された¹⁰⁸。これら二つの団体が1914年に合併し、海外戦役退役軍人会（以下、VFW）が創設された¹⁰⁹。この団体は、1936年、連邦議会によって認可された。結成の目的は、彼らの戦場での奉仕に対して与えられるべき権利と福利を確保することであった。またこの団体の使命は、海外戦地に赴いた退役軍人の間の友愛を育むことであるとし、その奉仕対象は、退役軍人、軍、そして彼ら自身の団体であるとしている。さらに、全ての退役軍人に代わって、彼らの権利を擁護することが使命とされた。この団体が取り組む課題は、退役軍人とその家族のための政策予算を獲得することであり、それには退役軍人医療サービス、傷痍軍人への援助、除隊後の教育・雇用の確保、生活の質の維持が含まれた¹¹⁰。

以上、本章では退役軍人に関する政策の制度展開を長期的射程において理解するために、三つの政策の政策変化、政策決定機関と行政機関の変化、そして主要退役軍人団体の変化を整理した。これらは、三つの政策間の制度的文脈を生じさせる時間的配置上のタイミングの違いを分析する上で重要な前提となる。以降の章では、政策分野ごとに章を分けて、それぞれの政策に特徴的な制度的文脈とアクターによる言説形成の過程を論じていく。

¹⁰⁵ Disabled American Veterans, “History of the DAV: Help Me, I’m a Disabled Veteran,” Disabled American Veterans, https://www.dav.org/wp-content/uploads/DAVHistory_DAVWW.pdf (accessed January 2, 2023).

¹⁰⁶ Disabled American Veterans, “DAV’s Mission Statement,” Disabled American Veterans, <https://www.dav.org/about-dav/> (accessed January 2, 2023).

¹⁰⁷ Herbert Molloy Mason, Jr., *VFW: Our First Century* (Lenexa: Addax Publishing Group, 1999), 39-41.

¹⁰⁸ *Ibid.*, 41.

¹⁰⁹ *Ibid.*, 43.

¹¹⁰ Veterans of Foreign Wars, “VFW at a Glance,” Veterans of Foreign Wars, <https://vfworg-cdn.azureedge.net/-/media/VFWSite/Files/Media-and-Events/Press-Room/VFWataGlance.pdf?la=en&v=1&d=20220211T210903Z> (accessed January 2, 2023).

第2章 アーリントン国立墓地政策と「愛国心」

はじめに

2023年11月11日、国民の祝日である退役軍人の日に、ジョー・バイデン大統領（Joe Biden）はアーリントン国立墓地の円形劇場で、全国民に向けて次のように語りかけた。「私たちは今日また、自由の最前線に立った何世代ものアメリカ人に敬意を表し、私たちにより良い未来をもたらすためにあらゆる危険を冒した少数の崇高な人々の偉大な行いを再び証明するために集まった。常に自由の光を世界中に明るく輝かせてきた人たち、それは、退役軍人である。これはなにも大げさな表現ではない¹¹¹」。このように、アーリントン国立墓地は、戦死した退役軍人を顕彰する墓地である他に、大統領が演説をする場や国家式典を執り行う場を提供する役割も果たし、またワシントンD.C.観光の重要な一部として毎年多くのアメリカ人が訪れる場所になっている。アーリントン国立墓地以外にも国立墓地は存在するが、アーリントン国立墓地の政策決定過程は、アメリカ国民の「愛国心」の形成と密接に関連する。

本論文で言及するアーリントン国立墓地政策は、アーリントン国立墓地に関する施設の整備・管理や被埋葬者の規定を含めた諸政策を指す。本章では、歴史的制度論の「政策・制度が政治を形成する」という仮説を基に、アーリントン国立墓地の政策発展の歴史の変遷を整理する。また、言説的制度論のアクターが「言説を通じて特有の思考や信条を持って事柄を観念化することで文脈を生じさせ、またその文脈を作り変える」という仮説を基に、政策アクターがどのような争点についてどのようなレトリックで議論を行ったかを整理する。そして政策結果についてどのような説明がなされたのかを明らかにする。

政治学者であり東南アジア地域研究者のベネディクト・アンダーソン（Benedict Anderson）は、スペインの植民地であったフィリピンのナショナリズムについて詠まれたホセ・リサル（José Rizal）の「最後の別れ」という詩を引き合いに、国民の愛国心について次のように述べている。ホセ・リサルは、民族主義の指導者として立ち上がった英雄であった。国民は、国家に対する「心からの自己犠牲的な愛を、文化的産物を通して呼び起こす¹¹²」

¹¹¹ Joe Biden, “Remarks by President Biden at a Veterans Day Wreath Laying Ceremony, Arlington, VA,” The White House, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/11/11/remarks-by-president-biden-at-a-veterans-day-wreath-laying-ceremony-arlington-va/> (accessed November 14, 2023).

¹¹² Benedict Anderson 『想像の共同体: ナショナリズムの起源と流行』白石隆, 白石さや訳 (東京: 書籍工房早川, 2007), 236.

ものである。そして、ごく普通の人々にとって、「国民とは無私無欲のもの¹¹³」であり、よって国家は国民に対して犠牲を要求する。この国家への自己犠牲の観念は、「国民的利益とは異なる¹¹⁴」ものである。アメリカは、一つの民族というまとまりを持たず、建国時代から多民族および多言語の国民で国家が構成されていることに特徴がある。本論文では、このような国家に対する自己犠牲の観念である愛国心が政治アクターによって語られる過程を論じる。

本章では、アーリントン国立墓地の歴史的変遷に加えて、政治アクターによって埋葬に関する事柄が語られるなかで、「愛国心」の観念がアクターの言説形成に影響を及ぼす過程を明らかにしたい。アーリントン国立墓地政策の制度的文脈と支配的な言説の変化を明らかにするために、まず、南北戦争、第一次世界大戦、そして第二次世界大戦を転機として、政策発展過程を論じる。第1節の「南北戦争」では、アメリカにおける国立墓地政策の発展、アーリントン国立墓地の設立、そして20世紀転換期のアーリントン国立墓地政策の三点について論じる。第2節の「第一次世界大戦」では、世界大戦無名戦士の墓の設置、記念碑の建立、そしてメモリアルデイ・サービスと退役軍人団体の協力の三点について論じる。第3節の「第二次世界大戦」では、戦没者の帰国、「ハイフン付き¹¹⁵」アメリカ人兵士の埋葬、そして第二次世界大戦無名戦士の埋葬の三点について論じる。

第1節 南北戦争

アメリカにおいて、国立墓地制度が誕生したのは南北戦争を転機としてであった。1861年から1865年にかけての南北戦争の戦死者は推定約62万人であった。この数は、独立戦争、米英戦争、米墨戦争、米西戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦そして朝鮮戦争の戦死者の合計数にほぼ等しいと言われており、アメリカ史上類を見ない規模であった¹¹⁶。本節ではまず、南北戦争を契機として誕生した国立墓地制度の発展過程について述べる。次に、南北戦争中に北部州を中心に国立墓地が建設される中で、アーリントン国立墓地がどのような経緯で誕生したかを整理する。そして、米西戦争を転機にアーリントン国立墓地政策がどのように変化したかを論じる。

¹¹³ Ibid.

¹¹⁴ Ibid.

¹¹⁵ 第2章3節2項を参照。

¹¹⁶ Drew G. Faust, “Death and Dying,” U.S. National Park Service: US Department of the Interior, <https://www.nps.gov/articles/death-and-dying.htm> (accessed September 3, 2023).

第1項 国立墓地政策の発展

アーリントン国立墓地は、連邦政府によって南北戦争の戦没者を埋葬するための国立墓地が北部州内に設置されていった時期に誕生した。したがってアーリントン国立墓地政策の発展過程を論じるためには、それ以外の国立墓地やその制度と比べて、アーリントン国立墓地政策がどの点において特異であるかを整理しておくことが重要である。ここではまず、国立墓地制度の変化に着目する。次に、戦場で亡くなった兵士を埋葬する場所の決定が歴史的にどのように行われてきたのかを確認する。

連邦政府の予算分配をとまなう国立墓地設立に関する最初の立法は、1862年7月17日の墓地公認法案（Omnibus Act PL 165）である。この法律では、大統領に「国のために死亡した兵士のための国立墓地として使用するために、墓地となる土地を購入する権限¹¹⁷」が与えられた。南北戦争以前、戦没者の埋葬は制度化されていなかった。つまり、戦没者が埋葬される墓地の設置場所は、前もって規定が用意されることはなく偶然的に決められていた。多くの場合、戦没者は亡くなった戦場の土地に埋葬された¹¹⁸。

南北戦争以前のアメリカ社会では、ヨーロッパ諸国のように常備軍を持つという考えはほとんど存在しなかった。アメリカの場合、常備軍に代わって敵からアメリカを守る役割を担ったのは、自分の財産は自分で守るという自助独立のフロンティア精神の下、誰もがいざと言う時には武器をとって戦う民兵であった。そのような国にとって、軍はどちらかという警察に近い存在であり、多くの小規模な守備隊に近い部隊が、問題の起きやすい地域に散らばって置かれた。この頃に地域が抱えていた問題には、例えば、入植者が西へ向かうフロンティアの安全確保や彼らの定住に関する争いごと、また探鉱者らの野営地の安全確保などがあった。先住民から入植者や探鉱者を守ることが、軍の主たる役割であった。従軍中の兵士が戦闘や病気で亡くなった場合、各部隊の長が遺体の埋葬場所を指定した。多くの場合、遺体は所属する部隊の駐屯所の隅に埋められた。つまり、戦死した兵士を埋葬する場所の決定権は、兵士の直属の上司にあたる隊長にあり、戦没者の埋葬を統括するような組織は存在しなかったのである¹¹⁹。

南北戦争ではその戦没者や傷病者の規模の大きさが世間の注目を集め、犠牲者に対して政府が何をすべきかが連邦レベルでの関心事となった。また、特に都市部に放置された

¹¹⁷ U.S. Department of Veterans Affairs, “National Cemetery Administration,” U.S. Department of Veterans Affairs, <https://www.cem.va.gov/cem/history/timeline/timeline-1862.asp> (October 21, 2023).

¹¹⁸ Dean W. Holt, *American Military Cemeteries*, 2nd ed. (North Carolina: McFarland Publishing, 2009), viii.

¹¹⁹ *Ibid.*, 1.

遺体は、政府の機能不全を象徴するものでもあった。街の衛生を保つためには、遺体を収容する国立墓地の設置とこれら埋葬に関する責任の所在を明らかにすることが不可欠であった。そこで 1962 年 4 月、北軍戦没兵士の身元を確認し、記録および埋葬することを陸軍長官の責務とする陸軍省一般命令第 33 号 (General Order 33) が下った。この一般命令によって陸軍長官に戦没者の管理責任が課されるまでは、陸軍省は、将校と兵士の埋葬の責任は各部隊もしくは各部署の指揮官らにあるとしていた。この軍規は、それまで戦地の指揮官が土地の所有者への補償なしに許可なくその土地を遺体の埋葬場所としてきたことを正統化するものであった¹²⁰。

以上の経緯で、1862 年 7 月 17 日に墓地公認法案は可決された。この法律により、連邦議会は合衆国大統領に「時宜にあっていると判断した場合、いつでも墓地の土地を取得し、それらを国に奉仕して死んだ兵士のための国立墓地として確保する権力¹²¹」を与えた。当然、被埋葬者として想定されたのは、合衆国連邦の存続のために戦って亡くなった北軍兵士であった。この法律により、軍規定に基づいてその都度各部隊の指揮官が行っていた埋葬場所の決定は、連邦議会によって立法された法律に従って行われることが可能となったのである。埋葬場所が法的権力を持って決定されることにより、軍規定の下で内々に行われていた戦没者の埋葬が、連邦議会の立法を伴う事案となった。

南北戦争中には、各部隊の駐屯所や、訓練場に隣接する病院の付近に墓地が設置されていた。しかし、これら国立墓地における埋葬規則は、戦闘中または従軍中に亡くなった北軍兵士に對象が限られた。そして、南軍兵士に関しては、戦争捕虜として北軍が管理する拘置所で亡くなった者のみがこれら国立墓地に埋葬された¹²²。つまり、連邦政府の埋葬に関する責任が及ぶ範囲は、原則的に北軍兵士に限られていたのである。北軍の戦死者の約 3 倍であったと言われている南軍の戦死者は、この時点の国立墓地には埋葬されなかった。

アーリントン国立墓地と同じく、南北戦争中に設立された墓地の一つにペンシルベニア州ゲティスバーグ国立墓地がある。1863 年 11 月 19 日、ゲティスバーグ国立墓地の奉獻記念式典が行われた。この参列者の中にリンカーン大統領がおり、彼がこの日に行った演説

¹²⁰ Holt, *American Military Cemeteries*, 2.

¹²¹ 原田敬一「アーリントン『国立墓地』の位置：国家的顕彰と国民的和解」『佛敎大学文学部論集』90 号 (2019): 11-26; アーリントン国立墓地の歴史と連邦議会における議論の要約は次を参照。 *Arlington National Cemetery Burial Eligibility Act*, H.R. 4940, 107th Cong., 2d sess., *Report 107-588* (July 18, 2002), 2-7. <https://www.congress.gov/107/crpt/hrpt588/CRPT-107hrpt588.pdf> (accessed January 4, 2024).

¹²² National Cemetery Administration, “World War II 75th Commemorative Series: America’s World War II Burial Program,” U.S. Department of Veterans Affairs (2020), 2. https://www.cem.va.gov/publications/NCA_America_WWII_Burial_Program.pdf (accessed June 29, 2023).

は「ゲティスバーグ演説 (Gettysburg Address)」として今日広く知られている。しかし実際のところ、この日の式典の主たる演説者はリンカーン大統領ではなく、マサチューセッツ州知事を経て連邦上院議員を務め、またハーバード大学の総長を務めたエドワード・エヴェレット (Edward Everett) であった。ここで、エヴェレットとリンカーン大統領の演説が次の点で対極的であったことに着目したい。エヴェレットは約2時間に及ぶ式辞を述べたのに対し、リンカーンの演説は約2分と非常に短い演説であった。エヴェレットは、このように長い演説の中で29回にわたり連邦 (Union) という言葉を用い、連邦の反逆者である南軍の攻撃から国を守るために戦い命を落とした北軍兵士を顕彰した¹²³。これに対して、リンカーン大統領の演説では、連邦 (Union) という言葉は一度も用いられず、ネイション (nation) という言葉が5回登場することが指摘される¹²⁴。

ここから読み取れることは、次の点である。エヴェレットの演説の中では、連邦政府が率いる連邦と連邦を離脱した南部連合諸州とを明確に区別して、戦没者が語られている。ゲティスバーグ国立墓地で顕彰されるべき戦没者は、国家の反逆者から連邦を守るために戦った北軍兵士だったのである。それに対し、リンカーン大統領はその演説の冒頭で独立宣言にある自由と平等の理念について触れ戦死した兵士を称えてはいるものの、その演説の核心は戦後の再建に向けられていた。歴史学研究者である貴堂嘉之はリンカーンが演説で連邦ではなくネイションを使ったことについて次のように論じている。「南部連合が離脱宣言で主張したのは、『連邦とは、各々が主権を持った独立した州の緩やかな連合に過ぎない』という州権論的国家観であったが、リンカーンはこれを否定し、新しい連邦主導の国家建設、新しい国民創造を構想していたのである¹²⁵」。つまり、リンカーンが大統領として最も強く望んだことは北部の勝利でも奴隷制度の廃止でもなく、強い連邦国家の創造であった。ここで強調したいのは、南北戦争の最中であって、南北戦争を契機に誕生した国立墓地の目的は、戦没者の遺体を埋葬することに他ならなかったという事実である。リンカーン大統領の演説は南北の統合を象徴するものとして後に評価されることになるが、当時の国立墓地は衛生面の理由から必要に迫られてできた単なる共同墓地に過ぎず、そこに国家統合の象徴としての意味付けは行われていなかった。そして、このことは後に愛国心の象徴となっていくアーリントン国立墓地についても当てはまる。つまり、ゲティスバー

¹²³ Edward Everett, "Gettysburg Address," Voices of Democracy the U.S. Oratory Project, <https://voicesofdemocracy.umd.edu/everett-gettysburg-address-speech-text/> (November 14, 2023).

¹²⁴ Abraham Lincoln, "Gettysburg Address," U.S. National Park Service, <https://www.nps.gov/liho/learn/historyculture/gettysburgaddress.htm> (accessed November 14, 2023); 貴堂嘉之『南北戦争の時代: 19世紀シリーズ アメリカ合衆国史2』(東京: 岩波新書, 2019), 100-2.

¹²⁵ Ibid., 102.

グ国立墓地と同じく、アーリントン国立墓地も当初の目的は死者を埋めることのみであって、国民の愛国心を呼び起こす場ではなかったのである。その理由については、次項で述べる。

第2項 アーリントン国立墓地の設立

アーリントン国立墓地は、1862年墓地公認法によって設置された国立墓地の一つでありながら、他の国立墓地と比べて特別な性格を持って誕生した。先に述べた通り、都心部に放置された戦没者の遺体は世間の社会不安を駆り立てるものであった。ワシントン D.C. 付近に設置された北軍の負傷兵および傷病兵のための保護院 (Soldiers' Home) に隣接して設置された墓と、ヴァージニア州アレクサンドリアに設置された国立墓地の埋葬区画が足りなくなったことにより、ワシントン D.C. 近辺で亡くなった兵士を埋葬するために新たな国立墓地が必要となった¹²⁶。このような背景の下、アーリントン国立墓地が他の国立墓地と比べてどの点において特異であるのかを、アーリントン国立墓地の設立過程とその役割に着目して明らかにする。

アーリントン国立墓地は、ポトマック川を挟んでワシントン D.C. の対岸に位置するヴァージニア州アーリントンにある。アーリントン国立墓地の土地が墓地となる前、その土地は南北戦争の南軍指揮官であったリー将軍とその家族が個人的に所有する大規模農園地であった。アーリントン国立墓地の土地が墓地となる前の土地の所有権を遡ると、ワシントン大統領の妻であったマーサ・ワシントン (Martha Washington) に辿り着く。土地の所有権は、その孫息子にあたるジョージ・ワシントン・パーク・カーチス (George Washington Parke Custis) に渡り、1857年にその娘であるメアリー・リー (Mary Anna Custis Lee) へと継承された。

1861年、南軍のサムター要塞を皮切りに南北戦争が始まった後、同年5月にアーリントン大農園邸宅 (Arlington House、以下アーリントン・ハウス) は北軍によって占領された。以降、アーリントン・ハウスは北軍兵士の駐屯所となり、その農園地は南軍の攻撃からワシントン D.C. を守るための要塞として使われた¹²⁷。アーリントンの土地が国立墓地として

¹²⁶ *Arlington National Cemetery Burial Eligibility Act*, H.R. 4940, 107th Cong., 2d sess., *Report 107-588* (July 18, 2002), 3. <https://www.congress.gov/107/crpt/hrpt588/CRPT-107hrpt588.pdf> (accessed January 4, 2024).

¹²⁷ アーリントン・ハウスが北軍によって占領されたのは、メアリー・リーが奴隷を残し、アーリントンから夫のいるヴァージニア州リッチモンドへ出発した数日後の出来事であった。「アーリントン・ハウス (Arlington House)」という呼称は、ジョージ・ワシントン・パーク・カーチスが自身の大農園をアーリントンと呼んだことに由来するものである。Micki McElya, *The Politics of Mourning: Death and*

使用される前、その土地は北軍兵士の駐屯所として使われた。この土地は、南北戦争中に成立した三つの法律を根拠に連邦軍に接收されるかたちで国立墓地となったことはすでに述べた。三つの法律とは、1861年8月6日に成立した私有財産押収法、1862年6月7日に成立した反逆地域の徴税に関する法律、そして1862年7月17日に成立した墓地公認法であった。陸軍長官であったエドウィン・スタントン (Edwin Stanton) は、アーリントン・ハウスとその周りの200エーカーの土地を、ワシントン D.C.の近郊で亡くなった兵士の埋葬のために使うことを正式に定めた¹²⁸。

他の国立墓地と同様に、アーリントン国立墓地が設置された背景には前述した連邦議会によって立法された法律があるが、ここでアーリントン国立墓地が他の国立墓地と異なっていたことを述べておきたい。それは、ワシントン D.C.に放置された遺体の埋葬場所を確保するという物理的な意味合いが強調された点である。つまり、アーリントン国立墓地はその設立時点では、ワシントン D.C.でその死が弔われないままに街中で横たわる死者を埋葬する共同墓地でしかなかった。その証左として、次の三点があげられる。

まず、ワシントン D.C.が多くの重体患者にあふれ、ワシントン D.C.の病院が機能不全の状態に陥っており、アーリントン国立墓地はその対応として作られた墓であった点である。『デゼレット・ニュース』紙は、1864年6月29日に発行された新聞で、当時のワシントン D.C.を「その一帯がまるで巨大な病院のようである (All Washington is a great hospital)¹²⁹」と描写した。そこでは、病気や怪我で生命の危機にある人々が絶えず「船の積み荷 (boatload)¹³⁰」のように町に流れ込んでいた。そのような状況にあって、アーリントンの土地は、家族や友人によって弔われることのない戦没者を埋葬するための共同墓地として選ばれたのである。『デイリー・イヴニング・エクスプレス』紙は、1864年5月24日の紙面で次のように報じた。「3から4エーカー (の土地) から成る美しい埋葬の地としてアーリントンが選ばれ、ワシントン D.C.の病院で亡くなり友人によって弔われることのない遺体を受け入れるよう準備が行われている。これらの遺体は従来、ソルジャーズ・ホーム (墓地) に埋められていた¹³¹」。このような報道からも、アーリントン国立墓地は身寄りのない者の共同墓地であったことが分かる。

Honor in Arlington National Cemetery (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016), 16, 27-28; U.S. Commission of Fine Arts, *The National Commission of Fine Arts: Tenth Report July 1, 1921 - December 31, 1925* (Washington, DC: Government Printing Office, 1926), 64.

¹²⁸ Ibid., 97.

¹²⁹ “Washington as an Hospital,” *The Deseret News* (Salt Lake City, UT), June 29, 1964.

¹³⁰ Ibid.

¹³¹ “Paragraphic and News Items,” *The Daily Evening Express* (Lancaster, Pennsylvania), May 24, 1864.

また、アーリントン国立墓地が正式に国立墓地として指定されたのは1864年6月15日であったが、すでに述べたように戦没者の埋葬はそれ以前から行われていた。最初に埋葬された北軍兵士は、1864年5月13日の陸軍下級兵ウィリアム・クリストマン（William Christman）であった。クリストマンは、ペンシルバニア州イーストンで、北軍の第67ペンシルバニア歩兵連隊に入隊した。入隊時、彼は自らの職業を労働者（laborer）としていた¹³²。彼は、一度も戦闘に加わることなく、麻疹に罹った後に腹膜炎になりワシントンD.C.の病院で死亡した。彼が亡くなったのは、入隊からわずか二か月後のことであった¹³³。家族に見守られることもなく葬儀も行われぬままに、彼の遺体はアーリントン大農園地の北東の隅に埋められた。南北戦争から19世紀末にかけて埋葬された南北戦争戦没者の多くは、彼のように戦闘を経験せず病死した北軍兵士らであった¹³⁴。このように、アーリントン国立墓地は南北戦争中にできた国立墓地ではあったが、実際に埋められた者の多くが、戦闘の末に命を落とした兵士ではなく、ワシントンD.C.にある病院で亡くなった者たちだったのである。アーリントン国立墓地は設立後から世紀転換期に至るまで、このような者たちの共同墓地としての役割を果たす場所ではなかった。

そして三つ目に、アーリントンの土地が国立墓地の候補となった背景が指摘される。それは、連邦陸軍軍需係将校（United States Quartermaster General）であったモンゴメリー・C・ミーゼス（Montgomery C. Meigs）の、南軍指揮官リーに対する個人的な憎悪の感情である。国立墓地の場所の決定は、陸軍長官に一任されており、実質的な調査および場所の選定は陸軍長官の命により軍需係将校のミーゼスが行っていた。ミーゼスは、南軍指揮官であったリーや南部連合の大統領であったジェファソン・デイヴィス（Jefferson Davis）と同じ陸軍士官学校ウェスト・ポイントの同窓生であり、また卒業後に同じ連邦政府の下で働いた同僚でもあった。またミーゼスは、国会議事堂の建設に関わるなど技術者としての経歴も持っていた。歴史学研究者のマケリヤは、このような関係性やミーゼスのリーに対する個人的な感情を指摘し、「ミーゼスは、彼ら（リーとデイヴィス）は裏切り者であり、裁判にかけられて処刑されるか、少なくとも権利と財産を剥奪されるべきであると声高に主張した」ことを指摘した。連邦の反逆者とされたリー将軍の邸宅であり、また彼の亡くなった家族が眠るアーリントンの土地を身寄りのない者の共同墓地とする選択は、ミーゼ

¹³² McElya, *The Politics of Mourning*, 96-7.

¹³³ Meredith Somers, "150 years later, family visits grave of Arlington's first 'hero,'" *The Washington Times*, <https://www.washingtontimes.com/news/2014/may/13/army-pvt-william-christman-died-in-service-to-his/> (accessed September 13, 2023).

¹³⁴ McElya, *The Politics of Mourning*, 96-7.

スの個人的な決定によるものであった¹³⁵。

アーリントンの土地は、南北戦争中にアーリントン国立墓地として連邦政府の所有地となったが、その土地は墓地以外の用途にも使われた。一つは前述のとおり北軍の駐屯所としてアーリントンが利用された点にあるが、もう一つは、難民キャンプとして使われた点である。アーリントンの土地は、解放奴隷のための居住区（Freedman's Village、以下フリードマンズ・ヴィレッジ）として使われた。1863年3月に陸軍長官がアメリカ解放民委員会（American Freedman's Commission）を設置した。そして同年中にフリードマンズ・ヴィレッジがアーリントンの土地に設置された。ここで言及する難民とは、奴隷主から逃れ帰る場所を持たない解放奴隷であった¹³⁶。フリードマンズ・ヴィレッジはコントラバンド・キャンプ（contraband camp）という別名を持った。コントラバンド（contraband）とは、英語で密売買品または輸出入禁止品を指すが、「contraband of war」という言葉は、南北戦争当時の北軍側へ自由を求めて逃亡または連行された奴隷という意味を持つ¹³⁷。1864年1月9日に発行された『シカゴ・トリビューン』紙は、フリードマンズ・ヴィレッジに解放奴隷がやってくることについて、次のように報道している。「ヴァージニア州の黒人がそこ（フリードマンズ・ヴィレッジ）に群れをなしてやってきている。彼らは大半よりもより良い状態にある者たちだ。彼らのほとんどが五体満足であり、儉約家で、有色人種でありながら、何らかの財産を持っている。このキャンプの責任者によると、黒人は機会さえあれば自立した生活を送ることが可能であることが、もうすぐ統計的に示され懸念が取り払われるだろう¹³⁸」。奴隷主から解放された居住地をもたない黒人集団がワシントン D.C.に集まることは当時の社会不安の一つであり、その不安の解決方法としてもアーリントンの土地が使われたのであった。

第3項 20世紀転換期のアーリントン国立墓地政策

米西戦争（1898-1902）は、軍の埋葬業務およびアーリントン国立墓地の存在意義の両側面に重要な変化をもたらした。一点目は軍の埋葬業務に関する変化である。米西戦争の戦

¹³⁵ ミーゼスとリーの関係およびミーゼスのリーに対する個人的感情については次に詳しい。McElya, *The Politics of Mourning*, 95-102.

¹³⁶ American Freedmen's Aid Commission, "The American Freedmen's Aid Commission (New York: 1865)," Library of Congress, <https://www.loc.gov/item/12003486/> (accessed October 26, 2023).

¹³⁷ 小倉いずみ「南北戦争中のエマソンによる奴隷廃止講演:『アメリカの文明』と『共和国の命運』をめぐって」『英文学研究』支部統合号14巻(2022): 52.

¹³⁸ "Contrabands Coming In," *Chicago Tribune* (Chicago, IL), January 9, 1864.

場はキューバとフィリピン諸島であり、米墨戦争（1846-1848）以来、米軍兵士が国外で戦死した初めての対外戦争であった。そのため、米西戦争以前は、戦闘がすべて終わってから戦没者の身元特定や埋葬が行われていたのに対し、米西戦争では軍需係長官は軍務中に亡くなった全兵士の遺体をアメリカに帰還させた。民間の葬儀業者が軍需係長官の権限の下に雇われ、埋葬隊（Burial Corps）が組織された。そしてこの埋葬隊が軍に代わり戦地での遺体の収集からアメリカへの帰還に至るまでを監督したのであった¹³⁹。二点目は、アーリントン国立墓地の存在意義の変化である。前述の陸軍下級兵クリストマンの埋葬からも分かる通り、アーリントン国立墓地は、家族によって埋葬されることのない北軍戦没者の共同墓地として始まった。米西戦争は、かつて敵であった南部州の兵士もアーリントンに埋葬し、また南北戦争で亡くなった南軍兵士をも含むための契機となった。米西戦争は出身地に関わらず、全ての兵士がアメリカ人として戦地に赴いた戦争だったからである。

本項では、アーリントン国立墓地における南軍戦没者に特化した埋葬区画の整備、およびアーリントン国立墓地とワシントン D.C. を繋ぐメモリアル・ブリッジの建設について述べる。これらの変化を整理するとともに、家族によって埋葬されることのない戦没者のため、また都心部の治安や衛生維持のために用意された共同墓地がどのような言説形成の文脈において国民の愛国心を象徴する存在となっていったのかを論じる。

前述のように、南北戦争を契機に制定された 1862 年墓地公認法によって、連邦政府の管理下に国立墓地制度が誕生した。しかし、誕生当初の国立墓地制度は、北軍戦没兵士の墓標を適切に管理するための制度であり、その制度に南軍の戦没兵士を埋葬する責任は含まれていなかった。事実、1865 年にアメリカ南部連合国（Confederate States of America）の政府が解体された後、南軍の戦没兵士の管理に責任を持つ公的な組織が不在となった。そのため、南軍戦没兵士の墓の維持管理は、その大部分が個人や南部の民間団体に委ねられたのである¹⁴⁰。

このような制度に変化をもたらす転機となったのは、1898 年 12 月 14 日、ジョージア州アトランタで、米西戦争終結を祝うために開催された記念式典（Peace Jubilee）であった。この式典には、大統領であるウィリアム・マッキンリー（William McKinley）とマッキンリー夫人、陸軍長官ラッセル・A・アルジャー（Russell A. Alger）とアルジャー夫人、海軍長官のジョン・D・ロング（John D. Long）とロング夫人、ほか財務長官、郵政長官、農務長

¹³⁹ National Cemetery Administration, “World War II 75th Commemorative Series,” 3.

¹⁴⁰ Michelle A. Krowl, “In the Spirit of Fraternity: The United States Government and the Burial of Confederate Dead at Arlington National Cemetery, 1864-1914,” *The Virginia Magazine of History and Biography* 111, no. 2 (2003), 151.

官といった行政府の主要閣僚が出席した¹⁴¹。式典のために南部ジョージア州アトランタを訪れたマッキンリー大統領はジョージア州下院議会の壇上で、上下両院議員に対して次のように演説をした。

米国に南北の境界線はもはやない。私たちが互いに抱く愛情も、もはや分断された感情によって阻まれることはない。友愛（fraternity）は、45州と国内外の領土の合唱によって歌われる国歌（national anthem）である。連邦は再び、われわれの愛と忠誠、献身と犠牲の共通の祭壇となった。…戦死した人々のための国立墓地は、生きる者と同様に死者もわれわれの愛を受けていることの証である。…不幸な南北戦争中に作られた兵士の墓はどれも、アメリカ市民の勇気に対する賛辞である。そして、彼らの墓が作られた当時、我々はこの政府の将来について大きく意見を異にしていたが、その相違は武器を使うことによってとうの昔に解決された。時は来たのだ。神の摂理の下、感情の進化の中で、友愛の精神を持って、私たちは今こそ南軍兵士の墓の世話を分かち合うべき時がきた¹⁴²。

ここで、マッキンリー大統領が演説で用いた国歌（national anthem）というメタファーについて触れておきたい。今日アメリカの国歌である「星条旗（The Star-Spangled Banner）」が正式に国歌として制定されたのは1931年のことであり、1898年の時点でマッキンリー大統領が言及した国歌は、当然のことながら実際の歌を指してはいない。ベネディクト・アンダーソンは国民の愛国心と国歌について次のように述べている。彼は、国歌には「特殊な同時存在的な共同性がある¹⁴³」とした。この同時性は、互いを知らない者同士が「同じメロディーに合わせて同じ歌詞を発する」という経験を指している。つまり、この国歌の斉唱を通じて国民一人ひとりが同時性を体験することで、国歌は国民を一つの共同体に招き入れ、また国民の愛国心を呼び起こす媒体となっているのである。マッキンリー大統領は、南北戦争の戦没者の墓が象徴する友愛を「45州と領土によって歌われる国歌」と表現することで、南北の境界線を越えた国民としての愛国心を南部諸州の人々に呼び起こしている。北軍兵士の墓と同様に南軍兵士の墓を世話する責任が連邦政府にあるとする南部の戦死者を使ったこのレトリックは、まさに南北の境界を超えた一つの連邦という共同体へ

¹⁴¹ Elizabeth Marshall, "Atlanta Peace Jubilee," *The Georgia Historical Quarterly* 50, no. 3 (1966), 276.

¹⁴² "President McKinley Speaks," *Atlanta Constitution* (Atlanta, GA), December 15, 1898. 傍点は筆者の加筆である。

¹⁴³ Anderson 『想像の共同体』 238.

南部の人々を招き入れるという国民国家の言説を形成することを意味していた。この州議会で行われたマッキンリー大統領の演説は、米西戦争を共に戦ったかつての南部連合州出身者と北部連邦州出身者がアメリカ人兵士として同胞であるという文脈を作り出すことで聴衆を魅了した。演説の二日後、『アトランタ・コンスティテューション』紙は、その様子を次のように報じている。

マッキンリー大統領は、この機会を完全に掌握した。…彼は、聴衆の心の琴線に触れた。彼の声、彼の態度、彼の言葉には、先の戦争（米西戦争）が、アメリカ市民の間の相互の関係性を完全に壊してしまったことを確信させるものがあった。この関係は、修正などというものではなく、新たなものとして作り変えられた。そしてその変化は、あらゆる地方、党派、派閥の人々によって経験され、北部と南部の人々が互いの動機や願望や目的についてもはや疑念や誤解を抱かなくなることから起きた。南北はお互いに引き寄せられて一つになったのだ。…両党の有権者の多くはもはや、相手の愛国心を疑わないし、この共和国の未来にとって敵とみなすこともしない¹⁴⁴。

この演説によって、マッキンリー大統領は、かつての反逆者（南部連合国として連邦を離脱したジョージア州を含む南部 11 州）を、連邦の同胞として迎え入れることを明言した。その具体的な行為が、連邦政府が北軍兵士の墓と同様に南軍兵士の墓の世話もすることであると演説したのである。こうして、南軍戦没者を国立墓地へ埋葬することが、元南部連合国を連邦に迎え入れ、南軍兵士として南北戦争を戦った者たちを合衆国連邦市民として認め迎え入れるという南北融和の象徴的な役割を担うための行為になったのである。

ここで、南部州ではこのことを好意的に受け止めた者とそうでない者がいたことに触れておきたい。特に、南軍戦没者をアーリントン国立墓地に埋葬すること自体に反対する南部利益団体があった。彼らはこの法案に反対した。つまり、このアーリントン国立墓地における南軍戦没者の再埋葬計画は、必ずしも全ての南部の利益団体の支持を得たものではなかった¹⁴⁵。

南北戦争中に連邦州で亡くなった南軍兵士は、ワシントン D.C.にある国立墓地やアーリ

¹⁴⁴ “The Jubilee of Peace, Unity and Fraternity,” *Atlanta Constitution* (Atlanta, GA), December 16, 1898. 括弧内は筆者の加筆である。

¹⁴⁵ Krowl, “In the Spirit of Fraternity,” 168.

ントン国立墓地に埋められたが、1870年代に南部団体や戦没者の家族が遺体を掘り起こし、南部へ連れ帰り再埋葬するという動きがあった。例えば、1871年にはアーリントン国立墓地に埋葬されていた89の遺体がヴァージニア州リッチモンドにあるハリウッド墓地に連れ帰られて再埋葬された。南部女性団体である南部連合メモリアル協会（Confederate Memorial Associations of the South、以下 CMA）や南部連合の娘（United Daughters of the Confederacy、以下 UDC）は、北部であるワシントン D.C.周辺に南軍兵士が埋葬されることを好まなかった。南部には連邦政府のように中心となって南北戦争の死者を埋葬し管理する機関は存在せず、特に南部白人女性は、南部のために戦った兵士を地元で埋葬し記憶に留めることは女性である彼女らの責任であると信じていた¹⁴⁶。UDCの他に、アーリントン国立墓地の再埋葬計画に反対した者の中には、南部連合メモリアル協会があった。代表のケイティ・W・ビーハン（Katie Walker Behan）は、連邦陸軍軍需係将校のW・I・パッテン（W. I. Patten）に宛てて、アーリントン国立墓地に埋まっている南軍戦没者の遺体をヴァージニア州リッチモンドに連れ戻して再埋葬することを促す手紙を送った¹⁴⁷。1901年5月2日の『ニューヨーク・タイムズ』紙は、次のように報じている。リッチモンドでは、南北戦争従軍軍人会（GAR）の会員らが陸軍長官のエリフ・ルート（Elihu Root）を積極的に説き伏せたことによって、1900年6月6日に南軍兵士の再埋葬計画が連邦議会で承認されたと強く信じられていた。南部女性団体のようにリッチモンドにあるハリウッド墓地に南軍兵士の遺体を連れ帰るべきだと考えていた人たちは、アーリントン国立墓地に南軍兵士が再埋葬されたら、それらの墓がGARによって冒瀆されると固く信じ込んでいたのであった¹⁴⁸。

このように、アーリントン国立墓地に南軍戦没者を再埋葬することに反対する南部利益団体がある一方、再埋葬に賛同する団体もあった。『ボルティモア・サン』紙は、ニューヨークにある南部連合退役軍人会（Confederate Veteran Camp of New York）が、「連邦議会で承認されたアーリントンにおける南軍戦没者の再埋葬は、州間の恨み（bitterness）を取り除く一歩であるとして感謝の意を表明する決議を行なった¹⁴⁹」と報じた。また、同団体は、アーリントン国立墓地に南軍兵士を埋葬する区画を新しく設け、ワシントン D.C.周辺の墓地に埋葬されている南軍兵士をその区域に再埋葬したいと考えた。

¹⁴⁶ Ibid., 161.

¹⁴⁷ W. I. Patten, letter to Katie Walker Behan, *The Times-Democrat*, October 16, 1900.

¹⁴⁸ Reburial of Confederates. Secretary Root Orders Reinterment in Arlington in spite of Protests by Richmond Women,” *The New York Times* (New York, NY), May 2, 1901.

¹⁴⁹ “Topics in New York: Veterans Express Appreciation,” *The Baltimore Sun* (Baltimore, MD), May 8, 1901.

南軍の従軍医師であり南部連合退役軍人会の会員であったサミュエル・E・ルイス (Samuel Edwin Lewis) は、1899年6月にマッキンリー大統領に、連邦政府がアーリントン国立墓地に南軍兵士を埋葬する区画を新たに作り、南軍兵士の遺体の身元を特定した上で再埋葬するように嘆願した。ルイスはソルジャーズ・ホーム墓地とアーリントン国立墓地を中心に250の南軍兵士の遺体が埋葬されており、そこでは南軍兵士の墓標が連邦陸軍軍需係将校の使用人や難民、そして黒人の解放民 (Negro contrabands) と同じ墓標や碑銘が刻まれていることに不満を持っていた¹⁵⁰。彼は、南軍兵士の墓が兵士としてではなく、他の民間人と同じ扱いを連邦政府から受けていることは、同じ南軍で戦った同胞である南軍戦没者が『適切』な認識 (“proper” recognition) ¹⁵¹ を北部で受けていないことの表れであると考えたのであった。

1900年の第56議会において、南軍戦没者のための区画をアーリントン国立墓地に設け、ワシントンD.C.周辺に埋葬された遺体を再埋葬する法案が提出された。この法案は南軍退役軍人のマーカス・J・ライト将軍 (Marcus J. Wright) によって準備され、北軍退役軍人でコネチカット州選出の上院議員であったジョセフ・R・ハウリー (Joseph R. Hawley) が提案者となり提出された¹⁵²。

アーリントン国立墓地における南軍戦没者の墓は、南部州の独立に関わった裏切り者として連邦政府の管理の対象から外されていた。このことが問題として連邦議会で議論された。同年5月9日の軍事委員会において、法案の提出者であるハウリーが、北部における南軍戦没者の埋葬状況を次のように報告した。

(1900年時点で、ワシントンD.C.とアーリントン墓地に) 246体の遺体が埋められている。そのうち136体がアーリントンにあり、アーリントン墓地の北東の端、中央、そして南西の端に散在して埋められている。彼らの墓標は薄い大理石でできていて、南軍兵士の墓が黒人兵士や難民のそれと区別されていない。ソルジャーズ・ホーム国立墓地には、128体の遺体が埋まっている。そしてこれらの遺体は北軍兵士の遺体と混在して埋葬されている。これらの128の墓には、アーリントンの南軍兵士、黒人兵士、難民と同じ墓標が置かれた。...アーリントン

¹⁵⁰ Krowl, “In the Spirit of Fraternity,” 162.

¹⁵¹ Ibid.

¹⁵² *An Act Making Appropriations for Sundry Civil Expenses of the Government for the Fiscal Year Ending June Thirtieth, Nineteen Hundred and One, and for Other Purposes*, H.R.11212, 56th Cong., 1st sess., *Congressional Record* 33 (May 5, 1900): 588.

の土地の面積は 1160 エーカーあるが、その内 400 エーカーのみが墓として使われている。そして今、(スペイン領であった)西インド諸島とフィリピン(の地で亡くなった戦没者)の埋葬が終わったばかりである。...あらゆる階級の生き残った元南軍退役軍人の多くが(南軍戦没者の)遺骨を一区画に集めてきちんと管理したいと願うことは、まったく合理的で尊敬に値することである¹⁵³。

ハウリーによって提出されたこの法案は次のような目的を持っていた。その目的とは、陸軍長官が、ワシントン D.C.のソルジャーズ・ホーム国立墓地に埋葬されている南軍兵士約 128 人の遺体と、アーリントン国立墓地に埋葬されている南軍兵士 136 人の遺体を、アーリントン国立墓地の適切な場所に埋葬し、その墓に適切な墓石を設置できるようにするための予算(2500 ドル、またはその必要な額)を確保することであった。その予算は 1901 年 6 月 30 日に終了する会計年度の政府の諸民生費およびその他の目的に充当する法案(H.R. 11212)に含まれた¹⁵⁴。この法案は 1900 年 6 月 6 日に上院での修正なく法律となり、南軍戦没者のための埋葬区画を設置し、遺体を再埋葬するための連邦予算を確保することを可能とした。

以上の議論は、アーリントン国立墓地に南軍戦没者を埋葬することを認めた上で、その適切な埋葬、つまり、南軍兵士を北軍兵士、黒人兵士、その他民間人と区別して埋葬場所を設け、墓標を立てることへの強いこだわりを表すものであった。1900 年 6 月 6 日に南軍戦没者再埋葬の法律が成立した当初、同年 10 月 1 日に第一回目の再埋葬が行われる計画であった。しかし、UDC や CMA に代表される南部女性団体が反対活動を起こしたことで、再埋葬への着手は遅れていた¹⁵⁵。『ニューヨーク・タイムズ』紙によると、当時陸軍長官であったルートは、再埋葬の着手を遅らせた理由は、再埋葬に対する元南軍兵士と南部人の感情を再確認するためであるとした。ルートは、もしその感情が再埋葬に反対するものであれば、法律を執行せずに次の連邦議会に判断を延期することもやむを得ないと考えていた。同紙は、ルートは南部人は概して再埋葬に好意的という意見も受けており、リッチモンドの女性集団のみが再埋葬に反対していると考えた。UDC や CMA を含む女性団体を説得した上で、これ以上計画を遅らせることなく直ちに法を執行することを決めたのであっ

¹⁵³ Senate Committee on Military Affairs, *Interment and Reinterment of Confederate Dead in Arlington National Cemetery*, 56th Cong., 1st sess., 1900, S. Rep. 1274. 括弧内は筆者による加筆。

¹⁵⁴ *An Act Making Appropriations for Sundry Civil Expenses of the Government for the Fiscal Year Ending June Thirtieth, Nineteen Hundred and One, and for Other Purposes*, H.R.11212, 56th Cong., 1st sess., *Congressional Record* 33, (May 28, 1900): 6134.

¹⁵⁵ "Reburial of Confederates," *The New York Times*, May 2, 1901.

た¹⁵⁶。

これら南部人、特にリッチモンドの女性団体の感情を鎮めたのは、南軍退役軍人であるヒラリー・A・ハーバート（Hilary Abner Herbert）の説得があったからだという見方がある¹⁵⁷。彼は、アーリントン国立墓地に埋葬されている全ての南軍戦没者を南部に連れ帰ることは、アメリカの首都がすべて北軍戦没者によって表象されることに等しいと言った。そして、連邦政府に反旗を翻して戦った兵士らの南部の記憶をワシントン D.C.に留めることに意味があるのだと南部の女性団体（Ladies' Memorial Association of Alabama）を説得したという記録が残っている¹⁵⁸。

このようにして陸軍長官ルートの下、1901年、陸軍省によって南軍戦没者の埋葬区画が作られた。そして、南軍戦没者の墓には、大理石でできた先の尖った墓標が置かれた。この墓標は他の民間人や北軍兵士の墓と南軍兵士の墓を区別することを可能とする特徴的なものとなった。

1903年12月には、北部各地にある墓に設置された南軍兵士の墓標をアーリントン墓地と同じ先の尖った墓標に置き換えるための法案が議会に提出された。この法案は、北軍退役軍人でありオハイオ州選出の共和党上院議員ジョセフ・B・フォレイカー（Joseph Benson Foraker）が提案者となり提出された¹⁵⁹。この法案は、アーリントン国立墓地の南軍戦没者の再埋葬が後の北部にある他の国立墓地に南軍戦没者の墓標を設置する際の雛形となるものであった¹⁶⁰。この法案は1906年3月9日に法律となった。この法律により、連邦議会は南軍戦没者の墓標を設置するための委員会（Commission for Marking Graves of Confederate Dead）を作り、北部州にある拘置所で亡くなった南軍戦没者が埋められている墓を特定し記録する委員会を設置した。その委員会の使命は、全ての国立墓地で南軍戦没者が適切に埋葬されるようにすることであった¹⁶¹。南軍の元将校4人が、委員長を務めた。1916年までに2万5500以上の墓標が設置され、個々の墓を特定できない場所には記念碑が建立された。このように、フォレイカー法案は、北部で亡くなった南軍兵士の墓に墓標

¹⁵⁶ Ibid.

¹⁵⁷ ヒラリー・A・ハーバート（Hilary A. Herbert, 1834-1919）は、南北戦争で南軍兵士として従軍した後、1877年から1893年にかけて、アラバマ州選出の民主党連邦下院議員を務めた。また、1893年から1897年にかけて、クリーヴランド政権の下、海軍長官を務めた。National Archives, "National Historical Publications & Records Commission: Hilary Abner Herbert Papers," National Archives, <https://www.archives.gov/nhprc/projects/catalog/hilary-abner-herbert> (accessed June 26, 2023).

¹⁵⁸ Krowl, "In Spirit of Fraternity," 170.

¹⁵⁹ Ibid., 172.

¹⁶⁰ Ibid., 179.

¹⁶¹ U.S. Department of Veterans Affairs, "Confederate Burials in the National Cemetery," U.S. Department of Veterans Affairs, <https://www.cem.va.gov/pdf/InterpretiveSigns/ConfederateBurialsInTheNationalCemetery.pdf> (accessed May 30, 2023).

をつけることを連邦政府が主体となって行うことを定めるものであり、その法律は、多くの南軍退役軍人から支持を得た¹⁶²。

マッキンリー大統領の後を引き継いだセオドア・ローズヴェルト政権下の 1906 年、当時陸軍長官であったウィリアム・H・タフト（William Howard Taft）は UDC がアーリントン国立墓地にある南軍兵士の墓の区画内に記念碑を設置することを許可した。この許可には、陸軍省の監督下で設置を行うという条件がついていた¹⁶³。1907 年に UDC は、ヴァージニア州ノーフォークで開かれたその年次大会で、南部連合記念碑協会（Confederate Arlington Monument Association）と合同で、記念碑を建てるための資金を自分たちで全額集めることを決めた¹⁶⁴。UDC の代表であったコーネリア・B・ストーン（Cornelia Branch Stone）と南部連合記念碑協会の地方理事会議長であったハーバートが中心となり、一万ドルの寄付を集めた。この寄付の中には、かつて南部連合の敵であった北軍退役軍人が集めたものも含まれた¹⁶⁵。

1912 年 11 月 12 日、南部連合記念碑の定礎式が行われた。この式典において、UDC の代表であるマリオン・バトラー（Marion Butler）は、女性会員に向けてタフト大統領を次のように紹介した。

私たちは、リーの旧居であるアーリントン国立墓地に建立される南軍記念碑の礎石を据えるためにここに集っている。この記念碑を建てる許可は、当時のタフト陸軍長官によって、UDC と南軍退役軍人に与えられた。私たちは、このために首都に集まり、今では合衆国大統領となった尊敬すべきタフト大統領によって迎えられたことを大変な幸運であると考えます。我々は、この記念碑の建設が、国家再統合の要石となると信じている¹⁶⁶。

続いて、タフト大統領は「セクショナリズムの傷を癒しこの国を一つにしたいという私の切実な願いを南部の人々に伝えるために様々な措置を講じることができたことを喜んで

¹⁶² Krowl, “In the Spirit of Fraternity,” 173.

¹⁶³ Ibid., 180.

¹⁶⁴ *Birmingham Post-Herald*, June 6, 1909, p.1; 南部連合記念碑協会は、Confederate Veteran Camp, No. 171, of the District of Columbia, UDC, the Sons of Confederate Veterans, the Southern Relief society of the District of Columbia が集まって組織された。

¹⁶⁵ “‘Yank’ and ‘Reb’ Meet: Incident at Confederate Monument Fund Lecture” *Evening Star* (Washington, DC), February 11, 1908.

¹⁶⁶ American Battle Field Trust, “Cornerstone Laying of the Arlington National Cemetery Confederate Monument,” November 12, 1912, <https://www.battlefields.org/learn/primary-sources/cornerstone-laying-arlington-national-cemetery-confederate-monument> (access October 31, 2023).

いる¹⁶⁷」と述べ、次の言葉で演説を終えた。

あなたがたが今日礎石を置いたこの美しい南部の勇敢な死者のための記念碑をアーリントン国立墓地に建立することを可能にする命令を出すという役割を国民の支持のもとに私は請け負った。この式典自体がセクショナリズムの忘却を雄弁に物語っている。合衆国大統領としてこの場に立ち会い、すべての真のアメリカ人の祝祷を宣言することは、私に大きな光栄と名誉を与えるだけでなく、私は祖国を愛する者として最大の喜びを感じる¹⁶⁸。

南部連合記念碑の完成を祝う除幕式が1914年6月4日に行われ、ウッドロー・ウィルソン大統領（Thomas Woodrow Wilson）が出席し演説を行った。この日は、南部連合国の大統領であったジェファソン・デイヴィスの誕生106周年の記念日でもあり南部にとって特別な日であった。ウィルソン大統領が行った演説は、アメリカの「歴史的一幕に終止符を打ち、大統領とともに未来に向き合う¹⁶⁹」ことをアメリカ市民に呼びかかけるものであった。彼はまず、前任のタフト大統領に言及して「この記念碑の礎石を据えたのは、合衆国連邦を維持するための戦争を戦った誇り高い政党の人々が投票によってその地位に押し上げた合衆国大統領であり、陸軍長官時代にこの記念碑を建立することを承認した人物である」と述べ、続けて「そして今、私は大統領として、私が代表する特権を与えられた偉大な政府の名において、国民再統一の象徴であるこの場で、この記念碑を受け入れる役割を任された¹⁷⁰」と連邦政府がアーリントン国立墓地内に南部連合記念碑建立を決めたことによって国の統一を確固たる形へと導いたことを印象付けた。このように、南軍戦没者を顕彰する目的をもって建設された南部連合記念碑は、はじめ州や地域のアイデンティティを強調するものであった。しかし、その設置場所がアーリントン国立墓地であったことは、南軍戦没者の墓が北軍戦没者の墓に合流し、同じアメリカ市民を象徴するものとする国民の物語を生み出した。

こうしたアーリントン国立墓地内の区画整理がなされていく一方で、アーリントン国立墓地をワシントンD.C.の都市計画の一部とする動きがあった。その一つとしてアーリント

¹⁶⁷ Ibid.

¹⁶⁸ Ibid.

¹⁶⁹ Woodrow Wilson, “Address at Arlington National Cemetery: ‘Closing a Chapter,’” The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/address-arlington-national-cemetery-closing-chapter> (accessed November 4, 2023).

¹⁷⁰ Ibid.

ン・メモリアル・ブリッジの建設があげられる。南部州であるヴァージニア州に北軍戦没者の墓が設置されることになった理由については前項で述べた通り、国立墓地の設置を任されたミーゼス軍需係長官によるリー將軍への個人的な感情およびアーリントンの土地がワシントン D.C.を南軍から守るための要塞の設置場所として適していた点があげられる。このような個人的な感情や位置的な利便性を超えて、アーリントン国立墓地がアメリカという国を表象する存在となった過程を、メモリアル・ブリッジが建設される過程に着目して明らかにしたい。

南北戦争後、ワシントン D.C.のナショナル・モール国立公園の再建計画が始まった。ナショナル・モール国立公園は、1901 年、民主党のジェイムズ・マクミラン上院議員 (James McMillan) を長とする上院公園委員会 (Senate Park Commission) の主導によって、ワシントン D.C.中心部の再整備を目的として誕生したアメリカを代表する国立公園である¹⁷¹。その一部にリンカーン・メモリアルからポトマック川を越えてアーリントン国立墓地を繋ぐ橋を架ける計画が含まれた。リンカーン・メモリアルとアーリントン国立墓地を結ぶ象徴的な橋を建設することを最初に連邦議会で提案したのは、1901 年に上院公園委員会がワシントン D.C.の国立公園制度を整備する過程の報告書を通してであったが、それ以前にポトマック川に橋を架けることを提案した者がいた¹⁷²。それは、第七代大統領のアンドリュー・ジャクソン (Andrew Jackson) であった。ジャクソン大統領が示した橋を架ける目的は、國務省長官であったダニエル・ウェブスター (Daniel Webster) の 1851 年 7 月 4 日の独立記念演説から知ることができる。「私たちの目の前には、(植民地時代の) 13 州のうちの 2 州を隔てる、広くて美しい川が流れている。この川には、断固とした目的と柔軟な意志を持ち、愛国心 (patriotic heart) にあふれた元大統領が、北と南の強固な統合を象徴する、不朽

¹⁷¹ National Mall Coalition, “National Mall History,” National Mall Coalition, <https://www.nationalmallcoalition.org/legacy/national-mall-history/> (accessed December 7, 2021). 初代ワシントン大統領が任命したフランス人で独立革命の志願兵ピエール・シャルル・ランファン (Pierre Charles L'Enfant) によって、連邦議会議事堂から直線上にのびる遊歩道を中心とした壮大な都市計画が提案された。同時に任命された 3 人のコミッショナーは建物の建設を優先したため、公園の整備を含む景観を重視するランファンは解任された。1853 年に議会議事堂とワシントン・モニュメントを繋ぐモールができ、その後、ワシントン D.C.の美化・開発を検討する上院公園委員会の都市改造計画によって、ランファンの原案に寄せた都市へと首都を再建した結果が、現在のナショナル・モール国立公園である。Cornelius W. Heine, “A History of National Capital Parks,” United States Department of the Interior National Park Service National Capital Parks, <http://npshistory.com/publications/nace/adhi.pdf> (accessed November 4, 2023).

¹⁷² U.S. Arlington Memorial Bridge Commission, and Damian J. Kulash, *The Arlington Memorial Bridge: Message from the President of the United States Transmitting Pursuant to Law the Report of the Arlington Memorial Bridge Commission on the Project to Construct a Memorial Bridge Across the Potomac from the Vicinity of the Lincoln Memorial to the Arlington Estate* (Washington, DC: Government Printing Office, 1924): 1-13.

の花崗岩のアーチを架けることを望んだ。その大統領とは、ジャクソン将軍である¹⁷³」。この北と南を隔てる川に橋を架けるジャクソン大統領の提案は、その後に具体的な行動に移されることはなく、南北戦争の開戦を迎えた。具体的に橋を建設する計画が上院公園委員会によるワシントン D.C.のナショナル・モール（National Mall）再建計画の一部として取り込まれていくことになったのは 1901 年以降のことであった。

1913 年 3 月 4 日に都市計画法（public building act）が成立した。この法律により、アーリントン・メモリアル・ブリッジ委員会（Arlington Memorial Bridge Commission、以下 AMBC）が設置され、本格的に橋の建設プロジェクトが始動した。AMBC は合衆国大統領、上院議長、下院議長で構成され、その目的は、ポトマック川にワシントン D.C.とヴァージニア州アーリントンを繋ぐ橋を建設するための調査を行い、またその調査結果を議会に報告することとされた¹⁷⁴。タフト大統領は法案に署名する際に「この法案はワシントン D.C.の発展にとって非常に重要である。私の考えでは、それ（橋の建設）は時間がかかりすぎている。これほどの価値あるプロジェクトは実行されなければならない¹⁷⁵」と述べた。このことから、タフト大統領がメモリアル・ブリッジを国の象徴であるワシントン D.C.の都市構想の重要な部分と位置付けていたことが分かる。

メモリアル・ブリッジをどのように建設するかが決定したのは、1922 年 12 月 18 日の AMBC の会議においてであった¹⁷⁶。この会議内で決定したことは主に以下の三点であった。一点目は、リンカーン・メモリアルからアーリントン・ハウスを結んだ直線上に橋を架けることであった。二点目は、墓の入り口に記念ゲートを設置することであった。三点目は、墓の北端と南端から外部に向かう交通路を整備することであった。墓の北端から延びる道路の建設は、「国会議事堂から B ストリートを通り、リンカーン・メモリアルを通り、十分に広く威厳のある橋を渡って、アーリントン国立墓地にある最期の安息の地まで、戦死した国の英雄のための道筋¹⁷⁷」となる大通りを設置する計画であった。墓地の入り口となる門からアーリントン・ハウスを結ぶ車道は、勾配を考慮して軸線上に設計することとされた。また墓の南端から延びる道路の建設は、ヴァージニア州の州都リッチモンドへ向か

¹⁷³ Richard F. Weingroff, “A Moment in Time: The Traffic Jam That Advanced the Arlington Memorial Bridge,” U.S. Department of Transportation Federal Highway Administration, <https://highways.dot.gov/highway-history/general-highway-history/moment-time-traffic-jam-advanced-arlington-memorial-bridge> (accessed September 6, 2023).

¹⁷⁴ U.S. Arlington Memorial Bridge Commission, *The Arlington Memorial Bridge: Message*, 5.

¹⁷⁵ “Memorial Bridge is Now Assured: Appropriation for Preliminary Work Becomes a Law,” *Alexandria Gazetten* (Alexandria, VA), March 5, 1913.

¹⁷⁶ U.S. Arlington Memorial Bridge Commission, *The Arlington Memorial Bridge: Message*, 5.

¹⁷⁷ Ibid.

う道を建設する計画であった。この AMBC の会議において、リンカーン・メモリアルからアーリントン・ハウスを結んだ直線上に橋を架けること、記念ゲートの設置、そして墓の北端と南端から交通路を整備することは、満場一致の賛同を得て決定された。1924 年に出版された AMBC の報告書には、メモリアル・ブリッジが「南北が一つの不可分の連邦として結ばれていることの象徴」となることが言及されている。また同報告書には、「フォート・マイヤー (Fort Myer) からアーリントンの丘を越えてワシントン D.C.に向かう際に旅行者が目にする前景は、決して忘れられることのない忠誠心と愛国心、そして国への献身的愛情のインスピレーションを絶え間なく (国民に) 与え続けるだろう¹⁷⁸」と記された。1932 年 1 月 16 日に、フーバー大統領はメモリアル・ブリッジの視察を行い、実際に橋を渡った¹⁷⁹。

この計画とともに、かつてリー将軍とその家族が住み、その後北軍の駐屯所かつ国立墓地の事務所として使われたアーリントン・ハウスの改装も計画された。1911 年にアメリカ合衆国美術委員会 (U.S. Commission of Fine Arts) によって作成された報告書の中で、その改装計画について次のように述べられている¹⁸⁰。「アーリントン・ハウスは改装されなければならない。もしハウスの復元が、ナショナル・モールの一部として行われるならば、国家の首都に連邦形成期の歴史が加えられることになる。...アーリントン・ハウスが、リンカーン・メモリアルから橋を越えて続く軸線の終着点となる¹⁸¹」。このようにして、アメリカの国民を表象するワシントン D.C.の地域一帯に、南部州の一つであるヴァージニア州に位置するアーリントン国立墓地が加わったのであった。

第2節 第一次世界大戦

¹⁷⁸ Ibid. フォート・マイヤー (Fort Myer) は、1924 年時点で陸軍海軍士官学校 (Signal School of Instruction for Army and Navy Officers) のあった地名である。この場所はかつてリー将軍の家族が所有するアーリントンの土地の一部であり、南北戦争中は北軍の駐屯所として利用された。

¹⁷⁹ “Arlington Bridge Opened to Public; Inspected by Hoover,” *Evening Star*, (Washington, District of Columbia), January 17, 1932).

¹⁸⁰ 米国美術委員会 (U.S. Commission of Fine Arts) は 1910 年 5 月 17 日に独立行政機関として設置された。その行政機能は、「大統領または連邦議会の委員会の要請に応じて、連邦政府が関係するあらゆる芸術問題、特にコロンビア特別区内の彫像と、噴水、記念碑の位置、同区内の公共建造物や公園の計画と設計、アメリカが建立する彫像、噴水、記念碑の芸術家やモデルの選定、メダル、記章、硬貨の設計と執行について助言を行う」こととされた。National Archives, “Records of the Commission of Fine Arts,” National Archives Guide to Federal Records, <https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/066.html#66.1> (accessed September 8, 2023).

¹⁸¹ U.S. Commission of Fine Arts, *Report* (Washington, DC: Government Printing Office, 1911): 64. 括弧内は筆者の加筆である。

第一次世界大戦は、その動員の規模、経済的影響を考えると、アメリカにとっても総力戦と言えるものであった。1921年3月に連邦議会が海外墓地からアメリカ人戦没者を帰還させる法案（Repatriation Act）を通し、ヨーロッパで戦死した兵士らがアーリントン国立墓地に再埋葬された。同年に、世界大戦無名戦士の墓（Tomb of Unknown Soldier）が建てられ、一名の無名戦士の遺体が第一次世界大戦戦没者全員を象徴するものとして祀られた。本節では、まず初めに世界大戦無名戦士の墓が設置された背景を述べる。次に、第一次世界大戦後に始まったアーリントン国立墓地の記念碑建立について述べる。そして、アーリントン国立墓地における代表的な式典の一つとなっているメモリアル・デイの起源を探り、そこで行われるサービスについて述べる。

第1項 世界大戦無名戦士の墓の設置

アーリントンには、二つの世界大戦および朝鮮戦争で亡くなった身元不明兵士三名が埋葬された無名戦士の墓がある。この無名戦士の墓は、毎日24時間途切れることなくアメリカ陸軍の第三歩兵隊に属する衛兵によって警護されている。また5月の最終月曜日であるメモリアル・デイには大統領による献花が行われ、重要な演説が行われる他、各国の首脳が表敬訪問する場ともなっている。アンダーソンは無名戦士の墓について、次のように述べている。「無名戦士の墓と碑、これほど近代文化としてのナショナリズムを見事に表象するものはない¹⁸²」。無名であるが故に、そのアイデンティティは国民全員に共有可能なものとなる。国のために命をかけて戦い、実際に亡くなった兵士の自己犠牲は、国民の愛国心を駆り立てるものであり、アーリントン国立墓地にある世界大戦無名戦士の墓はその意図を表わす。ここでは、第一次世界大戦無名戦士の墓がアーリントンに設置された経緯を確認し、いかにその場が国民の愛国心を呼び起こす場へと変化したかを述べる。

1921年11月11日、第一次世界大戦の戦没者である無名戦士の遺体が埋葬された。この無名戦士の墓の設置は、アメリカ合衆国美術委員会の監督下で行われた。無名戦士の墓の基台は、トマス・ヘイスティング（Thomas Hasting）という建築家によって設計された。第一次世界大戦無名戦士の墓がアーリントン国立墓地に設置される以前、埋葬された兵士らを集合的に象徴する記念碑は、アーリントン国立墓地の中心近くに建てられた円形劇場（amphitheater）のみであった。この円形劇場は、1915年に工事が始まり、1920年5月に

¹⁸² アンダーソン『想像の共同体』32.

除幕式が行われた。この場で行われる追悼行事は、陸軍長官と海軍長官によって構成される委員会によって、大統領への年次報告書が連邦議会へ提出されることとなっていた¹⁸³。しかし議会は、名誉を受けるべき人物の最終的な決定に関する権限を自らに留保していた。つまり、この大統領へ年次報告書を提出するという手続きは、法律上の形式的なものであった。

1920年12月21日、第66議会にて、ニューヨーク州選出の下院議員ハミルトン・フィッシュ（Hamilton Fish）が議会決議第67号（Public Resolution 67）を提出した。この決議は、第一次世界大戦中にフランスで戦死した無名アメリカ人兵士の遺骨を米国に帰還させ、円形劇場と離れた場所に新しく建設される墓に埋葬することを定めたものであった¹⁸⁴。1921年2月1日、連邦下院議会の軍事委員会にて、ジョン・J・パーシング将軍（John J. Pershing）が無名戦士をフランスから連れ帰り、アーリントン国立墓地に再埋葬する法案について証言した。パーシング将軍は、無名戦士の墓の設置に関して、「この再埋葬は、できる限り感動的な式典とともに為されるべきである。そして、この一人の無名戦士に対してあらゆる敬意が払われるべきである。そしてこれは単に無名の男性であるべきだ。そうすることで、アメリカ全州から集まった兵士と陸軍・海軍の兵士全員を（敬意の対象に）含められるはずだ¹⁸⁵」と述べた。第一次世界大戦の行方不明兵士は、戦争捕虜となった兵士を含め、7470人であった¹⁸⁶。これら兵士の死を一人の身元不明兵士に置き換えてアーリントン国立墓地に埋葬し顕彰することは、その出身州に関係なくアメリカ国民全体が彼らに敬意を示すことを意味した。

1921年3月4日、この決議は連邦議会によって承認され、ウィルソン大統領の署名により法律となった。1921年11月11日、ウォレン・ハーディング大統領（Warren G. Harding）は、世界大戦無名戦士の埋葬を行う式典で演説を行った。

私たちは今日、個人的な人格を有しない死者に対して賛辞を捧げるためにここに集った。私たちの前に横たわっている彼の名は、その不滅の魂とともに海を越え

¹⁸³ U.S. Commission of Fine Arts, *Report*, 69.

¹⁸⁴ Taps Bugler, "Hamilton Fish and the Tomb of the Unknown Soldier," Taps Bugler, January 2, 2021, <https://www.tapsbugler.com/hamilton-fish-and-the-tomb-of-the-unknown-soldier/> (accessed June 28, 2023).

¹⁸⁵ Associated Press, "Pershing Advocates Bringing Unknown Soldier to Arlington," *The Index-Journal* (Greenwood, SC), February 1, 1921.

¹⁸⁶ Matthew Rezab, "POW/MIA statistics from all U.S. wars," Iowa States Daily, September 22, 2014, <https://iowastatedaily.com/102478/news/pow-mia-statistics-from-all-u-s-wars/#:~:text=World%20War%20I%3A%20POW%20and%20MIA%3A%207%2C470%20World,124%2C079%3B%20MIA%3A%2030%2C314%20Cold%20War%20Era%3A%20MIA%3A%20343> (accessed November 5, 2023).

てここまで来た。我々は、彼がどこから来たのか知らないが、彼の死が祖国のために死んだアメリカ人として永遠の栄光をここに刻んだことだけは確かである。…彼は祖国のために死に、これ以上の献身は存在し得ない。彼は祖国が勝利し、その文明社会が生き残ることを疑うことなく、不満を言うことなく、信念と希望を持って亡くなった¹⁸⁷。

このようにして、ハーディング大統領は、無名戦士がアメリカ人として祖国のために忠誠心と愛国心を持って命を落としたことを讃えた。一連の儀式の音声は、当時の新しい技術であった拡声器を使って離れた場所まで届けられた。同時にこの音声は電話線を通してラジオでも各地の人々に届けられた。

第2項 記念碑の建立

第一次世界大戦後には記念碑の建立を通して、戦場で戦った兵士だけでなく、彼らと一緒に看護師として従軍した女性たちを顕彰しようとする動きも見られた。アメリカで女性の退役軍人が誕生するのは、第二次世界大戦中であった1943年のことである¹⁸⁸。つまり、第一次世界大戦の時点では、女性が正規に兵籍に入ることは認められていなかった。女性のみを構成員とする従軍看護師団体が、男性と区別なく自分たち女性が国を守るために戦ったことをアーリントン国立墓地の場を用いて国民全体に示そうとしたのである。

建国の時代から、戦場では常に女性の働きがあった。しかし、その戦場での働きは男性が兵士として戦うものとは異なっていた。女性は戦場で傷病者となった男性を介護する補助的な役割を担うに過ぎないとして男性の兵士と区別されていたのである。これらの女性は通常、兵士の母、妻、姉妹などであり、負傷兵を看護する他にも料理や洗濯など兵士の身の回りの世話をした¹⁸⁹。彼女らには当然軍の階級は与えられず、またその賃金は男性兵士よりも低かった¹⁹⁰。南北戦争で兵士を看護する女性の需要は高まったものの、その立場

¹⁸⁷ Warren G. Harding, *Address of the President of the United States at the Burial of An Unknown American Soldier at Arlington Cemetery November 11, 1921* (Washington, DC: Government Printing Office, 1921): 3.

¹⁸⁸ David R. Segal, *Recruiting for Uncle Sam: citizenship and military manpower policy* (Lawrence: University Press of Kansas, 1989).

¹⁸⁹ Army Nurse Corps Association, “Highlights in the History of the Army Nurse Corps, Beginnings to 1940,” Army Nurse Corps Association, <https://e-anca.org/History/ANC-Eras/1901-1940> (accessed November 10).

¹⁹⁰ Janice H. Laurence, “Women and the US Military: Progress and Challenges,” in *Inclusion in the American Military: A Force for Diversity* (Lanham: Lexington Books, 2017), 111. 独立戦争で負傷兵の看護に従事した女性らは、寄宿舎で生活し、その報酬は月2ドルであった。従軍看護師の詳細は次に詳しい。Mary M. Roberts, *The Army Nurse Corps: Yesterday and Today* (Washington, DC: U.S. Army Nurse Corps, 1957), 3.

や役割に変化はなかった。この当時看護学校はなく、約 6000 人の女性がボランティアとして北軍および南軍の傷病兵を看護し、また食事の用意や洗濯など男性兵士の身の周りを世話した¹⁹¹。対して米西戦争では、医療専門家としての看護師が兵士を看護するようになった。1898 年、連邦議会は期間を限定して看護師を雇うために必要な予算を確保し、軍医長官をその予算の執行者として承認し、従軍看護師の調達を任せ¹⁹²。1896 年には米国看護師協会 (American Nurses Association) の前身である看護師団体 (Nurses Associated Alumnae of the United States and Canada) がニューヨークで初めての年次総会を開き、専門的職業としての看護師の地位向上を目指す動きがあった¹⁹³。軍医長官を助けるべく実際に従軍看護師の調達にあたったのは、専門教育課程を修了した看護師から構成される看護師団体ではなく、独立戦争の娘たち (Daughters of the American Revolution) であった。この女性団体は 1890 年に設立後、全国各地に支部を設け、ワシントン D.C. に活動拠点を置いていたことで、設立されたばかりの看護師団体よりも組織体制が整っていた。独立戦争の娘たちは、独立戦争で戦った先祖の記憶を留めるために結成された男性団体から自分たちが排除されていることに不満を持ち、「愛国心の聖火 (torch of patriotism) を担う¹⁹⁴」役割を自任する女性団体であった。全国の看護師を戦争のために動員する役目を担ったのは、独立戦争の娘たちの副会長であり、医者であったアニータ・N・マクジー (Anita Newcomb McGee) であった。彼女の提言もあり、1901 年には陸軍再編成法 (Army Reorganization Act of 1901) の下に陸軍看護師団 (Army Nurse Corps) が組織された。この法律は、軍が女性を軍と個人契約を結ぶ期間限定の従軍看護師として雇うのではなく、軍からの任命により女性らを従軍させることを可能とした。また、マクジーは看護師団を率いるのは、同じ看護師であるべきだとして、陸軍看護師を統括する指揮官 (superintendent) を女性看護師から選ぶとする規定を軍再編成法に入れるべきだと主張し、この規定は軍再編法に組み込まれた。

第一次世界大戦中は、陸軍看護師団に約 2 万 1000 人の看護師が海外遠征者として登録された。これら看護師のほとんどはアメリカ赤十字社 (American Red Cross) を介して登録された者たちであった。陸軍看護師団指揮官であったドーラ・E・トンプソン (Dora E. Thompson) は、「傷病兵の看護について、看護師が軍医の次に強い権限を持つ¹⁹⁵」という

¹⁹¹ Ibid.

¹⁹² Ibid.

¹⁹³ 米国看護師協会 (American Nurse Association) が設立されたのは 1911 年である。American Nurses Association, "The History of the American Nurses Association," American Nurses Association, <https://www.nursingworld.org/ana/about-ana/history> (accessed November 11, 2023).

¹⁹⁴ Daughters of the American Revolution, "DAR History," Daughters of the American Revolution <https://www.dar.org/national-society/about-dar/dar-history> (accessed November 11, 2023).

¹⁹⁵ Carolyn M. Feller and Constance J. Moore, ed., *Highlights in the History of the Army Nurse Corps*

規定を設けた。このことは、軍組織で女性の権限を初めて認めた規定である点で重要である。また、当時陸軍看護師団には従軍時に着る制服が用意されなかったが、第一次世界大戦で初めて、海外へ遠征する看護師に制服が与えられた¹⁹⁶。従軍看護師は、男性の兵士らと同じく第一次世界大戦の戦場であったヨーロッパへ遠征したが、赤十字社を通して雇われた従軍看護師には、男性兵士に与えられた戦争リスク保険の加入資格は与えられなかった¹⁹⁷。従軍看護師は、軍組織において男性兵士に与えられた階級は与えられず、それにより福利も与えられなかった一方で、男性兵士と同じように黄熱病やインフルエンザによって命を落とした者も少なくなかった。

1928年、陸海軍看護師団 (Army and Navy Nurse Corps) の女性らによって、アーリントン国立墓地に従軍看護師を表象する記念碑を建てる運動が開始された¹⁹⁸。これは、既に米西戦争で従軍した看護師が埋葬されている区画に、記念碑を建てるものであり、フィリピンでアメリカ兵士の看護にあたった従軍看護師らによって、100ドルの寄付をもって始められた¹⁹⁹。

ジュリア・C・スティムソン (Julia C. Stimson) は、初めて海外の戦場で従軍看護師らを統括した従軍看護師団指揮官であった。1937年、彼女は記念碑について、アメリカ合衆国美術委員会に宛てた手紙の中で次のように記した。「陸海軍従軍看護師団の元団員に捧げられた場所であることを、シンプルだが印象的に示すようなものを建てることだ²⁰⁰」。この記念碑は、陸軍看護師団 (Army Nurse Corps) と海軍看護師団 (Navy Nurse Corps) が名を連ねてアーリントン国立墓地に記念碑の建立を求め、女性戦没者を象徴する初めての記念碑となった。1938年11月8日、従軍看護師記念碑 (Nurse Memorial) の除幕式が行われた²⁰¹。従軍牧師長官 (Chief of Chaplains) ウィリアム・R・アーノルド (William R. Arnold) は「彼女らの高貴な犠牲を永遠の存在とする²⁰²」と記念碑が象徴する従軍看護師団の名誉を称えた。従軍看護師の軍組織における地位は、男性のそれと異なっていた。そのため、赤十字社や他のボランティア団体を通して陸軍海軍看護師団に登録された者たちは、男性兵

(Washington, DC: US. Army Center of Military History, 1995), 11.

¹⁹⁶ Roberts, *The Army Nurse Corps: Yesterday and Today*, 11. 陸軍看護師団の制服として、ネイビーブルーのワンピースに、足首までの長さの外套、そしてピロードの帽子が用意された。

¹⁹⁷ *Ibid.*, 13. 戦争リスク保険については、次章で詳しく述べる。

¹⁹⁸ 陸軍看護師団 (Army Nurse Corps) は1901年に組織され、海軍看護師団 (Navy Nurse Corps) は1908年に組織された。

¹⁹⁹ McElya, *The Politics of Mourning*, 207.

²⁰⁰ ジュリア・C・スティムソン (Julia C. Stimson) は第一次世界大戦後、女性で初めて軍組織の階級を得た。McElya, *The Politics of Mourning*, 207.

²⁰¹ “Memorial to Honor Army and Navy Nurses,” *Evening Star* (Washington, DC), November 7, 1938.

²⁰² “Nurses Dedicate Arlington Memorial,” *The Sentinel* (Carlisle, PA), November 9, 1938.

士に与えられた軍人恩給が与えられなかった。しかし、アーリントン国立墓地においては、ヨーロッパの戦地で亡くなった看護師らを象徴する記念碑が建てられ、彼女らは死者となって初めて、戦死した兵士と同様の名誉を与えられたのであった。

第3項 メモリアルデイ・サービスと退役軍人団体の協力

第一次世界大戦は、アーリントン国立墓地を舞台として、毎年特定の日には戦没兵士を集めて追悼するという動きも生み出した。戦没者を追悼するという行為自体は、それ以前から各地域で行われていた。最初にこの慣行を始めたのはニューヨーク州ウォータールーでドラッグストアを営むヘンリー・ウェルズ（Henry Wells）であり、彼が町中の商店を一日休みにして南北戦争の戦没兵士を偲ぶことを提案したことが戦没将兵記念日であるメモリアル・デイの始まりと言われている²⁰³。この呼びかけに応える形で、1866年5月5日、町の住人がウォータールー墓地に眠る北軍兵士たちの墓に生花や花輪や十字架を供えた。南部でも女性団体が戦没者を称えて南軍兵士たちの墓に花などを捧げた。

このような慣行が愛国的なものとなったのは、北軍の将軍であり、GARの第二代全国会長であったジョン・A・ローガン（John A. Logan）が、5月30日を「祖国のために命を捧げた兵士を称える公式記念日²⁰⁴」としてデコレーション・デイ（Decoration Day）とする命令（General Order 第11号）を、1868年3月に下したことに始まる。ローガンの意図は、この日を北部と南部の「和解の日」とすることにあり、彼はアーリントン墓地には既に南軍と北軍の両方の墓に花が捧げられていたが、南北融和は未だ形式的なものであると考えていた²⁰⁵。1882年、デコレーション・デイはメモリアル・デイと改称され、南北戦争だけでなく、それ以前の戦争も含むすべての戦没兵士を称える日となった。北部では法定休日とされたが、南部諸州では、第一次世界大戦が終わるまで、メモリアル・デイとは別の日を記念日として戦死者を称えていた。つまり、北軍と南軍両者の戦没兵士をめぐる南北の

²⁰³ American Center Japan, 「戦没将兵追悼記念日（メモリアル・デー）5月最終月曜日」 American Center Japan, <https://americancenterjapan.com/aboutusa/monthly-topics/1950/> (accessed September 13, 2023).
Kim McDarison, Fort observes Memorial Day in Evergreen Cemetery (June 1, 2023) <https://fortatkinsononline.com/fort-observes-memorial-day-in-evergreen-cemetery/> (accessed September 13, 2023).

²⁰⁴ 引用箇所は退役軍人省のウェブページを参照。U.S. Department of Veterans Affairs, “The Origins of Memorial Day,” U.S. Department of Veterans Affairs, <https://www.va.gov/opa/publications/celebrate/memday.pdf> (accessed November 30, 2023); The Army Historical Foundation, “General John A. Logan, Memorial Day Founder,” The Army Historical Foundation, <https://armyhhistory.org/general-john-a-logan-memorial-day-founder/> (accessed January 16, 2023).

²⁰⁵ U.S. Department of Veterans Affairs, “The Origins of Memorial Day,”

和解は、彼らが同じアメリカ人兵士として戦った米西戦争まで待たなければならなかったのである²⁰⁶。

1936年2月28日、第72議会の軍事委員会（Committee on Military Affairs）の、小委員会開催前に行われた公聴会にて、ワシントンD.C.を拠点とする退役軍人メモリアル・デイ・コーポレーション（Grand Army of Republic Memorial Day Corporation）に2500ドルの連邦予算を割り当てることについて話し合われた。退役軍人メモリアル・デイ・コーポレーションは、1928年に、五つの退役軍人団体が集まり組織された団体であった。五つの団体とは、南北戦争従軍軍人会（GAR）、米西戦争退役軍人会（United Spanish War Veterans）、海外戦役退役軍人会（VFW）、アメリカン・リージョン、米国傷痍軍人会（Disabled American Veterans）であった²⁰⁷。この連邦予算を確保する目的は、ワシントンD.C.にある国立墓地およびアーリントン国立墓地で、上記の退役軍人団体がそれまで全額負担していたメモリアル・デイの合同慰霊祭の費用の一部を、連邦政府に求めるものであった。その費用には、個々人の墓に添える国旗や、ボーイスカウトおよびガールスカウト団体が献花を集めるために必要となる諸経費が含まれた²⁰⁸。元々、メモリアル・デイに献花と国旗を設置するという合同慰霊祭の行事は、退役軍人団体が個別で行っていた。それには統一された規定は設けられず、自発的に行われる行事であり、国家が国民を代表して戦没者を追悼するかたちとしての集会的な式典は行われていなかった。そのため、行事に関する費用はボランティアによる支援で成り立っていたのであった。また、連邦政府およびワシントンD.C.の政府職員に寄付を依頼することで、行事は続けられていた。しかし、ハーディング政権となり、政府内での献金が禁止された。退役軍人メモリアル・デイ・コーポレーションは、歳出委員会（Appropriations Committee）に2500ドルの予算の割り当てを求め、実際に予算を得た。しかし、1933年経済法（Economy Act of 1933）により、これらの予算は廃止されたのであった。このような状況にあって、退役軍人団体がメモリアル・デイのサービスをアーリントン国立墓地で行う費用を補助するための法案が用意されたのである。退役軍人メモリアル・デイ・コーポレーションの代表であり、米西戦争の司令官（Department commander）であったテネシー州出身のジェイムズ・G・エイデン（James G. Yaden）は、この予算確保

²⁰⁶ その後1966年に、リンドン・ジョンソン大統領がニューヨーク州ウォーターレーをメモリアル・デイ発祥の地と宣言し、1971年に、リチャード・ニクソン大統領が5月の最終月曜日をメモリアル・デイとしてこれを国民の休日とした。

²⁰⁷ House Committee on Military Affairs, *Hearings before Subcommittee No.2, of the Committee on Military Affairs: February 28, 1936, 74th Cong., 2d sess.* (Washington, DC: Government Printing Office, 1936), 7.

²⁰⁸ *Ibid.*, 4.

の必要性について、公聴会で次のように述べた。

ここには、何のセクショナリズム (sectionalism) もない。南軍兵士の墓は、南北戦争従軍軍人会の退役軍人や、米西戦争や世界大戦の退役軍人と同じように称えられる。戦争で亡くなった全ての退役軍人の墓に国旗と花を置くのである。...アーリントン国立墓地と、ワシントン D.C.にあるソルジャーズ・ホーム墓地とバトル・グラウンド墓地 (Battle Ground Cemetery) の二つの墓は国立墓地である。これらの墓に埋まっている戦没者の大部分は、ワシントン D.C.出身者ではなく、全ての州から来た者であり、アーリントン墓地に埋められた。退役軍人メモリアル・デイ・コーポレーションがメモリアル・デイの合同慰霊祭を行う時には、すべての墓を装飾する。従って、この問題は連邦レベルの問題 (national in scope) なのである²⁰⁹。

エイデンは、アーリントン国立墓地とワシントン D.C.にあるソルジャーズ・ホーム墓地の二つの国立墓地に埋葬された戦没者の半数以上はワシントン D.C.の出身者ではないことを重要な事実とした。その上で彼は、地域レベルではなく国の記念事業としてメモリアル・デイの合同慰霊祭を実施する必要があることを訴えた。

第3節 第二次世界大戦

1946年から世界各地でアメリカ人兵士の遺体の収集が始まり、アーリントン国立墓地にて埋葬が行われた。1948年の第422部隊の日系アメリカ人兵士の埋葬や、メキシコ系アメリカ人兵士、ネイティブ・アメリカン兵士の埋葬が行われた。人種を理由に故郷での埋葬を断られた戦没者たちもアーリントン国立墓地に埋葬された。また、第二次世界大戦と朝鮮戦争で従軍した無名戦士の遺体二体が、第一次世界大戦無名戦士の墓に隣接するかたちで埋葬された。本節では、まず、世界各地で亡くなった兵士がどのようにアメリカ本土へ帰還したかを述べる。次に、外国にルーツを持つ兵士がどのようにアーリントンに埋葬されることになったかを日系アメリカ人兵士、メキシコ系アメリカ人兵士、そしてネイティブ・アメリカン兵士の事例を取り上げて論じる。そして、第二次世界大戦無名戦士の埋葬

²⁰⁹ Ibid., 5-8.

について述べる。

第1項 戦没者の帰国

第二次世界大戦の戦闘は 1941 年から 1945 年にかけて、約 30 万人の戦没兵士をアメリカ国外で生み出した²¹⁰。1946 年 5 月、議会は 5 年以内に国外にいる第二次世界大戦の戦没者全てをアメリカへ連れ戻す法案を通過させた。陸軍軍需係長官は、第一次世界大戦と比べて第二次世界大戦の遺族の方がより、戦没者の遺体の返還を強く求めるであろうと考えていた。その理由は二つあった。理由の一つは、第一次世界大戦の戦場が西ヨーロッパであったのに対し、第二次世界大戦は西ヨーロッパだけでなく、アメリカから遠く離れた太平洋諸島 (Pacific island) で戦われたからであった。そして、二つ目の理由は、米国戦跡委員会 (American Battle Monuments Commission、以下 ABMC) によって作られた第一次世界大戦の戦地にある墓のほとんどが、第二次世界大戦中に敵国の手中に入ったからであった²¹¹。墓地登録サービス (Grave Registration Service) は、第二次世界大戦後、世界各地の戦闘地域から 28 万人以上の戦没兵士の遺体を回収した。そのうち、17 万 1752 の遺体が「死者帰還プログラム (Return of the Dead Program)」を通じてアメリカの本土に帰還した²¹²。このプログラムは大きな費用を伴い、1 万 3000 人以上の軍人と民間人がプログラムの実行に関わった²¹³。

第2項 ハイフン付きアメリカ人兵士の埋葬

第二次世界大戦は、有色人種やネイティブ・アメリカンなど、当時アメリカへの忠誠を疑われたアメリカ人や在留外国人を戦場へ送り出す契機となった。ここでは、第二次世界大戦後にアーリントン国立墓地で行われた三件の埋葬に着目する。その三件とは、1948 年に行われた日系アメリカ人兵士の埋葬、1949 年に行われたメキシコ系アメリカ人兵士の埋葬、そして 1951 年に行われたネイティブ・アメリカン兵士の埋葬である。彼らはハイフン付きアメリカ人 (hyphenated American) と呼ばれた。ハイフネイト (hyphenate) は「ある国で生まれ、別の国に帰化した人に適用され、その国籍はハイフンでくくられる。それ故

²¹⁰ McElya, *Politics of Mourning*, 211.

²¹¹ National Cemetery Administration, "World War II 75th Commemorative," 7.

²¹² *Ibid.*, 7.

²¹³ *Ibid.*, 10.

に、愛国的忠誠心が二分されていると疑われる人物に適用される²¹⁴」という意味合いを持つ。この疑いは、第二次世界大戦を戦った兵士らにもかけられた。

日本が敵国になったことによって、日系アメリカ人兵士は愛国的忠誠心が疑われる対象となった。1948年6月4日、第442部隊(442nd Japanese American Regimental Combat Team)の二人の日系アメリカ人兵士がアーリントン国立墓地に埋葬された²¹⁵。二人とは、ロサンゼルス出身の上等兵フミタケ・ナガノ(Fumitake Nagato)とサブロウ・タナマチ(Saburo Tanamachi)である。彼らの埋葬は、アーリントン国立墓地において初めての日本にルーツを持つアメリカ人の埋葬となった。彼らは1944年10月に、第36テキサス歩兵連隊(Texas battalion of the 36th infantry division)を救出するために向かったフランス北東部ヴォージュでの戦いの戦没者であった²¹⁶。第二次世界大戦では、ヨーロッパの激戦地において、約200人の日系アメリカ人が死亡し、約800人が負傷した。1948年6月4日に行われた埋葬の記念式典において、テキサス州選出の連邦下院議員であるエド・ゴセット(Ed Gossett)は次のように語った。「これほどまでに人種の壁を打ち破った男たちの集団は、おそらく歴史上類を見ないだろう²¹⁷」。

また同式典で、陸軍野戦部隊長官(chief of the Army field forces)であったジェイコブ・L・ディーヴァーズ(Jacob L. Devers)は、次のように述べた。「祖国への忠誠心、祖国のために戦う覚悟と意志、そして必要ならば死ぬ覚悟があるかどうかという、至高の最終テストがある。...このアメリカ人とその仲間たちは、見事そのテストに合格した。彼らは疑う余地なく忠誠と献身を証明した。...今日、心からの敬意を受けるべき二人の日系アメリカ人は、日系アメリカ人ではなく、アメリカ人と呼ばれる権利を十二分に獲得している。彼らのアメリカニズムは(その高い犠牲の)程度によってのみ表現される²¹⁸」。二人の葬儀は、日系アメリカ人市民同盟(Japanese American Citizens League)とともに、陸軍省によって行われた。同年のメモリアル・デイには、ハワイ州から飛行機で送られた1000の蘭で作られたレイ(lei)が、ジョセフ・ファリントン(Joseph Farrington)ハワイ準州代表によって、無名戦士の墓の前に献花された。

²¹⁴ J.A. Simpson and E.S.C. Weiner, *The Oxford English Dictionary*, 2nd ed., vol VII, Hat-Intervacuum (Oxford: Clarendon Press, 1989), 567.

²¹⁵ 442部隊とは、日系アメリカ人の連隊戦闘団であり、第二次世界大戦のヨーロッパ戦地で戦った、人種による分離部隊である。McElya, *The Politics of Mourning*, 217.

²¹⁶ William H. Ewing, "Two 442nd Nisei War Dead Interred at Arlington, First AJAs to Rest There," *Honolulu Star-Bulletin* (Honolulu, HI), June 5, 1948.

²¹⁷ Ibid.

²¹⁸ Ibid. 括弧内は筆者の加筆である。

メキシコ系アメリカ人兵士もその愛国心に疑いを持たれる対象となった集団であった。歩兵隊の二等兵であったメキシコ系アメリカ人のフェリックス・ロンゴリア (Felix Longoria) は第二次世界大戦で従軍中、フィリピンの島であるルソン (Luzon) で戦死した²¹⁹。彼の遺骨は、彼が亡くなった約4年後にテキサス州にいた家族のもとに帰還した。ロンゴリアの妻は、彼を故郷であるテキサス州スリー・リバーズに埋葬しようと計画していた。しかし、民間によって運営されているスリー・リバーズの葬儀場の経営者は、ロンゴリアの妻が葬儀施設を使うことについて、「他の白人たちが、メキシコ系住民が葬儀場を利用することに反対している²²⁰」と言い、彼がメキシコ系であることを理由に埋葬を拒否した。『タイムズ・ヘラルド』紙は、1949年1月18日の記事で、このことを「不名誉な出来事 (disgraceful incident)」と題して報じた。同紙は、この件は、最も不名誉な例の一つであり、人種的不寛容そして偏見の記録であると表現した。そして、ロンゴリアのように、命をかけてアメリカを守った兵士がアーリントンに再埋葬されることについて、次のように述べた。「彼の遺骨は、スリー・リバーズにある葬儀場よりもずっと立派な葬儀場、アーリントン (国立墓地) の円形劇場に一時的に安置される。そして、ジョン・J・パーシング将軍をはじめとする傑出した軍人たちの傍らに永眠することになるのである²²¹」。これは、地元の葬儀場とアーリントン国立墓地を比べ、ロンゴリアがパーシングらのような国民の英雄と同じくアーリントン国立墓地に埋葬されるに相応しい愛国的犠牲を払った兵士であることを伝える報道であった。

ロンゴリアをアーリントン国立墓地に埋葬することを提案したのは、当時テキサス州で新しく選出された上院議員のリンドン・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) であった。その背後には、後にヒスパニック系アメリカ人の退役軍人団体アメリカン・GI・フォーラム (American GI Forum、以下 AGIF) の創始者となるヘクター・P・ガルシア (Dr. Hector P. Garcia) の働きかけがあった²²²。AGIFの会員は、報道機関と連絡を取り、テキサスの州議員らとテキサス州選出の連邦議員らに電報を送って、次のように主張した。「スリー・リバーズの私営葬儀場でロンゴリアの埋葬が拒否されたことは、明らかな矛盾である。このア

²¹⁹ ルソン (Luzon) はフィリピン北部、フィリピン諸島中最大の島である。

²²⁰ *The Times Herald*, “Disgraceful Incident,” January 18 1949. p.6; Ken Flynn, “Eye Opener: GI Forum’s Biggest Battle Was Against Discrimination,” *El Paso Herald-Post* (El Paso, TX), August 11, 1983.

²²¹ *Ibid.*

²²² アメリカン・GI・フォーラム (American GI Forum) は、3月26日にテキサス州のコーパス・クリステイ (Corpus Christi, Texas) で設立された。創始者であるヘクター・P・ガルシア (Hector P. Garcia) は第二次世界大戦で陸軍従軍医として従軍した退役軍人であった。American GI Forum, “Our History,” American GI Forum of Texas, Inc., <https://agiftx.com/about-us/> (accessed July 3, 2023).

メロカ人兵士（ロンゴリア）は国のために命を捧げるといふ最大の犠牲を払った。同じ人が今、出自に関わらずどのアメリカ人退役軍人もが望むであろう最期の葬儀を拒否されている²²³。ジョンソン上院議員は、AGIF に宛てた電報で、次のように述べた。

一部の人々の偏見が彼の死後にまで及んだことを知り、大変残念に思う。私は民間の葬儀会社に対して権限を持たない。そしてその権限は、連邦政府も同様に持たない。...しかし、私は今日、フェリックス・ロンゴリアを、わが国の名誉ある戦没者が眠るここワシントンのアーリントン国立墓地に埋葬する手配をした。...あるいは、遺族が遺体を自宅近くに埋葬することを望むなら、サンアントニオのフォート・サム・ヒューストン国立軍事墓地（Fort Sam Huston National Military Cemetery）に再埋葬することもできる。（遺族に）費用の負担はさせない。...この不公平と偏見は嘆かわしい。私は、このテキサスの英雄が彼の奉仕にふさわしい名誉と尊厳をもって安らかに眠るのを見届ける一翼を担えることを嬉しく思う²²⁴。

ロンゴリアは家族の望む通り、1949年2月16日にアーリントン国立墓地に埋葬された。第二次世界大戦におけるメキシコ系アメリカ人兵士の中で、軍組織における階級にて将校や将官、士官と言われる位を持つ兵士はほとんどいなかった²²⁵。アーリントン国立墓地でのロンゴリアの埋葬は、広く報道され世間の注目を集めた。ロンゴリアがアーリントン国立墓地に埋葬された二日後、『タイディング』紙は「兵卒であるフェリックス・ロンゴリアのためにアーリントンで英雄の埋葬が行われた（Hero's Burial in Arlington For Pvt. Felix Longoria）²²⁶」と題して、ロンゴリアの埋葬を報じた。その記事の中でアーリントン国立墓地は「国で最も名誉ある死者が眠る²²⁷」場所であると述べられている。このようにして、兵卒という低い階級やメキシコ系アメリカ人という個人の民族的背景を超えて、アーリン

²²³ McElya, *The Politics of Mourning*, 222; Ken Flynn, “Eye Opener” *El Paso Herald-Post*. p.10. 筆者のケン・フリン（Ken Flynn）は、合同国際通信社（United Press International）のテキサス州エル・パソ支部の経営者である。この記事では、AGIF の 35 周年の年次総会にレーガン大統領が訪れたことが報じられ、メキシコ系アメリカ人兵士の従軍の記録が他のすべての民族集団のそれを凌ぐものであることが書かれた。括弧内は筆者の追記。

²²⁴ Ibid.

²²⁵ Ibid.

²²⁶ “Hero's Burial in Arlington for Pvt. Felix Longoria,” *The Tidings*, (Los Angeles, CA), February 18, 1949. <https://www.newspapers.com/image/695501109/?terms=Felix%20Longoria&match=1> (accessed October 24, 2023).

²²⁷ Ibid.

トン国立墓地は国を守るために戦った全ての戦没者の墓であると捉えられていることが、新聞の報道から分かる。

ネイティブ・アメリカン兵士の埋葬についても上記の二つの集団と同様なことが起こった。1951年9月5日、アーリントン国立墓地でネイティブ・アメリカンの陸軍部隊で従軍したジョン・R・ライス（John R. Rice）の埋葬が行われた。彼は1950年9月6日、朝鮮戦争（Korean War, 1950-1953）において多富洞の戦い（Battle of Tabu-dong, Korea）で戦死した²²⁸。彼の遺体は彼の故郷であるネブラスカ州ウイニバーゴに届けられた。ライスの妻（Evelyn Rice）は、夫のために、アイオワ州スー・シティにある民間のメモリアル・パーク墓地（Memorial Park Cemetery）に埋葬区画を購入した。彼の葬儀は、1951年8月28日に行われた。しかし、墓地の経営者はライスの遺体の埋葬を拒否した。この理由について、1951年8月29日の『ロサンゼルス・イヴニング・ニュース』紙は、「彼は白人（Caucasian race）の一員でなかったからである²²⁹」と報じている。ライスの妻エヴリンは白人であった。ハリー・トルーマン大統領（Harry S. Truman）は、軍事顧問であったハリー・H・ヴォーン将軍（Harry H. Vaughn）を通じてライスの遺族へ電報を送った。それは、「陸軍は喜んで、国家に名を連ねる英雄たちが眠るアーリントン国立墓地での埋葬を手配する²³⁰」ということ伝えるものであった。またトルーマン大統領は、ヴォーンを通じて、スー・シティ市長へも電報を送った。そこには、次のように記された。「ジョン・R・ライス軍曹の家族に対し、アーリントンへの埋葬の手配が許可されたことを伝えてほしい。大統領は、愛国的犠牲に対する国民全体の感謝は、人種、肌の色、信条によって制限されるべきではないと感じている²³¹」。

後日、スー・シティ地方議員であったクレム・A・エヴァンズ（Clem A. Evans）は、メモリアル・パーク墓地の財務担当者であったJ・M・ガンネル（J. M. Gunnell）に謝罪の声明を要求した。ガンネルは、「ライスがネイティブ・アメリカンであることを墓地側が知ったのは遅かった」とし「規則上の複雑な事情があったため、遺憾ながらこのような措置をとった²³²」と述べた。墓地の方針とは、白人（Caucasian race）のみを埋葬することであり、その規則はメモリアル・パーク墓地が設立された1936年から存在していた²³³。ガンネル

²²⁸ “Apology Made by Cemetery in Sioux City,” *Tallahassee Democrat*, (Tallahassee, FL), August 30, 1951.

²²⁹ “Cemetery Says No: Truman Opens Arlington to Indian Hero,” *Los Angeles Evening Citizen News*, (Los Angeles, CA), August 29, 1951.

²³⁰ *Ibid.*

²³¹ *Ibid.*

²³² “Apology Made by Cemetery in Sioux City,” *Tallahassee Democrat*, (Tallahassee, FL), August 30, 1951.

²³³ “Charge Cemetery Here Halted Burial of War Veteran When It Learned He Was Indian; Legion Groups Protest,” *Sioux City Journal*, (Sioux City, IA), August 29, 1951.

によると「8000 から 1 万人の埋葬区画所有者がおり、その全ての契約には（被埋葬者）を白人に限定するという条項が掲載されている。そしてこの条項は未亡人（エヴリン）が区画を購入した際の契約書にも記載されていた²³⁴」。

しかし、このトルーマン大統領がとった対応は、ライスの埋葬にまつわる状況を政治化するものであると批判する者もいた²³⁵。1951 年 9 月 2 日、『シカゴ・トリビューン』紙は、「インディアン埋葬におけるトルーマンの了承は上辺だけ：法律によって求められるのは未亡人の申請のみ」と題して、次のように報じた。「法律の定めるところでは、兵士が従軍中に死亡した場合、その埋葬は国立墓地の最高責任者（superintendent）の権限のみで許可される。退役軍人の埋葬については、陸軍軍需係長官の許可が必要となる。国立墓地に外国人を埋葬する場合、連邦議会が一般規則の適用を控えることによってその埋葬は可能となる²³⁶」。従って、アーリントン国立墓地の埋葬はライスに元々与えられていた法律上の権利であった。ライスのアーリントン国立墓地への埋葬は、「トルーマン大統領の仲介がなくても、軍人としての名誉を持って為されることが可能だった²³⁷」のである。

スー・シティを拠点とするアメリカン・リージョン地方支部（American Legion Post 697, Sioux City）は、ライスの埋葬がメモリアル・パーク墓地で拒否されたことについて、次のような声明を出した。「スー・シティ支部は、（この件について）徹底的な調査が必要であると感じている。...最高裁判所は、かつて米国内であれば誰でも土地を所有することができるという判決を下した。それには永眠の地（final resting place）も当然含まれなければならない²³⁸」。

このようなライスの埋葬をめぐる一連の出来事は、アメリカ人にアメリカ的価値とともに、自国の弱さを思い起こさせた²³⁹。第二次世界大戦後の国際情勢の中で、アメリカは自由、平等、民主主義というアメリカの価値観を掲げた。その一方で、国内での少数派集団に対する差別の問題を抱え、その解決に至っていないということは、アメリカの弱さであった。アイオワ州スー・シティのメモリアル・パーク墓地のように、埋葬区画の土地所有を白人に限ると契約の条項に記載する墓地は他にもあった。歴史研究者であるディーン・J・コトロフスキー（Dean J. Kotlowski）は 2004 年の論文で、ロンゴリアの他にも、日系ア

²³⁴ Ibid.

²³⁵ McElya, *The Politics of Mourning*, 225.

²³⁶ “Truman’s O.K. Superficial in Indian Burial,” *Chicago Tribune* (Chicago, IL), September 2, 1951.

²³⁷ Ibid.

²³⁸ “Indian Burial,” *Sioux City Journal* (Sioux City, IA), August 29, 1951.

²³⁹ Dean J. Kotlowski, “Burying Sergeant Rice: Racial Justice and Native American Rights in the Truman Era,” *Journal of American Studies* 38, no. 2 (August 2004): 216.

メリカ人やアフリカ系メリカ人、メキシコ系メリカ人といった非白人のメリカ人戦没兵士が埋葬を拒否された例を挙げている²⁴⁰。

第3項 第二次世界大戦無名戦士の埋葬

第二次世界大戦の無名戦士の埋葬は、より広範囲の背景をもつ国民を包摂する象徴となった。第一次世界大戦の無名戦士を選出した方法が、第二次世界大戦においても踏襲され、陸軍省内にその手順が確立した。この多くの人々を包摂する意図は無名戦士の墓のオープニング記念式典からも分かる。1946年6月、連邦議会は陸軍省にアーリントン国立墓地に埋葬されるべき第二次世界大戦無名戦士の遺体を選出することを求める法案を通過させた。本項では、まず第二次世界大戦で国のために命を捧げた者を代表する無名戦士が選出された過程を整理する。次に、第二次世界大戦無名戦士の墓のための式典がどのように執り行われ、またそれがどのように報道されたのかを述べる。そして、この無名戦士の墓の設置が第一次世界大戦の無名戦士のものとはどのように異なっていたのかを論じる。

1946年6月24日に連邦議会は、海外で戦死した第二次世界大戦の無名戦士の遺体をアーリントン国立墓地に埋葬するための法案（H.R. 3959）を通過させた。法案の提出者は、イリノイ州選出の下院議員であったチャールズ・M・プライス（Charles Melvin Price）であった。彼は、第二次世界大戦の退役軍人であった。この法律では、1951年5月30日のメモリアル・デイで行われる式典に向けて、陸軍長官の指示の下に海外で戦死した身元不明兵士の遺体を選出し、アーリントン国立墓地に埋葬することが定められた²⁴¹。しかし、この法案はすぐには実現しなかった。1950年6月に北朝鮮軍が韓国に侵攻し、朝鮮戦争が勃発したためである。トルーマン大統領によって第二次世界大戦無名戦士の埋葬を延期することとする陸軍の提案が承認され、1956年に、第二次世界大戦と朝鮮戦争の無名戦士の遺体二体の埋葬をするための法律が成立した。第二次世界大戦の無名戦士の墓は、朝鮮戦争の無名戦士と合わせて、身元不明の遺体の選出とアーリントン国立墓地での埋葬を行う計画に変更される形で設けられることとなったのである²⁴²。1956年の法律では、1958年5月

²⁴⁰ Ibid.

²⁴¹ Society of the Honor Guard, “World War II Unknown Soldier,” Society of the Honor Guard Tomb of the Unknown Soldier, Society of the Honor Guard, [https://www.tombguard.org/tomb-of-the-unknown-soldier/world-war-iiWorld War II \(tombguard.org\)](https://www.tombguard.org/tomb-of-the-unknown-soldier/world-war-iiWorld War II (tombguard.org) (accessed September 11, 2023).) (accessed September 11, 2023).

²⁴² Margaret Wood, “100th Anniversary of the Tomb of the Unknown Soldier,” November 12, 2021, <https://blogs.loc.gov/law/2021/11/100th-anniversary-of-the-tomb-of-the-unknown-soldier/> (accessed September 10, 2023).

30日のメモリアル・デイで行われる式典に向けて、第二次世界大戦と朝鮮戦争で戦死した身元不明兵士の遺体を選出し、アーリントン国立墓地に埋葬することが定められた。

第二次世界大戦は、戦場がヨーロッパ地域 (Trans-Atlantic) と太平洋地域 (Trans-Pacific) の二つに大きく分かれており、各地域それぞれから一体ずつの遺体を選出されることとなった²⁴³。太平洋地域で亡くなった身元不明兵士が埋葬された墓は二か所あった。一つはハワイ州ホノルルにある国立太平洋記念墓地 (National Memorial Cemetery of the Pacific Hawaii) であり、もう一つはフィリピンにあるフォート・マッキンリー・アメリカン・セメタリー・アンド・メモリアル (Fort McKinley American Cemetery and Memorial in Republic of the Philippines) である。太平洋地域で亡くなった無名戦士の選出の計画と実行に関わったのは次の三つの組織であった。それは、太平洋空軍 (Pacific Air Forces) と、ヒッカム空軍基地の第 6486 飛行隊 (6486 Air Base Wing at Hickam Air Force Base)、そして太平洋基地軍本部 (Headquarters Army Pacific Base Command) である。無名戦士の墓の儀仗隊協会 (Society of the Honor Guard Tomb of the Unknown Soldier) のために J・R・ノイバイザー (J.R. Neubeiser) によって書かれた資料である「Standing the Watch Alone: Return Home of the Unknown Soldiers in 1958」には、無名戦士が選ばれた時の様子が次のように記されている。

(この無名戦士選出のプロジェクトの指揮官であった) ジョン・H・クラス中佐 (John H. Klaas) の指示で、身元不明兵士 6 体の記録が無作為に選ばれ、白い無地のカードに記録された。1958 年 4 月 15 日、カードは無地の白い封筒に入れられ、丸い容器の中に入れられた。ヒッカム空軍基地のクラレンス・E・ホブグッド中佐 (Clarence E. Hobgood) が、その中から二つの封筒を選び、国立太平洋墓地の監督であるジョセフ・V・ダービー (Joseph V. Darby) に手渡した。このようにして選ばれた身元不明兵士の墓 2 つが選ばれ、カパラマ・ベイスンにある陸軍霊安室のデイヴィッド・H・ベター少佐 (David H. Beter) が率いるチームによって、棺が墓から取り出され、さらなる調査が行われた。クラス中佐はその後、身元不明兵士となる候補者を選ぶために使われたすべての記録を破棄した。これらの手順は、1921 年にフランスで行われた第一次世界大戦の無名戦士の選出の際に踏まれた手順と同様であった²⁴⁴。

²⁴³ Society of the Honor Guard, “World War II Unknown Soldier.”

²⁴⁴ J. R. Neubeiser, “Standing the Watch Alone: Return Home of the Unknown Soldiers in 1958,” the Society of the Honor Guard Tomb of the Unknown Soldier (May 2021), https://tombguard.org/assets/images/guards/Standing-The-Watch-Alone_051521_v4.pdf (accessed September

ヨーロッパ地域でも同様の手続きで身元不明兵士の選出が行なわれた。フランスのエピナル・アメリカン・セメテリー・アンド・メモリア (Epinal American Cemetery and Memoria) にて、一人の身元不明兵士の遺体を選ばれた。太平洋地域と合わせて2体の身元不明兵士の遺体がアメリカへ送られ、第二次世界大戦を象徴する無名戦士としてアーリントン国立墓地に埋葬されることとなった。

このように第二次世界大戦無名戦士の墓は、第一次世界大戦無名戦士の墓を建立した際の手順を踏襲する形で建立と埋葬が行われた。どちらの場合も無名戦士の墓の遺体は無作為に選ばれた。初めに選出された6体の遺体はどれもが平等に、アーリントン国立墓地に埋葬される無名戦士となる可能性を持っていた。言い換えれば、アーリントン国立墓地に埋葬される無名戦士は、第二次世界大戦で犠牲を払った全ての兵士、また国民一人ひとりを表しているのであった。次に、一度埋葬された遺体は棺の中から取り出され、身元が特定できないことが念入りに確認された。身元不明であることは、個人が特定される可能性を一切排除するという意味を持つ。これは先に述べた点にも通じることであるが、個人の特徴を持たないことは、戦争で犠牲を払った者を抽象化し、全国民を表象する無名戦士となるのに不可欠な条件となる。そして、この無名戦士選出のための一連の業務は、陸軍長官の監督の下に軍という閉ざされた空間で行われた。無名戦士選出の記録は、墓の情報を含め全て破棄され公文書として残されることはなかった。無名戦士の個人的な特性を一切排除し国民全体を代表する無名戦士を創り上げる過程は、第二次世界大戦でも同じ手続きが繰り返され、その手順は確立された。ベネディクト・アンダーソンが、国家が互いを知らない個人の間で共同体意識を形成する上で、無名戦士の墓が非常に大きな意味を持つとしたことは、すでに触れた。第二次世界大戦は第一次世界大戦よりもその動員数は大きく、その兵士らの背景は多様であった。先に触れたように、その中には出自を理由に愛国心を疑われる者もいた。第二次世界大戦無名戦士の墓の設置は、より広い範囲で国民を包摂する象徴となった。

第二次世界戦無名戦士の墓が、より広範囲な国民の共同体意識を形成することに寄与したことは、第二次世界大戦無名戦士の墓のオープニング式典からも読み取れる。その式典は、1958年5月30日のメモリアル・デイに行われた。ここで留意すべきは、女性の軍人が葬送に参加した点である²⁴⁵。女性の軍人が行進に参加した隊列は、陸軍士官学校である

11, 2023).

²⁴⁵ この隊列に続き、州兵 (national guards) と予備軍隊員 (reserves) からなる隊列、そして、アメリカ

ウエスト・ポイントおよび海軍学校の士官候補生と、陸軍、海兵隊、海軍、空軍そして沿岸警備部隊で従軍中である現役の軍人からなる隊列であった。第二次世界大戦中に、陸軍女性予備部隊 (Women's Auxiliary Army Corps)、海軍女性部隊 (Women Accepted for Volunteer Emergency Service)、海兵隊女性予備隊 (Marine Corps Women's Reserve)、沿岸警備隊女性予備隊 (United States Coast Guard Women's Reserve) が創設され、約 53 万人の女性がこれら女性部隊で従軍した²⁴⁶。これら女性部隊は、1948 年に成立した女性軍隊統合法 (Women's Armed Service Integration Act) によって常設の組織となった²⁴⁷。第二次世界大戦以前にも、女性は看護師団や事務作業員として従軍したが、彼女らは戦争後に除隊した。この法律による女性部隊の常設によって、女性も男性兵士と同様の階級と待遇を受けることが可能となり、「アメリカにおける軍隊への女性の包摂過程において大きな転機となった²⁴⁸」ことも指摘される。この隊列では男性と女性が統合される形ではなく、陸軍、海兵隊、海軍、空軍、沿岸警備隊それぞれの部署で男性を中心とする軍人らが行進した後に続くよう、女性部隊が行進をした²⁴⁹。完全に統合された形ではなかったにしろ、この光景は、第一次世界大戦の無名戦士の式典では見られなかったものであった。

アイゼンハワー大統領 (Dwight Eisenhower) とニクソン副大統領 (Richard Nixon) は行進には参列せず、アーリントン国立墓地の円形劇場で無名戦士と対面した。アイゼンハワー大統領が、二つの棺の上に名誉勲章 (Unknowns' Medals of Honor) を添えながら、「私は今、国民を代表して、アメリカ合衆国のために命を捧げた二人の無名戦士に名誉勲章を贈呈する²⁵⁰」と述べた。

式典が執り行われた翌日、各紙が第二次世界大戦および朝鮮戦争の無名戦士の墓について報じた。『イヴニング・スター』紙は、一連の式典の様子を描写するとともに、次のように報じた。「『神のみぞ知る (known but to God) 』二人の戦士が今日、彼らが自身の命と名前を捧げた国から最後の敬意を受けた。第二次世界大戦と朝鮮戦争で知られざる彼らは、今日からアーリントン国立墓地に三人目の仲間とともに眠る。その場所は今後『知ら

ン・リージョン、VFW、そしてアメリカン・ベテランズ (American Veterans) の三つの退役軍人団体を代表する退役軍人らからなる隊列が行進した。また、この葬列の行進には、財務長官、国防長官、陸軍長官、海軍長官、空軍長官、最高裁判所判事、連邦下院議長、外交団 (Diplomatic Corps) の代表、また行政府の閣僚と州知事らが参加した。 McElya, *Politics of Mourning*, 228-9.

²⁴⁶ 浅井理恵子「米軍のマンパワー政策とジェンダー:『女性軍人に関する国防指紋委員会』の設立背景について」『國學院雑誌』117 卷 5 号 (2016): 8.

²⁴⁷ McElya, *Politics of Mourning*, 228.

²⁴⁸ 浅井「米軍のマンパワー政策」8.

²⁴⁹ McElya, *Politics of Mourning*, 228-9.

²⁵⁰ *Ibid.*, 230.

れざる者の墓 (Tomb of the Unknowns) 』として知られることになるのである²⁵¹」。

まとめ

かつて南軍の将ロバート・E・リーの家族が所有したアーリントン大農園地は、南北戦争の最中に 1862 年墓地公認法の下、北軍兵士のための共同墓地となった。その墓地は初め、ワシントン D.C.周辺で戦死した身寄りのない兵士らを埋葬する共同墓地でしかなかったが、それが国民全体を代表する象徴となったのは、米西戦争後のことであった。南北戦争の傷が癒えないまま、1898 年に米西戦争が起こった。米西戦争は、アメリカ国民にとって、かつて敵として戦った旧連邦州と旧南部連合州出身者が同じアメリカ軍兵士として海外戦地で従軍した初めての対外戦争であった。1900 年に南軍兵士を連邦政府の管理下にあるアーリントン国立墓地に埋葬する法案が提出されたとき、女性らを中心とする南部団体らが反対意見を示したのは、まだ南北戦争の傷が癒えていないことの表れであり、また南北戦争後も国民全体が共有する一つの国家像が形成されていなかったことの表れでもあった。この文脈において北軍退役軍人と南軍退役軍人の二人が協力して提出したこの法案は、アメリカという一つの国のために戦ったアメリカ人兵士の愛国心の観念をより強調するものとなった。米西戦争を起点に、国民の愛国心を表象する場を生み出すアーリントン国立墓地政策は拡大していった。第一次世界大戦を契機として世界大戦無名戦士の墓が設置され、女性従軍看護師の記念碑が建立され、またメモリアル・デイの行事が慣例となった。第二次世界大戦後には、アメリカへの忠誠心を疑われたハイフン付きアメリカ人と呼ばれた退役軍人らが埋葬され、アーリントン国立墓地が包摂する国民の対象範囲はより拡大された。第二次世界大戦無名戦士の墓は、個人的特性を超えたあらゆる国民の愛国心を呼び起こす象徴となったと言える。

以上の大きな流れを見る中で、重要な点として挙げられるのは、南北戦争と米西戦争が起きたタイミングである。米西戦争の前に南北戦争が起こって国民を分断したことの意味は大きい。全国民が共有する一つの国民国家像が形成されないままに米西戦争が起こったことは、後にアーリントン国立墓地が、アメリカ人の愛国心を国民に呼び起こさせる制度が拡大していく過程にとって重要な文脈を作り出す転機となった。1865 年 4 月に南軍の降伏をもって南北戦争が終結したことは、国家分裂の危機から連邦を守るために戦った北軍

²⁵¹ Harry Bacas, "Two Unknowns to Join Comrade in Arlington: Solemn Pageantry Marks Trip from Capitol to Virginia Hilltop," *Evening Star* (Washington, DC), May 30, 1958.

兵士の死を称える言説が前景化する文脈を作り出した。北軍兵士を弔う共同墓地として誕生したアーリントン国立墓地制度は、いわば南北分断の象徴であった。その後 30 年の時を経て、南北の境界を越えて集まった兵士によって戦われた米西戦争は、一つの国ために戦ったアメリカ人兵士の死を称える言説が前景化する文脈を作り出した。米西戦争は、南北戦争退役軍人が連邦政府の管理下にあるアーリントン国立墓地に南軍兵士を再埋葬する政策を生み出し、アーリントン国立墓地が国の分断を象徴する場から国民全体の愛国心を象徴する場へと変化させる決定的転機となったと言えよう。

第3章 退役軍人医療政策と「反社会主義」

はじめに

軍務中に負傷した者が死亡した場合、連邦政府が遺族へ補償をするべきであるという考えは建国の時代から存在した²⁵²。しかし、連邦議会が「年金 (pension)」ではなく、「補償 (compensation)」という言葉積極的に使うようになった契機は、第一次世界大戦であった。この章では、補償の一形態としての退役軍人に対する医療サービスの提供や連邦政府が助成する退役軍人保険制度について述べる。当時のアメリカ社会では、年金は一般的に政府からの謝礼 (gratitude) と理解されていた。このような印象を避けるために、政府による退役軍人への福利の提供は、現金給付の形ではなく、損失に対する「補償」に分類する必要があった²⁵³。この変化の理由を探るには、長期的視座に立ち、退役軍人医療制度の政治過程を理解する必要がある。

本論文で言及する退役軍人医療政策とは、かつて戦争で従軍した退役軍人を対象とする医療施設、医療保険、そして医療サービスの提供を含めた連邦政府による諸政策を指す。本章では、第2章と同じく、歴史的制度論の「政策・制度が政治を形成する」という仮説を基に、退役軍人医療政策の歴史的変遷を整理する。また、言説的制度論のアクターが「言説を通じて特有の思考や信条を持って事柄を観念化することで文脈を生じさせ、またその文脈を作り変える」という仮説を基に、政策アクターがどのような争点についてどのようなレトリックで議論を行っていたかを整理する。そして政策結果についてどのような説明がなされたのかを明らかにする。

退役軍人医療政策は、開業医をはじめとする医療従事者の利益と競争可能な自由市場を守るアメリカ医師会から、自由、平等というアメリカの伝統的価値観が強く問われる点に特徴がある。アメリカは、特定の民族によって構成された国家ではなく、多民族および多言語の国民で国家が構成されている。そしてその国家は、民族や宗教に関与されない普遍的価値観を共有することを国民に求めてきた²⁵⁴。アメリカでは、この自由と平等の対極の

²⁵² Frank T. Hines, "Medical Care Program of the Veterans Administration," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 239 (May 1945): 73.

²⁵³ Oliver Burtin, *A Nation of Veterans: War, Citizenship, and the Welfare State in Modern America* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2022), 26.

²⁵⁴ 泉川泰博「外交・安全保障政策」第13章『アメリカの政治』岡山裕、西山隆行編著 (東京: 弘文堂, 2019), 287; 古谷旬『アメリカニズム: 「普遍国家」のナショナリズム』(東京: 東京出版会, 2002), iii; Michael Kazin and Joseph A. McCartin, ed., *Americanism* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2006), 1-8.

観念として、しばしば社会主義が置かれる。そして独立革命で本国イギリスから独立を果たした経験から、アメリカには封建主義的および官僚的な制度は存在せず、自由と平等の理念で個人がつながる国家であることが強調されてきた。他の国とは異なる独特な国であることを意味する例外主義的な言説は、連邦政府の財源を必要とする公共政策形成の場でもしばしば見られるものである。そしてそれら公共政策の一つに医療政策が挙げられる。ドナルド・J・トランプ（Donald J. Trump）大統領は、2020年2月4日の一般教書演説にて、次のように述べた。「社会主義は国家を破壊する。しかし、常に忘れないでほしい。自由は魂を統合するのだと。...この会場にいる132人の議員が、医療制度を社会主義的に乗っ取り、1億8000万人の幸せなアメリカ人の民間医療保険制度を一掃する法案を支持した。今夜ご家庭でご覧になっている方々に知っていただきたい。私たちは、社会主義がアメリカの医療を破壊することを決して許さない²⁵⁵」。この発言は、前任者バラク・オバマ大統領（Barack H. Obama）が指揮をとった医療保険制度改革法（The Patient Protection and Affordable Care Act）を批判するものであった。現在のアメリカの医療制度は、高齢者および障害者向けの公的医療保険制度メディケアと貧困層向けのメディケイド、そして公務員および退役軍人医療を除き、公的保険は適用されていない。残りの方々には民間保険に加入することが義務付けられる建前をとっているが、保険加入を政府が保証するような国民皆保険にはなっていない。

20世紀に起こった二つの世界大戦は、アメリカ国内において、権威主義的なナチズムやファシズムに対する戦いである側面が強調された。そして実際に、退役軍人向けの入院および医療サービスの提供が拡大する契機となったのは、第一次世界大戦であった。本章では、社会主義がアメリカの伝統的価値観である自由・平等の対極に置かれる中で、どのように退役軍人医療政策が発展したのか、そして自由および平等の観念が、その政策発展過程にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしたい。

本章では、第2章と同様に、南北戦争、第一次世界大戦、そして第二次世界大戦を転機として政策発展過程を論じる。第1節の「南北戦争」では、負傷兵国立保護院の設立、民間医療従事者の活躍、そして20世紀転換期と退役軍人保護院の三点について論じる。第2節の「第一次世界大戦」では、1917年戦争リスク保険法、退役軍人病院制度の開始、そして1924年世界大戦退役軍人法について論じる。第3節の「第二次世界大戦」では、退役軍

²⁵⁵ Donald J. Trump, "Remarks by President Trump in State of the Union Address," The White House, <https://trumpwhitehouse.archives.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-state-union-address-3/> (accessed September 27, 2023).

人病院制度の拡大と、アメリカ医師会と退役軍人医療について論じる。

第1節 南北戦争

第2章にて、南北戦争の戦死者数が約62万とされ、その多くの死因が病気であったことに言及した。これらの病気のほとんどは伝染性疾病であり、主に肺結核、腸チフス、下痢、赤痢、マラリアであった²⁵⁶。また、戦闘により四肢切断を余儀なくされた者らが、その外科治療段階で感染症に罹り死亡する確率も高かった。本節では、これら傷病兵に向けた医療政策の発展過程を論じる。まず、南北戦争中に設立された負傷兵国立保護院について述べる。次に、南北戦争の医療現場がどのように成り立っていたのかを整理する。そして、20世紀転換期に国立保護院がどのように変化したかを論じる。

第1項 負傷兵国立保護院の設立

南北戦争は、アメリカの首都であるワシントン D.C. 一帯を多くの傷病者で溢れかえる「巨大な病院 (great hospital) ²⁵⁷」の姿に変えた。この傷病者の数は過去に前例を見ない規模であった。その対策として連邦政府によって負傷兵国立保護院が設立された。

負傷兵国立保護院の目的は、南北戦争で負傷した北軍兵士に住居を提供することであった。しかし実際には、これら保護院は障害を持った退役軍人や貧困状態にある退役軍人のみならず、病気に罹った退役軍人のためにも利用された。負傷兵国立保護院はまた、肺結核に罹った退役軍人を隔離する場としても利用された。つまり、負傷兵国立保護院は、公的な医療施設としても機能していたのである。ただし、そこで提供される医療は居住者が生活するために必要な医療的ケアであり、それはあくまで長期住居型療養施設でのサービスに付随する医療サービスであった²⁵⁸。

1865年3月3日、連邦議会は、南北戦争中に負傷または疾病を負った志願兵を対象とした負傷兵国立保護院 (National Asylum for Disabled Volunteer Soldiers) を設立する法案を可決した。この法案は、リンカーン大統領が同日中に署名をしたことにより法律となった。

²⁵⁶ Carol R. Byerly, "War Losses (USA)," (August 8, 2014), https://encyclopedia.1914-1918-online.net/article/war_losses_usa (accessed April 6, 2023).

²⁵⁷ "Washington as an Hospital," *The Deseret News* (Salt Lake City, UT), June 29, 1864.

²⁵⁸ Paul B. Magnuson, "Medical Care for Veterans," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 273, Medical Care for Americans (January 1951): 76.

この法案は、「障害を負った志願兵を救済するために、連邦陸海軍の保護施設（military and naval asylum）を設立する²⁵⁹」という目的を持って提出されたものであった。この法律は退役軍人医療政策の発展過程において、連邦政府が初めて志願兵（volunteers）を対象とした保護院を設置したという点で重要な法律である。なぜなら、南北戦争以前の兵士のための恩典は専門的職業としての軍人に限られていたからである²⁶⁰。これら職業軍人は、5年間など一定の勤務期間の契約で軍務に就き、戦闘や武器の使い方について訓練を受けた。その一方で、志願兵は、一時的に短い期間に限って戦闘に参加する者を指し、武器の使い方などの訓練を受けないまま、戦闘に関する知識をほとんど得ないうちに戦地で戦う者らであった²⁶¹。志願兵の多くは、農民や学生、労働者、元奴隷、移民であった。南北戦争以前、職業軍人には従軍後に年金などの恩典が与えられたが、志願兵にはそのような恩典は用意されていなかった。本項では、このような志願兵のための保護院が用意された背景と、その政策の変化に着目する。

南北戦争以前、陸軍と海軍はそれぞれ療養施設を独自に運営していた。陸軍は、ワシントン D.C.に、貧困状態にある障害を持った陸軍の職業軍人を対象とする「U.S. Soldiers' Home」を持っていた。また海軍は、ペンシルバニア州フィラデルフィアに、障害を持つ海軍の職業軍人のための施設「Naval Home」を持っていた。これらの陸軍または海軍が運営する療養施設に入居できる者は、20年間の軍務経歴がある者に限られた。ここでは、入居者が現役の軍人であるか、または既に離職した退役軍人であるかという区別は特に行われていなかった²⁶²。

1863年3月3日、リンカーン大統領の署名とともに、南北戦争徴兵法（Civil War Military Draft Act of 1863）が立法された。この法律は連邦政府によって導入された初めての徴兵制度であり、その目的は北軍兵士の人数を増やすためであった²⁶³。退役軍人省が2021年5月にまとめた資料「America's Wars」によると、1861年から1865年にかけて、南北戦争のた

²⁵⁹ U.S. Senate, "Military and Naval Asylum," *Congressional Globe*, 38th Cong., 2d sess., 1865, 1237.

²⁶⁰ 本論文において、専門的職業としての軍人（職業軍人）とは、短期的または一時的に陸軍で勤務した後に除隊された兵士と対比して、専門的職業として長期にわたって勤務した者を指す。大抵の者はその勤務過程で訓練や昇進を受け、短期的従軍者とは福利制度が区別された。

²⁶¹ Veterans Healthcare Administration, "150th Anniversary of National Home for Disabled Volunteer Soldiers – VHA's Ancestral Origins: Celebrating Our Civil War Roots," U.S. Department of Veterans Affairs Veterans Healthcare Administration, https://www.volunteer.va.gov/docs/NAC-richardson_presentation.pdf (accessed September 25, 2023).

²⁶² Byerly, "Army Sanctuary for Tubercular", 22-3.

²⁶³ United States Senate, "The Civil War: The Senate's Story," United States Senate, https://www.senate.gov/artandhistory/history/common/civil_war/ConscriptionAct.htm (accessed September 25, 2023).

めに北軍では、221万3363人が動員され、南軍では約105万人が動員された²⁶⁴。その内、北軍兵士14万414人、南軍兵士7万4524人が戦闘中に亡くなった。戦闘中ではないが、従軍中に亡くなった兵士の数は北軍兵士が22万4097人、南軍兵士が5万9297人であった。多くの戦死者数に加え、連邦政府にとって問題となったのは、北軍で28万1881人の負傷兵を生み出したことであった(南軍兵士の負傷者数は不明とされている)。これら1861年から1865年の間の死傷者の死因は、病気を原因とするものが戦闘を原因とするものの二倍であった。これら病気のほとんどは伝染性疾病であり、主に肺結核、腸チフス、下痢、赤痢、マラリアであった。1860年代の医者の間では、麻疹や天然痘、赤痢、マラリアの対処法は確立していなかった²⁶⁵。感染症の専門家であるジェフリー・サーティン医師(Jefferey S. Sartin)によると、その対処法は消毒や患者間の物理的な隔離、そして単純に衛生を保つ程度であった。当然、南北戦争で従軍した兵士の間でも、一貫したマラリア対策は講じられていなかったとされる。結果として、感染症による死亡率は高く、サーティンが示す死亡者数は、北軍は220万人の従軍者の内27万5000人であり、南軍は75万人の従軍者の内16万4000人であった。そして南北戦争中に病気や障害を持ったこれら兵士のほとんどが、志願兵であった。結果として、連邦政府は職業軍人のみならず、志願兵を対象者に含めた負傷兵国立保護院設置の必要に迫られた。

負傷兵国立保護院の設立に関する立法は、次のような手順で進められた。初めに、志願兵を対象とした保護院の必要性が全院委員会(Committee of the Whole)内で検討され、その必要性が認められた²⁶⁶。そして法案が上院議会へ提出され可決された²⁶⁷。

最初の負傷兵国立保護院が1866年にメイン州トーガスに設立された。その後、60年余りの間に、さらに10ヶ所の保護院が設立された。負傷兵国立保護院設置の法律が成立した8年後の1873年に、負傷兵国立保護院(National Asylum of Disabled Volunteer Soldiers)という呼称は、負傷兵のためのナショナル・ホームズ(National Homes for Disabled Volunteer

²⁶⁴ U.S. Department of Veterans Affairs, "America's Wars," U.S. Department of Veterans Affairs, https://www.va.gov/opa/publications/factsheets/fs_americas_wars.pdf (accessed March 30, 2023).

²⁶⁵ Jefferey S. Sartin, "Infectious Diseases during the Civil War: The Triumph of the 'Third Army,'" *Clinical Infectious Diseases* 16, no. 4 (April 1993): 580.

²⁶⁶ 全院委員会(Committee of the Whole)とは、下院議員全員が委員となる議会の委員会である。建国初期の議会では、始めに下院の全院委員会で退役軍人に関する法案が検討された。この委員会は、1813年12月22日に年金及び独立革命に関する請求委員会(Committee on Pensions and Revolutionary Claims)が創設されるまで、退役軍人に関わる全ての立法を取り扱った。House Committee on Veterans' Affairs, *History of House Committees Considering Veterans' Legislation*, 101st Cong., 2d sess. (Washington, DC: Government Printing Office, 1926), 1.

²⁶⁷ *An Act to Incorporate a National Military and Naval Asylum for the Relief of the Totally Disabled Officers and Men of the Volunteer Forces of the United States*, 38th Cong., 2d sess., *U.S. Statutes at Large* 13, Chap. 91 (March 3, 1865): 509-10.

Soldiers) という名称に変更された。この変更の目的は、「保護院 (asylum)」という用語に付随する不名誉を払拭するためであった²⁶⁸。スコッチポルは、北軍兵士の年金が他のヨーロッパ諸国の年金プログラムよりも寛大なものとして発展したことの背景には、北軍の軍服を着て勇敢に戦った兵士が救貧院や慈善事業の世話になることは恥であるという言説があったことを指摘している²⁶⁹。つまり、南北戦争退役軍人をプログラム対象者とした寛大で名誉ある国庫による年金給付は、実質的に貧困者のための救貧院として機能した負傷兵国立保護院とは対極の関係にあったのである。

第2項 民間医療従事者の活躍

南北戦争が始まった当初、アメリカの医療技術は現代の医療と比べてかなり原始的なものであった²⁷⁰。ここで、上記のような保護院に入る前、戦場で兵士らがどのような医療処置を受けていたか、南北戦争の医療現場の状況を整理しておきたい。特に医療従事者の特徴について整理することは、医療政策の発展を知るために重要である。南北戦争の死者数 62 万人の内、3 分の 2 の死因が病死であったことは前章でも言及した。その多くは不衛生な環境によって引き起こされる感染症によるものであった。第一次ブルランの戦い (1861) から 1862 年後半まで、南北戦争の戦場には十分な救急処置を施す場や野外病院の用意はなかった²⁷¹。戦場で負傷した兵士らは応急処置をされることなく放置され戦死 (killed in action) と記録されたのである。

感染症に加え、肢体切断の処置をしたことにより、破傷風、丹毒、壊死、濃血にかかり亡くなるケースも多かった²⁷²。それは、十分に消毒されていない医療器具を使って切断処置が行われたためである。このような外科治療に当たったのは、感染症とは無縁の田舎や地方出身の医師らであり、彼らには外科手術や感染予防の経験と知識がほとんどなかった。以上のように、不衛生な環境と医師に感染症に関する知識が不足していたことは、南北戦争の死者数に大きな影響を与えた。このような医療現場で、南北戦争を戦う兵士の病気や

²⁶⁸ U.S. National Park Service, "History of the National Homes for Disabled Volunteer Soldiers: Veterans Services in the United States," U.S. National Park Service, <https://www.nps.gov/articles/history-of-disabled-volunteer-soldiers.htm> (accessed March 30, 2023).

²⁶⁹ Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States* (Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press, 1992), 149-50.

²⁷⁰ Dale C. Smith, "Military Medical History: The American Civil War," *OAH Magazine of History* 19, no. 5, *Medicine and History* (September 2005): 17.

²⁷¹ Richard H. Shryock, "A Medical Perspective on the Civil War," *American Quarterly* 14, no. 2, part 1 (Summer 1962): 161-2.

²⁷² *Ibid.*, 163.

怪我の治療を支えたのは、緊急事態に民間慈善福祉団体が活躍するというアメリカの伝統であり、また民間の医療従事者らであった。

1861年6月18日、連邦法によって、民間機構であるアメリカ合衆国衛生委員会（U.S. Sanitary Commission、以下USSC）が設立された。元来USSCは北軍野営地と北軍の軍用病院に収容された北軍兵士の健康と衛生を促進するという限定的な目的を持った民間慈善団体の集まりであった。それら民間慈善団体とは、ニューヨーク市の市民活動家の指導者らと、医療従事者らのコミュニティ及び女性中央救済連合（Woman's Central Association of Relief）であった。1861年4月、南北戦争の開戦とともに、彼らは連邦政府と北軍のために、駐屯地に民間からの支援や物資を届ける役割を担った。同年5月、彼らの代表が、ワシントン D.C.で陸軍省と連邦医療局（Medical Bureau）に協力を申し出た。その結果、同年6月9日、陸軍長官は、その民間慈善団体を「合衆国軍隊の衛生的利益に関する照会と助言のための委員会（A Commission of Inquiry and Advice in respect of Inquiry and Advice in Respect of the Sanitary Interests of the United States Forces）」に任命し、6月13日、同委員会はリンカーン大統領によって承認を受けた。この委員会は、後にアメリカ合衆国衛生委員会と名付けられ、前述の三つの民間団体から、委員会の委員が選出された²⁷³。

USSCの創始者らは、クリミア戦争（Crimean War, 1853-1856）で活躍したフローレンス・ナイチンゲール（Florence Nightingale）に心打たれた者たちであった²⁷⁴。クリミア戦争は、ロシアの南下政策にオスマン帝国とイギリス、そしてフランスが対抗するかたちで始まった。当時、イギリス人看護師であったナイチンゲールは、絶え間ない傷病者と死者数の拡大をセヴァストポリ包囲戦（Siege of Sevastopol, 1854-1855）で目の当たりにした。そこで彼女は、クリミア戦争で使われた病院とその前に起こった半島戦争（Peninsular War, 1808-1814）で使われた病院の状況を、統計を用いて評価した。その結果、クリミア戦争の病気と死亡の確率は半島戦争のもの二倍であることが分かった。ナイチンゲールは、イギリス人看護師らを率いてクリミアに渡り、軍用病院で医療活動に従事した。このナイチンゲールや英国衛生委員会（British Sanitary Commission）の行動は、南北戦争時にまだ小規模であった連邦医療局を支援しようとする女性団体を勇気づけた。この活動の中心となった

²⁷³ U.S. Sanitary Commission, "United States Sanitary Commission records," The New York Public Library Manuscripts and Archives Division, https://nyplorg-data-archives.s3.amazonaws.com/uploads/collection/generated_finding_aids/mss3101.pdf (accessed January 16, 2024), ii.

²⁷⁴ U.S. National Park Service, "Women's Work: Olmsted and the Women of the United States Sanitary Commission," U.S. National Park Service, <https://www.nps.gov/frla/learn/historyculture/womenswork.htm> (accessed April 6, 2023).

のは、主に白人上流階級の女性達であった²⁷⁵。

USSC の功績の一つは、戦地で戦う北軍兵士の衛生を保つための資金を集めたことである。連邦政府から承認された委員会として USSC は、政府から傷病兵の状況について情報提供を受けることができた。しかし、民間慈善団体である USSC に連邦政府の予算は割り当てられなかった。1864 年 4 月 18 日、メリランド州ボルチモアで、リンカーン大統領は資金集めを目的とする USSC のイベント、サニタリー・フェア (Sanitary Fair) で演説を行った。リンカーン大統領はその演説の冒頭で、USSC の活動に対して以下のように礼を述べた。

ここに集まられた多くの皆さんは、北軍兵士のために最善を尽くしてこられました。これは私に、三年前を想起させます。三年前であれば、同じ兵士は（敵の影響力が強かった）ボルチモアを通り抜けることはできなかったでしょう。当時から現在までの変化は、素晴らしく、感謝に絶えません。変化をもたらした勇敢な北軍兵士達と、彼らに尽くす素晴らしい女性達に心から感謝します²⁷⁶。

南北戦争中に、USSC が各地で行ったサニタリー・フェアで集めた資金の総額は、273 万 6868 ドルであった。1861 年の連邦予算は 8000 万ドルであった。すなわち、このことは USSC が国家予算の 3.4 パーセントを超える大きな資金を集めていたことを意味する²⁷⁷。北部では USSC のような機関が連邦政府の認可を受け、傷病兵に対し内科・外科治療を提供した。一方南部では、州や地域単位での福祉団体が傷病兵を治療する役割を果たした。例えば、ジョージア州救済病院協会 (Georgia Relief and Hospital Association) がそれにあたる²⁷⁸。

第3項 20 世紀転換期と退役軍人保護院

米西戦争を契機に、疾病や障害を持つ退役軍人が増加した。またこの時期、国内では結

²⁷⁵ Ibid.

²⁷⁶ Abraham Lincoln, "(1864) Abraham Lincoln 'Address at a Sanitary Fair,'" Blackpast, <https://www.blackpast.org/african-american-history/speeches-african-american-history/1864-abraham-lincoln-definition-liberty/> (accessed January 5, 2024). 括弧内は筆者の加筆。

²⁷⁷ U.S. National Park Service, "The Civil War: 150 Years: National Park Service Sesquicentennial Commemoration: Legacy," U.S. National Park Service, <https://www.nps.gov/features/waso/cw150th/reflections/legacy/page2.html> (accessed April 24, 2023).

²⁷⁸ Shryock, "A Medical Perspective," 170.

核の蔓延が大きな問題となった。先に確認したように、南北戦争中に整備された負傷兵立保護院は長期的な医療サービスの提供というよりは、感染症に罹った兵士らを隔離し、対症療法的に手当を施す程度の施設であった。南北戦争を契機として負傷兵国立保護院が建設されたが、南北戦争中にできたこの保護院は、北軍兵士のみを入居対象者として想定しており、また従軍中の現役兵士と退役軍人とを区別していなかった。南北戦争中に結核に罹り、従軍中に保護院に入院した兵士は、除隊した後も退役軍人としてそのまま継続して連邦政府が提供する医療サービスを受けることができた²⁷⁹。その結果、1899年時点で負傷兵国立保護院に入居していた退役軍人のほとんどが南北戦争もしくは米西戦争に従軍した者であり、その平均年齢は63歳となった²⁸⁰。彼ら患者が年金受給者であったことを考えると、この時点で、負傷兵国立保護院は実質的に、南北戦争で従軍した高齢退役軍人の住宅型看護施設になっていたと言える。

国立保護院の設置および運営に関する予算の割り当ては連邦議会によって行われていたが、退役軍人向けの医療サービスに関する規則を定めていたのは、兵士らの診療や治療にあたった軍医と各地域に配置された軍の支部であった。国立保護院の入退院の方針、入院期間、患者の権利や従うべき規則などは、これら地方の軍医によって決められており、連邦議会はほとんど政策の中身について関与することはなかった²⁸¹。このように、20世紀転換期時点での退役軍人医療は、連邦政府が一貫して行政管理を行う医療制度ではなかったが、他方で医療サービスの質は高かったとの指摘がある。歴史家であり軍に関する医療の発展過程を研究しているキャロル・R・バーリー (Carol R. Byerly) は、軍が運営する結核病院は、当時死の病とされていた結核治療について指導的な存在であったとし、例えば退役軍人医療サービスの方針を決めていた軍医の一人であったジョージ・E・ブッシュネル (George E. Bushnell) は国を牽引する結核の専門家であり、当時における最新の医療技術を退役軍人医療サービスに導入したと論じた。その上でバーリーは、20世紀転換期の医療サービスについて、従軍中に結核に罹った兵士には短期的な治療を、そして障害を持った高齢の退役軍人には長期的な治療を提供する国立保護院が、「戦争と帝国主義の目に見えない人的コストの例²⁸²」となったことを指摘した。南北戦争退役軍人の高齢化により、徐々に負傷兵国立保護院が長期的な療養を提供する場となっていったのである。例えば、ニューメキシコ州フォートベイヤードに設置された軍病院は、退役軍人に向けた療養所か

²⁷⁹ Byerly, "Army Sanctuary for Tubercular Veterans," 12-3.

²⁸⁰ Ibid., 14.

²⁸¹ Ibid., 13.

²⁸² Ibid.

つ結核病院の役割を持つ国立保護院として軍によって運営された。しかし、ここで次の点を確認しておきたい。実質的に軍によって運営されたこれら国立保護院は、元来南北戦争または米西戦争で傷病を負った従軍者のために用意されたものであり、その人口が減っていくに従い、国立保護院は徐々に閉鎖されていった。国立保護院自体が永続的に残るものではなく、そこで提供される退役軍人医療サービスもそれとともに廃止されていった。

第2節 第一次世界大戦

1914年にヨーロッパで第一次世界大戦が始まってから約二年半に渡り、アメリカは中立を保っていた。1915年5月、ドイツ軍の潜水艦Uボートがイギリスの客船ルシタニア号を攻撃し、128人のアメリカ人が犠牲となった²⁸³。それを契機に参戦ムードが高まり、アメリカはヨーロッパの戦争に参加することになった。アメリカ軍はフランスに拠点を置き、1918年4月25日から休戦までの約200日間、ヨーロッパの戦地に滞在した。

退役軍人省が2021年5月にまとめた資料『America's Wars』によると、1917年から1918年にかけて、第一次世界大戦のために473万4991人が動員された²⁸⁴。その内5万3402人が戦闘中に亡くなり、戦闘中ではないが従軍中に亡くなった兵士の数は6万3114人であった。そして204万2人の兵士が負傷した。戦闘で亡くなった兵士よりも病気で亡くなった者が多く、その死因の大部分は1918年に世界的に流行したスペイン風邪であった²⁸⁵。

本節では、まず初めに第一次世界大戦退役軍人に向けた医療サービスに関する政策として立法された1917年戦争リスク保険法について論じる。次に、1921年に退役軍人局が創設されたことをきっかけに本格化した退役軍人病院制度の発展について述べる。そして、連邦政府による退役軍人医療サービス受給の対象者範囲が、軍務中に病気または障害を持った者から軍務外で病気または障害を持った退役軍人に拡大された背景を探る。

第1項 1917年戦争リスク保険法

ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発したことに伴い、大西洋を往来する貿易船の積荷に

²⁸³ ルシタニア号はニューヨークからリバプールに向かう途中であり、その時1959人が船に乗っていた。

²⁸⁴ U.S. Department of Veterans Affairs, "America's Wars."

²⁸⁵ Carol R. Byerly, "War Losses (USA)," in *International Encyclopedia of the First World War*, https://encyclopedia.1914-1918-online.net/pdf/1914-1918-Online-war_losses_usa-2014-10-08.pdf (accessed April 6, 2023).

かける保険が必要となった。1914年9月2日に「財務省内における戦争リスク保険局設置を承認する法律（Act to Authorize the Establishment of a Bureau of War-Risk Insurance in the Treasury Department）」（通称、1914年戦争リスク保険法）が承認され、欧米間を往来する商業船員と貨物を対象とする保険事業が、連邦政府によって開始された。保険プログラムの執行機関として、財務省内に戦争リスク保険局（Bureau of War Risk Insurance）が設置された。1917年4月、アメリカは第一次世界大戦に参戦し、翌5月には徴兵制度が導入された。これを機に、連邦議会において、終戦後に除隊することとなる兵士の恩典をどのようなものとするかという議論が始まった。1917年10月6日に、1914年戦争リスク保険法を修正するための法律が立法された²⁸⁶。この修正によって、1914年戦争リスク保険法で商業船員と貨物に限定されていたプログラム対象者の範囲は、ヨーロッパの戦地に赴く陸軍兵士と海軍兵士に拡大された。第一次世界大戦の傷痍軍人は年金を受け取り、その多くは年金受給者として国もしくは州が運営する保護院に住んでいた。連邦議会の改革派議員らは、退役軍人に金銭的負担を求めない年金給付や、年金受給者を居住者として想定した保護院での療養サービスに比べ、兵士の給与から保険料が引かれる拠出型の社会保険の方がより優れていると考えた。また、連邦議会は、南北戦争のように明らかな年金詐欺や制度を悪用した過大な年金請求による政治的腐敗が再び起こることを懸念した。兵士に政府が補助する保険に加入させることで、除隊後、従軍とは無関係の障害を負った兵士や戦死した兵士に対して政府の財源が使われることを阻止しようとしたのであった²⁸⁷。

ここで、連邦政府の脅威となった南北戦争の年金詐欺や過度な年金請求の背景について述べる。なぜなら、第一次世界大戦の退役軍人の福利プログラムの形成には、南北戦争の年金に関する社会の印象が大きく影響したと考えられるからである。1900年に連邦政府が南北戦争退役軍人とその遺族に支払った補償と年金の総支払い件数は、99万3529件であり、その内退役軍人本人に払われた補償と年金の支払い件数は、75万2510件であった。残された遺族に払われた補償と年金の支払い件数は、24万1019件であった。その総支払額は、1億3846万2130ドルであった。1910年には、連邦政府が退役軍人とその遺族に支払った補償と年金の総支払い件数は、92万1083件であり、その内退役軍人本人に払われた補償と年金の支払い件数は、60万2622件であった。また、残された遺族に払われた補償と年金の支払い件数は、31万8461件であった。その総支払額は、1億5997万4056ド

²⁸⁶ Senate Committee on Finance, H.R. 5723, 65th Cong., 1st sess., *Hearing before the Subcommittee of the Committee on Finance*, (Washington, DC: Government Printing Office, 1917). この資料は、1917年9月18日に財務委員会（Committee on Finance）に提出する目的で印刷されたものである。

²⁸⁷ Burtin, *A Nation of Veterans*, 26

ルであった。1920年には、連邦政府が退役軍人とその遺族に支払った補償と年金の総支払い件数は、76万9543件であり、その内退役軍人本人に払われた補償と年金の支払い件数は、41万9627件であった。残された遺族に払われた補償と年金の支払い件数は、34万9916件であった。その総支払額は、3億1641万8029ドルであった。1900年から1920年の20年間で退役軍人本人とその遺族の合計対象者数が約23パーセント減っているにもかかわらず、1920年の退役軍人補償及び年金の支払い総額は、1900年の支払い総額の約2.3倍であった（表1参照）。この時期の退役軍人補償と年金の支払額の増加の理由の一つについて、年金詐欺が挙げられる。スコッチポルは、1910年時点で、退役軍人年金の受給者約100万人の内、何万人もが偽りの受給者であったと指摘している²⁸⁸。

表1：1900年から1920年にかけての退役軍人補償・年金受給件数と支払い総額

	補償・年金受給件数（本人）	補償・年金受給件数（遺族）	支払総額
1900年	752,510	241,019	\$138,462,130
1910年	602,622 (-20%)	318,461 (+32%)	\$159,974,056 (+15.5%)
1920年	419,627 (-30%)	349,916 (+10%)	\$316,418,029 (+98%)

Mark S. Hoffman, ed., *The World Almanac and Book of Facts 1990* (New York: St. Martin's Press, 1989), 787.を基に著者作成。

1879年に年金の受給期間を、除隊した日にさかのぼり、その期間の未受給額を連邦政府が支払う法律（Arrears Act）が超党派の可決により成立した。この法律によって、1860年代に遡って、南北戦争年金を受け取ることが可能となった²⁸⁹。その結果、年金の請求件数が急増した。例えば、南北戦争年金の受給者数を見ると、その数は1875年から1885年にかけて倍増している。この増加の理由について、次の二点が挙げられる。一点目は、受給者資格の障害項目が複雑化したことで、障害の程度について解釈の余地が増えたことである²⁹⁰。申し込む人数が増えるほど、申請する障害の程度は多様化され、申込者が増加した。

²⁸⁸ Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers*, 145.

²⁸⁹ “The Arrears of Pensions,” *Michigan Argus*, March 28, 1879, Ann Arbor District Library, <https://aadl.org/node/309560> (accessed November 18, 2023); *The Osage City Free Press* (Osage city, KS) March 28, 1879.

²⁹⁰ *Ibid.*, 120.

二点目は、連邦議員、年金局といった行政にまつわる役人、党员、利益団体が協力して、南北戦争年金制度を利益分配政治（パトロネージ政治）に利用したことである。元北軍兵士である退役軍人は、退役軍人団体を結成し、南北戦争年金制度のさらなる拡充を目指してロビー活動を行った。南北戦争後から 19 世紀転換期にかけて、退役軍人の数は常に 100 万名を超えていた。このことは、北軍退役軍人へより寛大な年金を与えることが共和党の支持基盤をより強固にすることに繋がることを意味した²⁹¹。

また 1890 年に、90 日以上に従軍期間がある障害を持つ退役軍人とその遺族に年金を支払う法律（Dependent Pension Act）により、さらなる年金受給者の拡大がなされた。この法律によってそれまで必要条件とされてきた、軍務に起因する障害であることの証明が不要とされたのである。1900 年から 1915 年にかけて北軍退役軍人の年金受給率が 80 パーセントを越えて増加し続けたことから、南北戦争年金は事実上老齢年金として拡大していったことが分かる²⁹²。19 世紀末には、連邦政府の財源支出の約 40 パーセントが北軍退役軍人とその家族への年金に使われた²⁹³。

1917 年戦争リスク保険法の法案を支持したのは連邦議会の改革派議員らであり、法案は下院の州際・対外通商委員会から提出された²⁹⁴。軍人を特別なカテゴリーに分類するのではなく、労働者の一種とみなし、雇用主をアメリカ合衆国とした上で、海外で戦闘に従事することが単純に「特段に危険な²⁹⁵」仕事であると理解しようとした。つまり、戦争をきっかけとして生じた病気や障害といった損害は、保険引受可能なリスクとして捉えられたのである。第一次世界大戦より前の戦争（特に南北戦争）では、兵士とその家族が、他の国民と比べてより苦しんでいる集団であるとみなし、それぞれの州が独自に従軍兵士の家族や除隊後の退役軍人を援助してきた。しかし、各州政府が自由裁量権を持つ分権化された行政制度では、提供される援助が適切に分配されなかった。連邦政府が採用した年金制度は、前述のように州・地方レベルで濫用されたからである。年金支給のために用意された 50 億ドルは、退役軍人に対する適切な救済を提供するためというよりも、政治家が自らの権力を拡大するために使われた²⁹⁶。

次に、第一次世界大戦の福利をどのようなものとするかについての連邦議会における議論について整理する。1917 年 5 月 18 日に 1917 年徴兵法（Selective Service Act of 1917）

²⁹¹ Ibid., 130.

²⁹² Ibid., 129.

²⁹³ Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers*, 109.

²⁹⁴ Richard S. Jones, *A History of the American Legion* (New York: the Bobbs-Merrill Company, 1946).

²⁹⁵ Burtin, *A Nation of Veterans*, 26.

²⁹⁶ Paul H. Douglas, "The War Risk Insurance Act", *Journal of Political Economy* 26, no. 5 (May 1918): 461.

が、ウィルソン大統領の署名とともに成立し、第一次世界大戦の徴兵制度が設けられた。初めての兵役登録は1917年6月5日になされた。第一次世界大戦では、約470万人が戦地に赴き、そのうち約11万6000人が亡くなり、約20万4000人が負傷した²⁹⁷。このような大規模の戦争において、いかに平等かつ経済的・科学的に公正な法律を作るかが重要な論点となった。障害度を評価テーブルに則って算出し、兵士の給与から差し引くかたちで保険料を徴収し保険を運用することは平等かつ公正な福利であると考えられた。しかし、問題は、この大規模な保険制度を誰が運用するかであった。第一次世界大戦がいつ終息するか分からない状況では、戦争に関連する損害を補償するための保険料を、どの民間保険会社も算出し予測することができなかつたのである。

1918年9月18日、戦争リスク保険法案について検討する上院議会の財務小委員会(subcommittee on finance)において公聴会が開かれた。議長はミシシッピ州選出の民主党上院議員、ジョン・S・ウィリアムズ(John Sharp Williams)であった。そこで、ユタ州選出の共和党上院議員、リード・スムート(Reed Smoot)が一通の手紙を紹介した。送り主は、ヴァーモント州共和党上院議員であったウィリアム・P・ディリンハム(William. P. Dillingham)であり、その内容には、ナショナル生命保険社(National Life Insurance Co.)の社長であるF・A・ハウランド(F.A. Howland)が彼に宛てた手紙が引用されていた。その内容は法案が含む生命保険に関する条項について強い懸念を示すものであった。「この法案に唯一反対する点は、生命保険条項のいくつかの特徴、特に戦争終結後も生命保険事業を継続することを想定している点である²⁹⁸」とし、この立法は、政府の保険事業への参画を許すものとなる恐れを強調した。すなわち、保険業界は、元来民間の保険会社間の自由競争によって成り立ってきた生命保険市場に、政府が介入することに反発したのである。

戦争リスク保険法は、三つの柱からなる包括的な法律であった。その内容に含まれたのは、従軍兵士の扶養家族手当、軍務に由来する死亡または障害に対する補償、そして政府によって運営される任意加入生命保険である。

まず、扶養家族手当の受給対象者は軍組織における階級が低い下士官を含む全ての入隊者であり、兵士の妻、離婚してまだ再婚していない妻、または兵士との別居もしくは離婚に起因する扶養料を受けるべき者と局が認めた場合に支給するとされた。支給額はいかなる場合も、兵士の給与の半額を超えてはならないとされた。家族手当は、プログラム対象

²⁹⁷ Adam Stump, "World War I created millions of conscripted Veterans, improved benefits" U.S. Department of Veterans Affairs, <https://news.va.gov/73270/world-war-created-millions-conscripted-veterans-improved-benefits/> (accessed January 6, 2024).

²⁹⁸ Senate Committee on Finance, *Hearing before the Subcommittee* (H.R. 5723), 12-3.

者が戦争リスク保険局へ申請した場合に限り、月 50 ドルを超えない範囲で、国によって支払われるものとされた。この家族手当の支給期間は、兵士の入隊から死亡するまで、もしくは除隊後 1 ヶ月までとされた。また、戦争が終結した場合には、終結後 1 ヶ月以内に支給が停止されることとされた。

次に、兵士の死亡及び障害補償金とは、連邦政府が軍務中に兵士が負った怪我や病気の度合いに応じて補償金を支払うものであった。対象者は、陸軍省と海軍省の下で従事する全ての少尉以上の兵士と下士官、そして陸軍看護師団と海軍看護師団に所属する全ての女性看護師である²⁹⁹。軍務中に負った怪我によって亡くなった場合、兵士の扶養家族であった寡婦、子、母に対して月払いで補償金が支払われると定められた³⁰⁰。これらの障害に対する補償金に加えて、傷痍軍人には医療サービスが提供されることとなった。傷痍軍人に対する医療サービスは次のようなものであった³⁰¹。戦争リスク保険局局長が認めた場合に、傷を負った者は政府助成の内科・外科治療および入院サービスを受けられることが規定された。また、医療サービスには義足やトラスなどの医療機器と、個人の障害度を認定するための検査が含まれた³⁰²。法律には、「障害補償を申請し、またはそれを受けているものは、合理的に要求される頻度、時間及び場所で、米国の医師または局長により認可された資格を有する医師による検査を受けるものとする³⁰³」との記載がある。これにより、戦争リスク保険局が障害度を評価し、その程度に応じた保険サービスが提供されることが可能となった。また、法律には「四肢切断、視力または聴力の損傷またはその他高度障害につながる障害を負った者は、国が提供するリハビリテーション、再教育及び職業訓練の課程に従事するものとする。障害を負った者が、このようなりハビリテーションの課程に入って、実質的に有益な職業に就くことができない場合、障害を負った者を陸軍または海軍に入隊させる手続を要求することができる。この場合、当分の間、他の全ての補償に代えて、本人に現役時代の最後の月の給与全額を与え、またその家族に前述の規定による家族手当を

²⁹⁹ ここで使われる「士官 (commissioned officer)」は准士官 (warrant officer) を含むが、合衆国陸軍もしくは海軍で軍務についている場合に限るとされた。「入隊者 (enlisted man)」は男性と女性のどちらも含み、入隊 (enlisted)、登録 (enrolled) あるいは徴兵されて (drafted) 合衆国陸軍もしくは海軍の軍務についた者を指すとされた。また、彼らは「noncommissioned officer」や「petty officer」と呼ばれる下士官と、法の下に認可された訓練キャンプのメンバーを含むとされた。また、法律内で使用される「怪我 (injury)」には病気 (disease) も含むとされた。Section 22, Article I, 40 Stat. 398.

³⁰⁰ ここで使用される「寡婦」は、障害発生時から 10 年以上経過した後故人と婚姻した者は含まないこととされた。40 Stat. 398, Sec. 301 を参照。

³⁰¹ War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 302.

³⁰² War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 303.

³⁰³ Ibid.

与えることとする³⁰⁴」と規定され、傷痍軍人に対して職業訓練の提供が約束された。

最後に、従軍兵士は、政府によって運営される任意加入生命保険に加入できるようになった。加入条件は、入隊後 120 日以内でありかつ、除隊する前に申請することとされ、当該保険契約の条件が公表された時点で現役の従軍者は、法律の施行後 120 日以内であればいつでも保険に申し込むことが可能とされた。このように、一定期間を過ぎた場合、兵士は保険の加入資格を失うことが法律に明記されたが、次の場合は遡及の措置を受けることができた。それは、1917 年 4 月 16 日時点で、既に軍務に就いており、法律の交付から 120 日以内に死亡または高度障害を負った者は、保険の申請なしに、毎月 25 ドルの支払いが受けられる保険を申請し、その受給資格を持つものとみなすというものであった³⁰⁵。保険料率の計算は、米国死亡率統計表（American Experience Table of Mortality）に基づき、年利 3.5 パーセントで計算される。被保険者の高度障害が 20 年以上継続した場合、被保険者が生存している期間は保険料の支払いが免除された³⁰⁶。

兵士が従軍中に加入する戦争リスク保険は 1 年毎の定期保険であり、戦争終結の日から 5 年以内であれば、健康診断なしに約款で規定された保険または、被保険者が望む保険形態に転換することが可能とされた。この約款には、死亡保険、20 回払いの終身保険、62 歳に満期となる養老保険、及びその他の保険形態に転換する権利が規定され、また保険の支払い方法についても規定された³⁰⁷。これらの保険料は、被保険者の給与または預金から支払われるか、または被保険者の選択によりその他の方法で支払われるものとされた。この政府によって運営される任意加入の生命保険には、低保険料率が採用された。リスクが高ければ高いほど、保険料は高くなる。兵士が戦場に向かうことは傷病また死亡のリスクが高い。連邦政府はこの保険を運営する際に、保険料率を平時の死亡率を基にして決定した。その結果、民間保険会社よりも低率の保険料率が実現したのであった³⁰⁸。以上から、1917 年戦争リスク保険法は、南北戦争や米西戦争のように長期住居型療養施設（負傷兵国立保護院）を用意して医療サービスを提供するのではなく、兵士が保険料を支払うことで、軍

³⁰⁴ War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 304. 職業訓練については、次章で詳しく論じる。

³⁰⁵ 高度障害を負った者が 25 ドルの支給を受ける前、もしくは、240 回の月払いを受ける前に死亡した場合、その支払いは、その妻が未亡人である間、もしくはその子供か寡婦の母が生存している場合はその者に、月 25 ドルが支払われるものとされた。War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 400.

³⁰⁶ War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 402.

³⁰⁷ *An Act to Amend an Act Entitled "An Act to Authorize the Establishment of a Bureau of War Risk Insurance in the Treasury Department," Approved September Second, Nineteen Hundred and Fourteen, and for Other Purposes*, Public Law 90, 65 Cong., 1st sess. (October 6, 1917), § 404.

³⁰⁸ Senate Committee on Finance, *Hearing before the Subcommittee* (H.R. 5723), 15.

務に関連する傷病に対して医療サービスを提供したことが分かる。

1917年戦争リスク保険法は、この法律が対象とする補償や医療サービスの提供に関して、一家の稼ぎ手である父や息子が、戦争で病気または障害を持つことが想定され、その扶養家族への補償が考慮された点が特徴であった。財務長官であったウィリアム・G・マカドゥー（William G. McAdoo）は1917年戦争リスク保険法について、「最も人道的で革新的な法案（The Most Humane and Progressive Measure）³⁰⁹」であると言及した。その理由について、彼は戦争を戦った兵士のみならず、兵士の家族をも補償の範囲に含む法律である点を強調した。そして「それ（1917年戦争リスク保険法）は、わが国の陸海軍とそれらを支える市民の士気を計り知れないほど高めるはずだ³¹⁰」と述べた。戦争リスク保険法による補償、医療サービス、そして生命保険は、扶養家族を持つ男性労働者への補償として考えられ、同時に兵士への福利であることが再確認された。扶養家族を持つ下士官を対象とした死亡および損害保険は強制加入とされ、生命保険は任意加入とされた³¹¹。

以上の扶養家族手当、軍務由来の死亡または障害に対する補償、そして傷痍軍人への医療サービスに関するプログラムを運営するための機関が連邦政府内に用意された。1917年戦争リスク保険法は、1914年戦争リスク保険法と同様に、財務省の下に設置された戦争リスク保険局を行政主体とすることを定めた。この局には、海事・船員保険部および軍事・海軍保険部を置き、それぞれに海事・船員保険委員および軍事・海軍保険委員を担当者として置くこととされた。戦争リスク保険局長官は、財務長官の指示に従い、この法律の規定に反しない範囲でその目的を達成するために必要な規則を作成し、運用する権限を有するとされた。戦争リスク保険局及びそれに付随する部門は、副官、助手、保険数理士、事務員及びその他従業員を有するものとされた。戦争リスク保険局は、陸軍長官と海軍長官それぞれと取り決めの上、陸軍および海軍に所属する外科医の医療サービスを、局のために利用することができることとされた。また、法律のセクション 305 には、戦争リスク保険局は、「自らの申し立てまたは申請によって、いつでも裁定を見直し、その見直しにより判明した事実に従い、以前に裁定された補償を終了、減額または増額し、または保証が拒否、または中止されている場合には、補償を裁定することができる³¹²」と書かれている。以上のことから、戦争リスク保険局は、従軍中に生じた障害や疾病の度合いを決定する障害評価

³⁰⁹ “War Insurance in Force Now,” *The Kansas City Star* (Kansas City, MO), October 7, 1917.

³¹⁰ Ibid.

³¹¹ Rosemary A. Stevens, “The Invention, Stumbling, and Reinvention of the Modern U.S. Veterans Health Care System, 1918-1924,” in *Veterans’ Policies, Veterans’ Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States* (Gainesville, FL: University Press of Florida, 2012), 40.

³¹² War Risk Insurance, Army and Navy., 40 Stat. 398, Sec. 305.

基準の作成や医療サービスの提供機関を組織内で決定し、プログラムを運用する権限が与えられていたことが分かる。

このように、第一次世界大戦退役軍人の福利は、保険料の一部を兵士の自己負担とする政府助成の損害補償・生命保険のかたちで提供された。そして、この連邦政府保険プログラムの執行機関は、財務省の配下に置かれた戦争リスク保険局であり、それは保険に関わる業務に特化した機関であった。第一次世界大戦の傷痍軍人に対し障害度の評価基準および対象者の範囲を規定したのは戦争リスク保険局であったが、その保険によって利用が可能となる医療機関の選定や病床の管理は、同じ財務省の配下にあるアメリカ公衆衛生局（Public Health Service）によって行われた。同局は、法律が成立した1917年10月6日から1920年6月30日まで、第一次世界大戦の傷痍軍人に提供する医療サービスの責任部門となった³¹³。しかしこの医療機関の選定や病床の管理は、あくまでアメリカ公衆衛生局が管理する病院システムの範囲内で行われ、退役軍人の医療を包括的に管理する部門は依然として不在であった。1918年6月には、戦争リスク保険の一部である傷痍軍人の職業訓練提供の責任部門が戦争リスク保険局から連邦職業委員会（Federal Board for Vocational Education）へ移管され、第一次世界大戦の傷痍軍人のための連邦サービスを執行する行政機関は複数の部門にまたがることとなった。

1918年には退役軍人リハビリテーション法が立法された。これは、第一次世界大戦の傷痍軍人への医療サービスと職業訓練サービスを包括的に提供するための法律であった。ここでは、傷痍軍人の社会復帰を果たす一連のプロセスの中で、医療サービスは、社会復帰のための職業訓練サービスを受ける前段階として捉えられた。1918年退役軍人リハビリテーション法については次章で詳しく論じる。

第2項 退役軍人病院制度の開始

1921年に退役軍人局（Veterans Bureau）が設置された。この退役軍人局の設置の背景には、退役軍人のみを対象とした公立病院設立の要望が次第に大きくなっていったことがあげられる。退役軍人局が設置される以前、退役軍人への医療サービスは、軍、アメリカ公衆衛生局そして戦争リスク保険局の三つの部門で成り立っていた。しかし、退役軍人が軍病院や他の民間人も利用するアメリカ公衆衛生局の運営する公立病院の病床を利用する

³¹³ Stevens, “The Invention, Stumbling, and Reinvention,” 43-4.

には複数の問題があった。元々、軍の病院には法的には民間人となった退役軍人に医療サービスを提供する義務はなく、戦争の終結とともに軍の活動が縮小すれば、それとともに軍病院の規模も縮小されるという特徴を持つ。またアメリカ公衆衛生局の運営する公立病院は地域の小規模病院であり、病床数は限られていた³¹⁴。退役軍人のための病床数確保が困難となることが懸念される中、1919年に提出された退役軍人の「社会復帰 (adjustment)」に関する法案は55件にも上った³¹⁵。これらの法案が提出された背景には、アメリカン・リージョン、世界大戦退役軍人会、そして米国傷痍軍人会の積極的なロビー活動があった。例えば、1919年11月10日から12日にかけてミネアポリスで開催されたアメリカン・リージョンの第1回年次総会の公式プログラムには、傷痍軍人のために政策を作っていく決意が次のように表現された。「我々アメリカン・リージョンは、障害を持った同志が公正で惜しみない補償を受けることを強い意思をもって見届ける覚悟がある。なぜなら誰もが彼らに感謝し、寛大な補償を与えることを惜しまないからだ。我々アメリカン・リージョンはすでに、永遠にこの国の法と秩序を守るための最大の勢力となるに至った。我々は今もそしてこれからも政治には興味がない。ただ国全体の公共利益に関わる政策にだけ関与していく。それが私たちのアメリカをこれから何世代にも渡ってより偉大でより良い国にすることに繋がるのだ³¹⁶」。

このような活動の結果、それまで複数の機関で行われていた退役軍人向けの福利を扱う行政機関が統合された。それまでは退役軍人局は第一次世界大戦の退役軍人に関する行政業務のみを行っていた。しかし、1922年4月20日に退役軍人のための病院制度の拡大に関する法案が可決されたことをきっかけに、退役軍人局の業務範囲は第一次世界大戦以外の退役軍人を含む福利へと拡大した。この公法第194号 (Public Law 194) は、12ヶ所に退役軍人病院を建てるために、1700万ドルの連邦予算を確保することを求めるものであった。この法律により、米西戦争、米比戦争、義和団の乱 (Boxer Rebellion) で戦った退役軍人の神経精神性障害および結核障害を治療するための病院が建てられることとなった。また、この法律で初めて、第一次世界大戦以前の退役軍人であっても、神経精神性障害または結核障害を持つ者であれば、負傷兵保護院の外で治療を受けることが可能となった。また、1933年3月20日に、第73連邦議会で制定された公法第2号とその修正案および大統領の行政命令に基づいて発行された退役軍人規則が、現在退役軍人局が運営している病院

³¹⁴ Ibid., 42-3.

³¹⁵ Ibid., 48.

³¹⁶ The American Legion, “The American Legion 1st National Convention: official program, 1919,” American Legion Digital Archive, <https://archive.legion.org/node/8050> (accessed November 23, 2023): 12.

および医療プログラムを網羅する基本法となっている³¹⁷。第一次世界大戦は、初めての化学兵器を使った戦争であった。マスタード・ガスやその他の化学物質を使った攻撃にさらされた兵士は、特に呼吸器や神経精神に関する専門的なケアを必要としたのであった。これら退役軍人のために結核病院や神経精神科病院が開設された³¹⁸。

第3項 1924年世界大戦退役軍人法

1924年6月7日に1924年世界大戦退役軍人法（World War Veterans Act of 1924）が制定された。法律の目的は、退役軍人局に関する法律を集約、体系化、修正そして再制定することであり、また戦争リスク保険法の行政に関する修正と、1918年職業リハビリテーション法の内容を修正することであった。以下に法律の医療に関する内容を抜粋して述べる。

1924年世界大戦退役軍人法のタイトル II には、補償と治療について定められている。1917年4月6日から1921年7月2日の間に、軍務中に生じた怪我もしくは病気による死亡、または障害に対して国が補償することが記されている。また、従軍以前から持っていた障害や病気について、同期間中に軍務が起因でその障害が再発もしくは悪化した場合、その障害は補償の対象とされた。ただし、その補償は軍務が起因による再発や悪化に限られ、本人の故意による再発や悪化は補償の対象外とされた。また、麻痺、不全麻痺、失明または入院が必要であると法律で認められた病気や怪我については、退役軍人局が運営する病院に入院している期間に限り、故意による障害や病気であっても国からの補償の対象となるとされた³¹⁹。

以上の箇所は、1926年7月2日に承認された法律で、麻痺、不全麻痺、失明または入院が必要であると法律で認められた病気や怪我について、故意による障害や病気であっても国からの補償の対象となると修正された。つまり、条件を設けず、麻痺、全身麻痺、失明、その他法律で認められる範囲の障害や病気を補償の対象とするという、プログラム対象者の拡大がなされた。退役軍人局の管轄下にある病院施設を利用できる者は、米西戦争、米比戦争、義和団の乱または世界大戦で戦った者であり、精神神経疾患または結核性疾患及び運動麻痺の疾病を負った退役軍人であるとされた。また、退役軍人局長官はさらに、既

³¹⁷ Ibid., 77.

³¹⁸ U.S. Department of Veterans Affairs, “St. Cloud VA Health Care System,” U.S. Department of Veterans Affairs, <https://www.va.gov/st-cloud-health-care/about-us/history/> (accessed April 25, 2023).

³¹⁹ “World War Veterans’ Act, 1924., 43 Stat. 607,” Title II, Sec 200.

存の連邦政府が所有する医療施設に、入院機能を持たせる権限を与えられた³²⁰。

ジョン・クーリッジ大統領 (John Calvin Coolidge) は、1924 年 10 月 4 日にワシントン D.C.で行われたアメリカ遠征第一部隊を称える記念碑の除幕式で演説し、退役軍人局の設置と、1924 年世界大戦退役軍人法について、次のように述べている。まず、退役軍人局は、退役軍人が抱えるあらゆる問題を集約する担当部署であるとした。また、以前は戦争ごとにその都度立法された法律を統合し、一つの法律にしたものが 1924 年世界大戦退役軍人法であると述べた。

政府が運営する病院施設は、負った障害が軍務に由来するものに限らず、どの戦争で従軍したかに関わらず退役軍人である誰もが利用できるようになっている。困窮状態にある退役軍人は、病院に行くための旅費さえ支給される。1921 年以降、病気を持つ退役軍人に向けて幅広い制度が確立されてきた。4000 万ドルを超える予算が計上され、一万床を超える病院が新たに 25 軒完成し、約 1700 床を有する 7 軒の病院がまもなく開院する予定である。2 万 5000 人から 3 万人の患者が入院したとしても、数千床の余剰が残る見込みである³²¹。

クーリッジ大統領は、国は彼ら退役軍人に対して、完済こそできないが支払いを拒むことのできない負債を抱えていることを認識しているとした上で、連邦政府はリベラルな政策を打ち出していることを強調した。

第3節 第二次世界大戦

退役軍人省が 2021 年 5 月にまとめた資料「America's Wars」によると、1941 年から 1945 年にかけて、第二次世界大戦のために 1611 万 2566 人が動員された³²²。その内 29 万 1557 人が戦闘中に亡くなり、戦闘中ではないが、従軍中に亡くなった兵士の数は 11 万 3842 人であった。そして約 38 万 9000 人の兵士が負傷した。

前節で触れたように、第一次世界大戦では多様な伝染性の病気が従軍する兵士らを襲っ

³²⁰ “World War Veterans’ Act, 1924., 43 Stat. 607,” Title II, Sec 201.

³²¹ Calvin Coolidge, “Address at the Dedication of the Monument to the First Division of the American Expeditionary Forces, Washington, DC,” The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/address-the-dedication-the-monument-the-first-division-the-american-expeditionary-forces> (accessed March 21, 2023).

³²² U.S. Department of Veterans Affairs, “America’s Wars.”

た。第二次世界大戦では、1930年代に見られた衛生学の進歩もあり、1942年にはアメリカ軍に所属するすべての従軍兵士らが破傷風、腸チフス、天然痘、コレラ、黄熱病の予防接種を受けたため、伝染性の病気の発生は減少した³²³。第一次世界大戦がヨーロッパを戦場としたのに対し、第二次世界大戦は、ヨーロッパとアジア・太平洋地域を戦場として戦われた。この環境の違いは、従軍兵士らが、当時アメリカには存在しなかった感染症に罹患する状況を作り出した。南太平洋地域では、暑熱、絶え間ない雨、有害な昆虫や寄生虫に加え、不衛生な水を主な発症原因とする赤痢、コレラ、A型肝炎・B型肝炎、マラリアが兵士らを襲った。また南西太平洋地域では、ビタミンB1不足による脚気、また栄養失調が重大な問題となった。これらは、兵士に慢性的な手足の痛みと感覚麻痺、嘔吐、眼球運動の異常、精神錯乱、歩行困難、昏睡状態をもたらす原因となり、それらが死に至る場合もあった。また、蚊や寄生虫を媒体として感染するデング熱、ツツガムシ病、リウマチマニア症は、高熱や幻覚錯覚、敗血病を兵士らにもたらした。「ジャングル・ロット (Jungle Rot)」と呼ばれる熱帯地域特有の皮膚病も兵士らを苦しめた。

また、第二次世界大戦の兵士らによく見られた疾患として、心的外傷後ストレス障害 (post-traumatic stress disorder, 以下 PTSD) が挙げられる。長期間家族から離れ、共に戦う友人を失い、また過酷な戦場に身を置くことを強制される生活は、戦後も彼らを苦しめることとなった。多くの退役軍人が軍務を起因とする聴力損失、失明、皮膚病、そして PTSD を経験し、皮膚ガン、アルコール依存症、適応障害そして自殺を含む長期的な影響を残すこととなった。

本節では、まず第二次世界大戦退役軍人の包括的な社会復帰プログラムとして立法された1944年退役軍人援護法 (通称、G.I.法) に含まれた退役軍人病院のさらなる病床数拡大について論じる。次に、開業医を含む医療従事者の利益団体であるアメリカ医師会 (American Medical Association) と退役軍人医療の関係について整理する。そして、この時期に政治アクターらによって形成された支配的な言説は何かを明らかにする。

第1項 退役軍人病院制度の拡大

第二次世界大戦は、数にして第一次世界大戦の約3倍の退役軍人を生み出した³²⁴。さら

³²³ Renee Dustman, "WWII Military Health in the Pacific," *Advancing the Business of Healthcare*, <https://www.aapc.com/blog/26557-wwii-military-health-in-the-pacific/> (accessed April 11, 2023).

³²⁴ 山岸『アメリカ医療制度の政治史』70.

に、1943年3月17日に第二次世界大戦退役軍人向け医療サービスの対象者範囲を拡大する法律（P. L. 78 - 10）が制定された。それ以前は軍務に直接関係する傷病者のみに退役軍人病院で医療サービスを受ける資格が与えられていたが、この法律により、病床数に空きがある場合に限り、軍務に直接関係しない傷病を負った退役軍人にも公的医療サービスを受ける資格が与えられた³²⁵。つまり、退役軍人病院での医療サービスを受ける対象者範囲が拡大したのである。このことは、将来に向けてより多くの病床を用意する必要があることを意味した。

退役軍人省長官のフランク・T・ハインズ（Frank T. Hines）が、今回の立法で退役軍人省が用意すべき病床数について1924年世界大戦退役軍人法の数字を根拠に次のように説明した。1924年6月の立法後2年間で、第一次世界大戦退役軍人の約475万人が入院サービスを受けた。その内、3万2567人が軍務に直接関係しない障害の治療を受けた。二年以内に退院したのは、結核患者が2300人、神経精神疾患の患者が5346人、そして内科及び外科治療を受けた患者が3776人であった。彼は、これら軍務に直接関係しない障害を負った退役軍人の数は予想が付くと述べた。その後、ハインズは、現在、全国に存在する病床数について、陸軍の持つ病床数は15万、海軍のそれは6万であると述べた。そして、退役軍人省が管理する病床数は、現在約8万5000床であり、その数を10万床まで増やす予定であるとした³²⁶。

この議論がなされた当時、ある個人が退役軍人医療サービスを受けられるかどうかは、陸軍、海軍、そして退役軍人省のそれぞれで審査され、これら組織間で資格の有無を判断する共通の基準はなかった。軍務に直接関係する傷病であるか、軍務に直接関係しない傷病であるかを判断する難しさも問題になった³²⁷。神経精神性疾患や結核が軽症の場合には軍務に関連したものであると認められない傾向があった。特に神経精神疾患と判断された若者は、親によって引き取られない限り、州の拘置所に入れられることもあった³²⁸。上院議員であり、小委員会の委員長であったベネット・C・クラーク（Bennett C. Clark）は、連邦議会が徴兵制度を導入して戦地に兵士を送り込んだ責任者として、退役軍人を特別に扱うべきであると述べた³²⁹。

³²⁵ Congressional Research Service, “The Modernizing Veterans’ Health Care Eligibility Act (H. R. 1216), and other Pending Legislation June 22, 2022,” Congressional Research Service <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/TE/TE10078> (accessed November 27, 2023), 3.

³²⁶ Senate Committee on Finance, 78th Cong., 1st sess., *Hearings before a Subcommittee on the Committee on Finance on S. 786, S.740 and S.230*, (Washington, DC: Government Printing Office, 1943), 31-2.

³²⁷ *Ibid.*, 61-2.

³²⁸ *Ibid.*, 65

³²⁹ *Ibid.*, 17.

1944年6月22日に退役軍人援護法（Servicemen's Readjustment Act of 1944、以下、G.I.法）が制定された³³⁰。この法律の目的は、第二次世界大戦から帰還した退役軍人が市民生活に最適するために、連邦政府が彼らに援助を与えることであり、それには退役軍人病院の病床数を増やすことが含まれた。

G.I.法のタイトルIは、退役軍人省長官と連邦医療委員会（Federal Board of Hospitalization）長官が退役軍人のための追加の病院施設を迅速に建設することが記されている。退役軍人省と陸海軍は、第二次世界大戦終結後、現行の陸海軍が運営する病院を退役軍人省に提供する、もしくは運営を移管することに同意・契約することを命じられた。退役軍人省長官は、各地に退役軍人省の支部を用意し、必要とする退役軍人に医療・入院サービスが行き届くよう監督することとされた。セクション101には、追加で退役軍人病院を建設するために、総額5億ドルを計上することが記された。また、これらの病院について、いかなる場合も、退役軍人病院及び決められた病床の数を減らしてはならないとされた。退役軍人省は、退役軍人病院の運営を他の連邦政府機関に移管してはならないことが記載された。

さらに、軍と第二次世界大戦退役軍人医療との関わりについて、陸軍長官と海軍長官と退役軍人省長官が一致協力し、タイトルIに記載されている項目の目的を達成することが命じられている。さらに、これら三者は、退役軍人の要望やリハビリテーションを担当する地方支部ではなく連邦レベルの退役軍人省職員が求める法律を準備するように命じられた。

1944年6月22日、フランクリン・ローズヴェルト大統領（Franklin D. Roosevelt）は、G.I.法の成立に署名した。そこで、彼は退役軍人向け医療に関して、連邦政府は既に次の事柄について立法を行ってきたと述べた。それらの事柄とは、十分な扶養手当、除隊した際に与えられる報奨金、寛大な入院サービスと医療サービス、職業リハビリテーションと職業訓練、軍務を理由とする死亡または障害を負った場合に支払われる年金と戦争リスク生命保険、軍務に就いている間の商業保険料（premium on commercial policy）の担保、市民権の保護と、従軍中の個人賠償責任保険の執行の一時的停止、下士官の妊娠中の妻のための医療サービス、そして帰還兵のための再雇用の権利の確保であった。その上で彼は、既に退役軍人のために立法された法律に加えて、G.I.法は従軍兵士に特別な福利を提供すると述べた。ローズヴェルト大統領はその理由を「彼ら（従軍兵士）が我々よりも大きな経済的犠牲とその他あらゆる種の犠牲を強いられてきたからであり、彼らにはその犠牲によっ

³³⁰ *An Act to Provide Federal Government Aid for the Readjustment in Civilian Life of Returning World War II Veterans*, Public Law 78-346, 78th Cong., 2d sess., *U.S. Statutes at Large* 58, Chap. 268 (1944).

て引き起こされる特別な問題を解決するための明確な援助を受ける資格が与えられるべきであるからだ³³¹」と説明した。さらに、彼は続けて「(この法律は)これから変更と改良が必要とされるかも知れないが、連邦議会が(立法に向けて)早急に対応したことは大変に喜ばしい。次に連邦議会に期待したいのは、1943年11月23日に私がお願いした通りに、全ての男女兵士が従軍期間中の公的高齢・遺族保険(Federal Old-Age and Survivors' Insurance, OASI)の税額控除(social security credits)を受けられるようになることである³³²」と述べた。これはローズヴェルト大統領が退役軍人の福利を更に拡充することを期待する発言であった。

アメリカン・リージョンは自らを「アメリカ史上最大で、最も意欲的かつ最も警戒心を持つ愛国心に富んだ団体」とし、G.I.法の立法に貢献した。1943年9月にネブラスカ州オマハで開催されたアメリカン・リージョンの年次総会で記された議事録には、「(第二次世界大戦の)枢軸国が完全に粉砕される時、非常時の活動に動員された退役軍人らを元の自由な企業活動ができる社会に戻すことは国家が緊急に果たさなければならない大きな責任である。(海外戦地から)帰還する退役軍人が自由の旗の下で戦いに勝利して戻ってきたときに、自ら命を懸けて守った国家が彼に対して横柄な施ししか与えないという仕打ちをすることがあってはならない³³³」と記され、アメリカン・リージョンが退役軍人の社会復帰に向けた準備を先導していく決意が宣言された。

退役軍人省長官のハインズは、同じアメリカン・リージョンの年次総会にて、退役軍人らに向けてG.I.法を根拠に拡大される退役軍人医療制度について、「全世界の歴史において平時における最大規模の入院プログラムを実現するだろう」と語った。さらに、彼は病床数の増加は「(退役軍人の)母や妻に戦後の退役軍人病院が持つ病床数が不足する心配を払拭する³³⁴」ためであり、「動員解除によって起きる課題について今考慮することについて早すぎることはない³³⁵」と立法の重要性を訴えた。

アメリカン・リージョン全国代表のエドワード・N・シャイバーリング(Edward N. Scheiberling)はG.I.法の成立後、「国家の最も重要な義務はもちろん、勝利のために不屈の

³³¹ Franklin D. Roosevelt, "Statement on Signing the G.I. Bill. Online by Gerhard Peters and John T. Woolley," The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-signing-the-gi-bill> (accessed March 28, 2023). 括弧は筆者の加筆。

³³² Ibid.

³³³ The American Legion, "Summary of Proceedings: Twenty-fifth Annual National Convention of the American Legion, Omaha, Nebraska September 21, 22, and 23, 1943" American Legion Digital Archive, <https://archive.legion.org/node/660> (accessed November 28, 2023): 5.

³³⁴ Ibid., 62.

³³⁵ Ibid., 63.

勇気を示して戦った兵士たちに対する義務である。リージョンが発議し、戦い、そして議会を通過させた G.I.法は、申し分のないスタートラインに立った³³⁶」と述べ、G.I.法を通過させたアメリカン・リージョンの貢献を称えた。

第2項 アメリカ医師会と退役軍人医療

第一次世界大戦と第二次世界大戦で、退役軍人病院システムが確立し、そこで提供される医療サービスも拡大していった。退役軍人医療政策の立法過程において反対勢力となったのはアメリカ医師会であった。アメリカ医師会は 1847 年に設立後、開業医を含む医療従事者の経済的利益を守るためにロビー活動を行う国内最大の利益団体となった³³⁷。

アメリカ医師会は 1847 年の設立から 1950 年まで、カウンティや州レベルの医師会に属する者であれば誰でも自動的に全国レベルの医師会に属することができた³³⁸。つまり、医師がアメリカ医師会に加入できるかどうかは、地域レベルの医師会の判断に委ねられていた。このような地域社会に根ざした会員で構成されたアメリカ医師会は、地元の個人開業医の利益を一貫して守る組織という側面を持ち、政治団体として強い影響力を持った。彼らは強制加入を前提とした公的医療保険 (compulsory health insurance) やその他あらゆる形での政府の医療経済への介入が開業医間の自由競争を損ねるとしてこれに反対し、会員の利得を守る率先者となった³³⁹。アメリカ医師会に加入しない医師の例として、医療を提供する現場から第一線を退いた引退間近の医師、会費未納者、医療倫理規則違反者、過疎地の開業医、そして、公務員医師に代表されるような勤務医 (salaried doctor) が挙げられる。公的な退役軍人病院に雇用される医師は給与制の公務員医師のため、彼らが提供する医療サービスで成り立つ退役軍人病院は、民間医療提供者である開業医のクリニックと競争関係にあった³⁴⁰。医師会のスポークスマンとなる者は、会員の投票によって選出されたが、その手続きの実体は形式的なものであったことが指摘される。医師は日々の業務に忙しく、医師会の活動に割く時間がない。その結果、医療の政治的側面に興味を持つ少数の医師が

³³⁶ Edward N. Scheiberling, "A Look Ahead," *The American Legion Magazine* 37 no.5, (November 1944), 6; 山岸『アメリカ医療制度の政治史』71.

³³⁷ American Medical Association, "AMA Fact Sheet on its Decade of Membership Growth," American Medical Association (2021), <https://www.ama-assn.org/system/files/2021-06/ama-10-years-2021-fact-sheet.pdf> (accessed April 28, 2023).

³³⁸ The Yale Law Journal, "The American Medical Association: Power, Purpose, and Politics in Organized Medicine," *The Yale Law Journal* 63, no. 7 (May 1954): 939.

³³⁹ *Ibid.*, 949.

³⁴⁰ 山岸敬和『アメリカ医療制度』84.

比較的容易に団体内で権力と影響力を持つことができた。またアメリカ医師会の調査によると、医師会内で権力を持ったのは都市部の専門医（specialist）が大部分を占めた³⁴¹。多くの会員はそれら少数のスポークスマンに黙従する形でアメリカ医師会の政治的主張は形成されたのである。

以上のように、アメリカ医師会は個人開業医間の経済競争の自由とそこから生み出される私的利益を守ることを主たる目的とする団体であった。医療制度が「完全に分権化されたもの³⁴²」として発展したアメリカの文脈では、医療行為を取り締まるための規制はカウンティや州レベルで決定され、導入される。そのためアメリカ医師会の政治的圧力はカウンティや州レベルで行使された。アメリカ医師会に属する医師らは公共の場で医師会本部によって作成された原稿を元に講演を行ったり、自身の医院の待合室にパンフレットを置いたり、医療費請求書の封筒の中にパンフレットを同封するなどして、医療に関わる政治問題の世論を形成した³⁴³。この点でアメリカ医師会が地域の住民に与える影響は大きく、世論を左右する重要な存在となったのである。アメリカ医師会のロビー活動は、従来の議員に直接訴えかける方法に加えて、地元開業医の会員に指示を与えて地域住民を動かすことで医師会にとって有利な世論を作り出すという点に特徴があった。医学的な政治問題を国民に認識させる方法として、アメリカ医師会は連邦および州の両レベルで広告費を支払い、新聞、ラジオ、テレビを通して広報活動を行った。その一方で、アメリカ医師会が連邦レベルで政治的圧力を行使する場面はほとんどなかった。

しかし、国民皆保険の導入や、退役軍人病院の設立とそこで提供される医療サービスに関する議論が始まり、国民の医療に政府が関与するべきであるという社会的認識が高まると同時に、アメリカ医師会の政治活動は連邦レベルへと拡大した³⁴⁴。連邦政府の医療経済への介入によって生まれる公務員医師は、地域の個人開業医と競合関係を持つものであり、また公的な強制加入医療保険も、医療産業における消費者である患者の医療機関の選択に影響を与えるものだからである。

前述の 1917 年戦争リスク保険法によって第一次世界大戦退役軍人のための政府助成による医療サービスが確立されて以降、アメリカ医師会は一貫して軍務に直接関係しない障害を持つ退役軍人に対して退役軍人医療サービスが拡大することを阻止する姿勢を示し

³⁴¹ The Yale Law Journal, “The American Medical Association,” 944-7.

³⁴² Colleen M. Grogan, *Grow and Hide: The History of America's Health Care State* (New York: Oxford University Press, 2023), 27.

³⁴³ The Yale Law Journal, “The American Medical Association,” 956.

³⁴⁴ Ibid, 955.

た。1924年世界大戦退役軍人法の制定によって、軍務に直接関係しない障害を持つ退役軍人も退役軍人医療サービスが受けられるようになったが、彼らに対する医療サービスには制限が設けられた。退役軍人病院で提供される病床数に予め制限を設け、彼らが民間医療費を支払えないような貧困状態にある場合に限り、軍務に直接関係しない障害を持つ退役軍人に対して医療サービスが提供されることとなった³⁴⁵。アメリカ医師会は強制加入型公的医療保険の導入に反対する一方で、軍務に関係のない障害を持つ退役軍人の公的医療サービスのアクセスに制限を設けるなどして、退役軍人医療の拡大に反対することとした。

アメリカ医師会はまた、申請書の提出のみで公的医療を受けられる連邦政府のシステムについても疑問を投げかけた。1925年第68議会で通過した1924年世界大戦退役軍人法の修正によって、軍務に直接関係しない障害を持つ退役軍人に対しても退役軍人病院に入院する権利が与えられた。この修正は入院費を支払うことが経済的に困難な退役軍人を優先することを規定したが、実際には退役軍人省長官が定めた様式の申請書に記入することで、個人が医療費を負担することができないことを認めるものとされた。この条文は、アメリカ医師会の法医学・法制局長（Director of the Bureau of Legal Medicine and Legislation）であったJ・W・ホロウェイ（J. W. Holloway）によって次のように批判された。「退役軍人省長官は、退役軍人によって提出されたそのような申告を疑問視することなく受理することを強要されている。連邦政府は、これらの法律に基づき、軍務に関係しない障害を持つ退役軍人に対する入院・医療サービスの提供の責任を負うことになったのである³⁴⁶」。

1943年6月3日、ワグナー・ミュレイ・ディンゲル法案（Wagner-Murray-Dingle bills）が上下両院に提出された。社会保障局によって作成された原案には、高齢者年金保険の拡充、失業保険の一元化とともに公的医療保険の創設が含まれていた³⁴⁷。また、この法案は、連邦議会に初めて提出された全国民を対象とした公的医療保険に関する法案であった³⁴⁸。アメリカン・リージョンは、1943年9月に開催された年次総会で、ワグナー・ミュレイ・ディンゲル法案に反対する決議を採択した³⁴⁹。アメリカ医師会は、退役軍人医療サービス拡大の点では、退役軍人の利得を代表するアメリカン・リージョンと対立する関係にあつ

³⁴⁵ Ibid, 1006.

³⁴⁶ American Medical Association “Organization Section: Proceedings of the St. Louis Interim Session: Minutes of the Interim Session of the House of Delegates of the American Medical Association, Held in St. Louis, November 30-December 1, 1948,” *Journal of the American Medical Association* 138 no.16 (December 1948): 1166.

³⁴⁷ 山岸『アメリカ医療制度』64.

³⁴⁸ 安倍雅仁「カイザー・パーマネンテのマネジドケア(2): 第二次大戦期から終戦直後までの歴史過程」『北星論集(経)』51巻1号(2011): 41.

³⁴⁹ The American Legion, “Summary of Proceedings,” 86.

た。退役軍人病院によって個人開業医の顧客である患者が奪われるため、アメリカ医師会の会員個人の利益に反するからというのが主な理由であった。しかし、国民全員を対象とする公的医療保険および医療サービスの導入に反対する点では、アメリカ医師会とアメリカン・リージョンは同じ立場を共有した。

退役軍人病院の病床数拡大の議論に加えて、第二次世界大戦中の 1943 年、緊急妊産婦 幼児健康保護プログラム (Emergency Maternal and Infant Care program) が成立した。これは、下士官の妻と幼児へ医療サービスを提供するための法律であった。アメリカ医師会はこのプログラムに賛同したが、このプログラムを通して医療サービスを提供する医師へ直接現金支給がなされることには反対した。現金支払いは、プログラムに関わる医師ではなく、下士官の妻に対して為されるべきだと主張した。政府が医師に対して公金を支払うことは、自由競争を原則とする医療産業市場の在り方に反することが理由であった。このプログラムについて、アメリカン・リージョンは、1943 年 9 月に行われた年次総会の議事録に「(従軍中の) 兵士の心は、(彼の不在中に) 妻と子どもがきちんと世話をされていると知ることで安らぐだろう³⁵⁰」とコメントした。

第二次世界大戦後、1946 年にヒル・バートン法案 (Hospital Survey and Construction Act, the Hill-Burton Bill) が立法された。この法律の目的は、第一に国内の民間病院の必要性に関する調査を実施すること。そして、第二に、民間機関とその地方政府の協力のもとに、必要とされる民間病院を建設するために連邦予算を出すことであった。アメリカ医師会は、この調査結果によると、全国をおよそ 2300 の病院サービス区域に分割し、病院がない地域には新しく病院を建設することによって、全ての民間人に医療サービスを提供することが可能となることを報告した³⁵¹。これについて、1949 年 6 月 6 日から 10 日にかけてニュージャージー州アトランティック・シティで行われたアメリカ医師会の年次大会で、次のような報告がなされた。まず、退役軍人省による退役軍人病院プログラムとヒル・バートン法による病院プログラムが人員確保、予算の確保の点で衝突しておりサービスが重複していることから、あらゆる無駄を生んでいることが指摘された。退役軍人病院制度と民間病院制度の利益が衝突していることについて言及したのである。既に 1948 年の時点でアメリカ医師会はその年次大会において退役軍人病院のさらなる拡大に反対を表明していた。山岸敬和はその理由を次のように述べている。「大きな要因となるのは、アメリカの建

³⁵⁰ American Legion, "Summary of Proceedings: Twenty-fifth Annual National Convention."

³⁵¹ American Medical Association, "Proceedings of the Atlantic City Session: Minutes of the Annual Session of the House of Delegates of the American Medical Association, Held in Atlantic City, June 6-10, 1949," *Journal of the American Medical Association* 140, no. 8 (1949): 690.

国期につながる伝統的な価値観である。すなわち、国家権力からの自由である。アメリカ医師会はこの価値観に則って議論を展開したのである³⁵²。山岸は1917年に起こったロシア革命によって1922年にソヴィエト社会主義共和国連邦が誕生したという国際情勢が公的医療制度改革にイデオロギー的要素を与えたとしている。アメリカ医師会を含む公的医療制度反対者らは、公的医療保険を「社会主義的医療 (socialized medicine) ³⁵³」として、攻撃した。公的医療保険制度には当然、退役軍人医療政策も含まれる。

このようにしてアメリカ医師会は、軍務に関係しない障害を持つ退役軍人に対し退役軍人省が運営する退役軍人病院での入院・医療サービスのプログラム対象者資格を与えることに関して、一貫して反対の姿勢を示した。例えば、1948年11月30日から12月1日にミズーリ州セントルイスで行われたアメリカ医師会の年次集会で、ミシガン州アナーバー近郊に計画されていた退役軍人病院に関する決議が行われた。そこでは、退役軍人省がミシガン州立大学アナーバー医学部と共同で、ミシガン州アナーバーに500床を備えた総合病院を設立・運営するという提案に対する決議が話し合われた。その議事録には、議論の結果が次のように記された。

(退役軍人省の) 提案は、退役軍人局が退役軍人向けの病院施設を全米に設立し、合計30万床を設置するという計画の一部である。現在、退役軍人を治療するために利用できる病院の病床数、約11万8000床は、現時点で予想される将来の軍務に関係する障害の治療の需要をはるかに超えている。現在、退役軍人病院に入院している者の大半は、軍務に関係しない障害や病気で入院している。ミシガン州立大学病院の現在の施設は、州法に基づき紹介された貧困者へ医療サービスを提供するのに十分な施設である。軍務に関係しない障害や病気を持った退役軍人は、経済的な必要性がある場合に限り、政府費用で医療サービスが提供されるべきである。以上の原則に基づき、退役軍人病院の病床数は、軍務に関係する障害のための医療に必要な数に制限するべきである³⁵⁴。

アメリカ医師会は、軍務に関係しない障害を持つ退役軍人に退役軍人病院の医療サービスが提供されていることを指摘した上で、軍務に関係する障害を持つ患者に対象を限定し

³⁵² 山岸『アメリカ医療制度』87.

³⁵³ *Ibid.*, 40.

³⁵⁴ American Medical Association, "Organization Section: Proceedings," 1178.

て、病院の入院施設や設備の拡充を検討するべきであるとした。そして現時点でアナバー近郊に退役軍人病院を設立することは必要でないと決議されたのである。

戦争を通して退役軍人医療サービスが拡大した。この公的医療制度の拡大はアメリカ医師会が代表する民間の医療提供者にとって脅威となった。1931年、退役軍人病院の拡大について、アメリカ医師会は連邦議会とアメリカン・リージョンに、軍務に直接関係しない障害を持つ退役軍人に、医療サービスを与える方針をやめるよう訴えた。その代替案として、損害保険プランを推奨した。それは、高度障害（total disability）と認められる期間に、週一回現金支給を行う提案であった³⁵⁵。

アメリカ医師会は、強制加入型疾病保険（compulsory sickness insurance）は「（アメリカ）を誤った方向へ導く官僚政治のプロパガンダであり、社会主義的医療、あるいは国家的医療である³⁵⁶」と考えた。その理念は、州レベルの代表によって1948年のアメリカ医師会の年次大会で示され、報告された。

（社会主義的医療には、）政治的支配下に置かれたシステムに害悪が取り憑いているのである。これはアメリカの伝統と相容れないものであり、（アメリカが）社会主義国家への道に向かう危険な第一歩なのである。アメリカ医師会は、いかなる（国家による）医療サービスの分配の制度も拒否する。…任意加入方式は、より良いより安価なサービスを提供し、莫大な税金の賦課を避けることができることは実証されている。アメリカ医師会の継続的な目的と決意は、医療の水準を維持・向上させ、その医療を全ての国民が利用できるようにすることである³⁵⁷。

以上の議論からも明らかなように、アメリカ医師会は国民全員を対象とする強制加入型公的医療保険を「社会主義的医療」であるとして糾弾した。この社会主義的医療の中には、軍務に由来しない障害を持つ退役軍人への公的医療サービスの拡大や、公務員として勤務する医師を抱える退役軍人病院の拡大が含まれており、これらに対しアメリカ医師会は常に警戒心を示していた。

³⁵⁵ Ibid., 1173.

³⁵⁶ Ibid.

³⁵⁷ Ibid.

まとめ

本章では、南北戦争、第一次世界大戦、そして第二次世界大戦を転機として、退役軍人医療政策の発展について述べた。南北戦争を契機として誕生した国立保護院が、アメリカの退役軍人医療サービスと傷痍軍人のリハビリテーションに関する国内最初の連邦プログラムとなった。そして、これら負傷兵国立保護院の居住者に対する医療サービスと病院施設の提供を除いて、第一次世界大戦に至るまで、退役軍人に対する医療サービスや外科的治療に連邦予算が割り当てられることはなかった³⁵⁸。

第一次世界大戦に至るまでは、退役軍人の福利は年金制度によって支えられており、また多くの退役軍人は年金受給者として国・州が運営する保護院に住んでいたことを確認した。このような年金・保護院での療養サービスの提供に対して、政府改革派は、拋出型の社会保険の方が、受益者負担なしの年金給付より第一次世界大戦退役軍人向けの福利として優れていると考えた。年金は国庫から歳出される。それに比べ、障害の度合いを計算テーブルに照らして算出し、その評価に合わせた保険料を支払う方が、より科学的であると考えられたのである。また、この保険料を従軍兵士の給与から差し引く形で徴収することで、兵士自身の自己責任の側面が強調され、よりアメリカ的であると評価された。そして次に、1921年に退役軍人局が設置されたことを契機に退役軍人病院制度が本格的に開始したことを確認した。退役軍人局が設置される前、退役軍人に関する福利プログラムは複数の連邦行政機関にまたがって運営されていた。これらの業務内容が退役軍人局という一つの部門に集約され、各地に退役軍人のみを対象とした結核病院や神経精神科病院が開設されていった。

史上最大の総力戦となった第二次世界大戦は退役軍人政策に大きな影響を及ぼした。1944年にはG.I.法が立法され、さらなる退役軍人病院制度の拡大がなされたことを確認した。戦争で連邦政府によって動員された現役兵士は公人であるが、戦後の動員解除によって軍から除隊した退役軍人は民間人である。退役軍人病院は、政府が民間人であるはずの退役軍人を他の民間人とは異なる特別なカテゴリーとして扱う点で、民間の医療機関とは経済的に敵対する存在であった。トルーマン政権の改革派によって提案された公的医療保険政策や、アメリカン・リージョンが立法の原動力となった退役軍人医療政策は、アメリカ医師会によって社会的医療と位置付けられた。

³⁵⁸ Hines, "Medical Care Program," 73; Magnuson, "Medical Care for Veterans," 76.

20世紀に起きた二つの世界大戦は、連邦政府が国民全員を動員し犠牲を強いる総力戦であった。この犠牲に対して連邦政府が問われる責任は、全国民を対象とする公的医療保険制度ではなく、退役軍人医療サービスを拡大する形で果たされることになった。第一次世界大戦を決定的転機として、退役軍人病院が設立された。それと同時に、第一次世界大戦は、退役軍人集団を他の民間人と区別なく扱う公的医療保険制度の導入を推進する連邦政府改革派に勢いを与えた。彼らは、全国民の自由・平等を達成するための政府の介入に積極的な立場をとり、公的医療保険の立法を推進した。1935年にローズヴェルト政権下で社会保障法が成立したが、国民皆保険の導入は実現しなかった。その政策目標はその後トルーマン政権に継承されたが、国民皆保険導入はアメリカ医師会によって社会主義的医療と糾弾され、阻止される結果となった。全国民を対象とする公的医療保険制度が成立しない一方、戦争が生み出した特定の集団を対象とした退役軍人病院システムが拡大した。アメリカン・リージョンによって世界大戦の文脈で作り出された自由・平等というアメリカの理念をファシズムやナチズムから守るために戦った退役軍人という言説が、退役軍人医療サービスの拡大の背景にあった。

第4章 退役軍人雇用政策と「社会秩序」

はじめに

第一次世界大戦開戦前、常備軍は約 12 万 7500 人から成っていたが、徴兵による兵士を含めた士官・兵卒を合わせるとその数は、終戦時まで 400 万人を超えていた³⁵⁹。戦後、ウォレン・G・ハーディング大統領は「平常への回帰」政策の一環として軍縮に着手し、これら従軍兵士の多くが除隊した。1920 年には常備軍は約 34 万人の兵力に縮小され、1930 年に至っても約 25 万人程度の兵力に留まっていた³⁶⁰。大規模な軍隊を持たない立場には、アメリカが建国される過程で連邦政府に常時権力を持たせることに反対する政治文化が生まれたことが反映されている。イギリスから独立後間もなくして、平時に大規模な常備軍を維持することに対して懸念を表明したのは、ジョージ・ワシントン大統領であった。ワシントンは軍隊が国の自由に対してもたらす危険性（つまり連邦政府の権力が拡大する危険性）を強調し、その代わりに、より適切な防衛手段として、十分に組織化された民兵を持つことを提唱した。ワシントンが民兵の必要性を訴えたのは、平時に大規模な常備軍を抱えることに伴うリスクについて彼の懸念を反映したものであった³⁶¹。

大統領を最高司令官とする国の軍隊で従軍する兵士は、国によって雇用される公人である。しかし、戦争が終わると、国の非常事態のために徴兵された兵士らは除隊し職を失うこととなる。そして彼らは退役軍人となるのである。第一次世界大戦では、21 歳から 45 歳の成人男性 281 万 296 人が徴兵され、第二次世界大戦では、その約 3.5 倍の 1011 万 104

³⁵⁹ Library of Congress, “The American Expeditionary Forces,” Library of Congress, <https://www.loc.gov/collections/stars-and-stripes/articles-and-essays/a-world-at-war/american-expeditionary-forces/> (accessed December 3, 2023).

³⁶⁰ Statista, “Annual number of military personnel employed in the United States Armed Forces and their share of the total population from 1816 to 2016,” Statista, <https://www.statista.com/statistics/1066986/us-armed-forces-military-personnel-capita-historical/> (accessed December 14, 2023); United States Census Bureau, “Population: United States Summary” 1930 Census: Volume 1. Population, Number and Distribution of Inhabitants, <https://www2.census.gov/library/publications/decennial/1930/population-volume-1/03815512v1ch02.pdf> (accessed December 14, 2023).

³⁶¹ George Washington, *The Writings of George Washington from the Original Manuscript Sources, 1745-1799*. Edited by John C. Fitzpatrick. 39 vol. (Washington, DC: Government Printing Office, 1931-44), The University of Chicago Press, https://press-pubs.uchicago.edu/founders/documents/a1_8_12s6.html (accessed December 3, 2023). ワシントンの見解は、平時に大規模な常備軍を維持することに懸念を示しつつも、特定の状況に関しては小規模な常備軍の必要性を認めるものであった。彼は、北部、西部、南部フロンティアを先住民そしてカナダ、フロリダ領土のような近隣地域から守るために小規模な常備軍が必要であると訴えた。また、弾薬庫などの軍事貯蔵施設の安全確保にも必要最低限の常備軍が必要であると考えた。

人が徴兵された³⁶²。若くして戦争へ向かうこととなった兵士にとって従軍することによって失われた期間は大きな就学機会または就労機会の損失であった。さらにその損失は、退役軍人にとってこれら機会損失のみに留まらなかった。消費者物価指数は1914年から1919年にかけて72.4パーセント上昇し、1939年から1944年にかけての上昇率は26.3パーセントであった³⁶³。国内工場労働者の平均時給は1914年から1919年にかけて113.9パーセント上昇し、1939年から1944年にかけての上昇率は61パーセントであった³⁶⁴。戦争による物価高騰により、特に軍需産業で働く国内労働者の賃金は高く、それと比べると、軍組織における階級の下位に位置する徴兵された兵士の給与は低いままであった。退役軍人が戦争を通して経験した経済的損失もまた、戦後の彼らの日常生活に大きな不安をもたらすものであった。

しかし、その不安は退役軍人自身の経済的損失に留まらなかった。戦争が終わり、除隊し失業状態にある退役軍人集団そのものがアメリカ社会に不安を与えるものだという見方が生まれたのである。第一次世界大戦の休戦が発表されたとき、18～45歳の男性人口の約20%が軍務に就いていた³⁶⁵。同盟国への武器供給の契約が終了し、戦時の軍需産業体制が縮小していく中で、多くの成人男性集団を国内社会の労働人口に再度迎え入れることは、アメリカの労働市場全体に関わる問題であった。また、第一次世界大戦後に世界各地で労働争議が起きたことは、失業状態にある退役軍人がラディカリズムに傾倒していくことを予感させたことで「社会秩序」という言葉が退役軍人の失業問題を語る際に使われるようになった。なぜなら失業した退役軍人集団は社会秩序に混乱を招くものであると考えられたからである。軍医であったレオナルド・ウッド少将 (Leonard Wood) は、「除隊した退役軍人は仕事を見つけることができなければ、ボリシェヴィズムやその他の過激で悪質なプロパガンダの影響を受けやすくなる³⁶⁶」と『ニューヨーク・タイムズ』紙に語った。これは、失業した兵士が社会秩序を脅かす存在となることを示唆するものであった。

本論文では、「雇用政策」について、雇用機会を増やすための社会保険や労働時間などの

³⁶² Selective Service System, "Induction Statistics: Conflict and Number of Inductions," Selective Service System, <https://www.sss.gov/history-and-records/induction-statistics/> (accessed December 3, 2023).

³⁶³ Bureau of Labor Statistics, "War and Postwar Wages, Prices, and Hours 1914-23 and 1939-44," U.S. Department of Labor, *Bulletin* 852. (Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1945), 6.

³⁶⁴ *Ibid.*, 2. 1936年から1944年にかけての工場における平均時給の上昇率は61パーセントであったが、基本給の引き上げ幅は35パーセントをほとんど上回らなかった。アメリカ合衆国労働統計局の1945年の報告によると、労働者にはプレミアムの支払いが課されており、その金額が時とともに上昇したからだと考えられている。

³⁶⁵ Jennifer Keene, "A 'Brutalizing' War? The USA after the First World War," *Journal of Contemporary History* 50, no. 1 (January 2015): 79-80.

³⁶⁶ "Wood Sees Danger in Idle Soldiers," *New York Times* (New York, NY), June 15, 1919.

法的規制といった狭義の意味ではなく、職業訓練や教育などの社会復帰を含めたより広義の意味として定義する。よって、退役軍人雇用政策として、連邦レベルにおける退役軍人への (1) 公職の優遇を含む雇用支援、(2) 連邦政府による失業対策、そして (3) 職業訓練および就学支援の提供の三つの分野を扱う。本章では、歴史的制度論の「政策・制度が政治を形成する」という仮説を基に、退役軍人雇用政策の歴史的変遷を整理する。また、言説的制度論のアクターが「言説を通じて特有の思考や信条を持って事柄を観念化することで文脈を生じさせ、またその文脈を作り変える」という仮説を基に、政策アクターがどのような争点についてどのようなレトリックで議論を行っていたかを整理する。そして政策結果についてどのような説明がなされたのかを明らかにする。戦時動員解除後に退役軍人の速やかな社会復帰が社会秩序の維持につながると考えられる中で、どのように退役軍人雇用政策が発展したのか。そしてアメリカの伝統的価値観である自由および平等の観念がその政策発展過程にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしたい。

本章では、第3章に引き続き、南北戦争、第一次世界大戦そして第二次世界大戦を転機として政策発展過程を論じる。第1節の「南北戦争」では、退役軍人の公職任命と20世紀転換期の公務員制度改革、および負傷兵国立保護院で行われた傷痍軍人への就業支援について論じる。第2節の「第一次世界大戦」では、1918年傷痍軍人リハビリテーション法の成立、大恐慌とボーナス行進、そして1940年選抜徴兵制と失業対策の取り組みの三点を論じる。第3節の「第二次世界大戦」では、1944年退役軍人優遇法、退役軍人向けの包括的な就学支援と就業支援、そして完全雇用実現への取り組みについて論じる。

第1節 南北戦争

1897年、連邦下院議長であったトマス・リード (Thomas D. Reed) は戦争で戦う兵士に対する考え方について次のように述べた。アメリカでは「畑を耕す農民から鋤を取り上げて戦争に向かわせ、戦争が終わったら年金を持たせて畑に戻すことがアメリカ独自の戦争の戦い方である³⁶⁷」。このような考え方は、国の緊急事態には、アメリカ人が武器を持って民兵として戦うという建国期からの戦争の考え方が根強く残っていることが分かる。本節では、南北戦争を戦った元北軍兵士を中心に、退役軍人集団が連邦レベルの政治の場できかに影響力を持ったか、その背景を辿る。南北戦争を契機に、パトロネージ政治制度の中

³⁶⁷ V. O. Key Jr., *Politics, Parties, & Pressure Groups*, 5th ed. (New York: Thomas Y. Crowell Company, 1964), 106.

で、退役軍人の政治的影響力は拡大した。本節では、退役軍人の公職任命と 20 世紀転換期の公務員制度改革について確認する。次に、負傷兵国立保護院にて退役軍人への就業支援がどのようになされたかを述べる。

第1項 退役軍人の公職任命と 20 世紀転換期の公務員制度改革

南北戦争時代のアメリカ社会で、連邦政府の文官を一律に採用することを検討する公務員試験のような仕組みは存在しなかった。専門性など個人の能力を測る試験によって公務員を選出する代わりに採用されていたのは、スポイルズ・システム (spoils system) であった。スポイルズ・システムとは、「情実や党派的忠誠をもとに公務員を任命する制度³⁶⁸」を指す。この制度はヨーロッパ諸国の官僚専制を避けるかたちで、民主制を重要とするアメリカ社会において独自に発展した公務員任用制度であったことが指摘される³⁶⁹。そのため、退役軍人を対象とした雇用の優遇措置は、各政府機関の任命担当者が個々に与えるものであった。1865 年 3 月 3 日、連邦政府の公職任用制度に変更を加えることを目的とした 1865 年現行制定法集 (Revised Statutes) の 1754 条が議会の共同決議によって成立した。これは南北戦争が終結する三ヶ月前の出来事であった。この法律によって連邦政府の公職任命の際に、南北戦争の従軍中に負傷または疾病を持ったことを理由に陸軍または海軍から除隊した兵士を優遇することが可能となった。これは、従軍を理由として連邦政府の公職任命の際に退役軍人を優遇する初めての法律であった³⁷⁰。

1871 年 3 月 3 日、グラント大統領政権下でアメリカにおいて初めて公務員法 (Civil Service Act) が立法された。この法律は、スポイルズ・システムに基づく連邦公務員職の採用方法の見直しを目指すものであった。しかしこの時点では、退役軍人をどこまで優遇するかという基準は、省庁間で一定ではなかった³⁷¹。例えば、1881 年、当時の連邦司法長官アイザック・ウエイン・マクヴェーグ (Isaac W. MacVeagh) が率いる司法省は、退役軍人は、その他の者と同等の公務員試験の点数を得た場合にのみ、優遇されるべきであるとの態度を示した³⁷²。このようにして、退役軍人の公務員採用における優遇については統一された明

³⁶⁸ 菅原和行『アメリカ都市政治と官僚制：公務員制度改革の政治過程』（東京：慶応義塾大学出版会，2010），7。

³⁶⁹ Ibid., 7-9.

³⁷⁰ United States Civil Service Commission, *History of Veteran Preference in Federal Employment, 1865-1955* (Washington, DC: United States Civil Service Commission, 1956), 1.

³⁷¹ Ibid., 1-2.

³⁷² Ibid., 2. アイザック・W・マクヴェーグ (Isaac W. MacVeagh) は南北戦争の北軍退役軍人であった。

確な基準がなかった。1883年1月16日にペンドルトン法（Pendleton Act）が制定された。ペンドルトン法によって初めて、退役軍人を優遇する基準が明文化された³⁷³。1910年、当時の連邦司法長官ジョージ・W・ウィッカーシャム（George W. Wickersham）が率いる司法省は、公務員試験において退役軍人は点数の加点によって優遇されるべきであるとの方針を示した³⁷⁴。

その一方で、退役軍人雇用政策のプログラム対象者が拡大された。前出の1865年現行制定法集の1754条が定めた対象者は、軍務を由来とする障害または疾病を持った退役軍人のみであった。それに対し、1919年国勢調査法（Census Act of 1919）は、既存のプログラム対象者に加えて、障害を持たない退役軍人、海外の戦地に赴任しなかった退役軍人、および傷痍軍人の妻にまでプログラムの対象範囲が及ぶものとした³⁷⁵。

第2項 負傷兵国立保護院と退役軍人への就業支援

第3章において退役軍人医療政策の発展過程について確認した通り、南北戦争を契機として誕生した負傷兵国立保護院は、従軍中に負傷した北軍兵士を不衛生な環境から隔離し、彼らに必要な最低限の医療処置を施す場となった。また、南北戦争退役軍人が高齢化した20世紀転換期には、これら国立保護院は元北軍兵士の養老施設として機能していたことを、退役軍人医療政策の形成過程の視点から確認した。この国立保護院は、障害を持った元北軍兵士を治療する他、彼らに就労機会を与える場としても機能した。

退役軍人の就労支援について述べる前に、負傷兵国立保護院は次の点において特徴的であったことを確認しておきたい。それは、元北軍兵士にまるで家にいるかのような住宅型医療的環境を提供すると同時に、その家は規則の上に成り立つ軍に特徴的な要素を確実に

その後政治家に転向し、1863年にはペンシルバニア州の共和党州委員会（Republican State Committee of Pennsylvania）の議長を務めた。彼はガーフィールド政権時に、第36代目司法長官に指名された。U.S. Department of Justice, “Historical Biography: Attorney General: Isaac Wayne MacVeagh,” U.S. Department of Justice, <https://www.justice.gov/ag/bio/macveagh-isaac-wayne> (accessed July 16, 2023).

³⁷³ U.S. Merit Systems Protection Board, “Veteran Hiring in the Civil Service: Practices and Perceptions,” *A Report to the President and the Congress of the United States by the U.S. Merit Systems Protection Board* (August 2014): 1.

³⁷⁴ United States Civil Service Commission, *History of Veteran Preference*, 3. ジョージ・W・ウィッカーシャム（George W. Wickersham）は法科大学院を卒業後、ストロング&キャドワラダー法律事務所に入り、4年後にパートナーとなった。彼はタフト政権時に、第47代目司法長官に指名された。U.S. Department of Justice, “Historical Biography: Attorney General: George Woodward Wickersham.” U.S. Department of Justice, <https://www.justice.gov/ag/bio/wickersham-george-woodward> (accessed July 16, 2023).

³⁷⁵ U.S. Civil Service Commission, *History of Veteran*, 5; *An Act to Provide for the Fourteenth and Subsequent Decennial Censuses*, 65th Cong., 3d sess., Public Law 65-325, *U.S. Statutes at large* 40, Chap 97 (March 3, 1919): 1293.

残して構成されたものであった点である³⁷⁶。まず、住居者である元北軍兵士らは、150人ずつのグループに分けられ、その隊を指揮する院長が置かれた。この院長は多くの場合が南北戦争の退役軍人であり、その者は負傷兵国立保護院の管理を任された。設立当初、管理者は院長のみであったが、次第に院長を補佐する役割として軍需係将校、外科医そして施設付き牧師が管理者として配置された³⁷⁷。つまり言い換えれば、このような国立保護院の組織体系は、従軍医師、従軍牧師、軍需係将校を管理者として備えた現役の軍組織を模したものに他ならなかった。居住者である退役軍人は常に制服を着用することが義務付けられた。また、退役軍人が自らの意思で施設から退去することは可能であったが、彼らが施設管理者から許可を得ず施設を離れた場合には罰金が科せられるなどの規則が設けられた³⁷⁸。

このような負傷兵国立保護院で傷痍軍人のために提供された職業訓練プログラムは施設によってその内容が異なった。例えば、オハイオ州デイトンに設立された負傷兵国立保護院では、算数、代数、英語、文法、自然哲学を学ぶ授業や戦争で失った利き手と反対の手で文字を書く訓練などが就労準備として用意された³⁷⁹。このように、負傷兵国立保護院の就労準備プログラムは、退役軍人が持つ障害の度合いに応じて新しいスキルを獲得する目的をもって用意されたものであった。

負傷兵国立保護院では、教育や職業訓練プログラムに加え、作業療法プログラムも提供された。なぜなら居住者を作業活動に従事させることが、「患者が病的な考えを健康的で正常なものに置き換えて、興味と意欲をかき立て、弱体化した精神的・肉体的な機能を回復させることに役立つ³⁸⁰」と考えられたからである。

しかし、国立保護院を通して行われた就業支援は、自由・平等を理念として個人の勤労に価値を置くアメリカニズムの考えと必ずしも一致するものではなかった。負傷兵国立保護院は、職業訓練や農作業などの労働機会を与える場となったが、他方では、このように連邦政府が国立保護院の入居者である退役軍人を他の民間人と区別する国立保護院の在

³⁷⁶ U.S. National Park Service, “Daily Life at the National Home for Disabled Volunteer Soldiers,” U.S. National Park Service, <https://www.nps.gov/articles/daily-life-for-disabled-volunteer-soldiers.htm> (accessed October 11, 2023); John M. Kinder, “Architecture of Injury: Disabled Veterans, Federal Policy, and the Built Environment in the Early Twentieth Century,” in *Veteran’s Policies, Veterans’ Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States* (Gainesville: University Press of Florida, 2012), 75.

³⁷⁷ U.S. National Park Service, “Daily Life at the National Home.”

³⁷⁸ Kinder, “Architecture of Injury,” 75.

³⁷⁹ U.S. National Park Service, “Daily Life at the National Home.”

³⁸⁰ Ibid. 退役軍人に与えられた作業には、葉巻作りや靴修理、鍛冶、ブリキ細工、編み物、(服などの)仕立てがあった。国立保護院では入居者によって農作業も行われた。

り方に反発の声が上がったのである。国立保護院は設立当初、名誉除隊を受けてかつ軍務に関連する傷病を負った兵士のみに入居が許されたが、最終的には軍務中に持った障害に関わらず、身寄りのない退役軍人の避難場所となった点が指摘される³⁸¹。1866年から1930年にかけての国立保護院に関わる総費用は、2億5000万ドルにのぼり、連邦政府が退役軍人を他の民間人と区別して国立保護院を提供することは、退役軍人の「怠惰と（経済的な）依存状態³⁸²」を醸成するものであると批判された。退役軍人の高齢化により入居者が減少し、国立保護院は徐々に閉鎖され、保護院にて提供される職業訓練が、連邦政府を主体として運営するプログラムとして存続することはなかった³⁸³。これ以降に退役軍人のための職業訓練プログラムの必要性が連邦レベルで再考されるのは、第一次世界大戦を転機としてのことであった。

第2節 第一次世界大戦

第一次世界大戦はアメリカの退役軍人集団に大きな変化をもたらした。なぜなら、第一次世界大戦で初めて、選抜徴兵制度が導入されたからである。徴兵制は、連邦政府によって強制力を持って雇用され、戦後に解雇された退役軍人集団を生み出した。徴兵制の導入によって、一般市民を兵士として従軍させた国の責任がより一層強く問われることとなった。1917年9月から1918年11月にかけて、約281万人がこの制度の下に徴兵されたことは既に述べた。また、アメリカ軍の人員構成にも大きな変化があった。第一次世界大戦では、出身地域や人種で区別された部隊が組織され、いわゆるハイフン付きアメリカ人（hyphenated Americans）と呼ばれる多民族・多人種の兵士がその区別された部隊でアメリカという一つの国のために戦った。また、選抜徴兵制度が成立した同年には防諜法（Espionage Act）が成立した。この法律はアメリカの敵国出身者による諜報活動に処罰を与えることを目的とした戦時政策であったが、連邦政府が一般市民の言論の自由を脅かす法律とも捉えられ「政府の権限が大幅に強化された³⁸⁴」点が指摘される³⁸⁵。徴兵制度や防諜法といった戦時政策を通して連邦政府の行政能力が拡大していく中、連邦政府がいかに

³⁸¹ Kinder, “Architecture of Injury,” 70.

³⁸² Ibid., 76.

³⁸³ U.S. National Park Service, “Daily Life at the National Home.

³⁸⁴ “Espionage Act Effective: Gregory’s Report Shows How It Strengthened Government’s Hands,” *New York Times* (New York City, NY), December 8, 1917.

³⁸⁵ Thomas F. Carroll, “Freedom of Speech and of the Press in War Time: The Espionage Act,” *Michigan Law Review* 17, no. 8 (June, 1919): 621-65.

その力を持って、退役軍人を再び生産能力を持つ個人として社会に復帰させていくかは戦後の大きな課題であった。

1917年11月にロシアで世界初の社会主義政権が確立し、労働者国家の樹立が宣言された。その影響が波及し世界各地で労働争議が起こったことはアメリカ社会を大きく震撼させた³⁸⁶。政治学者の中山俊宏は、「わずか一万一千人程度の黨員数で革命を実現させたボリシェヴィキは、米国の社会党内左派に革命的前衛として活動する自信を付与した³⁸⁷」とし、この社会党内左派がアメリカの共産党結成の一大勢力となったことを論じている。1919年2月のワシントン州シアトルの全米鉄鋼労働者らによるゼネスト（Seattle General Strike）は労働者組合の組織力を全国に示し、当時の司法長官であったミッチェル・パーマー（A. Mitchell Palmer）はこのストライキに対し「令状なしの逮捕による『赤狩り』を持って対応した³⁸⁸」。当時、ストライキの中心的計画者とされた労働者国際産業別組合（Workers International Industrial Union、以下 IWW）は、その組織理念を、労働者階級を一つの大きな組合に集約し組織しようという「ワン・ビッグ・ユニオン（One Big Union）」の精神に求めた³⁸⁹。第一次世界大戦後の反共主義的な風潮にあったアメリカ社会において、IWWをはじめ、このような労働組合主義的な性格を持つ組織はアメリカの自由や平等の理念に敵対するものとして理解された³⁹⁰。

1918年11月11日、ドイツが連合国との休戦協定に調印し、第一次世界大戦は実質的に終戦を迎えた。この時点で、アメリカ軍では18歳から45歳の男性成人人口の約20パーセントが従軍していた³⁹¹。戦地から帰還する兵士には、約20万人の傷病を負った者が含

³⁸⁶ 中山俊宏『アメリカ知識人の共産党：理念の国の自画像』（東京：勁草書房，2023）；Nancy G. Ford, “Put Fighting Blood in Your Business: The U.S. War Department and the Reemployment of World War I Soldiers.” Chap. 5 in *Veterans’ Policies, Veterans’ Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*. (Gainesville, FL: University Press of Florida, 1997); William G. Rosenberg, “Russian Labor and Bolshevik Power after October.” *Slavic Review* 44, no.2 (1985): 213-38. ウィリアム G. ローゼンバーグは1985年の論文の中で、戦時中のロシアの産業発展は不均一で従属的な性質を持つものであり、1917年にペトログラード（Petrograd）およびモスクワ（Moscow）で行われた多くの労働者が参加したデモはその産業の性質を変えようとする過程の生産物の一つであったと論じている。ブルジョワ共和体制からソヴェィエト政権への移行には、国内での労働者の立ち位置をどう位置付けるかが重要な政治関心となった。（p. 215）

³⁸⁷ 中山俊宏『アメリカ知識人の共産党』49-56。（括弧内の引用は p.49.）

³⁸⁸ 久保文明『アメリカ政治史』（東京：有斐閣，2018），95-6.

³⁸⁹ Industrial Workers of the World. “One Big Union: The Principles and Goals of the Industrial Workers of the World,” Industrial Workers of the World, <https://www.iww.org/resources/one-big-union.pdf> (accessed July 31, 2023).

³⁹⁰ Colin M. Anderson. “The Industrial Workers of the World in the Seattle General Strike,” Seattle General Strike Project, University of Washington, <https://depts.washington.edu/labhist/strike/anderson.shtml> (accessed July 31, 2023).

³⁹¹ Jennifer Keene, “A ‘Brutalizing’ War? The USA after the First World War,” *Journal of Contemporary History* 50, no.1, Special Issue: The Limits of Demobilization (January 2015), 79-80.

まれていたが、同時に約 400 万人の傷病を負わなかった者が含まれた³⁹²。この時、アメリカと同盟諸国は何千件もの戦時武器製造契約を解消したところであり、急速に国内の軍需産業は縮小していた。戦後、拡大した政府権力を再び縮小することが求められた結果、大統領を最高司令官とする軍隊は解体され、兵士らは除隊した。このように国内の労働市場が縮小される状況下にあつて、兵士という公職から解放された彼らを、民間人として再び社会に復帰させることは連邦政府の大きな課題であった。戦後にまず連邦政府が救済対象として注目したのは、戦争で傷病を負った者であった。

第1項 1918年傷痍軍人リハビリテーション法の成立

1918年6月27日、傷痍軍人リハビリテーション法 (Soldier Rehabilitation Act of 1918) が立法された³⁹³。この法律をもって、連邦政府による第一次世界大戦傷痍軍人に向けた職業訓練プログラムが用意された。これは戦争で障害を持った傷痍軍人が、帰国後に報酬を得られる職に就くことを可能にするための復職支援 (rehabilitation aid) であった。彼らは、毎月 90 ドルから 145 ドルの就職支度金を受け取ることが可能となり、また学業に関する学費や書籍代等の諸費用に対して支援金が給付された³⁹⁴。

1918年4月8日、ジョージア州選出民主党上院議員のホーク・スミス (M. Hoke Smith) によって傷痍軍人リハビリテーション法案が提出された。提出された当初、法案の名称は「肢体不自由な陸軍兵士と海軍兵士向け再教育法案—政府部局と連邦委員会との調整：機能的・職業的リハビリテーションに関する継続的支援を提供するための戦争リスク保険法の改正案 (Bill for Reeducation of Crippled Soldiers and Sailors – Coordination of Governmental Departments with Federal Board: War-Risk Insurance Act Amended to Provide Continuous Process of Functional and Occupational Rehabilitation)」であった³⁹⁵。同年4月10日、フロリダ州選出下院議員であったウィリアム・シアーズ (William Joseph Sears) によって、法案は連邦下

³⁹² Carol R. Byerly, “War Losses (USA),” August 8, 2014, International Encyclopedia of the First World War, War Losses (USA) | International Encyclopedia of the First World War (WW1) (1914-1918-online.net) (accessed August 12, 2023).

³⁹³ この法律はジョージア州選出の民主党上院議員スミス (M. Hoke Smith) と、フロリダ選出の民主党下院議員 (William Joseph Sears) の名前を取ってスミス＝シアーズ法 (Smith-Sears Act) とも呼ばれている。

³⁹⁴ Keith W. Olsen, *The G.I. Bill, the Veterans, and the Colleges*. (Lexington: University Press of Kentucky, 1974), 7. この法律には、職業リハビリテーションに加え、傷病を治療するための費用援助を与える医学的リハビリテーションも含まれた。

³⁹⁵ Federal Board for Vocational Education, *Index to the Vocational Summary Volume 1: May 1918, to April 1919* (Whitefish, MT: Kessinger Publishing, 2010), 7.

院議会に提出された。これは連邦予算 200 万ドルを第一世界大戦で障害を負った退役軍人の再教育・復職支援プログラムに割り当てることを求める法案であった。またこの法案には、このプログラムの管理機関を米国職業教育委員会 (Federal Board for Vocational Education、以下 FBVE) に一任することが含まれた。

FBVE は、1918 年傷痍軍人リハビリテーション法が成立する前、1917 年 2 月 23 日に成立した全国職業教育法 (National Vocational Education Act) によって新設された行政機関である。同法律は州立の職業訓練校の運営に連邦政府補助金を充てることが目的であった。設立初期、職業訓練校の目的は 14 歳未満を対象とした中等段階の農業、工業、家庭科の職業教育を推進することに限られていた³⁹⁶。しかし、1918 年傷痍軍人リハビリテーション法により、障害を持つ兵士および民間人を対象とした職業訓練を含むように行政機能が拡大された。

スミス＝シアーズ法案では、FBVE と他の政府機関との連携についても言及された。特に陸海軍が有する医療サービス、戦争リスク保険局、労働省と協力することが規定された。また、民間機関からの寄付を連邦政府が受け入れるための規定も設けられた。1917 年戦争リスク保険法の下で、軍務中に障害を負った退役軍人に対しては、本人もしくは戦死した兵士の遺族に金銭的補償が用意されていた。また、陸海軍が所有する病院では疾病や障害を持つ退役軍人に対して医療サービスが提供された。これらの補償及び医療プログラムと、傷痍軍人リハビリテーション法の下で提供される職業訓練プログラムの連携によって、傷痍軍人とその家族は経済的に自立できるようになると考えられた³⁹⁷。

アメリカにおいて障害を負った退役軍人の再教育・復職支援プログラムの管理を一任された FBVE は、連合側勝利による終戦の見通しが立ち始めると、アメリカに先んじて第一次世界大戦で障害を持った兵士のために復職支援を提供していたヨーロッパ諸国に目を向けた。1918 年 5 月に発行された FBVE の月報では、傷痍軍人に対する復職支援について、次の点が報告された³⁹⁸。イギリスやフランスでは、第一次世界大戦での従軍で障害を負う以前からすでに持っていた職能と経験を回復することが重要であると考えられ、彼らが以前の職に復帰するための復職支援の立法がなされた。その目的は、退役軍人個人

³⁹⁶ National Archives, "Records of the Office of Education," National Archives, <https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/012.html#12.4.1> (accessed October 10, 2023); 横尾恒隆「アメリカ合衆国における職業教育連邦補助法と中等後段階の職業教育：国家防衛教育法と 1963 年職業教育法を中心に」『産業教育学研究』28 巻 2 号 (1998): 1.

³⁹⁷ Cutis E. Lakeman, "The After-Care of Our Disabled Soldiers and Sailors," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 79, War Relief Work (September 1918): 116.

³⁹⁸ Federal Board for Vocational Education, *Index to the Vocational Summary*, 11.

の労働意欲を回復することにあつた。その意味するところは、もし政府による復職支援がなければ、戦争で障害を負った兵士は従軍以前に熟練した職能を持っていたとしても非熟練労働者に分類される。そうなる则彼らは経済的に政府に依存するどころか労働意欲も失くすと考えられた。彼らの労働者としての生産性が失われることは、国にとつても大きな損失になる。戦時動員の解除という国の非常事態において労働の需要と供給を適切に調整することは困難であつた。ヨーロッパ諸国では特に、このような非常事態における労働力の調整には、包括的な行政機関による計画された援助が必要であると考えられた³⁹⁹。

以上のようなヨーロッパの取り組みを踏まえて、FBVE はアメリカの傷痍軍人に対する復職支援について次のような見解を持った。「政府による復職支援が遅れば遅れるほど、障害を負った退役軍人の復職意欲は削がれ怠け癖がつく。障害を負った兵士には早期的に、障害の治療段階から職業復帰に向けた再教育の機会を与えられることが重要⁴⁰⁰」として、復職支援が急務であるとした。ここでは、障害を持った退役軍人の復職支援が重要視され、健康な状態で帰還した退役軍人についての議論はなかつた。

傷痍軍人リハビリテーション法の根本的な方針は次のようなものであつた。それは、除隊した兵士らを、他の民間人らと同じ状態に戻すために果たすべき仕事は、民間団体に近い機関によって行われるべきであるという方針であつた⁴⁰¹。つまり、傷痍軍人が民間人として経済的に安定するためには、その職業訓練の提供は退役軍人に特化したプログラムを運営する特定の政府機関を創設することによつてではなく、国民全体を対象としたプログラムを運営する政府機関に託すべきである、という考え方である。このような方針の下に、FBVE がプログラム運営の管理機関とされたのである。このことは、傷痍軍人が訓練を受けた後に適切な職を得て、経済的な自立を果たすことを見届ける責任が政府にあることを認めることを意味した。赤十字社 (Red Cross) のような民間慈善団体も、そのソーシャルワーカーのネットワークを利用した訪問カウンセリングを行い、傷痍軍人リハビリテーション法の下で提供されるサービスを補完する役割を果たした。赤十字社は約 3000 の地方支部をもち、更に約 1 万 5000 の事務所を持っていた。その会員は自宅にいる傷痍軍人とその家族を訪問し、彼らの現状を把握すべく聞き取り調査などを行った⁴⁰²。

以上のような過程で、傷痍軍人は、1917 年戦争リスク保険法によつて医療サービスが受

³⁹⁹ Ibid.

⁴⁰⁰ Ibid.

⁴⁰¹ Lakeman, "The After-Care of Our Disabled," 115.

⁴⁰² Ibid., 118-9.

けられるようになり、さらに 1918 年傷痍軍人リハビリテーション法により職業訓練と医療サービスの受給を含むより包括的な支援を連邦政府から受ける権利を得た。その一方で、健康な身体で海外の戦場から帰還した退役軍人には連邦政府による福利は用意されなかった⁴⁰³。ここで問題となるのは、従軍前に専門的な職能を持っていた者や、専門職に就いていた者は除隊後の再就職が比較的容易であったのに対し、特別な職能を持たない者は再就職が困難であった点である⁴⁰⁴。1919 年に組織された退役軍人団体アメリカン・リージョンは、傷痍軍人の社会復帰に関しては連邦議会に立法を求めたが、健康な身体で帰還した兵士の社会復帰は退役軍人間の相互扶助で解決できる問題であると考えた。アメリカン・リージョンには地域支部が設けられており、そこで帰還する退役軍人に再就職のための支援を行うことを自らの使命の一つと位置付けた。同団体は、「(アメリカン・リージョンの) 会員が、(帰還する兵士に) 恩着せがましさを感じさせることなく、また、助けられた人が施しを受けていると危惧することなく、同志を助けることができる⁴⁰⁵」と考えた。

このようにして、健康な身体で戦地から帰還した職能を持たない退役軍人の再就職に関する課題は、地域の退役軍人らとの相互扶助で解決することが前提とされ、連邦政府による社会復帰のための支援は不要とみなされたのである。言い換えれば 1918 年傷痍軍人リハビリテーション法は、連邦政府の支援を受けられる退役軍人集団（障害を持つ退役軍人）と、支援を受けられない退役軍人集団（健康な状態で帰還した退役軍人）の二つのカテゴリーを戦後のアメリカ社会に生み出した。その一方で、障害を持つ退役軍人であるか否かに関わらず、この二つの集団のどちらにも専門的職能を持つ者と持たない者が存在した。健康な状態で帰還した者で専門的職能を持たなかった者は、当然のことながら軍需産業で職を失った民間人との区別を正当化することは困難であったと言える。結果として、傷痍軍人リハビリテーション法は、専門的職能を持つことで再就職できた者、障害を持つことで連邦政府の支援を受けられる者、健康な状態で帰還したものの専門的職能を持たないために民間人の失業者と同じに扱われた者という、三つのカテゴリーを戦後のアメリカ社会に生み出したと言える。

しかし、ここで見逃してはならないことは、障害を持った退役軍人集団の中にも、専門的職能を持つ者と持たない者がいた中で、障害を持った退役軍人であれば、専門的職能を

⁴⁰³ Olson, *The G.I. Bill*, 4.

⁴⁰⁴ “Save it,” *The Fresno Morning Republican* (Fresno, CA) February 5, 2018.

⁴⁰⁵ American Legion, “100 Per Cent. Men and Reemployment,” *The American Legion Weekly* 1, no. 3 (July 1919): 15.

持たなくても連邦政府の支援を受けられた一方、健康な状態で帰還した退役軍人で専門的職能を持たない者には何の支援もなかったことである。1918年傷痍軍人リハビリテーション法は、国に徴兵されて戦地に向かい、傷病を負わずに除隊した専門的職能を持たない退役軍人は、国内で失業中の民間人と同じであるという文脈を生成したと言える。

第2項 大恐慌とボーナス行進

従軍中に傷病を負った退役軍人のために職業訓練プログラムを用意した 1918年傷痍軍人リハビリテーション法が成立する前年には、1917年戦争リスク保険法が成立していた⁴⁰⁶。この戦争リスク保険法によって傷痍軍人への補償や、ヨーロッパへ出征している兵士の家族への補償となる任意加入保険が低保険率で用意された。しかし、傷病を負わず健康な状態で除隊した退役軍人をプログラム対象者とする政策は整備されないままであった⁴⁰⁷。第一次世界大戦で従軍していた兵士は、家族手当や 1917年戦争リスク保険法の保険料、また多くの者が愛国心を示すために戦時国債を購入しており、これら費用は兵士の給料から差し引かれた。これら費用の平均支払い額は約 30 ドルに及んだため、給与はほとんど兵士らの手元に残らなかった⁴⁰⁸。名誉ある除隊をし、障害を持たなかった退役軍人が離職時に手にしたのは、自宅までの交通費と現金 60 ドルであった。このように障害を持たず健康な状態で除隊した退役軍人を含む全ての退役軍人に対して、1924年に調整補償法（Adjusted Compensation Act of 1924）が立法され、その下で調整軍務証券（Adjusted Service Certificates）が発行された⁴⁰⁹。これは 20年間で満期になる払済保険の証券であった。この証券は第一次世界大戦の傷痍軍人と下士官であった陸軍および海軍の退役軍人を対象とするものであった。この 1924年調整補償法によって、彼らは証券発行から 2年後に、この調整軍務証券を担保に銀行でローンを組むことが可能となった。

イリノイ州選出下院議員のジョン・C・マッケンジー（John C. McKenzie）は 1924年 3月 3日から 5日にかけて行われた連邦下院議会歳入委員会の公聴会で、退役軍人の苦境につ

⁴⁰⁶ 1917年戦争リスク保険法の詳細は第3章を参照。

⁴⁰⁷ 健康な身体を維持したまま帰還した退役軍人には、陸軍省の緊急雇用委員会、YMCA、赤十字社など社会福祉協会をはじめとする民間団体が雇用の斡旋に取り組んだ。中村祥司「1920年代前半期アメリカの退役軍人福祉政策をめぐる構想と利害関係：1924年調整補償法の制定過程に関する予備的一考察」『歴史と経済』245号（2019）：18-9。

⁴⁰⁸ Jones, *The History of American Legion*, 165.

⁴⁰⁹ *An Act to Provide Adjusted Compensation for Veterans of the World War, and for Other Purposes*, Public Law 120, 68th Cong., 1st sess., *U.S. Statutes at Large* 43, Chap. 157 (May 19, 1924): 121.

いて次のように証言した。「戦争では通常インフレーションが起こる。…農業経営者はその農作物に高値をつける。農場で働く労働者でさえ、その賃金は上がる。小売店で働く労働者の賃金は上がり、経営者は彼らが売る商品を値上げすればインフレーションを乗り越えられる。それに対して兵士らは徴兵時の軍務契約を根拠とした固定給を受け取り続けるのであって、彼ら兵士こそが（インフレーションの）影響を激しく受けているのである⁴¹⁰」。第一次世界大戦中、国内の軍需産業に従事した工場労働者が一週間に平均 90 ドルを受け取っていた時、軍組織の下位階級に位置する兵士が 1 ヶ月に得られる賃金は約 30 ドルであった⁴¹¹。つまり、国内インフレとともに賃金が値上がりした国内軍需産業従事者は、海外の戦地で戦った兵士の 12 倍以上の賃金を得ていたのである。1924 年調整補償法の立法について積極的にロビー活動をしたアメリカン・リージョンは、この賃金の差には、国に徴兵された退役軍人と、賃金をあげるために自由に団体交渉をできる工場労働者の間の不公平が反映されていると考えた⁴¹²。従ってこの法律は、戦後の物価情勢と国内軍需産業の賃金支払い表を鑑みて、兵士の徴兵時の軍務契約を再調整することで社会の不公平を解消することを目的とするものであった。

1924 年調整補償法には、新聞記者や法案の反対者によってボーナス法案という別名が付けられた⁴¹³。クーリッジ大統領は、この法案に拒否権を発動した。1924 年 5 月 15 日付で彼が連邦下院議会に宛てた拒否権通知書に記された拒否の理由は、概ね次のようなものであった⁴¹⁴。その理由の一つは、連邦政府は、限定的な集団である退役軍人ではなく、国民全体の利益を優先するべきであり、国民は戦争中に増した税負担の軽減を求めているというものであった⁴¹⁵。「この法案がもし成立すれば、特定の集団のみが恩恵を受けることとなり、新たな政府予算が必要とされる。政府の仕事は、彼ら（国民）に負担を押し付けることではなく、彼らを保護することである⁴¹⁶」。クーリッジ大統領は、「私たち（国民）は、

⁴¹⁰ House Committee on Ways and Means, *Soldiers' Adjusted Compensation, 1924: Hearings before the Committee on Ways and Means, House of Representatives, March 3, 4, and 5, 1924* (Washington, DC: Government Printing Office, 1924), 10. 括弧内の追記は筆者によるものである。

⁴¹¹ Jones, *A History of American Legion*, 167; Ortiz, "Rethinking the Bonus March," 175. この兵士の 1 ヶ月の賃金は、軍務 1 日に対して 1 ドルが支払われる軍務契約を基準としたものである。

⁴¹² Jones, *A History of American Legion*, 167.

⁴¹³ Roger Daniels, *The Bonus March: An Episode of the Great Depression* (Westport: Greenwood Publishing Corporation, 1971), 24-5.

⁴¹⁴ Calvin Coolidge, "Veto Message: Adjusted Compensation for War Veterans," Calvin Coolidge Presidential Foundation, <https://coolidgefoundation.org/wp-content/uploads/2020/10/VetoHR.7959.pdf> (accessed August 9, 2023).

⁴¹⁵ *Ibid.*, 9406.

⁴¹⁶ *Ibid.*, 9407.

健康な退役軍人にボーナスを支給する義務はない⁴¹⁷」として、政府による保護の対象を退役軍人に限定する政策は、自由・平等の理念に反することを強調した。

1924年調整補償法は以上のような大統領の拒否権を議会が覆して立法されたが、調整軍務証券は退役軍人の日々の生活を直接助けるものではなかった。なぜなら、退役軍人は調整軍務証券の出金を満額となる1945年まで待たねばならなかったからである。20年後に満期となる形にしたのは、かつての「南北戦争後の年金法の行き過ぎ⁴¹⁸」が国庫を圧迫する結果を招いたことへの反省からであった。しかし、1924年調整補償法のプログラム対象者は傷痍軍人と下士官であり、特に従軍中に下士官であった退役軍人の多くは困窮状態にあった。そのような状況から、連邦議会では、退役軍人が調整軍務証券を即時に出金することを可能とする法案を提出しようとする動きが生まれた。1929年5月22日にはアイオワ州共和党上院議員のスミス・W・ブルックハート (Smith W. Brookhart) が法案を提出し、海外戦役退役軍人会 (VFW) は年次総会でその法案を支持することを決議した⁴¹⁹。アメリカン・リージョンは証券を即時に出金することを可能とする法案には反対の姿勢を示したが、代替案として、退役軍人が法律の成立前に死亡した場合に、その者の申請が正当に提出されたものと推定し、その扶養家族が補償を受ける権利を保護することを可能とする法改正を提案した⁴²⁰。

しかし、1929年10月にニューヨーク市場の株価が暴落し、アメリカが深刻な不況状態に陥ると、アメリカン・リージョンの指導者らも退役軍人の証券即時支払いを求める声を看過できなくなった。会員のなかには、少数派ながらも軍務調整証券の即時支払いに関する政策を全面的に支持しない者が残っていた⁴²¹。これら法案を支持しない者は、この調整は身勝手な福利 (selfish-benefit) であると考えた。この法律によって現行の傷痍軍人の福利が減額される結果となることを恐れる者もいた⁴²²。他方で同団体の法案支持者は、従軍したことによって恩給を現金の形で得ることは退役軍人にとって当然の権利であり、正当な要求であると考えた。

⁴¹⁷ Ibid.

⁴¹⁸ Daniels, *The Bonus March*, 4.

⁴¹⁹ Veterans of Foreign Wars of the United States, *Proceedings of the 30th Annual Encampment of the Veterans of Foreign Wars of the United States: St. Paul, Minnesota August 25-30, 1929* (Washington: Government Printing Office, 1930), 267.

⁴²⁰ American Legion, "Summary of Proceedings 11th Annual National Convention of the American Legion: Louisville, KY. September 30, October 1, 2, 3, 1929," The American Legion, <https://archive.legion.org/node/646> (accessed December 21, 2023): 27.

⁴²¹ Ortiz, "Rethinking the Bonus March," 174.

⁴²² Jones, *A History of the American Legion*, 169.

大恐慌はアメリカ社会に総労働人口の 25%にあたる 1300 万人の失業者を生み出したと言われる⁴²³。この失業者集団の中には多くの退役軍人も含まれた。退役軍人団体が軍務調整証券の即時支払い法案を支持する一方で、連邦政府内の革新派は、1924 年調整補償法を改正することに強く反対した。アメリカ社会が不況状態にある文脈の中で、退役軍人をその他の民間人と区別し、退役軍人のみを優遇する法改正は、自由・平等を理念とし個人の勤労に価値をおくアメリカニズムに反すると考えられたのである。フーバー大統領は、失業対策として公共事業費の支出や高関税政策を打ち出し、退役軍人に関する失業対策については一定の距離を保っていた。

1931 年、フーバー大統領はアメリカン・リージョンの全国大会で演説をした。そこで彼は、アメリカの不況を、「世界恐慌との戦争 (war against world depression)」と形容し、「アメリカの健康な民間人 (able-bodied men of America) は誰であっても不必要な財政負担を政府に強いてはならない⁴²⁴」とし、第一次世界大戦と同様に総力戦への努力と協力を求めた。ここで言及された健康な民間人には、負傷せずに帰還した退役軍人も含まれていた。

1924 年調整補償法に拒否権を発動したクーリッジ大統領に続き、フーバー大統領も軍務調整証券の現金即時支払い法に拒否権を行使した。彼は 1931 年 2 月 26 日に連邦下院議会に拒否権通知書を提出した。その内容は次のようなものであった。フーバー大統領は前政権のクーリッジ大統領と同じく、法案を拒否する理由として財政的な問題と、公平性の問題を挙げた。まず、彼は財政的な問題として、国家の財政にすでに余裕はなく、この法律が通れば「連邦政府は積立金証券の売却などさらに問題を抱えるばかりか、増税に踏み切るしか手段がなくなる⁴²⁵」と述べた。次にフーバー大統領は、法案が全アメリカ国民の公平性を損ねるものとなることを強調した。不況下にあつて「自助努力で生活できる人にまでお金を渡す⁴²⁶」ことにより国の借金を増やすことは得策ではないと主張した。

法案の反対者には、米国商工会議所 (United States Chamber of Commerce) と米国製造業者協会 (National Association of Manufacturers) がいた。第一次世界大戦でアメリカは既に 300 億ドルの負債を抱えた状態にあつた。経営や財政の観点からすると、まずは政府の財

⁴²³ 中野耕太郎『20 世紀アメリカの夢：世紀転換期から 1970 年代シリーズ アメリカ合衆国史 3』(東京：岩波新書, 2019), 120.

⁴²⁴ Jones, *A History of the American Legion*, 184.

⁴²⁵ Herbert Hoover, "February 26, 1931: Veto Messages Regarding Emergency Adjusted Compensation Act," University of Virginia, <https://millercenter.org/the-presidency/presidential-speeches/february-26-1931-veto-messages-regarding-emergency-adjusted> (accessed August 10, 2023).

⁴²⁶ Jones, *A History of the American Legion*, 184.

政を均衡させ、戦時税率を下げるのが彼らの見解であった⁴²⁷。彼らは次の二点を強調した。一点目は、退役軍人へのボーナス支給は従来の試算では約 30 億ドルから 40 億ドルの連邦予算が必要となるものであり、連邦政府の財務計画に混乱を招く恐れがある点であった。二点目は、戦時税率を下げるができず高税率が続けば、戦争のために国が発行した自由公債の価値が下がることになるという点であった。この公債には「自由なる国債 (Liberty Bond)」という名前が付けられ、これが象徴するものは国民の愛国的な義務であった。連邦財務長官であったアンドリュー・W・メロン (Andrew W. Mellon) も同じく税率を下げることを優先するべきであって、ボーナス法に連邦政府の財源を割くべきではないと強く主張した⁴²⁸。

ボーナス法の挫折が新たな展開を生み、退役軍人の雇用政策をめぐる言説を変えるきっかけを作った。その新たな展開というのは 1932 年 6 月から 7 月にかけて行われた、失業状態にある第一次世界大戦退役軍人を含めた約 4 万人による抗議運動 (Bonus March、以下ボーナス行進) である。これは 1924 年調整補償法で発行された 20 年後に満期を迎える証券の即時償還を求める行進であった。オレゴン州ポートランドで数人の退役軍人がワシントン D.C. に向かって行進を始め、最終的には 4 万人に上る参加者がワシントン D.C. 東部に位置するアナコステア川 (Anacostia River) 沿いで野営した。これら行進者らは第一次世界大戦でヨーロッパに派遣されたアメリカ遠征軍 (American Expeditionary Forces) を模して、自らをボーナス遠征軍 (Bonus Expeditionary Forces、以下 BEF) と名乗り、その様子を見た市民は行進者らをボーナス軍 (Bonus Army) と呼んだ⁴²⁹。彼らの野営は 7 月 28 日に暴動化した。フーバー大統領は社会秩序を維持するために、ワシントン D.C. へ連邦軍を送った。「この暴動と、それに抵抗する (ワシントン D.C.) 当局の反撃を終わらせるために、私は (社会) 秩序を回復するための出動を陸軍に要請した⁴³⁰」。ダグラス・マッカーサー陸軍参謀長官 (Douglas MacArthur) が指揮する連邦軍部隊によって、退役軍人を含む BEF はワシントン D.C. から追い払われ、この暴動は収束した。

しかしこの暴動に対して連邦軍が動員され、野営地の宿場は火で焼かれ、また BEF を追

⁴²⁷ Ibid., 170.

⁴²⁸ Ibid., 165.

⁴²⁹ Jessie Kratz, "The 1932 Bonus Army: Black and White Americans Unite in March on Washington," National Archives, July 15, 2020, <https://prologue.blogs.archives.gov/2020/07/15/the-1932-bonus-army-black-and-white-americans-unite-in-march-on-washington/> (accessed August 8, 2023).

⁴³⁰ Herbert Hoover, "Statement About the Bonus Marchers," The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-about-the-bonus-marchers> (accessed December 19, 2023).

い払うためには催涙ガスが使われた⁴³¹。合衆国司法長官であったウィリアム・D・ミッチェル (William D. Mitchell) は、ボーナス行進を次のように結論付けた。「政府に不満を抱く者たちが集団となって (ワシントン D.C.) 市内に野営し、まるで敵国に寝泊まりする兵士のように地域社会から離れて生活をしようとすることは法外な行為であり、…自分たちの要求を認めさせようという試みは彼らの大義を守るどころかむしろ傷つけ、今回のように暴動と無秩序に終わるだけである⁴³²」。7月28日に暴動が起こる前、野営していた者の内、341人が「治安紊乱行為、無許可でのパレード、危険な武器を使用した暴行、私有財産の破壊、私有財産への不法侵入、施しの請求⁴³³」などを理由に警察によって逮捕された。ミッチェルは、連邦政府は「軍隊を迅速に投入し、乱入者 (社会の秩序を乱す者) を圧倒することで、さらなる無秩序と流血による災難を未然に防いだのである⁴³⁴」として、連邦政府が有する軍隊が抗議運動で引き起こされた暴動を鎮圧し、ワシントン D.C.市内の治安が保たれたことを強調した。ボーナス行進自体は鎮圧されたが、のちに1936年調整軍務証券の繰り上げ支払い法 (Adjusted Compensation Payment Act of 1936) が成立し、約90パーセントの退役軍人がローンの申し込みを行った⁴³⁵。

第3項 1940年選抜徴兵法と国家資源計画局に代表される行政府の失業対策の取り組み

1940年9月16日、ローズヴェルト大統領の署名により1940年選抜徴兵法 (Selective Training and Service Act of 1940) が立法された。この法律により、アメリカの歴史上初めて、戦争状態にない平時の場合にも国内の21歳から45歳の男子を徴兵することが可能となった。この制度の下で徴兵された者は、最低1年の兵役が義務付けられた⁴³⁶。1941年12月

⁴³¹ Frydl, *The GI Bill*, 52-3.

⁴³² William D. Mitchell, "Herbert Hoover 31st President of the United States: Statement on the Justice Department Investigation of the Bonus Army," The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-the-justice-department-investigation-the-bonus-army> (accessed December 22, 2023). ミッチェルの語りは本ウェブページ内の「Note: The White House issued the statement on September 10, 1932 for publication on September 12. The text of the Attorney General's report, dated September 9, 1932, follows:」から引用した。

⁴³³ Ibid.

⁴³⁴ Ibid.

⁴³⁵ Jones, *A History of the American Legion*, 170; *An Act to Provide for the Immediate Payment of World War Adjusted Service Certificates, for the Cancellation of Unpaid Interest Accrued on Loans Secured by Such Certificates, and for Other Purposes*, Public Law 45-425, Chap 32, 74th Cong., 2d sess., *U.S. Statutes at Large* 49 (January 27, 1936): 1099.

⁴³⁶ The National WWII Museum, "The Draft and WWII," the National WWII Museum,

に日本が真珠湾を攻撃した後、アメリカは第二次世界大戦への参戦を宣言し、連邦議会によって兵役登録義務の対象年齢が18歳から64歳までの健康な男性へと拡大された。しかし、実際には18歳から45歳までの男性が、第二次世界大戦の兵士として徴兵された⁴³⁷。1940年11月から1946年10月の間に徴兵された者の総数は1011万104人であり、第一次世界大戦の被徴兵者と比べるとその数は約3.5倍に及んだ⁴³⁸。

この法律には、対象年齢に該当する成人男性に、第二次世界大戦の期間とその後の6ヶ月間、地域の徴兵委員会（local draft board）を通して兵役登録をすることを義務付けるとともに、兵役後に除隊した退役軍人が従軍前の職場に復帰する権利を保証することが含まれた⁴³⁹。つまり、徴兵制度には、兵士が除隊した後の社会復帰政策まで含まれていた。

1933年、内務省の配下に国家計画委員会（National Planning Board、以下NPB）が創設された。この委員会はニューディールの一環として行われた大恐慌時代の公共事業計画を目的とした機関であった。このNPBによって第二次世界大戦後に海外戦地から帰還することとなる兵士らをどのように社会に復帰させるかが検討されることとなった。1939年の連邦政府による大規模な組織再編成が行われ、NBPは国家資源計画局（National Resources Planning Board、以下NRPB）と名称が改められた⁴⁴⁰。

1939年7月1日にローズヴェルト大統領による大統領令によりNRPBが創設された。その使命は国家の人的資源、経済そして公共事業の計画にあり、ローズヴェルト大統領の叔父にあたるフレデリック・A・デラーノ（Frederick A. Delano）が委員長に任命された。委員会は学界と政府の専門家によって構成され、その委員には経済保障委員会（Committee on Economic Security）の元顧問であり経済学者のエヴリン・バーンズ（Eveline Burns）や、児童局（Children's Bureau）のキャサリン・レンルート（Katherine Lenroot）、後に職業リハビリテーション局を率いることとなるメアリー・スウィツァー（Mary Switzer）、そして後に保健教育福祉省（Department of Health, Education and Welfare）の福祉長官となるエレン・

<https://www.nationalww2museum.org/students-teachers/student-resources/research-starters/draft-and-wwii> (accessed August 7, 2023).

⁴³⁷ David Vergun, "First Peacetime Draft Enacted Just Before World War II," U.S. Department of Defense, <https://www.defense.gov/News/Feature-Stories/story/Article/2140942/first-peacetime-draft-enacted-just-before-world-war-ii/> (accessed August 1, 2023).

⁴³⁸ Selective Service System, "Induction Statistics."

⁴³⁹ *An Act to Provide for the Common Defense by Increasing the Personnel of the Armed Forces of the United States and Providing for Its Training*, Public 76-783, Chap 720, 76th Cong., 3d sess., *U.S. Statutes at Large* 54 (September 16, 1940): 885.

⁴⁴⁰ Social Security Administration, "Security, Work and Relief Policies: A Report by the National Resources Planning Board," Social Security Administration, <https://www.ssa.gov/history/reports/NRPB/NRPBreport.html> (accessed August 1, 2023); Olsen, *The G.I. Bill*, 4.

ウィンストン (Ellen Winston) がいた⁴⁴¹。

1942年7月6日には、ローズヴェルト大統領の承認によって、NRPBの下に戦後の公民軍人社会復帰検討委員会 (Conference on Post-war Readjustment of Civilian and Military Personnel、通称 Post-War Manpower Conference と呼ばれた。以下、PMC) が設置された。PMCはフロイド・W・リーヴス (Floyd W. Reeves) を議長として発足した⁴⁴²。1942年7月から翌年の1943年4月にかけて、そこでは委員らが、第二次世界大戦退役軍人の社会復帰に関する事柄について話し合った。その議題は戦時動員の解除といった軍隊組織に近い内容から、雇用機会の調整、退役軍人の復職プログラムの管理・運営に最も適した機関の検討、そして再就職に向けての教育的需要などまで広範囲に及んだ⁴⁴³。

ここで重要な点は、この委員会は退役軍人に関する事柄のみにその議題を限定するのではなく、退役軍人以外で戦後に軍需産業での労働から解放されることにより失業する民間人も検討の対象としていたことである。PMCは退役軍人を他の民間人と区別せず、両者を連邦政府の復職支援が必要な失業者として考えた。PMCは、1943年6月30日付でローズヴェルト大統領に提出した報告書の中で、戦時動員の解除と連邦政府の責任に関する見解を次のように述べている。「連邦政府は失業から生じる損害に対する保険として、公共事業をはじめとする雇用プログラムを用意しなくてはならない。このようなプログラムは戦時動員の解除により失業する3000万人近くの兵士と軍需産業労働者の生活に関わるものであり、連邦政府、地方政府、その他公的機関と民間機関と横断的に関わるものである。それは戦時動員の解除 (demobilization) が結果的に国民の道徳心を汚すこと (demoralization) とならないようにするために必要なのである⁴⁴⁴」。

⁴⁴¹ 長期的な労働・救済政策を検討する委員会 (Committee on Long-Range Work and Relief Policies) の調査責任者には、エヴリン・M・バーンズ (Eveline M. Burns) が任命された。彼女はコロンビア大学で教鞭をとる経済学者であり、社会保障と保険制度の専門家であった。彼女は1934年に経済保障委員会の高度専門委員として就任し、初期の社会保障委員会 (Social Security Board) と緊密な協力関係にあった。Social Security Administration, "Eveline Mabel Burns: 1900-1985," Social Security Administration, <https://www.ssa.gov/history/eveburns.htm> (accessed August 2, 2023).

⁴⁴² フロイド・W・リーヴスは当時シカゴ大学の教授であり、1941年6月からNRPBの顧問を務めていた。米国教育協議会 (American Council on Education、以下 ACE) の委員でもあった。PMCの委員には、退役軍人省長官のフランク・T・ハインズ、労働省の米国労働統計委員であったA・F・ヒンリッチ (A.F. Hinrichs)、ACEの委員であり福祉とレクリエーションに関する陸軍海軍合同委員会 (Joint Army-Navy Committee on Welfare and Recreation) の教育顧問であったフランシス・J・ブラウン (Francis J. Brown)、陸軍省の教育部門に属し、ハーバード大学院の教育学研究科の研究科長であったフランシス・T・スパウルディング大佐 (Colonel Francis T. Spaulding) らがいた。

⁴⁴³ Olson, *The G.I. Bill*, 7.

⁴⁴⁴ U.S. National Resources Planning Board. *Conference on postwar readjustment of civilian and military personnel, and United States. "Demobilization and Readjustment: Report of the Conference on Postwar Readjustment of Civilian and Military Personnel,"* (Washington, DC: National Resources Planning Board, 1943), 6-7.

1944年1月11日の一般教書演説において、ローズヴェルト大統領は、行政府による計画的な資源分配は個人の自由に介入するものではなく、アメリカ社会全体の自由と平等を実現するために必要な政策であることを強調した⁴⁴⁵。この演説で打ち出された8つの権利は、ローズヴェルト大統領によって「第二の権利章典 (Second Bill of Rights)」と呼ばれ、「経済的権利の章典 (Economic Bill of Rights)」と称された。それはかつての自由放任的な資本主義 (old Bill of Rights) と対比させ、政府による社会的・経済的改革を正当化する表現ととることができる。彼が示した8つの権利の中には、失業による経済的不安から保護される権利と教育を受ける権利が含まれた。「(1) 国内の産業、商店、農場、鉱山にて有益かつその労働に報いるだけの報酬を得られる仕事をする権利、(2) 十分な衣食住とレクリエーションを確保するに十分な収入を得る権利、(3) 全ての農民が、農産物を生産し、農民とその家族が一定水準の生活を送るに足る価格で (その農産物を) 販売する権利、(4) 国内外を問わず、大企業も中小企業も、不公正な競争や独占の支配から解放されて取引を行う権利、(5) 全ての家族が一定水準の家庭を築く権利、(6) 適切な医療サービスを受け健康を享受する権利、(7) 老齢、病気、事故、失業による経済的不安から十分に保護される権利、(8) 良い教育を受ける権利である。これらの権利は全て安全保障を意味する。そして、この戦争に勝利した後、私たちは、これらの権利の行使において、人間の幸福と幸福の新たな目標に向かって前進する準備をしなければならない⁴⁴⁶」。このように、第二次世界大戦で徴兵された兵士の除隊は、連邦政府が第二次世界大戦の終結を見据えて計画的に準備すべきであると考えられた。そこでは、退役軍人を他の民間人と区別することなく、国内で失業した者たちと同じ法律のもとに社会復帰を支援することが連邦政府より提案された。

第3節 第二次世界大戦

第二次世界大戦では、その動員は量的にも質的にも第一次世界大戦と異なっていた。約3.5倍の若者が動員され、さらにアメリカ軍の人員構成も多様化した。質的にも量的にも前大戦と異なる退役軍人に対する対応を迫られた連邦政府は、それまでの歴史的な文脈の中

⁴⁴⁵ US history.org “The Economic Bill of Rights,” US history.org, https://www.ushistory.org/documents/economic_bill_of_rights.htm (accessed August 2, 2023).

⁴⁴⁶ Franklin D. Roosevelt, “State of the Union Message to Congress,” Franklin D. Roosevelt Presidential Library and Museum, http://www.fdrlibrary.marist.edu/archives/address_text.html (accessed August 2, 2023). 文中の番号は筆者による加筆。

で政策を選択しなければならなかった。

第一次世界大戦後に除隊した退役軍人のためにボーナスの要求がなされ、それは現金による直接的な支払いではなく軍務調整証券を発行する形で用意された。しかし、その後証券の即時現金化が求められたこと、また、ボーナス法に対する大統領の拒否権発動と1932年に起こったボーナス行進は、アメリカ社会に恐怖を植え付けた。それは、失業者が社会に放置された状態であることが、社会の秩序を乱すという恐怖である。このことは、第二次世界大戦退役軍人に向けた雇用政策の形成過程に影響を与えた。1941年12月にアメリカが第二次世界大戦に参戦した当初から、行政府、立法府、アメリカン・リージョンをはじめとする退役軍人団体は「傷病を負って帰還した退役軍人のみならず、健康な退役軍人を市民社会に速やかに復帰させるための公的支援⁴⁴⁷」が必要になると認識していた。

第1項 1944年退役軍人優遇法

第二次世界大戦中に1944年退役軍人優遇法（Veterans' Preference Act of 1944）が成立した。従来、退役軍人への公職採用の優遇は、大統領令や行政命令を根拠に為されていた。1944年退役軍人優遇法で初めて、退役軍人を雇用に関して優遇することが連邦レベルで法的に認可された⁴⁴⁸。この法律では、1919年国勢調査法に定められたプログラム対象者の範囲が縮小された。障害を持たない退役軍人、海外の戦地に赴任しなかった退役軍人は優遇の対象外とされ、傷痕軍人の妻は55歳以上の者であることが条件とされた。退役軍人への雇用の優遇には、競争率の高い連邦政府機関での役職への指名、役職への復職、再雇用、従軍期間における給料額の維持などが含まれた。この法律は、法案の提案者となったアラバマ州選出の連邦下院議員であるジョー・スターンズ（Joe Starnes）とネヴァダ州選出の連邦上院議員であるジェームズ・G・スクラガム（James G. Scrugham）の名前をとって、スクラガム＝スターンズ法（Scrugham-Starnes law）とも呼ばれた。この2名の連邦議員は、アメリカン・リージョンの会員でもあった。この法律は、退役軍人が公務員採用試験で取った点数に関して優遇を受けることを連邦レベルで定めた初めての法律であり、障害を持たない退役軍人には5パーセント、障害を持つ退役軍人には10パーセントを得点に加算することが可能となった⁴⁴⁹。

⁴⁴⁷ Olsen, *The G.I. Bill*, 4.

⁴⁴⁸ U.S. Civil Service Commission, *History of Veteran*, 15.

⁴⁴⁹ Jones, *A History of American Legion*, 212.

第2項 退役軍人向けの包括的な就学支援と就業支援

1944年退役軍人援護法（Servicemen's Readjustment Act of 1944、以下 G.I.法）は包括的な退役軍人のための社会復帰プログラムとして立法された。この法律が包括的である点は、その五つのタイトルに表れている⁴⁵⁰。この五つのタイトルの内、雇用支援は第四タイトル（Title IV）に含まれ、職業訓練は、あらゆるレベルとタイプの訓練として就学支援と同じ第二タイトルに含まれた。

本論文は、退役軍人の高等教育機関の授業料を連邦政府が負担する就学プログラムを雇用政策の一部として扱う。なぜなら就業プログラムは、従軍中に就学機会を失った退役軍人とその他民間人との間に平等性を保つと同時に、失業者人口を一時的に吸収するという失業者対策の側面を持つからである⁴⁵¹。また、第二次世界大戦では、海外の戦闘に参加した兵士の多くが若い就学年齢の兵士であったため、中断された学業を継続し修了することで、就職の機会を増やす目的を持っていた。

退役軍人省長官であったフランク・T・ハインズ（Frank T. Hines）は、戦後再建期に起こると考えられる問題に対処できるかどうかは、「問題があることを知り、それに対処する準備をしている⁴⁵²」かどうかにかかっているとし、連邦政府が退役軍人の社会復帰について支援することの重要性を訴えた。第二次世界大戦時の連邦議会において、退役軍人を対象とした社会復帰支援プログラムは、退役軍人団体の働きかけのもと、比較的容易に満場一致で連邦両議会を通過したが、保守派、穏健派、リベラル派の間の議論なく通過したわけではなかった。連邦議員らは、過去の退役軍人プログラムとは異なる新しい支援の形として、公共事業に依存するのではなく、民間事業団体と協力すべきだと主張した⁴⁵³。また G.I.法の立法の場は、連邦政府の権力拡大の是非をめぐる政治的争いの場でもあった⁴⁵⁴。連邦

⁴⁵⁰ G.I.法は五つのタイトルで構成されたオムニバス法案であった。第一タイトル（Title I）は病院の設置及び医療サービスの提供、第二タイトル（Title II）は、就学の支援、第三タイトル（Title III）は住居・農地・個人事業のためのローンの支援、第四タイトル（Title IV）は雇用支援、第五タイトルには失業補償が含まれた。Frydl, *The GI Bill*, 114.

⁴⁵¹ Michael C.C. Adams “Who Didn't Use the G.I. Bill? Notes on a Lingering Question,” *Studies in Popular Culture* 23, no. 2 (October 2000): 65.

⁴⁵² Frank T. Hines, “Demobilization and the Federal Program of Veteran Aid,” *Public Administration Review* 5, no.1 (Winter, 1945): 80.

⁴⁵³ Nancy Beck Young, ““Do Something for the Soldier Boys’: Congress, the G.I. Bill of Rights, and the Contours of Liberalism,” in *Veterans' Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States* (Gainesville, FL: University Press of Florida, 2012), 199.

⁴⁵⁴ *Ibid.*, 200.

議会の穏健派、保守派はニューディール・リベラリズムの縮小を主張するために、戦後の退役軍人政策の争点を利用した。他方、議会のリベラル派の議員らは、人気のある G.I.法が戦前の福祉国家を揺りかごから墓場までの社会福利システム（cradle-to-grave system of social benefits）へ拡大させる手段となると考えていた⁴⁵⁵。ローズヴェルト大統領が率いる行政府は、戦時の初期段階から、経済復興のための幅広いプログラムを用意することを議会に求めた。12年間大統領職に就いていたローズヴェルト大統領をはじめ、リベラル派が多数を占める行政府では、国民皆保険、完全雇用プログラム、国家経済計画（national economic planning）に代表される幅広いプログラムを立法することを議会に求めた⁴⁵⁶。

次に、G.I.法の第二タイトルを構成する職業訓練プログラム及び就学プログラムと、第四タイトルの雇用支援の内容について論じる。職業訓練および就学プログラムは、従軍することで継続的に教育機関で教育を受けることができず、就学を中断せざるを得なかった退役軍人に職業訓練や就学の機会を提供することを目的として用意された。1940年9月16日から終戦までの期間に、陸軍もしくは海軍の兵士として90日間以上軍務に服し、名誉ある除隊を果たした全ての者がプログラム対象者とされた⁴⁵⁷。これは軍事階級または性別に関わらず、条件を満たした全ての退役軍人が対象とされることを意味した。しかし、兵士が士官学校に在籍または海軍の士官候補生である間、もしくは陸軍特別教育プログラム（Army Specialized Training Program, ASTP）や海軍大学研修プログラム（Navy College Training program）を受けており、それが除隊後も継続的に行われる予定のある場合は、その期間を90日間に数えないこととされた。その他、兵士の年齢や家族の収入、従軍前の学業成績に関わらず、従軍により途中で学業を中断せざるを得なかった誰もが、除隊後に新たな始まりを迎えられるよう、プログラム対象者の範囲が広げられた。特に年齢が25歳に満たない退役軍人は、福利を受ける資格を得ることが比較的容易であった。職業訓練プログラムまたは学校での就学プログラムを受けるためには、「戦争によって就学機会を中断された⁴⁵⁸」ことを証明することが要件に含まれた。しかし、従軍を始めた年齢が25歳を超えていなければ、自動的にその者たちは戦争を理由に就学機会を失ったと判断され、その証明が不要であったからである。

⁴⁵⁵ Ibid.

⁴⁵⁶ Ibid.

⁴⁵⁷ Washington Committee of the American Political Science Association, "The Servicemen's Readjustment Act and Some Problems of Political Science Instruction." *The American Political Science Review* 38, no. 4 (August 1944), 763.

⁴⁵⁸ Frank T. Hines, "Demobilization and the Federal Program of Veteran Aid," *Public Administration Review* 5, no. 1 (Winter, 1945): 74.

この法律により、退役軍人は、学校教育機関または産業施設を除く職業訓練機関に通う場合に、その授業料の支払いが免除され、政府が代わりに授業料を支払うことが定められた。授業料以外にも教科書やその他就学中に必要となる備品の購入費用が政府によって負担された。また、就学プログラムを利用する退役軍人には、生活費として毎月 50 ドルが（扶養家族がいる場合は加えて 25 ドルが加算されて）支給された。ただし、政府が負担する費用の総額は 1 年で 500 ドルを超えないこととされた。

また退役軍人に直接的に就学機会を提供することとなる教育機関については、次のように定められた。退役軍人である本人が入学条件を満たし、また退役軍人省が必要な教育や職業訓練を提供する資格があり設備が整っていると認めた学校や施設であれば、どの教育機関あるいは職業訓練機関であっても入学することができるとされた⁴⁵⁹。しかし、退役軍人は除隊後 2 年以内に職業訓練または教育機関に入学することが条件とされた。他に、戦後 7 年以内に全ての教育または訓練課程を終えることが要件とされた⁴⁶⁰。

退役軍人省によって認可され連邦政府の給付金を受ける教育機関は、その教育や訓練内容について政府からの干渉を受けることはないことが定められた。プログラムを受ける退役軍人についても選択の自由が保証され、住んでいる地域に関わらず自由に教育機関を選ぶことが可能とされた⁴⁶¹。

G.I.法の第四タイトルを構成する雇用支援プログラムについて、G.I.法の下で、退役軍人雇用委員会（Veterans' Placement Service Board）が設置された。その設置は連邦政府が効率的な職業支援を行うことを目的とするもので、米国雇用サービス（United States Employment Service）を補助することであった⁴⁶²。委員は退役軍人省の役人を委員長として、選抜徴兵局（National Selective Service System）の局長と連邦安全保障局（Federal Security Agency）の役人から成ることが定められた。米国雇用サービスにより任命された各州の退役軍人に

⁴⁵⁹ Olsen, *The G.I. Bill*, ix. キース・W・オルソンは、「大学に通った退役軍人は、第二タイトルの規定を利用した退役軍人全体の少数派に過ぎない」と指摘し、続けて「G.I.法は、教育とは異なる複数の名称を（そのタイトルに）持っているにも関わらず、（一般的な理解として）G.I.法という言葉は、退役軍人およびその他民間人に高等教育における（授業料無償化などの）教育支援の給付を想起させた。退役軍人が大学に通う姿は、退役軍人が高校に復学したり、職業訓練を受けたりする姿と比べると色彩豊かで、国民の教育に対する熱望と調和的であり、映画や文学作品の中で美化して宣伝され易いものに思われた」と述べている。1946年から1953年の期間に焦点を当てて、G.I.法の第二タイトルの高等教育レベルの就学支援のプログラム運営の実態を第二次世界大戦退役軍人と大学との相互関係から、高等教育機関であるウィスコンシン大学（University of Wisconsin）を事例として明らかにしようとする研究である。

⁴⁶⁰ Washington Committee of the American Political Science Association, "The Servicemen's Readjustment Act, 762-5.

⁴⁶¹ Hines, "Demobilization and the Federal Program," 75.

⁴⁶² *Ibid.*, 76.

関する雇用を取り扱う担当者は、その州の公共雇用サービスを通じて職業紹介政策を遂行することに責任を負う。退役軍人の雇用担当者の任務には、公共雇用サービス職員と協力して、退役軍人の地域雇用登録と就職斡旋の監督、公共事業および民間企業における利用可能な各種雇用に関する最新情報の確保と維持、退役軍人の雇用に対する雇用主の理解の促進、雇用主に雇用機会に関する情報を提供するための雇用主および退役軍人団体との情報共有、労働条件の改善と退役軍人の雇用促進に関する援助が含まれた⁴⁶³。

ローズヴェルト大統領は G.I.法の署名をした際に、プログラム対象者が退役軍人に限定されている G.I.法の成立に続いて、退役軍人以外に戦後国内で失業した者にも雇用支援が広がることを期待した。彼は、連邦議会が立法によって「戦時動員の解除後に国内軍需産業従事者が、戦争がなかったとしたら従事したであろう職業に就けるよう各州と協力して適切な失業給付を受け取ることができる⁴⁶⁴」ようにすることを求めたのである。

第3項 完全雇用実現への取り組み

ローズヴェルト大統領のプログラム対象者拡大の求めに応じて、1945年1月22日に完全雇用法案（Full-Employment Bill of 1945, S. 380）が連邦上院議会へ提出された。法案の提出者は、モンタナ州選出民主党上院議員のジェームズ・E・マレー（James E. Murray）であった。この法案は「継続的完全雇用を保証する連邦政策とプログラムを確立すること」を目的とするものであった⁴⁶⁵。ここに言及された完全雇用について数字など具体的な目標や明確な定義はなかった。この完全雇用法案の政策綱領は「働くことが可能で職を探している全てのアメリカ人は、有用かつ十分な報酬がある、正規の常勤雇用の職を得る権利を持つ。そして、…全てのアメリカ人に、この権利を自由に行使するための十分な雇用機会を常に保証することがアメリカの政策である⁴⁶⁶」と宣言した。1945年9月28日に、上院議会にて70対10でこの法案は可決された⁴⁶⁷。

⁴⁶³ Ibid., 77.

⁴⁶⁴ Franklin D. Roosevelt, “Statement on Signing the G.I. Bill,” The American Presidency Project, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-signing-the-gi-bill> (accessed December 23, 2023).

⁴⁶⁵ *An Act to Establish a National Policy and Program for Assuring Continuing Full Employment and Full Production in a Free Competitive Economy, through the Concerted Efforts of Industry, Agriculture, Labor, State and Local Governments, and the Federal Government*, S. 380, 79th Cong., 2d sess., *Congressional Record* 91, (December 13, 1945), 11932.

⁴⁶⁶ Edwin G. Nourse, “Defining our Employment Goal under the 1946 Act,” *The Review of Economics and Statistics* 38, no.2 (May 1956): 194.

⁴⁶⁷ Reference Source for the Congressional Budget Process, “The Employment Act of 1946: Public Law 79-304,” Budget Counsel Reference, <https://budgetcounsel.com/%C2%A7030-laws-public-statutes2/public-law-79-304->

上院議会に提出されたこの完全雇用法案が上院議会を通過した一方で、下院議会でも同様の法案が提出された。この法案（H.R. 2202）は、上院議会を通過した完全雇用法案に変更を加えたものであった。中でも重要な変更は、1945年完全雇用法案で宣言された「十分な報酬がある、正規の常勤雇用の職を得る権利」という表現を削除し、「経済の安定を目的とする観点を大きく反映するもの⁴⁶⁸」となった点である。とりわけ注目すべきは、下院の法案では、上院を通過した法案から完全雇用という言葉が削除され、雇用を保証する（guarantee）や確約する（assure）という表現が促進する（promote）に変更されたことである⁴⁶⁹。下院議会から提出された法案（H.R. 2202）に対して、アメリカン・リージョンが公聴会において、戦時動員解除後の政府による雇用対策の必要を認めながらも反対を表明した。「働く個人に選択の自由を与えずに（政府が）仕事を割り当てることは無益である。アメリカニズムは...自由な社会を維持することを意味する。それは、誰もが自由に選択でき、機会を有することを意味する⁴⁷⁰」。アメリカン・リージョンは、政府が個人の職業選択に介入することは自由競争の社会を前提とするアメリカニズムに反すると考えたのである。

1945年完全雇用法は廃案となったが、1946年2月20日、ハリー・S・トルーマン大統領（Harry S. Truman）の署名によって1946年雇用法（Employment Act of 1946）が成立した。1946年雇用法の政策声明で強調されたのは、「あらゆる実施可能な手段を使って、産業、農業、労働、州・地方政府の協力とともに自由競争を前提とした企業活動と総合的な福祉を促進しながら、就業可能で就業意欲があり職を探している全ての国民に職を与える条件を作り出すこと⁴⁷¹」を連邦政府の責任とすることであった。このことは結果、最大限の雇用と生産を国内に生み出すことを可能とし、購買力を促進することに繋がると考えられた。

この法律によって、次の三つのことが決定された。まず、行政府内に大統領経済諮問委

the-employment-act-of-1946/ (accessed August 14, 2023).

⁴⁶⁸ Nourse, "Defining our Employment Goal," 195.

⁴⁶⁹ Ibid.

⁴⁷⁰ U.S. House of Representatives, *Full Employment Act of 1945: Hearings before the Committee on Expenditures in the Executive Departments House of Representatives Seventy-Ninth Congress First Session on H.R. 2202* (Washington, DC: United States Government Printing Office, 1945), 1132.

⁴⁷¹ *An Act to Declare a National Policy on Employment, Production, and Purchasing Power, and for Other Purposes*, Public Law 79-304, Chap 33, 79th Cong., 2d sess. (February 20, 1946). 第二次世界大戦後の雇用と生産目標（production goal）については、連邦政府機関の各所で議論がなされた。各所とは、上院戦後経済政策計画委員会（Senate Postwar Economic Policy and Planning Committee）、全米住宅局（National Housing Agency）、農務省（Department of Agriculture）、商務省（Department of Commerce）、労働省（Department of Labor）、戦時動員再転換局（Office of War Mobilization and Reconversion）、予算局（Bureau of the Budget）であった。Edwin G. Nourse, "Defining Our Employment Goal under the 1946 Act," *The Review of Economics and Statistics* 38, no. 2 (May 1956): 194.

員会（Council of Economic Advisors）が設置された。この委員会は経済政策について助言を大統領に与えることが目的とされた。委員会は三人の委員で構成され、その委員長は、上院議会が与える承認とともに大統領により指名されることとされた。次に、大統領に、連邦予算の提出から 10 日以内に、議会へ国内外の経済政策についての調査結果と見通しに関する報告書を提出することが義務付けられた。そして、連邦議会に上下両院合同経済委員会が設置された。この委員会は上下両院の民主党と共和党の両党の議員で構成され、大統領から提出された報告書を再検討し、経済政策について上下両院に対して助言を行うこととされた⁴⁷²。

結果として、1946 年雇用法は、国内全ての求職者に完全雇用を約束するものから、雇用の促進を可能にする経済政策へと、トルーマンが当初に掲げた目標からは後退する形になったのである。国民全体を対象とした完全雇用法案はその立法が失敗に終わり、退役軍人のみを対象とする G.I 法が継続的に退役軍人の雇用を支援する法律として維持された。

まとめ

アメリカは、イギリス本国から独立を果たす前から、健康な退役軍人に福利を交付してきた。その福利は戦争によって形を変えながらも、土地の交付や年金の形で退役軍人らに支給された。傷痍軍人に向けた医療サービスや年金交付に対して異を唱える者はほとんどいなかったが、健康な退役軍人への福利に関しては政治的な争いを生み、その他の民間人と健康な退役軍人の間の公平性が問われることとなった。

南北戦争から第二次世界大戦まで、連邦政府機関の公職については退役軍人が連邦の決議と行政命令を通じて優遇された。それと同時に、徐々に 1944 年退役軍人優遇法の基盤が形成されていった。障害を持つ退役軍人に対しては負傷兵国立保護院で軽作業など就労の機会が与えられたが、健康な退役軍人に対して就労支援は与えられなかった。

アメリカで最初の退役軍人のための職業訓練プログラムは、1918 年傷痍軍人リハビリテーション法であった。これは第一次世界大戦で障害を負った退役軍人に対する国家の責任を認めたものであり、プログラム対象者は傷痍軍人に限定された。

⁴⁷² Federal Reserve of History, “Employment Act of 1946,” Federal Reserve of History, <https://www.federalreservehistory.org/essays/employment-act-of-1946> (accessed August 12, 2023); The White House, “Council of Economic Advisers,” the White House, <https://www.whitehouse.gov/cea/> (accessed August 13, 2023).

第二次世界大戦退役軍人には包括的な社会復帰政策である G.I.法が立法された。この法律は、戦争によって就業機会や就労機会を失ったことが認められれば、障害を持たない退役軍人もプログラム対象者とした点で、政府による退役軍人雇用政策のプログラム対象者を飛躍的に拡大させた。G.I.法に含まれない公務員試験優遇制度や、傷痍軍人への年金制度は別の法律で用意された。G.I.法は党派を超えた支持を獲得し法案が成立した一方で、全アメリカ市民を対象とする 1945 年完全雇用法案は、自由競争を前提とするアメリカ社会の理想に反するとされ、立法に至らなかった。翌年に成立した 1946 年雇用法からは、完全雇用を実現するための連邦政府の投資・支出を可能とする規定は削除された。

アメリカにおける退役軍人雇用政策は、第二次世界大戦を決定的転機として大きく変化した。第二次世界大戦以前は、連邦政府による再就職支援は傷痍軍人を対象とするものに限られた。国のために戦い障害を持って帰還した兵士に対して、連邦政府が責任を負うことが正当化される文脈は建国の時代から存在した。それは退役軍人へ年金を支給する形で存在した。しかし、戦争で国のために戦った兵士が障害を持って帰還した場合には再就職支援を受ける資格が与えられる一方で、健康な身体で帰還した退役軍人への福利は第二次世界大戦に至るまで用意されなかった。その背景には、健康で障害を持たない退役軍人が就職しないことはその者が怠惰であり、さらに自由、平等、個人主義に基づき勤勉を美德とするアメリカニズムに反するものとされた文脈がある。大恐慌がアメリカ国民全体に与えた経済的影響は大きく、不況が改善されぬままにボーナス行進が起こったことは、失業状態にある健康な退役軍人に対する連邦政府の責任が果たされず、また失業状態にあり困窮した退役軍人の存在そのものが社会秩序にとって脅威であることを明らかにした。健康な退役軍人のための雇用対策がなされぬままに、1935 年には国民全体を対象とした失業保険が用意された。調整軍務証券の現金即時支払いに対しては、四人の大統領によって民間人と就業可能である健康な退役軍人を区別することに正当性が与えられないとして拒否権が発行され続けた。なぜなら大恐慌を契機として、政府が市民の生活の保障に関与することを正当化するリベラリズムの考え方が広まったという、いわば大きな地殻変動も起こっていたからである。その流れを変えたのは、第二次世界大戦であった。第二次世界大戦は、第一次世界大戦と比べて約 3.5 倍にあたる数の退役軍人集団を生み出した。大量の若者を戦争に向かわせ彼らが就学・就職機会を失ったのは国の責任であるとして、連邦政府による支援が正当化され、高等教育での学費を政府が負担することを含む職業訓練プログラムが誕生した。

終章

戦争は、アメリカ国内に退役軍人団体が個人の「義務の範囲を超えて (beyond the call for duty) ⁴⁷³」国民全体の責務を背負い、戦場で戦ったアメリカニズムの守護者として、自己を語る文脈を生み出してきた。しかし、国民全体の責務とされた従軍によって、退役軍人である個人が受けた不利益は一樣でなく、その異なる不利益の形は、異なる主張や要求を生み、連邦レベルの退役軍人政策が形成されていった。20世紀転換期から第二次世界大戦にかけて、アメリカの退役軍人に関する埋葬、医療、そして雇用政策は異なる発展経路を経て制度的に拡大した。本論文は (1) アーリントン国立墓地政策、(2) 退役軍人医療政策、(3) 退役軍人雇用政策の間で、なぜ政策発展過程が異なるのかを、制度的文脈と支配的な言説に着目して明らかにしようとしたものである。

三つの退役軍人政策を比較すると、時間的配置上の異なるタイミングにおいて、政治アクターらの語りを通じて支配的な言説が変化し、異なる制度展開の経路を導いたと言える。まず、アーリントン国立墓地政策の拡大において重要な要因となったのは、南北戦争と米西戦争が起きたタイミングである。南北戦争後に一つの国民国家像が形成されぬまま、米西戦争が起こった。この時間的配置上のタイミングで起こった対外戦争（米西戦争）の経験は、一つの国のために戦ったアメリカ兵士の死がより積極的に語られ、顕彰される制度的文脈を形成した。この文脈における政治アクターによる愛国心の語りは、北軍兵士のみを顕彰する言わば南北分断の象徴であったアーリントン国立墓地制度を、国民全体の愛国心を象徴する場へと変化させた。この制度的文脈と言説の変化は、その後の第一次世界大戦と第二次世界大戦を通じて、アーリントン国立墓地制度が包摂する国民の対象範囲がより拡大し、また毎年行われる記念行事を通して繰り返し国民の愛国心を呼び起こす場となる重要な要因となったと考えられる。

アーリントン国立墓地政策は、戦争で亡くなった退役軍人（戦没将兵）のための政策である。従って、埋葬政策の文脈で政治アクター間の経済的な利害関係は生じにくいと考えられる一方で、医療政策と雇用政策は、戦地から生きて帰還した退役軍人をいかに従軍前の健康状態に戻すか、そしていかにアメリカ社会に生産性を持つ個人として再統合するかが課題とされる。特に戦争と大恐慌の文脈において、医療と雇用に関しては、退役軍人に特化した政策と、それ以外の民間人をもプログラム対象者に含む政策が同時期に求められ

⁴⁷³ Fred P. Caldwell, "Above and Beyond the Call of Duty," *Register of Kentucky State Historical Society* 18, no.53 (May 1920): 9; Tom Brokaw, *The Greatest Generation*. Kindle.

た。

退役軍人医療政策拡大の要因となったのは、第一次世界大戦を転機として従軍中に障害を持った退役軍人向けに病床を提供する退役軍人病院システムが形成されるのと同時期に、同じ戦争を転機として全国民を対象とする公的医療保険制度（国民皆保険制度）導入を目指す勢いが増したという時間的配置上のタイミングにある。医療従事者間の自由競争による利益を主張するアメリカ医師会が、公的医療保険制度は政府が医療を支配する社会主義的医療につながると主張し反対した。ここで戦後の愛国的な観念に対抗したのは、アメリカ医師会によって公的医療保険の導入は社会全体に害を生み、自由・平等というアメリカの理念をも掘り崩すものと語られた反社会主義の観念であった。ここに形成された反社会主義が語られる言説は、国民皆保険案を廃案にする結果を生み出す一方で、その副産物として自由・平等というアメリカの理念をファシズムやナチズムから守るために戦い傷病を負った退役軍人集団に特化した退役軍人病院制度を生む重要な要因となったと考えられる。

退役軍人医療政策が傷病を負った退役軍人を扱う政策であるのに対して、第二次世界大戦後の退役軍人雇用政策は従軍による傷病を負わずに帰還した健康な退役軍人をも、プログラム対象者とする政策として拡大した。ここで強調すべき点は、連邦政府による就職支援は傷病者にその対象が限られ、健康な退役軍人をプログラム対象者とする雇用政策が、公務員試験の優遇を除いて、第二次世界大戦に至るまで不在であったことである。第一次世界大戦は、軍から除隊し失業した退役軍人を生み出すと同時に、軍需産業の解体に伴って失業した国内労働者も生み出した。個人の勤労と自助努力を重要視する伝統的な個人主義の考えと、自由・平等を達成するために連邦政府が国民の生活保障に関与するというリベラリズムの地殻変動が共存するなか、軍務に関連する障害を持たない退役軍人をその他の民間人失業者と区別する雇用政策は依然として不在であった。そして、軍務に関連する障害を持たない退役軍人を対象とする雇用政策が不在であるなかで大恐慌が起こり、不況が改善されぬままに失業状態にある退役軍人の不満を象徴するボーナス行進の暴動化が起こったことは、失業状態にあり困窮した退役軍人の存在が社会秩序にとって脅威であることを強調する文脈を生み出した。第二次世界大戦は、第一次世界大戦の約 3.5 倍の退役軍人を国内に生んだ。この時間的配置上のタイミングで大規模の戦時動員を必要とした第二次世界大戦が起こったことは、退役軍人団体らと連邦議員らが失業状態の退役軍人について語ることを通じて、除隊後に失業することとなる退役軍人を放置しない雇用政策を求

め、新たな社会秩序の言説を形成する大きな要因となった。その結果、公務員試験の優遇とは別に、退役軍人をプログラム対象者とする就学・就職支援をも含む包括的な社会復帰政策が第二次世界大戦中に形成され、その翌年の全国民を対象とした完全雇用法案が廃案となる要因となったと考えられる。

以上の政策間比較は、従来の歴史的制度論で指摘されてきた「政策・制度が政治を形成する」ことに加え、「行為主体としてのアクターが言説を作り変える」ということも制度発展の重要な要因となることを示している。つまり、制度展開の時間的配置上のタイミングの違いに加えて、三つの退役軍人政策の政治過程に参加する政治アクターがどのような制度的文脈の中でその観念を語ることで特定の言説を変化させたのか、ということも、政策発展に違いを生む重要な要因であると言える。

このように本論文では、戦争が転機となり生成された制度的文脈に加えて、アクターにより形成された言説が、制度展開を引き起こす重要な要因となることを主張した。しかし、以上の主張には説明できない点もある。それは、戦争を決定的転機としながらも、各戦争が持つ勝敗の結果が政策発展に重要な要因となる点を説明できないことである。

本論文で言及した戦争に、アメリカは連続して勝利しており、また南北戦争以外、国内が従軍による死者および傷病者を生み出す戦場とならなかった。アメリカが退役軍人制度を拡大していったのに対し、例えば、第一次世界大戦で勝利した日本では、除隊した兵士向けに軍人恩給制度の他に、傷痍軍人およびその遺族に対する扶助制度、就職援護政策、実業講習会、建築技術員養成講習会、土木技術員養成講習会、農業講習会、養鶏講習会、社会教育講習会、教員免許取得制度、大学・専門学校への入学・聴講の支援といった就学・職業訓練の支援制度が用意され、また陸軍・海軍保護院における医療サービスの提供がなされた⁴⁷⁴。第二次世界大戦では、日本は敗戦した。アメリカによる占領下で、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）によって、それまでの軍国主義的な日本の社会政策が見直された。そこでは、退役軍人がアメリカのように英雄視されず、傷病を負った軍人や軍属に対する雇用・医療を含む援護政策は廃止され、元軍人および遺族に向けた軍人恩給制度のみが残された⁴⁷⁵。退役軍人政策が存続し拡大する背景には、戦争が決定的転機となって生成された制度的文脈と支配的な言説が重要となる他に、勝敗といった戦争が持つ特徴的な

⁴⁷⁴ 石崎吉和、齋藤達志、石丸安蔵「旧軍における退役軍人支援政策：対象から昭和初期にかけて」『戦史研究年報：防衛省防衛研究所戦史研究センター編』15巻（2012）：27-35；金蘭九「戦後福祉政策の回顧」『九州看護福祉大学紀要』19巻1号（2018）：49-58。

⁴⁷⁵ 金蘭九「戦後福祉政策の回顧」50-1。

性質も政策決定に重要な影響を与えられられる。

最後に、本論文の限界と将来の研究への接続について述べたい。先に述べたように、本論文は、戦没者を顕彰することを目的とする埋葬政策（アーリントン国立墓地政策）、従軍中に傷病を負った退役軍人を従軍前の健康状態に戻すことを目的とする医療政策、そして除隊し失業した退役軍人を社会に再統合することを目的とする雇用政策の三つの政策を比較し、その政策発展に違いを生むメカニズムを明らかにしようとした。そのため、戦争によって生じた退役軍人集団内の異なる犠牲のかたちに着目して、連邦政府の財源を扱うプログラム対象者となる退役軍人集団を扱った。本論文では退役軍人団体とその他の政治アクターの関係性に着目したが、退役軍人集団内の人種的・民族的背景や個人的な背景、退役軍人集団間のイデオロギーの違いなどを考慮できていない点は、本論文の限界である。

本論文のもう一つの限界は、本論文の主張を一般化する難しさである。本論文は、20世紀転換期から第二次世界大戦後の復興期にかけて拡大した退役軍人政策の発展過程を埋葬、医療、雇用という三つの政策分野に限定して論じた事例研究である。そのため、本論文が扱う時期は限定的であり、研究対象とした制度的文脈と言説もまた限定的である。筆者は、制度的ルールに置かれていた主体性をアクターに取り戻すことを通して、歴史的制度論の主張する制度的文脈を重視した政策発展過程をより緻密に説明することを目指した。しかし、本論文は、三つの退役軍人政策に関する限定的な文脈の中で政策結果の根拠を論じたため、その主張は事例的な記述の範囲を超えていない。本論文の主張をより精度の高いものとし、制度理論の研究に貢献するためには、先に言及した決定的転機そのものの性質を考慮する他にも、その他の政策分野との比較や、より厚い歴史的証左を研究に取り入れて発展させていくさらなる取り組みが必要とされる。

参考文献

政府刊行物

- Committee on Revolutionary Pensions. "U.S. House of Representatives. Committee on Pensions and Revolutionary War Claims. 12/22/1813-12/9/1825." National Archives Catalog. <https://catalog.archives.gov/id/10460128> (accessed January 2, 2023).
- Committee on Veterans' Affairs. *History of House Committees Considering Veterans' Legislation*. Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1990.
- Congressional Research Service. "U.S. Department of Veterans Affairs: Who Is a Veteran?" prepared on November 2, 2022. Congressional Research Service. <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47299> (accessed December 29, 2023).
- Federal Board for Vocational Education. *Index to the Vocational Summary Volume 1: May 1918, to April 1919*. Whitefish, MT: Kessinger Publishing, 2010.
- Harding, Warren G. *Address of the President of the United States at the Burial of An Unknown American Soldier at Arlington Cemetery November 11, 1921*. Washington, DC: Government Printing Office, 1921.
- Sanger, George P. ed. *The Statues at Large, Treaties, and Proclamations, of United States of America. from December 1863, to December 1865. Arranged in Chronological Order and carefully collated with the Originals at Washington. with References to the Matter of Each Act and to the Subsequent Acts on the Same Subject*. Vol. XIII. Boston: Little, Brown and Company. 1866. (Buffalo, N.Y.: Dennis & Co., Inc., 1964.) <https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/l1sl/l1sl-c38/l1sl-c38.pdf> (accessed on January 7, 2024).
- Superintendent of Documents. *United States Government Publications Monthly Catalog. No. 579. April 1943*. Washington DC: Government Printing Office, 1943. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/GOVPUB-GP3-cb543933f5231626ef166f18a253a1ad/pdf/GOVPUB-GP3-cb543933f5231626ef166f18a253a1ad.pdf> (accessed January 7, 2024).
- U.S. Arlington Memorial Bridge Commission, and Damian J. Kulash. *The Arlington Memorial Bridge: Message from the President of the United States Transmitting Pursuant to Law the Report of the Arlington Memorial Bridge Commission on the Project to Construct a*

- Memorial Bridge Across the Potomac From the Vicinity of the Lincoln Memorial to the Arlington Estate.* Washington, DC: Government Printing Office, 1924.
- U.S. Bureau of Labor Statistics. "War and Postwar Wages, Prices, and Hours 1914-23 and 1939-44." *Bulletin* 852, Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1945: 1-32.
- U.S. Census Bureau. "Population: United States Summary." In *1930 Census: Volume 1. Population, Number and Distribution of Inhabitants.*
<https://www2.census.gov/library/publications/decennial/1930/population-volume-1/03815512v1ch02.pdf> (accessed December 14, 2024).
- U. S. Civil Service Commission. *First Annual Report of the United States Civil Service Commission.* 2nd ed. Washington, DC: US Government Printing Office, 1884.
- . *History of Veteran Preference in Federal Employment, 1865-1955.* Washington, DC: United States Civil Service Commission, 1956.
- U.S. Commission of Fine Arts. *Report.* Washington, DC: Government Printing Office, 1911.
- U.S. Congress. *A Bill to Aid the Veteran Organizations of the District of Columbia in Their Joint Memorial Day Services at Arlington National Cemetery and Other Cemeteries on and Preceding May 30,* H.R.10388, 74th Cong., 2d sess., *Congressional Record* 80, Part 1 (January 20, 1936): 707-773.
- . *An Act Making Appropriations for Sundry Civil Expenses of the Government for the Fiscal Year Ending June Thirtieth, Nineteen Hundred and One, and for Other Purposes,* H.R.11212. 56th Cong., 1st sess., *Congressional Record* 33 (May 5, 1900): 588-645.
- . *An Act Making Appropriations for Sundry Civil Expenses of the Government for the Fiscal Year Ending June Thirtieth, Nineteen Hundred and One, and for Other Purposes.* H.R.11212. 56th Cong., 1st sess., *Congressional Record* 33, (May 28, 1900): 6120-85.
- . *Arlington National Cemetery Burial Eligibility Act.* H.R. 4940. 107th Cong., 2nd sess. *Report 107-588* (July 18, 2002): 1-19. <https://www.congress.gov/107/crpt/hrpt588/CRPT-107hrpt588.pdf> (accessed January 4, 2024).
- U.S. Congress. House Committee on Military Affairs, *Hearings before Subcommittee No.2, of the Committee on Military Affairs; February 28, 1936,* H.R. 10388. 74th Cong., 2d sess. Washington, DC: Government Printing Office, 1936.

- U.S. Congress. House Committee on Veterans' Affairs. *History of House Committees Considering Veterans' Legislation*, 101st Cong., 2d sess. Washington, DC: Government Printing Office, 1926.
- U.S. Congress. Senate Committee on Military Affairs, *Interment and Reinterment of Confederate Dead in Arlington National Cemetery*. 56th Cong., 1st sess., 1900, S. Rep. 1274.
- U.S. Congress. Senate Committee on Finance. *Hearing before the Subcommittee of the Committee on Finance*. 65th Cong., 1st sess., 1917.
- U.S. Congress. Senate. *Military and Naval Asylum*, 1865. 38th Cong., 2d sess., 1865. Congressional Globe. 753-1204.
- U.S. House Committee on Ways and Means. *Soldiers' Adjusted Compensation, 1924: Hearings before the Committee on Ways and Means, House of Representatives, March 3, 4, and 5, 1924*. Washington, DC: Government Printing Office, 1924.
- U.S. Merit Systems Protection Board. "Veteran Hiring in the Civil Service: Practices and Perceptions." *A Report to the President and the Congress of the United States by the U.S. Merit Systems Protection Board* (August 2014): 1-73.
- U.S. National Resources Planning Board. *Conference on postwar readjustment of civilian and military personnel, and United States. "Demobilization and Readjustment: Report of the Conference on Postwar Readjustment of Civilian and Military Personnel*. Washington, DC: National Resources Planning Board, 1943.
- Washington, George. *The Writings of George Washington from the Original Manuscript Sources, 1745-1799*. Edited by John C. Fitzpatrick. 39 vols. Washington, DC: Government Printing Office, 1931-1944.

新聞・雑誌

Alexandria Gazette

American Legion Magazine

The American Legion Weekly

Atlanta Constitution

The Baltimore Sun

Birmingham Post-Herald
Chicago Tribune
The Daily Evening Express
The Deseret News
El Paso Herald-Post
Evening Star
The Fresno Morning Republican
Honolulu Star-Bulletin
The Index-Journal
Iowa States Daily
The Kansas City Star
Los Angeles Evening Citizen News
Michigan Argus
The New York Times
The Sentinel
Sioux City Journal
The Tidings
The Times-Democrat
The Washington Times
The Washington Post

研究書・研究論文・辞書

Adams, Michael C.C. "Who Didn't Use the G.I. Bill? Notes on a Lingering Question." *Studies in Popular Culture* 23, no. 2 (October 2000): 65-74.

Anderson, Benedict. *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. Rev. ed. London: Verso, 1991[1983]. 白石隆, 白石さや訳 『想像の共同体: ナショナリズムの起源と流行』 東京: 書籍工房早川, 2007.

- Auricchio, Laura. "Two Versions of 'General Washington's Resignation': Politics, Commerce, and Visual Culture in 1790s Philadelphia." *Eighteenth-Century Studies* 44, no. 3 (Spring 2011): 383-400.
- Brokaw, Tom. *The Greatest Generation*. New York: Random House, 2000. Kindle.
- Burtin, Oliver. *A Nation of Veterans: War, Citizenship, and the Welfare State in Modern America*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2022.
- Byerly, Carol R. "In Veterans' Policies, Veterans' for Tubercular Veterans' Health Care before the Veterans Bureau." Chap. 1 in *Veterans' Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*, edited by Stephen R. Ortiz, 11-37. Gainesville: University Press of Florida, 2015.
- Caldwell, Fred P. "Above and Beyond the Call of Duty." *Register of Kentucky State Historical Society* 18, no.53 (May 1920): 7, 9-12.
- Campbell, John L. "Ideas, Politics, and Public Policy." *Annual Review of Sociology* 28 (2002): 21-38.
- Carroll, Thomas F. "Freedom of Speech and of the Press in War Time: The Espionage Act." *Michigan Law Review* 17, no. 8 (June., 1919): 621-65.
- Carstensen, Martin B. and Vivien A. Schmidt. "Power through, over and in Ideas: Conceptualizing Ideational Power in Discursive Institutionalism." *Journal of European Public Policy* 23, no. 3 (2016): 318-37.
- Daniels, Roger. *The Bonus March: An Episode of the Great Depression*. Westport: Greenwood Publishing Corporation, 1971.
- Douglas, Paul H. "The War Risk Insurance Act." *Journal of Political Economy* 26, no. 5 (May 1918): 461-83.
- Feller, Carolyn M., and Constance J. Moore., ed. *Highlights in the History of the Army Nurse Corps*. Washington, DC: US. Army Center of Military History, 1995.
- Ford, Nancy G. "Put Fighting Blood in Your Business: The U.S. War Department and the Reemployment of World War I Soldiers." Chap. 5 in *Veterans' Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*, edited by Stephen R. Ortiz, Gainesville, FL: University Press of Florida, 1997.
- Foucault, Michel. "The Subject and Power." *Critical Inquiry* 8, no. 4 (Summer 1982): 777-95.

- Frydl, Kathleen. *The GI Bill*. New York: Cambridge University Press, 2009.
- Gordon, Suzanne. *Wounds of War: How the VA Delivers Health, Healing and Hope to the Nation's Veterans*. New York: Cornell University Press, 2018.
- Grogan, Colleen M. *Grow and Hide: The History of America's Health Care State*. New York: Oxford University Press, 2023.
- Hacker, Jacob S. *The Divided Welfare State: The Battle over Public and Private Social Benefits in the United States*. New York: Cambridge University Press, 2002.
- Hall, Peter A. and Rosemary C. R. Taylor. "Political Science and the Three New Institutionalisms." *Political Studies* 44 (1996): 936-57.
- Hines, Frank T. "Demobilization and the Federal Program of Veteran Aid." *Public Administration Review* 5, no.1 (Winter, 1945): 73-80.
- . "Medical Care Program of the Veterans Administration." *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 239 (May 1945): 73-9.
- Holt, Dean W. *American Military Cemeteries*. 2nd ed. North Carolina: McFarland Publishing, 2009.
- Jones, Richard S. *A History of the American Legion*. New York: the Bobbs-Merrill Company, 1946.
- Journal Article, "The American Medical Association: Power, Purpose, and Politics in Organized Medicine." *The Yale Law Journal* 63, no. 7 (May 1954): 937-1022.
- Kazin, Michael, and Joseph A. McCartin., eds. *Americanism*. Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2006.
- Keene, Jennifer. "A 'Brutalizing' War? The USA after the First World War." *Journal of Contemporary History* 50, no. 1, Special Issue: The Limits of Demobilization (January 2015): 78-99.
- Key, V. O. Jr., *Politics, Parties, & Pressure Groups*, 5th ed. New York: Thomas Y. Crowell Company, 1964.
- Kinder, John M. "Architecture of Injury: Disabled Veterans, Federal Policy, and the Built Environment in the Early Twentieth Century." In *Veteran's Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*, edited by Stephen R. Ortiz, 65-93. Gainesville: University Press of Florida, 2012.

- Kotlowski, Dean J. "Burying Sergeant Rice: Racial Justice and Native American Rights in the Truman Era." *Journal of American Studies* 38, no. 2 (August 2004): 199-225.
- Krowl, Michelle A. "In the Spirit of Fraternity: The United States Government and the Burial of Confederate Dead at Arlington National Cemetery, 1864-1914." *The Virginia Magazine of History and Biography* 111, no. 2 (2003): 151-86.
- Lakeman, Cutis E. "The After-Care of Our Disabled Soldiers and Sailors." *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 79, (September 1918): 114-29.
- Laurence, Janice H. "Women and the US Military: Progress and Challenges." In *Inclusion in the American Military: A Force for Diversity*. Lanham: Lexington Books, 2017.
- Magnuson, Paul B. "Medical Care for Veterans." *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 273 (January 1951): 76-83.
- March, James G. and Johan P. Olsen. "The New Institutionalism: Organization Factors in Political Life." *The American Political Science Review* 78, no. 3 (1984): 734-49.
- Marshall, Elizabeth. "Atlanta Peace Jubilee." *The Georgia Historical Quarterly* 50, no. 3 (1966): 276-82.
- Mason, Jr., Herbert Molloy. *VFW: Our First Century*. Lenexa: Addax Publishing Group, 1999.
- McElya, Micki. *The Politics of Mourning: Death and Honor in Arlington National Cemetery*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016.
- Murphy, Ric, and Timothy Stephens. *Section 27 and Freedman's Village in Arlington National Cemetery: The African American History of America's Most Hallowed Ground*. North Carolina: McFarland & Company, Inc. 2020. Kindle.
- Nourse, Edwin G. "Defining Our Employment Goal Under the 1946 Act." *The Review of Economics and Statistics* 38, no. 2 (1956): 193-204. <https://doi.org/10.2307/1925481>.
- Olsen, Keith W. *The G.I. Bill, the Veterans, and the Colleges*. Lexington: University Press of Kentucky, 1974.
- Ortiz, Stephen R. "Rethinking the Bonus March." Chap. 7 in *Veterans' Policies, Veterans' Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*. Gainesville, FL: University Press of Florida, 1997.
- Pierson, Paul. "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics." *The American Political Science Review* 94, no 2 (2000): 251-67.

- . *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*. Princeton: Princeton University Press, 2004. 粕谷祐子訳『ポリティクス・イン・タイム：歴史・制度・社会分析』東京：勁草書房, 2016.
- Roberts, Mary M. *The Army Nurse Corps: Yesterday and Today*. Washington, DC: U.S. Army Nurse Corps, 1957.
- Rosenberg, William G. “Russian Labor and Bolshevik Power after October.” *Slavic Review* 44, no.2 (1985): 213-38.
- Sartin, Jefferey S. “Infectious Diseases during the Civil War: The Triumph of the ‘Third Army.’” *Clinical Infectious Diseases* 16, no. 4 (April 1993): 580-4.
- Schmidt, Vivien A. “Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse.” *Annual Review of Political Science* 11 (2008): 303-26.
- . “Theorizing Ideas and Discourse in Political Science: Intersubjectivity, Neo-Institutionalisms, and the Power of Ideas.” *Critical Review* 29, no. 2 (2017): 248-63.
- Segal, David R. *Recruiting for Uncle Sam: Citizenship and Military Manpower Policy*. Lawrence: University Press of Kansas, 1989.
- Shryock, Richard H. “A Medical Perspective on the Civil War.” *American Quarterly* 14, no. 2, part 1 (Summer, 1962): 161-73.
- Simpson, J.A. and E.S.C. Weiner, *The Oxford English Dictionary*. 2nd ed. vol VII. Hatervacuum. Oxford: Clarendon Press, 1989.
- Skocpol, Theda. *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States*. Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press, 1992.
- Skowronek, Stephen. *Building a New American State: The Expansion of National Administrative Capacities, 1877-1920*. New York: Cambridge University Press, 1982.
- Smith, Dale C. “Military Medical History: The American Civil War.” *OAH Magazine of History* 19, no. 5, Medicine and History (September 2005): 17-9.
- Stevens, Rosemary A. “The Invention, Stumbling, and Reinvention of the Modern U.S. Veterans Health Care System, 1918-1924.” Chap. 2 in *Veterans’ Policies, Veterans’ Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*, edited by Stephen R. Ortiz. Gainesville, FL: University Press of Florida, 2012.

- Strozier, Robert M. *Foucault, Subjectivity, and Identity: Historical Constructions of Subject and Self*. Detroit: Wayne State University Press, 2002.
- Ward, William H. *Records of Members of the Grand Army of the Republic*. San Francisco: H.S. Crocker & Co., Stationers and Publishers, 1886.
- Washington Committee of the American Political Science Association. “The Servicemen’s Readjustment Act and Some Problems of Political Science Instruction.” *The American Political Science Review* 38, no. 4 (August 1944): 762-5.
- Weber, Gustavus A. and Laurence F. Schmeckebier. *Veterans’ Administration, Its History, Activities and Organization*. Washington, DC: Brookings Institution, 1934.
- White, Leonard D. “The Civil Service Commission in the United States” *Progress in Public Administration* 1, no.4 (1928): 419-27.
- Yamagishi, Takakazu. “War, Veterans, and Americanism: Political Struggle over VA Health Care after World War II.” *The Japanese Journal of American Studies* 24 (2013): 145-64.
- Yee, Albert S. “The Causal Effects of Ideas on Policies.” *International Organization* 50, no. 1 (Winter 1996): 60-70.
- Young, Nancy Beck. ““Do Something for the Soldier Boys’: Congress, the G.I. Bill of Rights, and the Contours of Liberalism.” Chap. 8 in *Veterans’ Policies, Veterans’ Politics: New Perspectives on Veterans in the Modern United States*, edited by Stephen R. Ortiz, Gainesville, FL: University Press of Florida, 2012.
- Zillman, Donald N. “Where Have All the Soldiers Gone? Observations on the Decline of Military Veterans in Government.” *Maine Law Review* 49, no. 1 (January 1997): 86-110.

邦語文献

- 浅井理恵子「米軍のマンパワー政策とジェンダー：『女性軍人に関する国防指紋委員会』の設立背景について」『國學院雑誌』117巻5号(2016): 1-13.
- 安倍雅仁「カイザー・パーマネンテのマネジドケア(2): 第二次大戦期から終戦直後までの歴史過程」『北星論集(経)』51巻1号(2011): 41-63.
- 原田敬一「アーリントン『国立墓地』の位置: 国家的顕彰と国民的和解」『佛教大学文学部論集』90号(2019): 11-26.

石崎吉和、齋藤達志、石丸安蔵「旧軍における退役軍人支援政策：対象から昭和初期にかけて」『戦史研究年報：防衛省防衛研究所戦史研究センター編』15巻（2012）：27-35.

金蘭九「戦後福祉政策の回顧」『九州看護福祉大学紀要』19巻1号（2018）：49-58.

貴堂嘉之『南北戦争の時代：19世紀シリーズ アメリカ合衆国史2』東京：岩波新書，2019.

久保文明『アメリカ政治史』東京：有斐閣，2018.

中村祥司「1920年代前半期アメリカの退役軍人福祉政策をめぐる構想と利害関係：1924年調整補償法の制定過程に関する予備的一考察」『歴史と経済』245号（2019）：17-28.

中野耕太郎『20世紀アメリカの夢：世紀転換期から1970年代シリーズ アメリカ合衆国史3』東京：岩波新書，2019.

中山俊宏『アメリカ知識人の共産党：理念の国の自画像』東京：勁草書房，2023.

小倉いずみ「南北戦争中のエマソンによる奴隷廃止講演：『アメリカの文明』と『共和国の命運』をめぐって」『英文学研究』支部統合号14巻（2022）：51-9.

菅原和行『アメリカ都市政治と官僚制：公務員制度改革の政治過程』東京：慶応義塾大学出版会，2010.

高木八尺、齋藤光沢「第二次大統領就任演説」『リンカーン演説集』東京：岩波書店，1957.

内田隆三『ミシェル・フーコー：主体の系譜学』東京：講談社現代新書，1990.

山岸敬和『アメリカ医療制度の政治史：20世紀の経験とオバマケア』名古屋：名古屋大学出版会，2016.

横尾恒隆「アメリカ合衆国における職業教育連邦補助法と中等後段階の職業教育：国家防衛教育法と1963年職業教育法を中心に」『産業教育学研究』28巻2号（1998）：1-9.

ウェブサイト

American Center Japan. 「戦没将兵追悼記念日（メモリアル・デー）5月最終月曜日」

American Center Japan. <https://americancenterjapan.com/aboutusa/monthly-topics/1950/> (accessed September 13, 2023).

- Anderson, Colin M. "The Industrial Workers of the World in the Seattle General Strike." Seattle General Strike Project. University of Washington.
<https://depts.washington.edu/labhist/strike/anderson.shtml> (accessed July 31, 2023).
- Arlington National Cemetery. "Federal Rulemaking Process." Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore. <https://www.arlingtoncemetery.mil/About/Proposed-Revised-Eligibility-Criteria> (accessed January 3, 2023).
- . "Spanish-American War Memorial." Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore. <https://www.arlingtoncemetery.mil/Explore/Monuments-and-Memorials/Spanish-American-War> (accessed January 2, 2023).
- . "The Tomb of the Unknown Soldier." Arlington National Cemetery: Honor, Remember, Explore. <https://www.arlingtoncemetery.mil/Explore/Tomb-of-the-Unknown-Soldier> (accessed January 2, 2023).
- Biden, Joe. "Remarks by President Biden at a Veterans Day Wreath Laying Ceremony, Arlington, VA." November 11, 2023. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/11/11/remarks-by-president-biden-at-a-veterans-day-wreath-laying-ceremony-arlington-va/> (accessed November 14, 2023).
- Byerly, Carol R. "War Losses (USA)." In *International Encyclopedia of the First World War*, Last updated January 8, 2017. https://encyclopedia.1914-1918-online.net/pdf/1914-1918-Online-war_losses_usa-2014-10-08.pdf (accessed August 12, 2023).
- Coolidge, Calvin. "Address at the Dedication of the Monument to the First Division of the American Expeditionary Forces, Washington, DC." The American Presidency Project. October 4, 1924. <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/address-the-dedication-the-monument-the-first-division-the-american-expeditionary-forces> (accessed March 21, 2023).
- . "Veto Message: Adjusted Compensation for War Veterans." May 15, 1924. Calvin Coolidge Presidential Foundation. <https://coolidgefoundation.org/wp-content/uploads/2020/10/VetoHR.7959.pdf> (accessed August 9, 2023).
- Dustman, Renee. "WWII Military Health in the Pacific." Advancing the Business of Healthcare. <https://www.aapc.com/blog/26557-wwii-military-health-in-the-pacific/> (accessed April 11, 2023).

- Everett, Edward. "Gettysburg Address." November 19, 1863. Voices of Democracy the U.S. Oratory Project. <https://voicesofdemocracy.umd.edu/everett-gettysburg-address-speech-text/> (November 14, 2023).
- Faust, Drew G. "Death and Dying." National Park Service: US Department of the Interior. <https://www.nps.gov/articles/death-and-dying.htm> (accessed September 3, 2023).
- Federal Reserve of History. "Employment Act of 1946." Federal Reserve of History. <https://www.federalreservehistory.org/essays/employment-act-of-1946> (accessed August 12, 2023).
- Fox, Cynthia G. "Income Tax Records of the Civil War Years." National Archives. <https://www.archives.gov/publications/prologue/1986/winter/civil-war-tax-records.html> (accessed December 31, 2022).
- Freedmen and Southern Society Project. "The First Confiscation Act." Freedmen and Southern Project. <http://www.freedmen.umd.edu/conact1.htm> (accessed December 31, 2022).
- Hoover, Herbert. "February 26, 1931: Veto Messages Regarding Emergency Adjusted Compensation Act." University of Virginia. <https://millercenter.org/the-presidency/presidential-speeches/february-26-1931-veto-messages-regarding-emergency-adjusted> (accessed August 10, 2023).
- . "Statement About the Bonus Marchers." July 28, 1932. The American Presidency Project. <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-about-the-bonus-marchers> (accessed December 19, 2023).
- Kratz, Jessie. "The 1932 Bonus Army: Black and White Americans Unite in March on Washington." July 15, 2020. National Archives. <https://prologue.blogs.archives.gov/2020/07/15/the-1932-bonus-army-black-and-white-americans-unite-in-march-on-washington/> (accessed August 8, 2023).
- Lange, Katie. "5 Facts to Know About Veterans Day." U.S. Department of Defense. November 5, 2018. <https://www.defense.gov/News/Feature-Stories/story/Article/1675470/5-facts-to-know-about-veterans-day/> (accessed December 29, 2023).
- Library of Congress. "The American Expeditionary Forces." Library of Congress. <https://www.loc.gov/collections/stars-and-stripes/articles-and-essays/a-world-at-war/american-expeditionary-forces/> (accessed December 3, 2023).

- Lincoln, Abraham. "(1864) Abraham Lincoln 'Address at a Sanitary Fair.'" Blackpast. July 4, 2013. <https://www.blackpast.org/african-american-history/speeches-african-american-history/1864-abraham-lincoln-definition-liberty/> (accessed January 5, 2024).
- . "Gettysburg Address." November 19, 1863. U.S. National Park Service. <https://www.nps.gov/liho/learn/historyculture/gettysburgaddress.htm> (accessed November 14, 2023).
- . "Inaugural Address." March 4, 1865. The American Presidency Project. <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/inaugural-address-35> (accessed December 25, 2023).
- McDarison, Kim. "Fort observes Memorial Day in Evergreen Cemetery." June 1, 2023. Fort Atkinson Online. <https://fortatkinsononline.com/fort-observes-memorial-day-in-evergreen-cemetery/> (accessed January 6, 2024).
- Mitchell, William D. "Herbert Hoover 31st President of the United States: Statement on the Justice Department Investigation of the Bonus Army." September 10, 1932. The American Presidency Project. <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-the-justice-department-investigation-the-bonus-army>. (accessed August 10, 2023).
- National Archives. "Records of the Commission of Fine Arts." National Archives Guide to Federal Records. <https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/066.html#66.1> (accessed September 8, 2023).
- . "National Historical Publications & Records Commission: Hilary Abner Herbert Papers." National Archives. <https://www.archives.gov/nhprc/projects/catalog/hilary-abner-herbert> (accessed June 26, 2023).
- . "Records of the Office of Education." National Archives. <https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/012.html#12.4.1> (accessed October 10, 2023).
- National Cemetery Administration. "World War II 75th Commemorative Series: America's World War II Burial Program." U.S. Department of Veterans Affairs (2020). https://www.cem.va.gov/publications/NCA_America_WWII_Burial_Program.pdf (accessed June 29, 2023).

- Plante, Trevor K. "The National Home for Disabled Volunteer Soldiers." National Archives.
<https://www.archives.gov/publications/prologue1/2004/spring/soldiers-home.html>
(accessed December 30, 2022).
- Roosevelt, Franklin D. "State of the Union Message to Congress." January 11, 1944. Franklin D. Roosevelt Presidential Library and Museum.
http://www.fdrlibrary.marist.edu/archives/address_text.html (accessed August 2, 2023).
- . "Statement on Signing the G.I. Bill." June 22, 1944. The American Presidency Project.
<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/statement-signing-the-gi-bill> (accessed December 23, 2023).
- Selective Service System. "Induction Statistics: Conflict and Number of Inductions."
<https://www.sss.gov/history-and-records/induction-statistics/> (accessed December 3, 2023).
- Social Security Administration. "Eveline Mabel Burns: 1900-1985." Social Security Administration. <https://www.ssa.gov/history/eveburns.htm> (accessed August 2, 2023).
- . "Security, Work and Relief Policies: A Report by the National Resources Planning Board." Social Security Administration. 1942.
<https://www.ssa.gov/history/reports/NRPB/NRPBreport.html> (accessed August 1, 2023).
- Statista. "Annual number of military personnel employed in the United States Armed Forces and their share of the total population from 1816 to 2016." Statista.
<https://www.statista.com/statistics/1066986/us-armed-forces-military-personnel-capita-historical/> (accessed December 14, 2023).
- Stump, Adam. "World War I created millions of conscripted Veterans, improved benefits." U.S. Department of Veterans Affairs. April 6, 2020. <https://news.va.gov/73270/world-war-created-millions-conscripted-veterans-improved-benefits/> (accessed January 6, 2024).
- Taps Bugler. "Hamilton Fish and the Tomb of the Unknown Soldier." Taps Bugler, January 2, 2021. <https://www.tapsbugler.com/hamilton-fish-and-the-tomb-of-the-unknown-soldier/> (accessed June 28, 2023).
- The National WWII Museum. "The Draft and WWII."
<https://www.nationalww2museum.org/students-teachers/student-resources/research-starters/draft-and-wwii> (accessed August 7, 2023).

- The University of Chicago Press. "George Washington, Sentiments on a Peace Establishment." May 2, 1783. https://press-pubs.uchicago.edu/founders/documents/a1_8_12s6.html (accessed December 3, 2024)
- The White House. "Council of Economic Advisers." the White House, <https://www.whitehouse.gov/cea/> (accessed August 13, 2024).
- Trump, Donald J. "Remarks by President Trump in State of the Union Address." February 4, 2020. The White House. <https://trumpwhitehouse.archives.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-state-union-address-3/> (accessed September 27, 2023).
- U.S. Department of Justice. "Historical Biography: Attorney General: George Woodward Wickersham," <https://www.justice.gov/ag/bio/wickersham-george-woodward> (accessed July 16, 2023).
- . "Historical Biography: Attorney General: Isaac Wayne MacVeagh," <https://www.justice.gov/ag/bio/macveagh-isaac-wayne> (accessed July 16, 2023).
- U.S. Department of Veterans Administration. "VA History." U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.va.gov/HISTORY/VAHistory/Overview.asp> (accessed December 31, 2022).
- U.S. Department of Veterans Affairs. Veterans Healthcare Administration. "150th Anniversary of National Home for Disabled Volunteer Soldiers – VHA’s Ancestral Origins: Celebrating Our Civil War Roots." U.S. Department of Veterans Affairs. https://www.volunteer.va.gov/docs/NAC-richardson_presentation.pdf (accessed September 25, 2023).
- . "America’s Wars." U.S. Department of Veterans Affairs. https://www.va.gov/opa/publications/factsheets/fs_americas_wars.pdf (accessed March 30, 2023).
- . "Confederate Burials in the National Cemetery." U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.cem.va.gov/pdf/InterpretiveSigns/ConfederateBurialsInTheNationalCemetery.pdf> (Accessed May 30, 2023).
- . "Federal Benefits for Veterans, Dependents, Survivors, and Caregivers, 2023 Edition." U.S. Department of Veterans Affairs. 2023.

- https://www.va.gov/opa/publications/benefits_book/2023_Federal_Benefits_for_Veterans_Dependents_and_Survivors.pdf (accessed December 25, 2023).
- . “St. Cloud VA Health Care System.” U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.va.gov/st-cloud-health-care/about-us/history/> (accessed April 25, 2023).
- . “The National Cemetery Administration.” U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.va.gov/opa/publications/celebrate/nca.pdf> (accessed December 31, 2022).
- . “The Origins of Memorial Day.” U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.va.gov/opa/publications/celebrate/memday.pdf> (accessed November 30, 2023).
- . “VA History: History, Department of Veterans Affairs (VA).” U.S. Department of Veterans Affairs. https://www.va.gov/HISTORY/VA_History/Overview.asp (accessed February 2, 2023).
- . “VA’s Mission.” U.S. Department of Veterans Affairs. <https://www.va.gov/icare/> (accessed December 25, 2023).
- U.S. House of Representatives. “Section 7721. Authority and Responsibilities of the Secretary of the Army.” Office of the Law Revision Counsel United States Code. <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title10-section7721&num=0&edition=prelim> (accessed January 4, 2023).
- . “The Legislative Reorganization Act of 1946.” United States House of Representatives: History, Art & Archives. <https://history.house.gov/Historical-Highlights/1901-1950/The-Legislative-Reorganization-Act-of-1946/> (accessed January 2, 2023).
- U.S. Library of Congress. American Freedmen's Aid Commission. “The American Freedmen's Aid Commission (New York: 1865).” U.S. Library of Congress. <https://www.loc.gov/item/12003486/>
- U.S. National Park Service. “Daily Life at the National Home for Disabled Volunteer Soldiers.” U.S. National Park Service. <https://www.nps.gov/articles/daily-life-for-disabled-volunteer-soldiers.htm> (accessed October 11, 2023).
- . “History of the National Homes for Disabled Volunteer Soldiers: Veterans Services in the United States.” U.S. National Park Service. <https://www.nps.gov/articles/history-of-disabled-volunteer-soldiers.htm> (accessed March 30, 2023).

- . “The Civil War: 150 Years: National Park Service Sesquicentennial Commemoration: Legacy.” U.S. National Park Service.
<https://www.nps.gov/features/waso/cw150th/reflections/legacy/page2.html> (accessed April 24, 2023).
- . “Women’s Work: Olmsted and the Women of the United States Sanitary Commission.” U.S. National Park Service.
<https://www.nps.gov/frla/learn/historyculture/womenswork.htm> (accessed April 6, 2023).
- U.S. Sanitary Commission. “United States Sanitary Commission records.” The New York Public Library Manuscripts and Archives Division. 2013. https://nyplorg-data-archives.s3.amazonaws.com/uploads/collection/generated_finding_aids/mss3101.pdf (accessed January 16, 2024).
- U.S. Senate. “Freedmen’s Bureau Acts of 1865 and 1866.” U.S. Senate.
<https://www.senate.gov/artandhistory/history/common/generic/FreedmensBureau.htm> (accessed January 3, 2023).
- . “The Civil War: The Senate’s Story.” U.S. Senate.
https://www.senate.gov/artandhistory/history/common/civil_war/ConscriptionAct.htm (accessed September 25, 2023).
- USASPENDING.gov. “FY 2023 Spending by Budget Function.” USAspending.gov.
https://www.usaspending.gov/explorer/budget_function (accessed December 25, 2023).
- Vergun, David. “First Peacetime Draft Enacted Just Before World War II.” U.S. Department of Defense. April 7, 2020. <https://www.defense.gov/News/Feature-Stories/story/Article/2140942/first-peacetime-draft-enacted-just-before-world-war-ii/> (accessed August 1, 2023).
- Waskie, Anthony. “The Grand Army of the Republic.” Essential Civil War Curriculum.
<https://www.essentialcivilwarcurriculum.com/the-grand-army-of-the-republic.html> (Accessed January 23, 2023).
- Weingroff, Richard F. “A Moment in Time: The Traffic Jam That Advanced the Arlington Memorial Bridge.” U.S. Department of Transportation Federal Highway Administration.
<https://highways.dot.gov/highway-history/general-highway-history/moment-time-traffic-jam-advanced-arlington-memorial-bridge> (accessed September 6, 2023).

Wilson, Woodrow. "Address at Arlington National Cemetery: 'Closing a Chapter.'" The American Presidency Project. June 04, 1914.
<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/address-arlington-national-cemetery-closing-chapter> (accessed November 4, 2023).

団体ウェブサイト・団体刊行物

American Battle Field Trust. "Cornerstone Laying of the Arlington National Cemetery Confederate Monument." November 12, 1912. <https://www.battlefields.org/learn/primary-sources/cornerstone-laying-arlington-national-cemetery-confederate-monument> (accessed October 31, 2023).

American GI Forum "Our History." American GI Forum of Texas, Inc. <https://agiftx.com/about-us/> (accessed July 3, 2023).

American Legion. "Charter of the American Legion: National Constitution and By-laws." The American Legion. <https://www.legion.org/publications/247099/national-constitution-and-laws> (accessed January 2, 2023).

———. "Preamble to the Constitution." The American Legion. <https://www.legion.org/preamble> (Accessed December 31, 2023).

———. "Summary of Proceedings: 25th Annual National Convention of the American Legion, Omaha, NE. September 21,22, and 23, 1943." The American Legion Digital Archive. <https://archive.legion.org/node/660> (accessed November 28, 2023).

———. "Summary of Proceedings 11th Annual National Convention of the American Legion: Louisville, KY. September 30, October 1, 2, 3, 1929." The American Legion Digital Archive. <https://archive.legion.org/node/646> (accessed December 21, 2023).

American Medical Association. "AMA Fact Sheet on its Decade of Membership Growth." The American Medical Association. 2021. <https://www.ama-assn.org/system/files/2021-06/ama-10-years-2021-fact-sheet.pdf> (accessed April 28, 2023).

———. "Proceedings of the St. Louis Interim Session: Minutes of the Interim Session of the House of Delegates of the American Medical Association, Held in St. Louis, November 30-December 1, 1948." *Journal of the American Medical Association* 138 no.16 (December 1948): 1161-79.

- . “Proceedings of the Atlantic City Session: Minutes of the Annual Session of the House of Delegates of the American Medical Association, Held in Atlantic City, June 6-10, 1949.” *Journal of the American Medical Association* 140, no. 8 (1949): 685-723.
- American Nurses Association. “The History of the American Nurses Association.” American Nurses Association. <https://www.nursingworld.org/ana/about-ana/history> (accessed November 11, 2023).
- Army Nurse Corps Association. “Highlights in the History of the Army Nurse Corps, Beginnings to 1940.” Army Nurse Corps Association. <https://e-anca.org/History/ANC-Eras/1901-1940> (accessed November 10).
- Daughters of the American Revolution. “DAR History.” Daughters of the American Revolution. <https://www.dar.org/national-society/about-dar/dar-history> (accessed November 11, 2023).
- Disabled American Veterans. “DAV’s Mission Statement.” Disabled American Veterans. <https://www.dav.org/about-dav/> (accessed January 2, 2023).
- . “History of the DAV: Help Me, I’m a Disabled Veteran.” Disabled American Veterans. https://www.dav.org/wp-content/uploads/DAVHistory_DAVWW.pdf (accessed January 2, 2023).
- Industrial Workers of the World. “One Big Union: the Principles and Goals of the Industrial Workers of the World.” <https://www.iww.org/resources/one-big-union.pdf> (accessed July 31, 2023).
- National Mall Coalition. “National Mall History.” National Mall Coalition. <https://www.nationalmallcoalition.org/legacy/national-mall-history/> (accessed December 7, 2021).
- Neubeiser, J. R. “Standing the Watch Alone: Return Home of the Unknown Soldiers in 1958.” *The Society of the Honor Guard Tomb of the Unknown Soldier* (May 2021). https://tombguard.org/assets/images/guards/Standing-The-Watch-Alone_051521_v4.pdf (accessed September 11, 2023).
- Society of the Honor Guard. “World War II Unknown Soldier.” Society of the Honor Guard Tomb of the Unknown Soldier, Society of the Honor Guard. <https://www.tombguard.org/tomb-of-the-unknown-soldier/world-war-ii> (accessed January 6, 2023).

Sons of Union Veterans of the Civil War. "Grand Army of the Republic History." Sons of Union Veterans of the Civil War. <https://suvcw.org/about/gar-history/> (accessed January 23, 2023).

The Army Historical Foundation. "General John A. Logan, Memorial Day Founder." The Army Historical Foundation. <https://armyhistory.org/general-john-a-logan-memorial-day-founder/> (accessed January 16, 2023).

The Society of the Cincinnati. "Our Story: Our Story Introduction." The Society of the Cincinnati. <https://www.societyofthecincinnati.org/our-story-introduction/> (accessed January 23, 2023).

US history.org. "The Economic Bill of Rights." US history.org. https://www.ushistory.org/documents/economic_bill_of_rights.htm (accessed August 2, 2023).

Veterans of Foreign Wars of the United States. *Proceedings of the 30th Annual Encampment of the Veterans of Foreign Wars of the United States: St. Paul, Minnesota August 25-30, 1929*. Washington DC: Government Printing Office, 1930.

———. "VFW at a Glance." Veterans of Foreign Wars. <https://vfworg-cdn.azureedge.net/-/media/VFWSite/Files/Media-and-Events/Press-Room/VFWataGlance.pdf?la=en&v=1&d=20220211T210903Z> (accessed January 2, 2023).

謝辞

本論文は筆者が南山大学大学院国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものである。同専攻教授森山幹弘先生、並びに、同専攻教授山岸敬和先生には本研究の実施の機会を与えて戴き、その遂行にあたって終始、ご指導を戴いた。ここに深謝の意を表す。山岸先生には常に厳しくも温かく超えるべき壁を示して戴き、アメリカ研究について初学の筆者を論文完成まで導いて戴いた。口頭試問では審査員の同専攻教授上村直樹先生と防衛大学校長久保文明先生より有益なご指摘とご助言を戴いた。ここに深謝の意を表す。

最後に、大学院生活を通して出会った友人と先生方、そして筆者を側で支えてくれた母裕美に感謝の意を表す。